海軍一等水兵遠藤甚二郎。明治三十七年九月十八日、清國旅順口鐵島附近に於て戰死。
陸軍歩兵上等兵大久保四郎治。同年同月同日、清國砕子溝北方高地に於て戰死。
陸軍歩兵一等卒菊地久之助。同年同月同日、清國紅土嶺西北方高地に於て戰死。
海軍三等兵曹庄子丑次郎。同年同月二十六日、海國旅順口封鎖作業中戰死。
陸軍歩兵一等卒堀江亥三郎。同年十月十五日、清國本溪湖病院に於て負傷のため死亡。
陸軍歩兵一等卒三浦吉次。同年(月日不詳)、清國九連城高地に於て戰死。
陸軍歩兵軍曹門間新藏。同三十八年三月一日、清國陳家街に於て負傷、同日王富嶺附近に於て死亡。
陸軍歩兵伍長沼田權左衛門。同年三月六日、清國轉灣橋附近に於て戰死。

高砂村

陸軍歩兵一等卒勳八等小野元次郎。明治三十七年八月二十七日、張家屯附近に於て戰死。
陸軍歩兵上等兵勳八等村主興藏。同年十月十一日、清國三城子山に於て戰死。
陸軍歩兵伍長功七級勳八等鈴木權助。同年十一月十八日、清國奉天省大英守屯に於て戰死。
陸軍歩兵一等卒功七級勳八等鎌田文之助。同年十一月二十六日、盤龍山に於て戰死。
陸軍砲兵一等卒功七級勳八等加藤嘉七。同年十二月九日、清國盛京省遼陽兵站病院に於て病歿。
陸軍歩兵上等兵勳八等瀨戸善三郎。同三十八年二月二十七日、王宮嶺北方に於て戰死。
陸軍輜重輸卒勳八等、堀内百代治。同年同月同日、清國雪裡店患者療養所に於て病歿。
陸軍歩兵上等兵功七級勳八等片桐東兵衛。同年三月一日、滿洲紅土嶺附近に於て戰死。
陸軍歩兵一等卒勳八等志賀惣作。同年三月十三日。清國盛京省高台子定立病院に於て病歿。
陸軍輜重輸卒勳八等小窪延吉。同年九月三十日、清國盛京省南沙濠堡に於て病歿。
陸軍歩兵上等兵勳八等小幡彦右衛門。同三十九年一月二十一日、宮城郡岩切村岩切四十番地に於て病歿。
陸軍歩兵一等卒堀内門吉。同年四月一日、宮城郡田子自宅に於て死亡。

七ヶ濱村

陸軍歩兵上等兵功七級星源藏。明治三十七年七月十七日、清國新開嶺に於て戰死。
陸軍歩兵上等兵勳八等功七級加藤林治。同年十月十一日沙河に於て戰死。
海軍一等兵曹勳七等功七級中須賀養吉。同年十二月八日、旅順口に於て戰死。
陸軍歩兵二等卒鈴木松之丞。同三十八年一月二十七日、旅順口に於て戰死。
陸軍歩兵二等卒勳八等渡邊長助。同年三月九日、清國田義屯に於て戰死。
陸軍輜重輸卒勳八等伊丹三藏。同年(月日不詳)遼陽に於て病歿。

岩切村

陸軍歩兵一等卒石垣喜藤太。明治三十七年八月二十六日、清國砕子溝北方高地に於て戰死。
陸軍歩兵上等兵伊藤辰三郎。同年同月同日、清國砕子溝北方高地に於て戰死。
陸軍二等軍醫吉田慶藏。同年九月二日、清國遼陽龍皇始墳に於て戰死。
陸軍歩兵一等卒松谷熊吉。同年十一月九日、清國東三家子定立病院に於て病死。
陸軍歩兵上等兵瘦間利右衛門。同年十一月十七日、清國三城子山附近に於て戰死。
陸軍歩兵一等卒庄子清三郎。同年十二月一日、清國旅順に於て戰死。
陸軍輜重輸卒但木銀右衛門。同三十八年七月二十九日、清國吼屯舍營に於て病死。

利府村

陸軍歩兵一等卒勳七等功七級櫻井作兵衛。清國盛京省高臺子に於て戰死。
陸軍歩兵一等卒勳七等功七級小野彦三郎。清國奉天省三城子附近に於て戰死。
陸軍歩兵上等兵勳七等宮城作兵衛。清國盛京省本溪湖に於て戰死。(陣歿)
陸軍歩兵軍曹勳七等功七級高橋熊治。清國盛京省本溪湖に於て戰死。
陸軍歩兵特務曹長勳七等功七級鎌田廣志。清國旅順に於て戰死。

陸軍輜重輸卒勳八等鈴木善助。清國湯河浴に於て戰死。
陸軍歩兵二等卒鈴木勘藏。清國湯河浴義作附近に於て戰死。
陸軍歩兵一等卒勳八等赤間橘藏。廣島豫備病院に後途中病死。
海軍二等兵曹大友權太夫。玄海灘に於て戰死。
海軍一等機關兵鈴木運七郎。疾病歸還中病死。
以上年月日明瞭次第に順序を改む
陸軍歩兵一等卒菅野虎造。明治二十七年九月二日、清國水濱屯に於て戰死。
陸軍歩兵一等卒菱沼運記。同二十八年七月十日、清國鳳凰城守備中病歿。
陸軍歩兵上等兵千葉次郎。同三十七年八月廿七日、清國黑英台に於て戰死。
陸軍歩兵上等兵丹野清一郎。同年九月二日、清國遼陽に於て戰死。
陸軍騎兵上等兵安部忠藏。同年同月同日、清國旅順口二〇三高地に於て戰死。
陸軍歩兵一等卒丹野米藏。同年十二月一日、清國鳳凰城に於て戰死。
陸軍輜重輸卒鈴木安藏。同三十八年一月三日、清國前松木堡子に於て戰死。
陸軍歩兵上等兵只木藤兵衛。同年二月十四日、清國前松木堡子に於て戰死。
陸軍歩兵一等卒阿部兵太郎。同年三月六日、清國奉天に於て戰死。
陸軍歩兵一等卒遠藤市右衛門。同年三月九日、清國田義屯附近に於て戰死。
陸軍歩兵上等兵澁川酉七郎。同年同月同日、清國奉天北陵附近に於て戰死。
陸軍輜重輸卒遠藤福藏。同年十月廿六日、清國法庫門兵站病院に於て病死。
海軍二等信號兵曹內澁忠五郎。現役免官後死亡。
海軍三等兵曹細川金太郎戰死。　海軍一等水兵大瀧嘉右衛門。福岡大島沖溺死。　陸軍少尉加藤壽。自宅病死

浦戸村

陸軍歩兵一等卒內海善吉。明治三十七年十月十二日、清國拉山子第二師團假繃帶所に於て死亡。
陸軍歩兵一等卒鄉古彌吉。同年十二月五日、清國趙家屯東南方高地に於て戰死。

第十三節　殊勳者及閥歷

本節に謂ふ殊勳者は金鵄勳章功七級以上の受賞者なり。而してその閥歷行動の概要を叙述して後ちの青年男兒に資する所あらしめんと努むるも、資料に精粗の差あり、編者に執筆の日なし、強て完璧を望まんと欲する百年清河の歎あり。爲めに精を精とし粗を粗とし蒐集せる資料のみを尊重し、町村別に別載する下の如し。

原町

陸軍歩兵曹長功六級菊地幸次郎。同同功七級志賀子之助。同軍曹同由形富之助。同軍曹功七級佐々木隆治。同軍曹功七級阿部長三郎。同軍曹功七級山形哲助。同軍曹功七級大高留十。同軍曹功七級三浦市清。同軍曹功七級熊本末吉。同伍長功七級佐山勘四郎。同伍長功七級庄司彌平治。同上等兵功七級峯岸幸七。同一等卒功七級菅田祐八。海軍三等兵曹功七級小畑弓馬。

廣瀨村

陸軍歩兵伍長勳八等功七級安部源太郎。明治三年十二月鄉六に生る善左衛門の長男なり。日露の役第二師團第四聯隊第三中隊に編入せられて征途に就く。明治三十八年一月廿七日我兵松木堡子を守る。沙河を隔て、敵兵胡家臺に屯す。此日司令官は第三小隊長永山少尉に命じて軍使を撰拔せしむ。源太郎自ら進んで軍使の任を負ふ。敵前五十米突に到り、右手に白布を振り右手を擧げて招けども敵兵來らず、已むなく一書を枝楢に結び雪積の上に樹て、歸途沙河を渡る百米突の途上、敵彈腹部を貫通して即死す。時に年三十六。

陸軍歩兵伍長勳八等功七級小松七右衛門。明治十四年十二月下愛子に生る。日露の戰役第二師團歩兵四聯隊第一中隊に屬し、九連城。甜水站。砬子溝。沙河。黑溝臺。王富嶺に會戰し、三十八年三月二日高臺嶺附近守備中、敵兵二中隊の夜襲を享く、第一中隊之を擊退し、敵に多大の損害を與へしむ。此役七右衛門分隊長代理の任に在り、奮戰激鬪終に敵彈に斃る。年二十五。

陸軍歩兵上等兵勳八等功七級伊藤万三郎。明治十六年八月作並に生る、登三郎の長男。日露の役第二師團第四聯隊第三中隊に編入

出征の途に上る。三十八年二月廿四日、我軍總攻擊を開始し、四聯隊は敵兵の主力たる王富嶺に向ふ。嶺は天嶮の地に倚り、人工を施し一城塞を築き、守るに二重の鐵條網を以て防禦嚴重なり。各中隊より決死隊を募る。万三郎躍如として進んで加はる。二十七日午前四時鐵條網を擢破し歸途に就く刹那一發の敵彈胸を貫く、力三郎乃ち斃る。年二十三。

海軍三等兵曹勳八等功七級佐藤忠。明治十一年五月下愛子栗生に生る。父を平治と云ふ。日露戰役に當り軍艦平遠號の乘員たり。三十七年九月十八日旅順口鳩灣方面出動中哨艦の任務たり。時天候險惡歸航の途中、不幸敵の浮流機械水雷のために沈沒、艦長淺羽大佐以下百八十一名と共に愴烈の戰死を遂ぐ。

陸軍工兵軍曹勳八等功七級佐藤源太郎。久四郎の孫明治十三年鄕六に生る。日露の役第二師團工兵第二大隊に編入、三十七年四月二十六日鴨綠江敵前架橋に際し、源太郎胸部に敵彈中りて負傷す、五月一日鴨綠江本流架橋の殊勳により軍曹に昇任し、後ち各地に軍路、軍橋工事に從事し、三十八年十二月凱旋その功を賞せらる。

陸軍步兵一等卒勳八等功七級槻田襲三郎。圓三郎の次男明治十二年作並に生る。日露の役第二師團第四聯隊第六中隊に編入、三十七年三月鎭南浦上陸以來、鴨綠江・遼陽・沙河・奉天等二十余回の交戰に參加し屢ば偉功を奏せり、その一班を概說すれば・沙河の會戰に、分隊長以下十二名の決死隊を以て、近衛師團と第二師團の中間に傳令の重任を負び、猛烈なる砲火を冒かして前進中、分隊長以下十名は死傷の慘禍を被りたりしも、僅かに只だ襲三郎外一名のみ生存し、第四聯隊長に報告して重任を果せるの一事なりとす。三十八年十二月凱旋その勳功を賞せらる。

金鵄勳章　陸軍步兵軍曹西澤清十郎。陸軍步兵軍曹片桐善四郎。陸軍工兵曹長佐藤源太郎。陸軍步兵上等兵佐藤謙治。陸軍步兵一等卒槻田襲三郎。陸軍輜重輸卒早坂吉右衛門。海軍機關兵曹兒玉眞三郎。海軍機關兵曹石垣慶治。海軍三等兵曹庄司今朝松。

癈兵　陸軍步兵一等卒庄司新藏。陸軍砲兵輸卒早坂長五郎。陸軍步兵上等兵佐藤儂昔。陸軍步兵一等卒小松藤十郎。

大澤村

陸軍步兵軍曹勳七等庄子喜藏。明治元年二月右取郡生出村に生る。沼田喜惣太の三男なり。同廿七年三月本村庄子久之丞の養子となる。其年日清の戰役起る、第二師團衛生隊に編入、隊長步兵大尉小野重勳の配下に屬し、小隊長の要職に在り、廿八年一月二十日清國山東省榮城灣に敵軍を走らし先頭第一に上陸、後前衛に屬し二千有餘の敵兵を驅逐し榮城縣を占領す、此役烈風飛雪道路險惡駄馬未だ揚陸せず、小行李は悉皆擔架卒をして負擔運搬せしむ。廿七日以後孤山后及び橋頭集溫泉場鳳林集の會戰に、彼我の死傷頗る多く、屢ば危險を冒して繃帶所を開設し、且臨機の處置克く傷の凍創を防ぐ、十月十一日臺灣枋寮に上陸、加冬脚に於て猛烈なる臺灣兵抵抗を敢てものとせず、繃帶所を開設し衛生部隊の要請を滿たし一人の遲留者を出さずして傷者をして容易に收容せしむるを得たり。二十八年四月二十四日臺南を發し五月二日凱旋、從軍記章及び勳八等白色桐葉章並に年金二十四圓を下賜せらる。明治三十七年、日露戰役に際し、三十七年十一月十五日勅令後備步兵として召集、榴岡步兵第四聯隊補充隊に在勤、兵卒教育に任じ、三十八年十月二十二日召集解除。その功により從軍記章及び勳七等瑞寶章金百二十圓を賜はる。

陸軍步兵一等卒勳八等功七級今野助之進。明治二十四年十二月步兵第四聯隊に入營、二十七年日清戰役起るや同年十一月一日戰地に向ひ、後ち威海衛に旅順口に盛京省劉家屯に轉戰す。轉じて混成第七旅團に配屬して臺灣島に渡り、椒樹房膨湖島馬公港守備の任に當る。十月十一日番仔倫鳳山等の敵兵を退け、十八日師團の右側枝隊となり、十九日元松台に於て激戰遂に關帝廟を占領せり二十八年十一月十八日二十七八年戰役の功に依り金二十五圓並に從軍記章を賜はる。三十七年二月、日露戰爭起るや再び徵集せられて步兵第四聯隊に屬して戰地に派遣せられ、明治三十九年四月一日、三十七八年戰役の功に依り功七級金鵄勳章年金百圓及勳八等白色桐葉章三十七八年從軍記章等を下賜せらる。

陸軍步兵一等卒勳八等功七級庄子萬之助。明治三十年十二月一日步兵第四聯隊第六中隊に入營。三十一年十一月十八日臺灣土匪討伐として苗栗へ出發、功に依り金二十五圓を下賜せらる。三十七年日露戰役に際し第四聯隊第六中隊に編入、九連城の戰鬪に參加し、夫れより各所に轉戰、紅土嶺の戰に負傷し、大連兵站病院に收容せらる。

陸軍砲兵一等卒勳八等功七級天野文之亟。新吉の次男にして明治三十五年野戰砲兵第二大隊第一中隊に入營。同三十七年、日露の役戰地に向ふ。鴨綠江附近の戰鬪に參加し負傷す、後、奉天府の會戰に復た負傷し、沙許屯兵站病院に收容せらる。功に依り功七級金鵄勳章勳八等白色桐葉章及從軍記章等を下賜せらる。

陸軍步兵一等卒勳八等功七級奧田今朝五郎。明治三十六年十二月十五日步兵第四聯隊に入隊。三十七年二月四日、日露戰役起るや第十中隊に編入戰地に向ひ、三城子山燒達勾朝仙嶺鄧昭嶺玉富嶺に轉戰中病に罹り三月二十六日大連兵站病院に收容、九月十三日全

治第四聯隊補充大隊第二中隊に編入、十月一日歩兵第五十聯隊補充隊に轉じ、桃園及び大湖江臺灣の守備となる。その功により功七級金鵄勲章並に勲八等白色桐葉章及従軍記章等を下賜せらる。

海軍一等機關兵曹功七級佐子養、衛門。常に大志を抱き小事に拘泥せず、職業に熱誠なりしが海軍に志し合格して横須賀、吳、各處の海兵團にて研究勉勵し海軍一等機關兵曹に任ぜらる。日露戰役に各所に轉戰し殊功に立つ金鵄勲章功七級年金百圓を賜はる。

陸軍歩兵軍曹功七級奥山庄右衛門。芋澤中圖の人、十八歳陸軍々人を志願し、上等兵候補者に選抜せられ數年にして軍曹に昇進す日露役に從軍し殊功あり。金鵄勲章功七級を賜はる。

陸軍歩兵功七級佐藤善五郎。芋澤上川前區の人なり。溫良譯朴にして人と交るに信を主とす。日露の戰役に從事し殊功を立て金鵄勲章功七級年金一百圓を賜はる。戰平定の後ち家に歸り商業を營み居れり。

陸軍歩兵上等兵功七級早坂清十郎。大倉大籠區の人。日露戰役に從軍し歩兵第四聯隊第七中隊に屬し、各所に轉戰し、特に奉天の激戰には敵の堡壘に突撃し鐵條網を突破し、敵兵の狙撃する所となり、面部を貫通せられ尋て足部に重傷を蒙り敵の壕中に陷り、人事不省となるを見て以て既に絶命となし其儘遺棄して去る。吾軍亦戰死の調査を爲せるに幸にも一日半程にして蘇生し衛生隊の認むる所となる。後ち廣島病院に收容せらる。所屬の戰友は既に戰死となし家鄉に通知し家鄉に在りては二月某日を命日とし法會を行はんとす。然るに五十餘日を經過し戰死にあらざるを告ぐ、凶報轉じて吉信となる。然れども約一個半程治療を受くると雖も腦を貫通せられ且つ半身不隨となり萬死に一生を得て歸還するを得たるは稀有の幸運兒なりと云ふを得べし。功に依り金鵄勲章功七級年金百圓を賜はる。

陸軍歩兵上等兵勲七等峯岸宇右衛門。本村大倉の人。日露戰役に從軍し歩兵第二大隊第七中隊に屬し、各所に轉戰し遂に負傷す。戰功に依りて上等兵に昇進し、勲七等旭日章一時金一百圓年金五十七圓を給ふ。

陸軍一等看護長勲七等關庸次。大倉の人、日露戰役に當り、工兵第二大隊看護士に編入せられて朝鮮鎭南浦、清國安東縣鳳凰城其他各所に從軍し、一等看護長に昇進し勲七等青色桐葉章一時金三百圓を下賜せらる。歸鄉後文仙臺衛戍病院附在勤を命ぜられ勤續二ケ年半にして除隊。恩給年金一百八圓を下賜せらる。

根白石村

特務曹長勲七等功七級鈴木虎溪。軍曹勲七等功七級佐藤佐藏。上等兵勲八等功七級佐藤長四郎。上等兵勲八等功七級横田清五郎。上等兵勲八等功七級佐藤三藏。一等卒勲八等功七級相澤惣右衛門。一等卒勲八等功七級相澤松治一等卒勲八等功七級近藤清治。一等卒勲八等功七級安部清吉。砲兵伍長勲八等功七級川島長吉。海軍上等兵勲七等功七級小林秀治。一等機關兵曹勲七等功七級庄司門三郎。

七郷村

金鵄勲章功七級以上殊勲者氏名　齋藤重之助。遠藤清。庄子作十郎。大泉三之丞。庄子作右衛門。栗原清三郎。小島善三郎。齋藤喜藏。阿部胞吉。

高砂村

金鵄勲章功七級殊勲者氏名　口露戰役　鈴木槻助。鎌田文之助。片桐東兵衛。加藤嘉七。初田佐太郎。加藤幸右衛門。伊藤權六。今野萬藏。高橋榮三郎。鈴木新三郎。鈴木源五郎。鎌田文太郎。佐藤勇治。大泉傳藏。三浦清五郎。佐藤平七。宮野今朝吉。日獨戰役　鈴木勘次郎。

多賀城村

第二師團第四聯隊上等兵功七級本鄉富右衛門。同一等卒功七級鈴木幸之丞。

岩切村

日露役　陸軍歩兵曹長勲七等功七級鈴木理吉。陸軍歩兵軍曹勲七等功七級鈴木與次郎。陸軍歩兵伍長勲八等功七級櫻井貞四郎陸軍歩兵伍長勲八等功七級齋藤善之助。陸軍歩兵軍曹勲八等功七級鈴木音松。

利府村

（參照本章第十六節）

松島村

功三級　手樽六〇　中將　摺澤靜夫。　功六級　松島一二二　上等兵　稻富重雄。　功七級　島松三六　一等卒　若松榮吉。功七

級　松島八六　上等兵　南覺右衞門。功七級(大正二年死亡)松島一五　上等兵　眞野吉五郎。功七級　松島六二　上等兵　蜂谷菊治郎。功七級　松島八二　一等卒　加藤運之丞。功七級　高城六　伍長　今野幸作。功七級　高城一六　上等兵　關善三郎。功七級高城一三　上等兵　鹿野慶五郎。功七級　手樽四四　軍曹　稻富洞雲。功七級　初原一五　軍曹　櫻井庄五郎。功七級　槻廻二一等卒　鈴木養之進。功七級(死亡)幡谷四六　軍曹　大友彌兵衞。功七級　幡谷五五　軍曹大友仁三郎。

第十四節　戰役記念碑

明治二十七八年及び同三十七八年日清日露の戰役に參加し、國難に殉じたる戰死病歿の忠魂義魄を奉祭するの至誠は現代人の忠實に憑りて、益々義勇奉公の固有的民族性を後世に永く傳承せしめたり。題して「忠魂碑」「招魂碑」又「凱旋記念碑」「何々記念碑」と刻するも其性質は一なり、郡内町村に建置せる位置又は全文を掲ぐる下記に。

【原町招魂碑】　明治三十七八年の戰役に於て、戰死又は病歿せる本町出身のために、明治四十一年九月十五日、招魂碑を宮城野原八幡神社の境内に建て、其の精靈を弔ふ。

【鹽竈町忠魂碑】　は明治三十九年六月本町兵事義會及び奉公婦人會咨りて碑を鹽竈神社の傍に建て、本町出身戰死病歿者の忠魂を弔ふ題して盡忠報國の碑と云ふ。

盡忠報國碑。第二師團長陸軍中將正四位勳一等功四級西島助義蒙額。

露西亞。國大兵衆、自貢其強事侵略。北合芬蘭。南壓波斯。及土耳古。西亡波蘭。東割清土遠越遼河。而據滿洲其意欲尙未已。更欲制韓國扼我邦。明治三十七年二月。我皇赫怒。興膺懲師。我軍所向。于陸于海。莫弗克捷矣。三十八年八月。彼竟乞割樺太講和皇威赫々。宣揚于海之內外。掎哮蹙矣。是役也。陸前宮城郡鹽竈町。壯丁屬第二師團。及近衞師團。陣亡者九人。頃日鹽竈町兵事義會員。胥謀曰。是役之大捷。上賴皇上之威稜。下由士卒之忠勇。而吾鄉壯丁亦與焉。此實代吾儕報國恩者。宜表彰姓名。而傳諸不朽也。遂建碑鹽竈神社之傍。請文于余。余乃嘉其擧。不辭而敘之。以銘曰。

蠢爾露國。孝食無已。恣睢跳梁。東洋震驚。我皇赫怒。出師問罪。貔貅壓城。燦爛蔽海。齊敵王愾。憑人一鼓。既塞亘纛。又摧堅壘。彼乃悔悟。講和有禮。皇威煜燿。光被八紘。自非職由。諸君忠誠。爭得如此。奮我顯庸。永懿享嘗。介士之常。殞身異域。千載貽芳。矧代邑民。貞珉勒銘。

明治三十九年六月

仙臺　木村敏撰　利府　高橋文彌書

明治三十七八年戰役戰死病歿者

陸軍步兵軍曹勳七等功七級菅原虎之助。陸軍步兵伍長勳七等功七級鈴木忠吉。陸軍步兵上等兵勳八等功七級鈴木松右衞門。陸軍步兵上等兵勳八等功七級鈴木馬助。陸軍步兵上等兵勳八等功七級田口清作。陸軍工兵上等兵勳八等菅原周吉。陸軍步兵一等卒菅野作藏。陸軍步兵一等卒小野太郎。明治三十九年六月鹽竈町兵事義會奉公婦人會建之。

【廣瀨村外征記念碑】　今泉彪撰併書碑文左の如し。

我邦古來興外國。交兵戈不一而足也。而往昔姑措焉。近時則一爲明治二十七八年日清戰役。一爲明治三十七八年日露戰役。抑斯兩役興强敵戰百戰勝。旭旗所向草本披靡。恰如行無人境。遂耀國威於八紘。伍世界最强國之班。是固雖由叡聖文武大元帥陛下。威稜之所使然。抑亦非從軍將士粉骨碎身百戰沙場之功。則安得如此乎哉。宮城郡廣瀨村民之從日清役者二十二人。從日露役者一百十五人。而戰死病死者合兩役十人。不可謂少也。頃者鄉黨士相謀欲建記念碑傳從軍諸士勳績於後昆。介村長森田多藏請余文。餘嘉其擧。作文及銘與之。銘曰。

旭旗堂堂。海陸掩擊。百戰百勝。尚無勍敵。德及蠻貊。威耀八紘。兵戈正戰。四海澄清。皇上之威。亦諸士力。竑樹豐碑。大書深刻。石有時磷。名垂竹帛。

【大澤村昭忠碑】　刻文左に。

肝忠義膽。陸軍中將正四位勳一等功二級男爵松永正敏篆額。明治三十七年露國滿韃占據滿洲將破東洋平和不聽我妥協　天皇震怒二月十日發　詔宣戰曰陸海之軍宜極力從交戰之事　朕倚汝有衆忠實勇武期速克復平和於永遠以保全帝國光榮詔下臣民憤慨切齒金誓欲以身許國一死奉於是王師所向陸海皆捷敵軍或遁或降遂割樺太島之一半以講和我武維揚威振萬邦於戲盛矣哉此役宮城縣宮城郡大澤村

從軍者一百一人其屬第二師團及第七師團者即參加於鴨綠江摩天嶺遼陽沙河奉天旋順等戰鬪其屬梅澤旋團與樺太軍即者轉戰於本溪湖其他各地衛祁奏冒隆暑猛進奮擊能盡其職今運戰死于碎子溝佐藤松三郎結城多利之助荒井作兵衛加藤庄吉佐藤助治郎廣谷養右衛門刈田山三郎早坂幸治郎遊佐誠治郎等前後病歿其餘皆凱旋焉吁嗟當諸人足出鄉閭之日固分死誰敢期生還者然而天佑神助彈丸不能傷瘴癘不能毒錦衣歸鄉復見骨肉父老朝廷論功行賞恩寶優渥可謂幸矣而一念及戰死病歿者則不能不黯鎭魂焉蓋是人之情也頃者有志之士相謀將建石以慰其英靈兼記出征顛末以貽子孫養成忠君愛國之志氣請松永第二師團長照宇且具狀來謁予文予深義之乃叙其梗概係以銘曰

嗟我帝國　屹鎭極東　寶祚之隆　天壤無窮　舉國一致　熙熙雍雍　和信恭儉　克孝克忠　勵精勤勉　于樂于農　一旦緩急　義勇奉公　勇進邁往　奮不顧躬　惟此一百　護國之雄　死生雖異　其功載同　玆勒貞石　建諸巖淀　子孫相繼　遣憶祖功　夙夜弗懈　以顯遺風

鐵軒　友部伸吉撰　默庵　久保節書

【根白石村昭忠碑其他】　刻文左に。

尙忠紀碑。陸軍少將正四位勳二等山口素臣篆額。明治二十七年王師討清國渝祖之罪先是隣邦朝鮮有東學黨之亂賊勢倡獗韓廷不能鎭壓之上下苦塗炭當是時清國漫以朝鮮爲屬邦籍名鎭內亂陰送大兵於國境其意蓋欲舉朝鮮入道爲己版圖也於是我大日本帝國不忍坐視隣邦之危殆遣使臣詰其亡狀清國依違不答遂使北洋水師提督丁汝昌扼我海軍於渤海我軍邀擊之實其年七月二十五日也尋戰于牙山于成歡于平壤皆擊殲之而清國猶不悛頑驚圖再舉皇上赫怒八月一日下宣戰之詔九月十三日進大纛於會廣島而皇上親裁戰機海軍大舉以問其罪旭旆所向醜虜奔竄草木風靡進拔九連鳳凰旅順牛莊諸城於是遼東半島歸我有清軍退保威海衛與丁汝昌等聚海陸之兵銳據天險以固守我海軍攻之久而不拔及使第二師團往討之九月二十六日發仙臺翌廿一月解纜於宇品港進攻威海衛師團長佐久間將軍與海軍司令官伊東將軍海陸合擊電發凡厲不假餘力丁汝昌遂不敵悉致艦船於伊東將軍自裁乞降將軍慰籍許其降歸將卒陸軍尋潰威海衛諸塞亦歸我有此年四月清帝悔過遣大臣李鴻章納償以割臺灣乞和而臺灣匪徒所在蜂起近衛師團奉命討之第二師團亦轉戰亡幾全島平定而第二師團一部駐服守備之任嗚呼我國之征異域前有神功後有豐公皆足以輝我國威況此役名正義明皇威所震滿清懾伏列國驚歎徵諸古今實所未嘗有可不謂雖哉夫清國之大兵戈之多優于倍我然未出二年而奏勦攘之功者雖由皇上之威靈與諸將之才略抑亦戰鬪之士以國害爲私讐視死如歸之所致也我泉岳之鄉從軍者六十餘人皆純忠義烈之士也近者鄉人相謀長欲不朽其名請余文余以不文固辭不獲依記述其梗概云爾

明治二十九年八月有五日　太田豐吉撰　仲書　庄司清吉刻

祝捷碑。義勇奉公　第二師團長從四位勳二等功二級男爵松永正敬篆額　宮城郡根白石村祝捷碑　仙臺岡濱撰並書

明治三十七年對俄交涉告絕　聖詔宣戰我海軍轟擊敵艦於仁川封鎭旅順港口陸軍第一軍涉鴨綠江第二軍第四軍東西並進拔遼陽第三軍陷旅順諸道北進攻圍奉天勦斃二十餘萬人海軍邀擊波羅的艦隊日本海藏之更派一軍略樺太米國大統領居間調停兩國大使議定和約始息戰此戰扶韓國復滿洲全清國版圖功列耀于宇內我宮城郡根白石村從軍者百五十四人其凱旋皆霑恩典村在泉岳麓戶數七百風俗淳厚業農桑牧畜從軍者之發村人諸軍人家族保護會助耕耨給衣食使其父母妻子無復所憂焉更約一法男子自二十至五十每月醵貲以充送迎慰問之費用意無所不至是以衆皆有進死之志無內顧之虞戰溯二年冒寒暑觸瘴毒而每戰率先以勇敢稱者未必不由於此也今玆丁未八月村人相謀將建石勒偉績請文於余嗟夫根白石僻隅山村而此役村人效力於國事至此可以爲永鑑也因記事由繫銘銘曰

青葉城西　泉岳聳空　嶽麓一村　民俗驍雄　滿洲軍興　心力協同　父兄勵內　子弟忘躬　于海于陸　砲火交攻　兇虜服罪　皇威赫隆　六師奏凱　優恩賞功　義勇可嘉　銘垂無窮

明治四十年歲次丁未十一月三日建之。石工伊澤德藏彫刻。

御即位御大禮記念碑。八十三翁白石良元題額。維時大正四年十一月十日　今上天皇陛下踐萬世一系之寶祚以修即位之大禮鉅典盛儀前古無比億兆抃舞四海謳祝吟帝德昭明皇謨維蔚是日村民咸集設場於八幡社境內蕭呼齊頌表華祝之誠意忻懽抃躍禱聖壽之萬歲今拓社西之地三百十有二坪設爲公園植以櫻松杉樹數十株永爲之記念玆謹叙其由來云爾。

大正六年二月十一日　根白石村建設　馬場直正並書　伊藤德藏刻

【七北田村忠魂碑】　は本村市名坂、村社二柱神社の神域に建置し、賽者をして愛國盡忠の至誠を發揚せしむ。碑に左記の文を刻す。

（中央）忠魂　第二師團長陸軍中將中島正武書　大正十年三月十日七北田村兵事會建之

【七郷村凱旋記念碑及日露役記念碑】　七郷小學校の西街路の交叉點にあり、明治三十七八年戰役記念の爲同四十年二月建設となるもの、又日露役記念碑は蒲生區海岸運河の畔（東側）にあり。碑銘左に。

明治四十五年五月　宮城郡長正六位勳五等高岡松郎撰文　金華山鎭座縣社黃金山神社社司佐々木舜永書
鹽釜町　志賀清瀾謹刻　勳七等高砂村長花淵鴻吉　助役　橋本安次　收入役　小野德右衛門
兵事係　野村有章（建設委員氏名略）

【岩切村忠魂碑】大正十二年秋十月建之（表記）在鄕軍人世話人一同（蔭記）と刻せり。

【利府村征清紀念碑】は明治三十一年五月、又日露戰役紀念碑は大正五年八月共に小學校の高邱留主館城址に建つ、二碑の刻文左に。

征清碑。第二師團長正四位陸軍中將勳二等功三級男爵西寬二郎篆額。

明治廿七八年征清の役は、我帝國開闢已來の大戰にして、亦空前絕後の大捷なり。これもとより我　大君の御稜威によるとはいへ已が海陸軍人義勇奉公の至誠によらざるはなし。此役我利府村より、軍人を出すこと三十有三人。軍屬を出すこと五十餘人、與りて榮耀ありといひつべし。依りてこの人々の姓名を大書深刻して之を閭里に旌し以て之を後昆の紀念とす。庶幾はくはわが村尙武の氣風を作新するに足らむか、其姓名左の如し。

明治三十一年五月　宮城縣師範學校教諭　木村敏校閲　宮城縣利府高等尋常小學校長櫻井藏二撰文
仙臺　四竈納堂書

日露戰役記念碑。第二師團長陸軍中將正四位勳一等功二級南部辰丙篆額。宮城縣宮城郡利府尋常高等小學校長櫻井藏治撰文。

明治三十七八年役。我軍連戰連勝。所向無敵。陷城壘摧艦艇。俘虜約四萬。戰利品不可舉數。其間從軍者百二十萬人。戰歿者六萬人。軍資無慮十三億圓。而收曠古之偉績。雄國威於八紘。是固雖由　我皇威稜。而不賴陸海將卒之。義勇奉公。則焉得收如斯偉績乎哉。我利府村從軍者。陸海共百二十八人。就中隕命於硝烟彈雨之間者。陸軍步兵特務曹長勳七等功七級鎌田廣志。陸軍步兵軍曹勳七等功七級高橋熊治。陸軍步兵上等兵勳八等宮城作兵衛。陸軍步兵上等兵勳八等功七級小野彥三郎。陸軍步兵上等兵勳八等功七級櫻井作兵衛。陸軍步兵一等卒大久橋太夫。陸軍步兵一等卒赤間權藏。陸軍步兵二等卒丹野長五郎。陸軍步兵二等卒鈴木勘藏。陸軍輜重輸卒鈴木養助。海軍一等機關兵曹勳七等功七級川村喜作。海軍二等機關兵鈴木運七郎等十二人。嗚呼。一死報國恩。置邦家於泰山之安者。豈可不欽崇哉。乃錐門其氏名于貞珉。旌諸閭里。以垂後昆。庶幾舞士氣振作尙武之氣風矣。

凱旋記念碑。七鄕猪狩一郎撰。露國占據滿州。威壓韓國。終欲迫我國。東亞之形勢。日顏危殆。我皇命使臣促其撤兵。且議以滿韓經營。彼陽諾而陰然增兵。事益不測。明治三十七年二月十日。我　皇發宣戰大詔。海陸總兵五十萬。肅々進發。第一軍拔九連城第二軍略南山得利寺。第四軍取岫巖。諸軍連勝。乘勝陷遼陽。進攻沙河附近壘磧。本溪湖朝仙嶺之敵最頑强。奮攻晝夜。敵不能支而潰走。我軍因敷冬營於河岸焉。聯合艦隊向旅順。擊破敵艦。閉塞港口。第三軍攻其背面二零三。敵塞張鐵網設鹿柴。防禦無不至我軍苦戰迫之。敵腹背受兵。死屍山積。及諸壘陷。城將策盡。揭白旗而降焉。旅順既陷。各軍壯其鋒奪沙河壘。拔黑溝臺、三方圍奉天。奉天要地。敵所據以制滿洲三省。兵衆倍我。防戰最勗。我軍使鴨綠江軍迂回。牽制敵軍。大舉奮鬪。踏死屍入敵壘。敵大敗棄城走。我軍追擊。至鐵嶺。開原昌圖不戰而披靡。當此時我艦隊邀擊波羅的艦隊於日本海。殄滅之、更發別軍於樺太。占領路易哥布。於是敵海陸顚覆。不能復抗我。我軍將連海陸攻浦港。適米國大統領居中調停。我　皇派大使於米國。會露國使臣。議定和約十五款。兩國交義始復舊。此爲三十八年十月十六日矣。此役我宮城郡七鄕村壯丁二百九人。從海軍及第二第七近衛各師團而出征。勇壯壯烈。參加各地戰鬪。死者八人。傷者二十一人。其奏凱班軍。各賜以勳位恩金矣。嗚呼萬里出征。閱二十月。百戰攻擊。懲彼驕傲。扶植韓國。使東亞天地再歸清明。可謂絕大壯舉也。鄕人相謀欲勒偉績於貞石。表從軍者功勳。以使後進子弟有所矜式。請文於余。余喜其美舉。不自顧淺劣。叙之梗概。繫以銘曰。

露國南侵。背約渝盟。大詔宣戰。六師出征。陸屠豺虎。海斫鯢鯨。天地冥晦。雷霆震轟。閱月二十。禍乱初平。論功行賞。赫赫明明。嗚呼偉哉。國家干城。此建豐碑。永留英名。

陸軍中將從四位勳二等功二級松永正敏篆額。仙臺岡濯書。

明治四十年歲次丁未二月十一日建之。三浦元象刻。

裏面ニ陸海從軍者の氏名あり。

【高砂村日露戰役記念碑】明治三十七八年日露戰役。寔爲空前偉舉。宮城郡高砂村壯士從軍遠征者。實二百十三人皆有功勳者。於是。有志胥謀。欲樹記念碑傳績以後昆。第二師團長正三位勳一等功二級男爵松永正敏君。示冀贊之。乃深刻從軍者氏名于貞石。聲以銘舜。擇村中勝地樹之云銘曰。盡忠報國。惟有一誠。赳赳武夫。國家干城。

前記の征清紀念碑に、軍人を出すこと三十有三人、軍屬を出すこと五十余人。又日露戰役紀念碑に、我利府村從軍者陸海共百二十八人の文字あり。（所屬部隊氏名略）

【松島村忠魂碑】　日清日露の戰役に本村より參加せる、戰死病歿者のために、二千一百余圓を投資し、揮毫を摺澤中將に請ひ、忠魂碑の三字を刻し、碑を松島小學校々庭の南隅に建置し、義勇奉公の至誠を表顯し、併せて尚武の氣象を作興せしむるの資とす。

【浦戸村忠魂碑】　中央に「忠魂碑」へと刻し右側及左側に左の如く刻せり。

明治三十七八年役浦戸村戰死者

明治三十八年三月二日清國盛京省紅土嶺西南方高地に於て戰死　叙勳八等授白色桐葉章　陸軍歩兵一等卒　土見勝四郎
同　三十七年十二月五日同國同省趙家屯東南方高地に於て戰死　叙勳八等授白色桐葉章　陸軍歩兵二等卒　郷古彌吉
同　三十七年十月十二日同國同省牛粒子山に於て戰死　同　陸軍歩兵一等卒　内海善吉
明治三十九年十二月　日　　豫備陸軍歩兵少尉正八位　白石廣一建之。

第十五節　公私團體

第一項　日本赤十字社宮城支部

明治二十七年一月四日、日本赤十字社宮城支部を設置し、知事勝間田稔に支部長を囑託せられ、各郡に委員を置き郡長をして其任に當らしめ、各町村に分區委員を置き町村長に囑託せし以後現代に及ぶ。

先是。明治二十年十二月十日、日本赤十字社宮城縣地方委員を新設し、知事松平正直に委員長を囑託し、委員部事務所を縣廳衛生課内に設置し、各郡役所に委員部事務所を置き、更に庶務・會計の二課を分置し郡書記をして事務を分擔せしめたるは、宮城支部開始の濫觴なり。

聊かその淵源を略述するに、大正十五年を距る七十三年、安政元年（皇紀二五一四、西紀一八五四）三月、露土の國交は斷絶せり。英佛同盟して土國を援けて露國に抗す。九月十四日英佛の同盟軍クリミヤに上陸、アルマ河の初戰に露兵を破り、續いてセバストポールの攻圍に、インケルマンの戰に、ケルの戰を始めとし、倉庫を破り城廓を陷れ連戰連勝終に西紀一八五六年三月三十日巴里の條約に平和に復す。所謂るクリミヤの戰爭此れなり。この戰役に、英國の死亡者二萬六千五十六人にして、戰死者二千五百九十八人、他の一萬八千五十八人は悉く此れ病死者なりしと云ふ。

クリミヤ戰爭勃發の第一年十月二十一日ナイチンゲール孃は戰爭道德の必要を痛感し、三十八人の婦人を一隊とし、熱病・虎列刺病の猛襲を受け、創痍は繃帶せられずして糜爛し、病者垂死者の憐鼻の裏に、温情春の如き懇切に、傷病者の慰安恢復に夥しき功勳を輝かしたりき、ゲール孃歸來、看護婦養成の基金を募集せしに、忽ちにして五萬磅の額に達せり。内四萬磅はクリミヤ出征軍人の出資の額なり。

安政六年八月二十四日佛國第三世ナポレオンはサルヂニアと合同して、墺太利軍と戰ふ。この時に當り、永久局外中立を標傍して歐洲大陸中に介立せる、瑞西國人ヘンリー、デユナン氏は、救護法締結の必要を痛感し、一書を著し熾んに傷兵救護事を皷吹して、天下の人心を感動せしめたるの功空しからず、我文久三年西紀一八六三年十月二十三日より二十九日に亘り、英・佛・墺・西・丁・瑞・和・普各國代表者を瑞西に來會せしめて、十ヶ條を締結せられたり。其の第一條左に。

各邦一の中央委員を組織し、戰あるに臨み、其の力の及ぶ限り、軍陣醫療の業を幇助すべし。但し委員の組織は各邦適宜の法に

依るを得べし。

慶應元年(西紀一八六七)巴里に於ける規約により、初めて萬國赤十字總會を開き、後ち明治十五年西紀一八八二年米國を始め、更に十ヶ國の加盟をなすに至れり。明治十九年(西紀一八八六)六月五日我國亦加入し、十一月十五日加盟を公布せられたり。

先是。明治十年(西紀一八七七)西南の役起る。元老院議官大給恒・佐野常民兩氏唱導の下に報國恤兵の主義により博愛社を組織し、社則五ヶ條を議定し、其第一條に「本社の目的は、戰場の創者を救ふにあり、一切の戰爭は曾て是れに關せず」と畏くも皇后・皇太后・皇族方に於かせられては、繃帶材料を御調製あらせられ、之を傷者の救護に充て給ふ。外朝野の有志就中華族は、爭ふて金品を軍營に寄附せられ、官軍の傷者を收容し、尚ほ餘力あらば賊徒をも救護せんことを企てたるものにして、當時に於ける上流社會の國民性を窺知するの端なるべし、何れにしても前後の差こそあれ彼我の傷病兵を救護し得たるは、日本に於ける亦十字事業の嚆失と謂ふを得べし。

明治二十七年十二月現在、本郡社員の數賛助員六名、正社員八十九名計九十五名とす。同三十一年十二月二十八日現在、特別社員一名、終身社員三十二名、正社員七百十八名、賛助社員二名計七百五十一名なりき。爾來三十年の歳月を累ね、大正七年増加して千百九十八名となり、更に五年の後同十一年、千四百三十九名を算ふ。左表の如し

日本赤十字社員　大正七年三月及十一年七月現在對照表(宮城郡勢一斑轉載)

町村名	年次	有功	特別	終身	正	計	備考七年人口千對社員
原町	七年	一	二	一六	四〇	五九	七・六
	十一年	—	六	五五	四一	一〇二	
鹽竈町	七年	—	三	七七	八一	一六一	一五・三
	十一年	—	四	一四九	四四	一九七	

町村名	年次	有功	特別	終身	正	計	備考七年人口千對社員
廣瀬村	七年	—	—	六	一九	二五	七・二
	十一年	—	—	一五	三七	五二	
根白石村	七年	—	一	七一	五一	一二三	二五・一
	十一年	—	二	一二〇	二八	一五〇	
七郷村	七年	二	—	四八	五三	一〇三	一三・二
	十一年	—	—	八六	一六	一〇二	
七ヶ濱村	七年	—	—	二五	四八	七三	一〇・六
	十一年	—	—	三九	三七	七六	
岩切村	七年	—	—	一五	三五	五〇	一〇・三
	十一年	—	一	二四	六九	九四	
松島村	七年	—	一	八一	三九	一二一	三・八
	十一年	—	六	一一九	一六	一四一	
大澤村	七年	—	—	一三	三二	四五	一一・六
	十一年	—	二	二五	三一	五八	
七北田村	七年	—	—	六一	三五	九六	一八・五
	十一年	—	—	七一	二三	九四	
高砂村	七年	—	—	六八	七三	一四一	三九・八
	十一年	—	三	一二五	三三	一六一	
多賀城村	七年	—	—	六九	二七	九六	一七・四
	十一年	—	一	八一	二九	一一一	
利府村	七年	—	一	三九	四八	八八	一六・〇
	十一年	—	二	五〇	二三	七五	
浦戸村	七年	—	—	四	一三	一七	一〇・五
	十一年	—	—	一〇	一五	二五	
合計	七年	三	八	五九二	五九五	一、一九八	一四・〇
	十一年	一	二七	九六九	四四二	一、四三九	

大正十二年以後町村別に統計を示すこと不可能なりしも、本郡を通じて、大正十二年百七十七人、同十三年百八十八年、同十四年百六人は新入正社員の數なりとす。而して有功社員及び特別社員の氏名等を列記する左の如し。

大正十三年特別社員推薦。坂定義・氏家時介・末永幸平。

同十四年　有功章授與。大宮司雅之輔。特別社員推薦　今村喜平治・嶺岸伊三郎・關庸次・大江田慶源・鈴木榮吉・齋藤勘四郎・赤間金治郎・戸石杢市・櫻井寅治・赤間重次郎・澁谷吉三郎・岩松喜藏・宮澤權左衛門・赤間乙五郎・佐浦もと。

日本赤十字社定款は永き歳月の間に更正改竄の沿革は姑く措き、大正十二年五月十六日第三十一回總會に於て改正を議定し、同年七月十七日の認可は即ち現行法なり。

【宮城支部の事業と本部】最近宮城支部の事業は擴張せられ、救護の準備としては、救護團體の組織と常設診療所、講

習會を始めとし、少年赤十字團及び夏季兒童保養所等とす。

（少年赤十字團）　大正十三年六月少年赤十字團則及細則の準則を定め、縣下各小學校に對し、少年赤十字團要領並に諸規則を頒布し、同年十二月十八日第一回少年赤十字會議を開催せられたり。

委員部名	團員			班數	承認順位	承認年月日	團長
	男	女	計				
宮城郡高砂	八	二三八	二四六	八	三	大正一三、九、三日	小畑龜吉（十四年拔）
同　高砂	八	一二五	一二六	四	三	同　一三、九、三日	牛澤今朝治（十二年拔）
同　七北田	八	二三三	二四八	四	三〇	同　一四、四、二四日	山崎忠右衛門
同　南小泉	五	六一	五〇	二	二四	同　五、七日	濱谷伊太郎
同　岡田	五	五四	六〇	二	三七	同　八、一日	武澤喬
同　中野	七	七八	七四	二	三五	同　九、二六日	杉沼榮治郎

（夏季兒童保養所）　虛弱兒童の體質改善、健康增進に資するがため、大正十二年八月縣下小學校兒童の夏季休暇を利用し、本郡七ヶ濱村松ヶ濱小學校に、第一回夏季兒童保養所を開設し、良好の成績を收めたるにより、同十三年八月三日より、二十三日に至る、二十一日間前年施行の松ヶ濱小學校に第二回を開設し、收容人員を增加し百四十名と爲し、復た良好の成績を收めたり。入所兒童健康增進の狀態を表示せんがため、大正十四年に於ける收容兒童身體檢查表を揭ぐ。

年齡	性別	人員	平均體重 增減 入所時	平均體重 增減 退所時	平均身長 增減 入所時	平均身長 增減 退所時	平均胸圍 增減 入所時	平均胸圍 增減 退所時
九年	男	三三	三一、八九〇	三三、八二〇	一三二、一	一三五、三	六五、三	六六、一
	女	七	三一、三六八	三一、七三〇	一三一、八	一三五、〇	六五、三	六五、六

年齡	性別	人員	平均體重 增減 入所時	平均體重 增減 退所時	平均身長 增減 入所時	平均身長 增減 退所時	平均胸圍 增減 入所時	平均胸圍 增減 退所時
十年	男	二一	二四、九〇七	〇、八三三	一二二、一	一二六、六	六五、七	六六、一四
	女	二一	二五、一〇四					
十一年	男	二六	二七、三一一	二七、八八〇	一三〇、一	一三一、八	六五、九	六六、一四
	女	二五	二六、六四八	二七、四七〇				
十二年	男	三三	二八、三五五	二九、一四六	一三四、六	一三五、二	六五、一	六六、一四
	女	三三	二八、四三三	二九、三六九				
十三年	男	四	二七、七五五	二八、一二〇	一三二、七	一三五、〇	六五、一	六六、一四
	女	四	二九、四四四	三〇、四一〇				
十四年	男	一一	三三、七四〇	三五、一八〇	一三四、一	一三五、六	六四、一	六六、一四
	女	一一	三〇、一七七	三一、一〇〇				
合計	男	八八	二七、一〇一	二八、一一〇	一三一、三	一三五、〇	六五、一	六六、一四
平均	女	五〇	二六、七三三	二七、五七一				

備考　一、中途退所せるもの男二名を除算す　二、增減比較左の如し

區分	性別	體重	身長	胸圍
增加せるもの	男	七三名	七九名	七六名
	女	三六名	四五名	三九名
增減なきもの	男	四名	九名	一二名
	女	五名	五名	一一名

區分	性別	體重	身長	胸圍
減少せるもの	男			
	女	一一名		
		九名		

保養所關係職員氏名左に。（大正十三年）

主管支部主事	戶田元太郎	
衛生主任	宮城郡松ヶ濱小學校醫	坂定義
教務主任	宮城郡七北田小學校長	佐藤兵藏
囑託（醫事衛生）	宮城郡笠神小學校醫	松田興一郎
（教務副主任）	宮城郡松島小學校長	鈴木小右衛門

敎務係	仙臺市東二番丁小學校訓導	鹿島清之助	同	栗田英四郎	同 赤間勇
	宮城郡原ノ町小學校訓導	板橋次之丞	同	千葉豐	同 前田河ふぢよ
	宮城郡鹽竈小學校訓導	星直三	同	狩野伊三郎	同 阿部つる
			同	鈴木とみゑ	
	宮城郡七北田小學校訓導	江本勇			
	宮城郡松ヶ濱小學校訓導	河田武雄			
事務員	支部書記	大町力	同	技手齋藤豐	
	救護看護婦	伊藤くに	同	小松みつほ	同 鎌田よう
	原町 二七	鹽竈 二五	廣瀨 一五	大澤 一八	根白石 三七 七北田 二五 七鄉 二六
	高砂 三五四	七ヶ濱 一六五	多賀城 二六〇	岩切 一六三	利府 二六 松島 二六四 浦戸 三一

第二項　愛國婦人會宮城郡幹事部

愛國婦人會宮城支部を設置し、愛國婦人會宮城支部何郡幹事部と稱し、幹事長一名事務員若干を置く、幹事長多くは郡長の令夫人に囑託し又郡書記をして庶務會計の事務に當らしめ又各町村に分區委員を配置し分區の事務に執掌せしめたり。大正四年一月十一日幹事部長高岡よね子辭任し、事務引繼書の一班は克くその事蹟を表示したり、抄錄左に。

本會當幹事部に於ける事務は、庶務と會計とに區分し、左の四名に事務委員を囑託したり。

庶務。阿部政吉。根元甚太郎。會計。佐藤甲治。曾我傳。町村に於ける庶務及會費の收集方は、町村地方委員をして直接其任に當らしめあるも、事務委員に左の町村を分擔區域と定め、常に督勵せしめたり。

七鄉。高砂。七ヶ濱　阿部事務員。　多賀城。鹽竈。浦戸　佐藤事務員。

岩切。利府。松島　曾我事務員。　廣瀨。大澤。原町。根白石。七北田　根元事務員。

事務取扱費は、前年まで壹圓に付七錢交付せられたるときは、內貳錢を町村に、五錢を幹事部經費と爲したりしも、本年に限り會費壹四に對し、拾貳錢交付せられたるを以て、內五錢を町村に、七錢を幹事部經費に當てたり。其本年中取扱たる會費及經費の受拂左の如し。

會費	越高	受入高	拂出高	現在高	
	八、八〇	四五、一〇〇	四六、一三〇	三、八五〇	
計	三一、〇七〇	五六、八〇	五三、四一〇	三六、五一〇	
	越高	受入高	拂出高	現在高	
幹事部經費	二、一九〇	五三、八〇	五二、四一〇	三、六〇	

大正四年有功章授領者、原町庄子ゑか●根白石村太田ゑなじ●七北田村若生ろく●七鄉村高岡よね●早川ちやう●高砂村佐藤やをよ●岩切村今村きよ●利府村丹野みな●高橋みん●松島村大宮司せん●大友きく●中村なを●青木きよ●浦戸村白石きよし、の十四名なりとす。

此の年宮城郡幹事部創設以來、死亡●轉出●退會の移動を調査せるに、郡內を通じて三百九十七人の多きに達せり。町村別左に。

町村名	死亡	轉出	退會	終身 死亡	終身 轉出	終身 退會	計
原町	一	三	四	一	一〇	二〇	四九
廣瀨村	一	一	一	一	一	一	五
根白石村	三	一	九	三	九	一五	四八
七鄉村	五	一	三	一	一	二三	四四
高砂村	一	二	五	三	三	一	一四
七ヶ濱村	二	一	五	四	三	一	一四
岩切村	二	一	五	五	三	一六	三三
松島村	一	四	三	六	一〇	四	二八
合計	二四	一三	六四	二一	七九	一三九	三九七

町村名	死亡	轉出	退會	終身 死亡	終身 轉出	終身 退會	計
鹽竈町	三	五	七	九	二六	八八	
大澤村	二	一	一	一	一	五	
七北田村	一	一	四	三	七、一七		
高砂村	一	二	五	三	三	一	一四
多賀城村	一	一	九	四	四三	五七	
利府村	二	一	九	七	五	三	二七
浦戸村	二	一	一	一	一	一	三

愛國婦人會員町村別及種別（大正七年三月同十一年七月現在）特に大正七年人口千に對する員數を附記するに左に。

町村名	有功	特別	終身	通常	計	大正七年千人對比
原町	大正七年二	二	七〇	五	七九	一〇・二
	同十一年六	—	七一	一〇	八七	
廣瀬村	〃	—	五	九	一四	三・七
	〃	—	五	九	一四	
根白石村	〃	一	一二一	四	一二六	二五・七
	〃	二	一二一	六	一二九	
七郷村	〃	一	二	一四	三九	五・〇
	〃	一	二	一三	三八	
七ヶ濱村	〃	—	一五	一六	三二	四・六
	〃	—	一五	一七	三二	
岩切村	〃	一	三	四三	四二	八九
	〃	一	六	五九	三〇	九六
松島村	〃	四	二	九七	八	一一一
	〃	五	一	九三	八	一〇七
合計	〃	一三	二二	六二七	二〇五	八六七
	〃	二四	一七	六五七	二二九	九一七

町村名	有功	特別	終身	通常	計	大正七年千人對比
鹽竈町	大正七年一	二	七七	六	八五	八・一
	同十二年一	二	七九	五四	一三五	
大澤村	〃	—	五	五	一〇	二・六
	〃	二	七	三	一二	
七北田村	〃	一	三七	一〇	四九	九・四
	〃	三	四〇	五	四八	
高砂村	〃	七	三一	三一	六九	七・七
	〃	一	三七	二六	六八	
多賀城村	〃	—	五一	三	五四	九・八
	〃	一	四九	五	五五	
利府村	〃	二	五三	四六	一〇三	一八・七
	〃	二	五五	二七	八六	
浦戸村	〃	一	—	六	七	四・三
	〃	—	四	六	一〇	

第二章　時變

第一節　凶荒

第一項　概說

人生の最も悲み且つ怖るべきもの一にして足らざるも天災地變より太たしきものはあらざるべし。霖雨・洪水・地震海嘯・大旱・暴風・蝗蟲・降霜・疫癘悉く凶荒の遠緣近因ならざるはなし。況して寒帶地方にありては氣候寒冷にして秋穫稔らざるは、歷史の屢ば反復する所なり。凶荒史乘の所謂る草根枯れて餓莩途に横はり、死屍累々千里炊烟を絕つの辭語強ち形容詞なりと看過すべきにはあらざるべし。郡内諸所に散在せる塚堠、又は寺院僧坊境内に建置する、供養塔なるもの、多くは寶曆・天明・天保の餓えて死せるものゝための遺跡を如實に證するが如し。

凶荒史乘を繙閱するに、凶荒の襲來は倏忽裏に去就したることなし、地理的關係又は海潮氣流の左右する所か。西南の凶歲には東北の豐稔若くは凶荒の程度をして著しき高低の輪廓を描きたるの跡あり、假令ば寶曆の凶歉には關西の慘禍に比して、關東之れに反せしことあり。又天明・天保兩度の飢饉は東北の慘狀古今稀なる現象たりしに、西南には然らざることあり。又凶荒來の遠因近緣その途を異にせり、西南の地多くは大旱・蝗蟲に因を發するも、東北多くは氣候の寒冷に誘發し遂に秋穫稔らざるの災害を釀せり。蓋し西南より東北に連亘する脊梁山骨の分水嶺は、兀如として高く聳えて牆壁を築きたるが如く、自然に東西を劃して太平洋と日本海を分區し、寒暖の二潮流をして交も方向を轉替せしむも、亦凶荒の素因を異にしたる所以なるべし。故に謂ふ、凶荒は倏忽裏に去來するものに非ざれば、施設宜に適はゞ、饑餓を避け、若くは被害をして減低せしむる難事にあらざるべし。編者嘗て凶荒誌を編む、田中芳男翁其書に題して、「凶歲不可避。饑餓能可避。」と。單り饑餓を避け被害を減ずるのにあらず、凶年を豫知し得るものなりと。

農業全書。飢饉年の兆、智ある人は夏の中にも早や見及ぶべし、尤も七月末八月には慥に見ゆるものなり。されど民間にては其年並五穀の色を見て、饑饉を悟り用意をすることを知らず、故に春の蓄へなくして、明年餓死するに至ることあり。

一、國内一班

天災地變に關する記錄をして完璧ならしむるは得べからざるの業程なり。始めて諸國に史官を置きしは履仲天皇即位四年（皇紀一〇六三〇）なり。年次を遡る四百九十四年天照大神を大和笠縫邑に祭り奉りて神器を遷し、以て神宮・皇居の分始めて定まりしは、崇神天皇即位六年（皇紀五六九）なり。其の前年惡疫流行萬民斃る。依りて遷座奉祭の式典を擧行せらる。惡疫流行の因は天災地變に醱酵し凶年饑歲に温醸し而して惡疫流行となること古今撰を一にするを常とす。宣化天皇即位元年（皇紀一一九八）「倉ヲ修メテ凶年ニ備フ」と當時既に備荒倉の設立あり、凶歉の慘憺を被むることありしと雖も、記錄に徵し肯定し得べきもの極めて稀れなり、去れば最近發行の報告に、火山破裂の回數に就て左の如く載せたり。

震災豫防調査會報告。本邦火山の破裂にして記錄に存するものは、天武天皇十二年（四曆六八四）十月十四日、伊豆島の西北面自然に三百餘丈を增益し、更に一島を成せりとあると、又翌十三年三月信濃國に灰零り、草木皆枯るゝとある最著なし、爾後大正六年迄千二百三十三年間に、噴火せる火山の數は五十二個（豆南海中さのみありて位置の不明の分は除く）にして、噴火回數は六百九十三回に及べり。往時にありては本州中部及び北部北海道千島の火山並に、豆南遠洋の諸島及び海底の破裂に關する記錄極めて乏しければ、實際の破裂回數は少くも之が數倍に達するならん。

天災地變の記錄を咀嚼するに、既刊史乘の片鱗のみに倚賴するを得ざるが如し、天災に强弱あり、地變に輕重あり、換言すれば被害の程度は記錄者の意識により精粗の異るなきを保せず、爾かも史官その職を盡し能はず、若しくは記錄の散逸せるを保せず。例へば崇神天皇五年（皇紀五六八）疫癘流行奉幣使を諸國に派遣するが如き、復た仁德天皇四年（皇紀九七六）炊烟を望みて民の疾苦を知り給るて課役を赦せし如きは概ね災害救濟の仁德を顯彰するを主とするに在りて、未だ凶歉史乘の如實を詳記せるの典籍なきが如し。履仲天皇四年（皇紀一〇六三）諸國に史官を置く、允恭天皇五年（皇紀一〇七六）切めて「地大に震ふ」の記あり、凶荒史乘の鼻祖なるが如し。編者明治二十五年「凶荒誌」と題せる一小册を編む。蒐集する記錄を轉載する下に。

欽明天皇。二十八年丁亥（皇紀一二二七）洪水。民飢えて相食む、勅して之を救ふ。
推古天皇。三十一年癸未（皇紀一二八三）霖雨洪水。五穀登らず（別本九年戊午五月大雨、三十四年丙戌霖雨）
舒明天皇。八年丙申。（皇紀一二九六）霖雨。大旱。
天武天皇。白鳳四年乙亥（皇紀一三三五）十一月大地震（今の丹波）五穀登らず百姓大に飢ゆ。九年庚辰、六月厥を雨らす、七、八月大水大風あり、勅して民情を訪ふ。十二年癸未十月十四日地震土佐國田圃五十万頃陷沒海となる、伊豆海中に百余丈の一島現る。十四年乙酉三月信濃厥を雨らす、草木枯る。
文武天皇。大寶元年辛丑（皇紀一三六一）三月二十一日大地震三日丹後國加佐郡大半海となる。慶雲三年丙巳（皇紀一三六五）大旱・飢饉・疫癘醫藥を給して之を賑恤す。四年丁未六月二十二日大地震。
聖武天皇。天平六年甲戌。（紀皇一三九四）四月地大に震ふ、山崩れ川壅り、民多く死す。天平十四年壬午四月地震三日不止、七月又地震月を踰ゆ。同十九年丁亥。京師大旱大に飢ゆ、勅して今年の租を免す。
孝謙天皇。天平勝寶五年癸巳（皇紀一四一三）攝津大風、海溢れ民多く漂殁す。
淳仁天皇。天平寶字七年癸卯（皇紀一四二三）夏大旱、五穀熟せず、民餓死す。
稱德天皇。天平神護元年乙巳（皇紀一四二五）大旱。
光仁天皇。寶龜四年癸丑（皇紀一四三三）大風。穀の價を定む。
桓武天皇。延曆九年庚午（皇紀一四五〇）大旱幾內飢ゆ。同十八年己卯。大風・旱魃・洪水。
平城天皇。大同元年丙戌（皇紀一四六六）會津磐梯山破裂して猪苗代湖を生ず。
仁明天皇。承和元年甲寅（皇紀一四九四）疫癘・寒冷。嘉祥二年己巳（皇紀一五〇九）飢民を賑し四徒を放つ。
清和天皇。貞觀六年甲申（皇紀一五二四）七月十七日富士山噴火同十一年己丑七月十四日肥後大風雨、潮水漂溢し、六郡を漂沒し、其間田園數百里、陷て海となる。

光孝天皇。仁和三年丁未（皇紀一五四七）七月晦日大地震。
醍醐天皇。延喜九年己巳（皇紀一五六九）旱魃。疫癘、十四年甲戌夏洪水。十六年烈風洪水。二十二年壬午諸國に不堪佃風水使を置く。延長四年丙戌（皇紀一五八六）大和國長谷山壞崩。八年庚寅疾疫流行、雷清涼殿に震し、藤原清貫。卒希世等死す。
朱雀天皇。承平四年甲午（皇紀一五九四）五月二十四日大地震。七年丁酉四月十五日丹後大地震。十一月富士山噴火。同八年戊戌四月地震五日間。天慶元年戊戌（皇紀一五九八）夏四月地大に震ふ。
村上天皇。天曆二年戊申（皇紀一六〇八）夏大旱、秋洪水。同十年丙辰大旱。康保三年丙寅（皇紀一六二六）京師洪水。
圓融天皇。天祿三年壬申（皇紀一六三二）六月十八日大地震。天延三年丙子（皇紀一六三五）六月十八日大地震。
一條天皇。永延二年戊子（皇紀一六四八）大旱。僧の奮然等佛を迎へて京に入り、雨を祈る。永祚元年己丑（皇紀一六四九）諸國大風。正曆五年甲午（皇紀一六五四）諸國疾疫流行。長保三年辛丑（皇紀一六六一）疫癘流行。
後一條天皇。寬仁二年戊午（皇紀一六七八）六月旱魃。治安元年辛酉（皇紀一六八一）旱魃。大疫。同二年壬戌三月大地震。萬壽二年乙丑 皇紀一六八五）赤斑瘡流行。長元五年壬申（皇紀一六九二）富士山噴火。
後朱雀天皇。長久二年辛巳（皇紀一七〇一）正月大地震。同四年癸未大旱。仁海僧正雨を祈りて驗あり、輦車を許さる。
白河天皇。永保二年壬戌（皇紀一七四二）大旱。
鳥羽天皇。元永元年戊戌（皇紀一七七八）旱魃。疫癘諸國饑ゆ、京師盜多し。
崇德天皇。長承二年癸丑（皇紀一七九三）大風。洪水。疫癘。保延元年乙卯（皇紀一八〇二）富士山噴火。
安德天皇。壽永元年壬寅 皇紀一八四二）旱魃。疫癘。暴風。洪水。
順德天皇。建曆三年癸酉（皇紀一八七三）正月大地震。
後堀河天皇。寬喜三年辛卯（皇紀一八九一）氣候不順、洪水。疫癘。
後深草天皇。康元二年丁巳（皇紀一九一七）二月二十三日鎌倉地大に震ふ。正元元年己未（皇紀一九一九）颱風。洪水。
伏見天皇。正應九年壬辰（皇紀一九五二）十一月大地震人死多し。同六年癸巳四月鎌倉地大に震ふ。

後醍醐天皇。元享元年辛酉（皇紀一九八一）夏旱魃。同四年甲子六月大洪水。十一月二十一日大地震。元德三年辛未（皇紀一九九一）七月地震七日不熄、富士山崩潰數十丈。
後村上天皇。正平十五年（北朝延文五年）庚子（皇紀二〇二〇）五月大地震。
後龜山天皇。天授五年己未。（皇紀二〇三九、北朝康曆元年 旱魃。
後小松天皇。應永九年壬午（皇紀二〇六二）十二月大地震。同十四年丁亥正月五日大地震。同二十七年庚子 旱魃、疫癘。同三十一年甲辰。飢饉。疫癘。
後花園天皇。永享四年壬子（皇紀二〇九二）九月二十四大地震。文安五年戊辰（皇紀二〇九二、四月京師地大に震ふ。康正元年乙亥（皇紀二一一五）十二月晦日大地震。寬正元年庚辰（皇紀二一二〇）地震。蝗蟲。水旱加ふるに兵革弭まず天下凶荒たり。義政土木を起し民其の役に苦む。文止元年丙戌（皇紀二一二六）十一月二十九日大地震。
後土御門天皇。文明七年乙未（皇紀二一三五）六月十一日丹後大地震。明應元年壬子（皇紀二一五二）疫癘、飢饉。同三年甲寅六月十日地震遠江濱名陷沒海となる。同五年丙辰五月十一日、八月二十五日大地震（別本同七年東海道地大に震ふ、濱名湖口壞る）。
後柏原天皇。永正七年庚午（皇紀二一七〇）八月七日大地震四天王寺石門崩裂。十五戊年寅暴雨洪水。
後奈良天皇。天文三年甲午（皇紀二一九四）疫癘。同四年乙未美濃洪水溺死二萬餘人。同九年庚子大風。洪水。蝗蟲。弘治三年丁巳（皇紀二二一七）旱魃。
正親町天皇。天正十二年甲申（皇紀二二四四）十一月九日大地震。疫癘。同十三年乙酉十月二十九日大地震。
後陽成天皇。天正十七年己丑二月駿遠二國地大に震ふ。文祿五年丙申（皇紀二二五六）閏七月大地震、愛宕山ゆりくづす坊中皆立かはる、大阪。伏見の館崩れ死人多し。（別本に慶長元年丙申七月京師伏見地大に震ふ。方廣寺の大像壞す。蓋十一月二十七日改元以前なれば文祿五年に入る）。
後水尾天皇。慶長十九月甲寅（皇紀二二七四）十一月二十五日地震。
四月二日より七月十二日まで旱魃。
明正天皇。寬永十年癸酉止月地震。洪水。同十六年己卯十一月五日地震。高田大海嘯。寬永四年丁卯（皇紀二二八七）正月二十一日大地震
後光明天皇。慶安四年辛卯（皇紀二三一一）六月二十日大地震。八月十日大風雨。

後西院天皇。萬治三年庚子(皇紀二三二〇)正月四日丹後・但馬大地震。六月十八日大阪火藥庫雷燒。寛文二年壬寅(皇紀二三二二)五月朔日丹後大地震、人畜死傷多し、二條城破損。

靈元天皇。寛文六年丙午五月朔日宮津城內外隍へ鯨多く浮上り斃死す。八月朔日但馬蛇山鳴動地震地割れ人多く死す。延暦三年乙卯(皇紀二三三五)大雨洪水。同四年丙辰六月二日雲州・石州地震最も烈し。天和二年壬戌(皇紀二三四二)洪水・旱魃。

東山天皇。元祿七年甲戌(皇紀二三五四)五月二十七日地震、奥羽死者四百餘。十月二十六日晝八ツ時より七ツ頃まで大地震ゆり通す。同九年丙子、旱魃・疫癘。同十二月己卯、同十三年庚辰大風。同十六年癸未、關東地震寶永四年丁亥。(皇紀二三六七)十月四日大地震海嘯・遠江荒井關海に沒し、十一月二十三日富士山爆發噴火、寶永山出づ。同八年辛卯二月朔地震、因・伯・但・作最も烈し。

中御門天皇。享保五年庚子(皇紀二三八〇)關東洪水氾濫。同十四年己酉七月七日地震、北陸死者多し。八月十九日大風雨。同十七年壬子、西國蝗蟲民大に饑え、關東米を出して救ふ。同十八年癸丑、南諸道大に饑え、米價騰貴し、疫癘流行。

櫻町天皇。寛保二年壬戌(皇紀二四〇二)東北大水大に堤塘を修む。寛延四年辛未(皇紀二四一一)四月二十六日大地震、三戚最も烈し。七月八日大地震。

桃園天皇。寶暦元年辛未(皇紀二四一一)四月越後國地大に震ふ。同七年丁丑、關東大水、近畿飢饉。

後桃園天皇。安永三年甲午(皇紀二四三四)六月暴風。十二月十一日夜大地震。同七年戊戌、伊豆大島の原山噴火。同八年己亥、大隅薩摩地震、櫻島噴火死亡一萬六千人、牛馬二千餘頭。

光格天皇。天明三年癸卯(皇紀二四四三)水旱交も起り、九月宮津如願寺谷大崩洪水、此年五穀稔らず人死多し。同七年丁未六月天下大に饑う米價騰貴金一兩に一斗八升。寛政四年壬子(皇紀二四五二)肥前溫泉岳噴火。同十一年己未五月二十六日地震。同十三年庚寅四月地震、寺堂倒潰。

丙・東海大水。文政二年己卯(皇紀一四七六)五月地震。

仁孝天皇。天保元年庚寅(皇紀二四九〇)京都大震。同四年癸巳八月東國大風・洪水・寒冷。同七年丙申天下大に饑う。

孝明天皇。弘化四年丁未(皇紀二五〇七)正月十三日、三月二十四日大地震。安政二年十月二日夜四ツ時大地震。五年戊午二月二十六日稀有の大地震。

上記は全國を通じ大小の凶歉を拔載したるものなり。此れにより凶荒來襲の年次を編むは早計なりとするも、參照の一資に供するを得べし。而してその救濟の施設としては、平安朝の初期にありては、神佛に祈誓を罩めたるの史實あり。昭和二年を溯る約一千年の昔、貞觀年間の例證下記の如し。

三代實錄。貞觀十三年十二月十四日乙卯。陰陽寮言。明年當有天行之災。又古老言。今年歲木多華。昔有此異。天下大疫。勅令五畿七道諸國。頒幣境內諸神。於國分二寺。轉經禱冥助於佛神。錯凶禮於未崩。

同書。同十五年二月二十三日戊午。陰陽寮言。今玆。天行應慎。稼穡不登。以歲當三合也。詔五畿內七道諸國。班幣境內各神。並於國分及諸定額寺。限以三日。晝則轉經。夜則禮懺。齋修之間。禁斷殺生。國司講師齋潔。至誠祈佛神之冥助。消災疫於未然焉。

救荒新策。大凶荒の隔年數を調査するに、次凶迄の間最短三年最長六十九年にして、即ち三十年に一回あり、又大小凶荒を平均すれば二十年に一回、此恐ろしき饑饉が人間社會を襲へし割合なるを得べし。而して其凶荒の原因は國史傳はらざるものあり、詳言すべからずと雖も、今史上明記するものを擧ぐれば、大旱二十五、大水二十、疫癘七、大風二、蝗二回にして、又各災の關係せる數を記すれば、旱三十七、水二十九、疫癘十四、風十一、蝗五回にして、大旱大水は蓋し我邦凶荒の大原因なりとす。吾人(著者前田勝四郎氏)干支判斷を信するものにあらずと雖も若しものは丁亥にて、三回のものは壬戌・丙戌・丙子・壬寅・乙卯なり。而して二回なるものは、丙辰・壬辰・乙巳・己未・庚寅・己亥・乙亥・丙申・辛酉とす。又一干のみにて十一回のもの丙、八回のもの乙・己。七回のもの丁・庚なり。又一支にて八回のもの寅・巳・戌。六回のもの子・辰・亥。五回のもの未とす。嗚呼凶荒に緣深き干支もあるものかな。

凶荒誌。凶荒の原因・氣候の不順より來るもの多し。今我國史の傳ふる所に據れば、暴風に基因するもの最も多く、之に次ぐもの洪水・旱魃・霖雨なりとす。其他概ね地變によるもの即ち噴火・地震・海嘯等なり。今試みに崇神天皇より明治二十四年十月二十八日濃尾の震災に至る、約二千年に近き史乘を考資とし、その主なる災害の回數を擧ぐれば暴風二百二十四回、不順百二十五回、洪水百十四回、噴火百十三回、旱魃百十一回、地震九十二回、霖雨五十五回、海嘯三十八回、計八百七十二回。

二、仙臺領内一斑

仙臺藩領内六十二萬餘石の版籍の内、近・常二國を除きたる陸奥國の封内に於ける、天變地妖の襲來に就ての年月及び救濟に貫聯する事蹟の一般を擧示し、殊に恤救の施設方法に就ては、先きに領主親から之れを實踐し、而して後ち藩士をして之れに則り奉行せしめて、後ち農・工・商の庶民に普及せしむるは、殆んど傳統的救荒政策なるが如く惟はる摘錄左に。

藩祖成蹟。慶長十三年十一月二十三日、仙臺海濱地大に震ふ、男女五十餘人死す。十一月二十八日、仙臺地大に震ふ、男女千七百八十三人死す。

東藩史稿。慶長十六年(距昭和二年三一七年)封内地大に震す、海溢れ男女一千七百八十三人、牛馬八十五頭溺死す。是時公(政宗)兩士に命じ漁せしむ、漁人謂ふ潮色常に非ず變測るべからず、甲士之を諾す乙士聽かず君命を如何と獨漁夫六七人を促し船を浮ぶ數十町、忽ち波浪大に激し舟波上に泛浮す、途に千貫松と云を得て舟を繫ぐ。既にして潮退き其里に歸れば一宇の屋舍あるなし甲士亦溺死す、舟は高く松梢に懸ると云ふ。公、乙士を賞し祿を加ふ。東照公聞て曰、主命を重んじ、災を免れ福を得る、天道果して非ならず。

元和二年(距同年三一四)七月二十八日仙臺地大に震す、城壁櫓悉く破る。三年四月十日大風暴雨洪水溺死あり。

寛永元年(距同年三〇四)十月五日刈田嶽燒け鳴動已まず沙礫を雨らし大石を飛ばし田を害す。公、宗高君(政宗公の第六子、柴田刈田、三萬石を領し村田城に居る、寛永三年八月十七日疱を患ひて京師に逝す、年二十龍島院と謚す)に命じ、明人王翼をして之を祭る。是朝大に鳴動し、祭畢て乃ち止む。(藩祖成蹟に、寛永元年十月十日、明人王翼に命じて、刈田嶺神を祭らしむ)是歲封内四月より漸く寒く六月霜ふり七月大風あり饑ゆ。同十四年六月封内大雨洪水川鈌け山崩れ、男女二百二十一人、馬一千三百八十五頭、屋宇三千二百六十七棟流亡す。田畑一萬九千九百六十三丁九反損害す。公(忠宗)之を憂ひ自ら饌羞を減じ衣服を惡ふし、悉く倉廩を發き之を賑す、國人大に悅ぶ。

正保三年(距同年二八二)四月二十六日封内地大に震す、城壁等損害多し。七月二十六日大水あり稼を傷ふ。四年四月十二日治下大火一千五百九十四家延燒、男女百十人死す。商戸に米六百石を賜ふ。前年大水の故を以て倉廩未だ實せず、寶器を京師に賖り以て國人を賑す。八月十六日大雨洪水溺死三人。

慶安元年 距同年二八〇)七月十三日仙臺大風雨名取宮城海嘯る、人家七千餘流亡す。三年七月十五日仙臺迅雷甚雨氷雹降る、鷺・鴉・雲雀の類多く擊れ死す。其他田穀を害す。承應元年(距同年二七六)正月十七日大風、仙臺火あり四百十六家燒亡す。二十八日又火あり二百餘家燒く。三年正月十三日地大に震す。

延寶五年(距同年二五一)正月十三日膽澤・江刺・玉造・加美諸郡赤雪降る。五月十一日本吉迅雷大風氷降る、長六七寸幅二三寸厚一寸五六分、林木を折り田を害す。六年四月十八日封内迅雷氷雨る、大さ四五寸積る五六寸、氷に擊れ死するも一人、傷つく者百十人、馬八頭其他鳥獸一千二十三、田及民舍樹木を損害する枚擧に遑あらず。

元祿元年(距同年二四〇)七月、八月並に封内大風雨、海水溢れ田を害し屋を發く。五年十二月十日加美郡赤雪降る。

寶永二年(距同年二三〇)四月二十二日玉造郡岩出山本鄉火あり百六十宇燒亡す。十一月三日今封内十五萬六千石旱損するを幕府に聞す。四年二月六日小泉・歌津・荒戸・長清水・十三濱、諸濱の漁船十九、漁者二百八十三人颶風に漂流し往く所を知らず。十三日仙臺火あり二千餘家延燒々死四人、之を賑給す。二十日仙臺復火あり、一千五百五十八軒延燒す。燒死四人あり之を救濟す。八月十九日及び二十一日封内大風家屋四百五十八を破倒し、壓死男女三人、馬一頭。此歲風害嘉禾を損する十一萬石餘。五年正月二十四日仙臺大火、善導寺得生釋人靈廟及び孝勝寺延燒、凡そ二千百三十五軒、燒死八人。

享保四年(距同年二〇八)八月二十七日、二十八日大雨中瀨橋・澱橋漂流す、田畑十八萬千六百四十石餘、其他山崩・川鈌・橋落・家流等損害す。六年閏七月二日仙臺甚雨大水澱及び仲瀨・評定下・長町四橋落つ。田畠十四萬五千九百六十五石餘、家屋・橋梁・堤防・道路・山崩・川鈌等一萬一千八百十三ヶ所。八年十月九日本年封内洪水あり田畑十八萬五千九百石餘損害。十年九月六、七日仙臺大雨洪水、澱橋漂流。十二年三月十六日仙臺北二番街より出火、風東南に烈しく、南染師街に至り千五百二十五軒延燒、死者二人あり、乃ち材木米穀を救恤す。同十三年五月霖雨洪水あり二十三萬三千二百餘石餘損害、男六人女九人馬二十四頭溺死す。同十六年五月二十五日、宮城・牡鹿・桃生・本吉諸郡海嘯あり、封疆を破り田畑を損す。六月八日西岩井下膽澤・桃生・牡鹿・玉造諸郡水害あり。八月晦日奧郡及び刈田郡洪水男五人女　人溺死。九月十九日刈田・柴田・伊具諸郡大雨洪水田を害す。男四人女一人溺死す。二十日又桃生郡深谷にて男三人閖上濱にて一人溺死す。同十六年八月二十七日仙臺大風洪水、中瀨・澱・長町・中田評定所諸橋

破壞す。九月七日仙臺地震多し白石城破壞す。封內十二萬二千餘石の田損。
元文元年(距同年一九二)三月二十日仙臺地震數十回所々破損あり。
延享四年(距同年一八一)八月十九日大風雨洪水、封內田畑十六萬八千
寬延元年(距同年一八〇)六月洪水旱損、田畑二十二萬千二百石餘損害す。
十八邑の農民四千餘人、本年の不登に因り訴訟するあらんとし、幕府代官
に援勢を請ふ、因て兵凡三百人を遣る、等で潰散す。
寶曆元年(距同年一七七)閏六月二日牡鹿・桃生・本吉・氣仙諸郡濃嘯あり。
あり、千五百二十七宇延燒す、材木米穀を賜ふ差あり。四月十九日佐沼北方退雷・大風・雨雹、田畑家屋を害す。三年秋洪水、封內十八
萬石餘を損害す。五年五月十七日より北郡霖雨洪水あり。十月九日、十日大雨、北上川洪水、二百七十二貫文餘の田地を害す。十四
日又大雨、牡鹿郡內洪水七十八貫文餘の田畑に溢れ、溜穗七千七百三十東流失す。封內屋洪水あり十六萬餘石を損害す。
幕府に聞す。十二年六月封內蝗多く田を害す。十三年夏秋の交、封內歷減す。四年十一月二十九日仙臺地震。六年四月二十四日本吉郡氣仙沼
明和二年(距同年一六三)封內旱損歲入三十萬九千七百石餘を減す。四年十一月二十九日仙臺地震。六年四月二十四日本吉郡氣仙沼
釜の前神明社へ甘露降る、其形蠟の如く其色飴の如く其味ひ砂糖に類す、江刺郡黑石村正法寺邊亦此事あり。九月二十九日伊具郡丸
森村洪水、家四十二棟流失し男女二十二人馬四疋溺死す。七年四月十三日布令して曰、寶曆五年飢歲の後、國用足らず加ふるに明和
四年諸川修理の命あり、金二十二萬圓餘を費す。今日に至り借金六十萬千六百餘圓、借米二萬四千二百餘石に及ぶ。因て自今嚴
に節儉を極め、公務の外恒例入費の半を以て諸務を辨すべし。此歲獻金の者亦多し。封內大旱三十一萬石を損害す。八年封內三十
二萬石損旱す。
安永元年(距同年一五六)五月三日封內地大に震す墻壁壞散多し、今茲洪水田三十一萬餘石を害す。二年六月封內旱魃、寺院に雨を
祈らしむ。三年五月二日封內旱魃雨を祈らしむ。六月二十二日氣仙一郡客歲より疫疾大に行れ醫員を遣り之を療し、且自ら存する
能はざる者へ粟一千斛を頒給す。患者凡て一萬三千四百七十三人死亡二千百七人あり。七月十九日燕澤善應寺園池に雙頭の蓮を生
す。四年二月七日江刺郡に紅雪降る、今茲封內時會不順三十一萬七千石餘の田を害す。五年正月三日仙臺火あり百餘家延燒す米及

び材木を賜ふ。四月十八日仙臺火あり、一閭候邸及び士邸百七十、小人組等百八家、市井三百八十六宇、神祉二棟延燒し燒死七人
あり、今夏霖雨六月、九月大風雨、四十萬石餘田穀損害、今秋大雨洪水にて流亡損害の數、溺死九人、居家百三十五棟、橋梁及び濱路五
百八十四所、船五十二艘、堰堤・埋樋・水門・石垣等三千七百九十五所、山の崩壞六百六十二、大小の摧折二千百六十二株、寥流失五十
一萬千百四十三束、米粟二十九萬六千九百四十七束、雜穀二千四百五十四所、船五十二艘、堰堤・埋樋・水門・石垣等三千七百九十五所、山の崩壞六百六十二、大小の摧折二千百六十二株、寥流失五十
四萬千百四十三束、米粟二十九萬六千九百四十七束、雜穀二千四百五十四所、船五十二艘、堰堤・埋樋・水門・石垣等三千七百九十五所、山の崩壞六百六十二、大小の摧折二千百六十二株、寥流失五十
一萬千百四十三束、米粟二十九萬六千九百四十七束、雜穀二千四百五十四所、船五十二艘、堰堤・埋樋・水門・石垣等三千七百九十五所、山の崩壞六百六十二、大小の摧折二千百六十二株、寥流失五十
匹溺死、家二百六損壞、寥四百六十四萬二千四百四十六束流亡、田三十六萬四千二百石餘損害あり。七月七日霖雨洪水西岩井・桃生・深
谷等田を害する凡八千三百貫餘、其他山崩れ家壞る者多し。七年六月十八日十寺院に命じ雨を祈らしむ。十月二十八日封內氣候不
順三十五萬三千石餘の損害。十一月二十一日栗原郡三迫・松倉の兩山崩壞し、八丈餘の山を爲し田を害す。八年二月二十三日登米佐
沼洪水田を害し家を壞る。七月十七日封內大雨霖潦一萬三千八百三十
損害あり。九年今夏封內洪水田二十八萬二千石餘損害あり。
天明元年(距同年一四七)夏封內二十八萬六千石餘水害。二年夏封內二十七萬二千石餘水害。三年七月十三日封內氣候不順諸寺に五
穀豐饒を祈らしむ。二十六日封內霖雨晴を祈らしむ。十月二十三日封內秋穀不登五十六萬五千餘石の損害を幕府に聞す。十一月十
二日荒歉により增上寺防火を免ぜらる。五年四月二十五日金五萬五千圓を借り、後五年間に米を以て返納するを幕府に請ふて允さる
十月二十一日西岩井郡民五十三人鄰の飢渴を患ひ、粟八十四石餘、米一石八斗餘、麥二十八石餘、稗十二石餘、錢百六貫、味噌百九
十二貫目を分賑す、諸郡此に倣ひ賑救する者多し。十一月十七日今夏
大雨洪水あり、封內及び常陸・下總・近江の米色五十三萬二千石損害、此歲封內飢餓の者へ金三百九十六圓、米千七百二十八石、錢七
百七貫八百七十七文、其他大豆・麥・粟・稗・田螺・乾・鹿角菜等を賑給す。七年十一月十九日今茲封內五月以來霖雨洪水、田三十一萬三
千石餘損害あるを幕府に聞す。八年七月六日封內五月より霖雨山崩れ川溢れ、家屋漂流人畜溺死あるを幕府に聞す。十一月二十六
日封內三十一萬九千餘穀登らず、之を幕府に聞す。
寬政二年(距同年一三七)八月朔、仙臺小泉儲に於て、新紙及び餓孝拜魂祭を行ふ。
天保二年(距同年九七)十月十九日刈田郡藏王嶽噴火す。四年九月十三日是より先き、公(龍山公齊邦)氣候不順を患ひ、自ら節儉を
主とし膳を減じ粥を食するに至る。此夜例に觀月詠歌會あり、公命じて之を止む。近習等云古來の恒例止むべきに非ずと。公歌を

書して示す。曰。

故郷の、秋を思へば、長月の、今霄の影も、見る空ぞなき。

と、聞く者感泣せざるはなし。十月十九日芝多對馬出府封内秋穀不登を聞す。乃ち物置金一萬一千三百圓を賑救す。二十二日封内首夏以來霖雨多し、七十五萬九千石餘損亡するを幕府に告ぐ。十一月十一日幕府命あり、封内荒歉により速に就封し救荒に盡力すべし、十五日入國發駕、十二月郡奉行へ各郡所管の地に就き米粟有無を檢し、互に輸送相助け饑餓を賑救すべきを命ず、十八日大番頭(國老)等を召し藩士の賑救を議す。五年正月三日昨年凶荒により、野初の儀を罷む。十一日親書布令して曰く。

客歳荒歉以來國計甚だ難し、或は公事を缺き或は四民凍餒に至る、憂念殆ど寢食を忘る。是に於て今より五年間十萬石の目途を以て諸事を節にす。首に後堂女員を省き、商廚を廢し飲饌は後堂に委ぬ。衣は垢弊を嫌はず、食は麁糲を厭はず、毎日一度必ず粥を喫すべし。近侍宿直する正午に交番すべし。凡そ出行する扈從の員を減じ、川内を閑行する例に從ふ。大小臣庶此の規則に照準し儉約を專らにし以て我意に副へ。

六年六月二十五日仙臺地大に震す、牙城石屏崩る、閏七月七日仙臺大風雨洪水大橋落つ、民屋二千四百十六宇流失、溺死二十七人あり、米金を賑給す。十月朔日封内大風雨洪水により高七十三萬三千五百二十二石餘損亡す、幕府に告ぐ。七年八月十六日親書令して、曰。

予(齊邦龍山公、公は一門伊達長門宗充の長子、宗充は吉村獅山公の孫、文化十四年九月二十八日登米邑に生る)不德にして登米より出て辱なく君位に即く。爾來百度日に弛み士風漸く振はず庶民法令を奉せず、是全く予不肖綱紀張揚せざるの致す所なり。然りと雖も臣庶の違式怠懈亦甚し、豈歎息に堪ゆべけんや。自今宜しく寶曆以前の刑律に復し斷獄必ず正憲に從ひ、寛宥の典を用ひず以て之を懲戒せしめんとす。且つ頃年荒歉滯借殆ど七十萬圓に至り、會計甚だ難く四民亦極て貧困す。加之、春耕以來候氣不順秋穫亦期し難し。是を以て今より七年間近側の事大小となく、一に省略に從ひ一層節儉を嚴にし、文を學び武を講じ德を修め、以て國家を維持せんとす。諸有司宜しく余が意を體認し、外は部下を戒め、内は子弟を訓へ、文武を勵み禮讓を守り、國是に所見ある建言に忌憚する勿れ、上下力を戮せ永く社稷を磐石の安に置かんとす。

十一月十六日封内荒歉九十一萬五千七百八十四石餘損傷するを幕府に告ぐ。八年三月五日幕府より金二萬圓借る、十年間に賦し米を以て返完すべきの命あり、十月十一日氣仙郡本吉郡及び牡鹿郡宮城郡沿海潮溢れ田を傷ふ。十一月二十日封内秋登らず六十三萬二千三百石餘損害あるを幕府に告ぐ。九年二月十日宮城・名取・亘理三郡暴風雨あり、漁舟二十一艘漂沒、漁夫百十二人溺死す。十一月十八日封内秋穀登らず八十二萬六千石餘損害あるを幕府に告ぐ。十二年十一月十六日封内今秋洪水あり、歳入三十六萬五千石餘損耗あり幕府に告ぐ。十三年十一月晦日封内候氣不順年穀三十九萬三千四百石餘損耗す、之を幕府に告ぐ。

弘化二年(距同年八三)十二月朔日封内秋穀六十七萬八千五百六十八石餘旱損するを幕府に告ぐ。三年十二月三日封内秋穫三十九萬五千五百六十石餘水損するを幕府に告ぐ。四年七月十七日氣仙・本吉・牡鹿・桃生・宮城五郡沿海潮溢れ大小漁船七十五艘漂蕩し、漁夫三百三十五人溺歿す。其妻孥百數十人へ米粟千六百苞餘を賑給す。十二月八日封内四十一萬八千五百石餘水損あるを幕府に告ぐ。

嘉永二年(距同年七九)十二月七日封内秋穫五十四萬七百石餘水損を幕府に告ぐ。三年十一月二十二日今年封内五十九萬三千七百石餘水損あるを幕府に告ぐ。五年十二月四日封内五十三萬六千六百石餘損害あるを幕府に告ぐ。六年十一月五日封内六十八萬七千石餘旱損するを幕府に告ぐ。

安政元年(距同年七四)三月十八日天童侯兵部少輔織田信學へ客歳其采邑凶荒により請の如く米五百苞を贈る。十一月二十四日今茲封内五十二萬石餘水損あるを幕府に告ぐ。二年十二月七日今茲封内四十五萬三千八百六十二石餘損耗を幕府に告ぐ。三年十二月四日今茲封内旱魃或は海溢れ三十六萬石餘損耗あるを幕府に告ぐ。四年二月十日令して、曰く。

國用乏しく倉廩空しければ、忠孝全く盡し難し、自今金穀を貯へ凶荒或は不虞に備べし。然るに功を速にする能はず、尚くば上下心を戮せ今より十年間蓄積すべし。

五月五日、六日、七日並に霜降る。十二月十六日今茲封内霖雨川溢れ、霜雪烈風あり七十萬七千三百八十石餘損耗を幕府に告ぐ。五年十二月八日今茲封内氣候不順六十萬六千三百石餘水損を幕府に告ぐ。六年十二月十四日今年封内烈風甚雨七十萬千三百石餘損害あるを幕府に告ぐ。

萬延元年(距同年六八)十二月二十九日今年封内大風洪水五十四萬五千五百石餘損耗を幕府に告ぐ。

文久元年(距同年六七)九月十八日仙臺地大に震す、十二月八日累年國有多端加るに先月震炎城郭破損あるにより、幕府より金三萬圓を借る。十七日今年封内氣候不順五十一萬三千五百石餘の水損を幕府に告ぐ。二年十二月五日今年封内氣候不順五十四萬三千五百

石餘損耗を幕府に告ぐ。三年十二月五日今年封内五十六萬九千八百餘石損耗を幕府に告ぐ。
元治元年(距同年六四)十二月二十日封内八月大雨洪水五十七萬二千八百石餘損害　男女九人溺死す。之を幕府に告ぐ。
慶應元年(距同年六三)十二月十九日封内八十六萬三千餘石水旱の損害を幕府に告ぐ。三年二月七日宮城郡鹽竈町二百六十家燒亡、
男女三十三人、馬一疋燒死す。十二月二十七日封内五十五萬石餘水旱損害あるを幕府に告ぐ。
記錄(廣瀨村愛子菅井甚兵衛氏所藏の暦より今村泰輔氏謄寫)。
一、明和三年正月十一日大雪降り二月十五日大雪降り二度の大雪にて麥は不作、六月二十八日大雨大水あり。
一、明和四年三月二十七日大地震あり、九月三十日大地震本年仙臺侯關東川通十六ヶ所普請仰付られ領内百
姓三萬兩御貸上金仰付けられ城下二萬兩御家中知行半分奉公勤務三ヶ一無役なり。
一、明和五年四月二十八日より雨降りつゞき六月三日まで晴れず、六月四日より七月六日まで雨降らず七月二十一日大雨洪水あり
一、明和六年四月六日大風ふき山林草木葉枯れおつ、八月二十四日大水、十一月五日大風ふく、石卷にて錢を鑄る。
一、明和七年春より日照り夏中二三日雨降り畑不作、七月二十八日夜北方突赤く光り家内まで明くなれり。
一、明和八年二月二十六日大風人々不通諸木折れたり。四月、五月雨降らず五月三日番山に登り愛子鄉六、熊根、作並、半澤、大倉、
七ヶ村雨乞す。五月十四日國分三十三村にて大蛇をあげ雨乞す。此外御分領中雨乞す、無仕付の田多し、大旱魃にて田には大麥うえ
たり、田畑大不作なり。
一、安永元年五月三日大風雨洪水被害多し。
一、天明二年三月二十二日大雪降。七月廿八日大洪水作毛實のらず冬雪ふらず。
一、天明三年大凶年なり米二月三月一切四斗五升、六月七月三斗三升、八月一斗九升、白米一升六十二文、九月一斗七升、十月一斗
二升、白米一升百十五文。仙臺城下米拂底にて賣米なく一人二升つゞ漸く買ふなり。正月十六日大雪ふり、六月十八日大洪水、同
二十九日大洪水、二度の大洪水にて田畑押流され地損皆無多し、六月二十九日夜川こみの樣なる泥砂降り、十月二日三日大風雷雨
大不作山根通り一圓實無畑作共に悉し候併し米並穀物相留られ候。
御分領内御郡切御穀留にて他郡米不出御家中御年貢米御郡司衆御書付にて相出申候。酒一切相止らる但濱方醸師は酒免せられ候。

山根通り御藏入高一圓實無にて四色小役御免畑方半年貢なり。
十二月代相場一〆二百文金一切、白米一升百六十文、もち米一升百八十二文、大麥から一升七十文、小麥一升百文、粟一升百七十文、
そば一升八十文。
御村方御百姓御手傳御貸上金仰渡され高一〆文金一切國分は一貫文金四分八厘五毛半分長男割一人二分五厘八毛召上げらる。三月
より七月まで代相場一〆四百文高一〆文六百七十八文なり、仙臺種油一切に一斗九升、ごま一切七升なり。
最上は米一俵二切と二百文、大豆一俵一切と五百文、一升四十八文、小豆同斷。
仙臺領御下中半地御手傳召上らる實大凶年にて召上げられず最上領作毛吉大豆小豆仙臺に相入申し候併し米並穀物相留られ候。
仙臺領十分一の作にみたず故に御家中並四民共に雜穀粥にて朝夕食す。米拂底の儀安倍清右工門所行なりて九月十九日夜同人屋
敷北一番丁木町角に士兵大勢押込み家財塀打こはしたり清右工門は町人にて御上に御用金指上げ出入司役知行五百石なり。茂庭主
水殿に御預り御評定所へ召出されたり。
一、天明四年正月二月雪度々降り寒し、麥枯れたり、夏米高く金一切白米四升五合、一升三百二十文、大豆一升百六十文、小豆一升二
百文なり。四月十日より仙臺領中銀札御使出に付穀物高く、外萬物共に高く商賣物不通見せ店閉ちて賣買せず、銀札十五匁札、一枚
御定一〆四十文より八百文まで、市中相對相場八百文より三百文より三百文なり。十五匁札、七匁五分札、三匁七分五厘札三つなり。夏御年貢右
銀札にて上納す。秋に至り不通用にて正金にて上納す。六月石卷にて仙臺通寶四角錢を吹出す、正金にて代相場六月一〆三百文、
七月一〆七百文なり。秋出米金一切玄米二斗三升、白米一升九十文、大豆一升六十四文、大麥から一升七十五文、小豆一升百三十文。
春より夏まで渇命の上疾病はやり御城下並在々三ヶ二程死亡す。山根通り困窮の村々は十ヶ一漸く田畑仕付一圓無毛付の者あまた
あり。
十二月二十六日江戸仙臺御上屋敷類燒明年より家中三ヶ一御手傳召上げらる。
夏最上より密に米を引越したり酒一切禁ぜらる密に清酒一盃百二十文濁酒一盃六十文秋に至り御城下並驛場一町に一軒つゞゆるさ
れ一盃十六文なり。
正月白米一升百八十文、大豆一升九十文、小豆一升九十三文、大麥から一升九十文、そば一升九十文、小麥一升百文。

一、天明五年三月四月五月六月雨降らず七月より雨降り作毛實乘宜しからず、麥作も宜しからず去年江戸御上屋敷類燒に付御手傳召上らる但秋作毛にて割付らる城下町共に分限並長男割にて御手傳貸上げらる。

大日照にて所々にて雨乞す、五月二十九日明神樣夜籠六月七日番山へ蛇体上る郡中大肝入肝入中寄合す、御藏入高一村皆無畑も免ぜらる、冬大雪降り。春米一切二斗、大豆三斗、小豆一升百三十文。夏米一切三斗、秋冬米一切三斗二升、小豆一升九十文。

一、天明六年春日照五月十七日庚申より雨降り六月六日まで降りつゞき九月まで雨降り多く作毛宜しからず、四月代相場二〆文、六月三〆文、十月米一切三斗なり、六月十四日大雨十六日洪水あり。

一、天明八年九月御巡見樣御通り藤澤宿人。川口久助。三枝十兵衛三人二十九日松島より驅籠通り、仙臺城下御泊り大町梅原屋、同大和屋、南町大和屋に御宿。

一、寛政元年上作にて穀物下直本年より三ケ年御家中三ケ一地行割にて御手傳召上らる。

一、寛政二年上作金一切米六斗より八斗、大豆六斗二升、小豆九斗、九月落合橋かける。

一、寛政三年上作金一切米四斗五升、大豆四斗。

一、寛政四年日照にて畑作宜しからず田上作、夏金一切三斗三升、秋米四斗。

一、寛政五年夏雨降りつゞく然し大雨降らず秋揚は天氣よく冬も日照なり中作山根水口青立なり畑物吉金一切米三升五升代相場四〆文大豆五斗三升。

一、寛政六年正月十日江戸仙臺上屋敷類燒。春夏秋まで日照田不作畑中作八月二十九日夜刈田岳燒拔け、十一月三日夜大地震。秋金一切米四斗五升。

一、寛政七年萬物生育立廻り早く春夏暖かなり。秋金一切米四斗、大豆五斗。

一、寛政八年正月二十五日大風ふき遠野原松木數百本吹折れたり。五月二十七日より六月十八日まで雨降り稻大におくれたり田畑中作なり。

一、寛政九年四季共に時々雨多からず七月十八日大雷各所におち十月五日夜大嵐大洪水窪地刈稻を流す。金一切米三斗三升、大豆四斗なり。

一、寛政十年小雨度々降り春夏地かはくひまなし然し堀河は湯水し秋日照湯水す田畑上作金一切米四斗。五月五日公義より大日付衆寛助兵衛・雨宮清三郎二人仙臺城下に着し十月二日歸る。

一、寛政十一年六月より日照時々雨降り田畑作毛宜しく夏米金一切五斗十月六斗大豆五斗代相場四〆七百文冬暖にして雪降らず。

一、寛政十二年三月十一日諏訪神社に鐘樓立掛れり、春夏日照秋冬雨降り作毛宜し、十月疱瘡流行し殘らずうつれり、十二月米四斗五升大豆四斗金一切、代相場四〆五百文。

一、享和元年六年二十一日大雨洪水人家地損人死す、秋不天氣にて稻刈おくれたり田畑上作。春米四斗二升、夏三斗八升、冬四斗三升金一切。

一、享和二年三月十三日大雨洪水十六日みぞれ雪十七日大風地窪に水たまり四月より日照つゞき六月二十九日大洪水北上川土手切崩れ田畑大破損半作なり、全國洪水仙臺領奥通り大洪水なり、四月より日照り五月にも大雨降らず用水なく田植おくれ近年になき日照なり六月も雨降らず無仕付の田地多し。畑作は枯れて只のばくの所ごま粟は宜し、且例年より蝿早く出て多し野にぶと蚊は少なく蟬は多し。六月九日晚より諏訪神社に籠り村中雨乞す、十九日雨乞し二十四日大雷雨二十五六七日は雨降りつゞき七月朔日大雨風月七日南風吹き作物障りあり、冬日照大雪降らず暖にして梅の花咲く。

一、享保三年四月二日大風ふく、五月六月はしか流行死人多し、十九日大清水鍋淵籠り二十二日和光院一人番田蛇体森へ籠り斷食にて雨乞す、十九日大雨風吹き大洪水にて破損多し近年無類の大水なり二日晴れたり。八月七日大雨風吹き作物障りあり、冬日照大雪降らず暖にして梅の花咲く。

一、文化元年六月二十四日仙臺城二丸雷火のため燒け晝八時なり、十月米七斗代相場一〆六百七十文、大豆大不作豆腐止めたり。

一、文化三年二月十二日大雪降四月四日大雨草木の葉皆枯れたり四月朔日大雨洪水所々急破多し、八月二十七日大雨洪水稻多く破され山崩れ多し、冬度々大雪降り近年になき大雪なり、冬米五斗六升大豆三斗八升代相場一切一〆六百四十文丸錢なり。

一、文化四年正月中雪多く降り、田中作畑上作なり。

記錄（栗生庄子林右工門氏筆記今村泰輔氏寫）

一、嘉永二年四月林平・源八・五郎吉・三人御山守仰付けらる、磐山芦見山五ツ森三山を守る栗生七軒にてつとむ。

一、嘉永五年二月二十八日野火のため磐山全部燒けたり。

一、嘉永六年四月九日より七月十二日まで雨降らず畑作不作是年萱野野山分あり。栗生組は谷地の堰元より北は峯通り南も峰通南は澤境、東は御林境戸内組は南澤の内鍋澤より北は峰境、南は澤東は建山境、町組は中山南は林境、西は北澤東は澤境、北は大鹿岩より猫石境、本木組は若子屋澤通り東は取抜澤西は澤境、南は峯境。

一、安政二年八月三日大地震秋保温泉塞ぐる三年二日再び涌出づ。

一、同　四年六月七日大霜降り落合橋かけたり。

一、同　六年八月三日大雨、九月十六日大風雨稻いたみ大不作金一切米一斗五升、石卷にて鐵錢をいる。

一、万延元年四月手形百三十文、五月百文、正月金一切米四升。

一、文久元年九月十七日大地震落合橋おつ、三月小倉山御林植立。

天明三年御觸略寫　（根白石村鷲尾甚七謄寫鷲尾榮吉所藏）

天明三年卯年五月信州淺間山燒崩れ、諸國へ石砂灰等降り申候處御座候。御城下へは雪之樣降申候事

但右之時節上劦・甲劦、洪水田地大破に及び、死人數多有之候事。

一、天明三年夏中より折續き雨降、御分領中大不作米穀拂抵に付、八月末より諸民大きに取騷ぎ。九月十八日十九日大候內藏人殿屋敷へ大勢願に集り、其後中瀨川原へ集り、御小人共數人右內藏人殿御出被仰含、同日夜五ッ時（午後八時）頃より九ッ（十二時）迄北一番丁阿部清右工門屋敷へ大勢押入惡口申、屋敷廻り塀長屋等之壁相破り押入彌增惡口、依之に清右工門家來之者共、色々防ぎ鐵砲弓等にて立向候得共中々不聞入、彌增大勢押入屋敷書院より廣間並內証勝手臺所迄押入打破り屏風襖立具等を小路へ投出し、理不盡所行中々清右工門居兼家中不殘立除候由全体如此大勢押入候義は御分領中へ、振り金等致し米穀を以召上爲登穀過分に致し、彼是其上大不作に付市中之米穀過分に買切、夫故米穀不自由人一人に付一盃五合程つゞ外は買可申樣無御座候。大騷動右押入候者之內に侍も有之、被召捕候者も有之、依之阿部は御詮義之上、茂庭主水へ被相預候事。右之通騷動に付被相觸趣。

一、侍凡一統多年究困之上、當年御領分大不作米穀拂底に付飢饉にも可相至哉と取騷ぎ、大勢集會理不盡之所行相聞得候。譬此節に候共上を不恐憚致方不輕犯科有之、實に急饉之者は順々を以頭々へ相願之義者格別、猥に集會理不盡之所行於有之者、重く御仕置蒙候義は何も可心得居候義に而、何程貧苦に逼り候共ヶ樣之心得違在之間敷事に候。依之此度中村日向被相下別紙之通被　仰出候條、組支配有之在々之者共は配下へも直々申諭し、御町奉行御郡奉行村町役人共へも急度可申諭旨御意之事。

一、當年御領內一統大不作に付而は、米拂底飢饉に可到哉と取騷、町人体大勢集會理不盡之所行も相聞得誠以　上を不恐憚貧苦に逼り候迚、其不法之義他邦へも御外聞に相懸り、犯科重疊之事に候、此段は重く御吟味有之事に候。扨亦ヶ樣に相至り候義も數年究迫之上大不作に付而は一統取騷ぎ候義と被思召候然る處何も相聞得候通にて、上にても年々過分の御損毛打續き誠に御公務迄も難相調程之御時節に付、當年は御家中一統重き御手傳仰付、永久之基本をも可被相立御吟味に候之所、天災とは乍申天下一統之不作御領內許りにも無之　大公義にも米穀御不足、諸國一統不通用に有之、飢饉の趣は所々相聞得候。此節御基本御吟味之段は無之、當年は御手傳も被相延候得者、累年之御究逼之上當年莫大之御手傳も被相延其上大不作に作而は金石御出之方は格別相減候得は、常式御相續方へ可被相立樣無之、御時節御家中御扶助救民之御手當等迄十分行屆可申樣勿論無之候得共、此節不被遊御救候而は　御任も不相立候條、何分御救も被成下度御吟味に候得共、今年は御國元に不限他邦共に凶作に候得ば、御買米之義も十分に可相成兼候條、格別之思召を以御物置御備金被相開江劦御知行所に於て御買石相成、御國元へ被相下右の外にも深き思召も有之、御手當御吟味被成下、且又　御公務之外は他所へも御合力金石をも御斷被成、御內證向は萬事被御打拾御扶持方渡米を始、何分にも饉命相凌候樣深く御吟味被成下候得共、此節之義渡方元より御引配難行屆事は何も可致勘辨義誠に饉命相凌御奉公取續而已と、覺悟相立先達も被相觸通、尙又弱並雜石をも相用饉命相凌、來新石迄取續候樣可仕候、其中にも極貧にて可及飢饉者は饉命之願等申出候はゞ、頭々直々致見饉命難相凌程之者は名前書出、頭々直々罷出夫々順々を以可申出候　上にも御究逼之御時節ヶ樣に迄被爲盡　御心力御手當被成下候義頭々得と致勘辨配下へも宜可申諭候事。

一、兼而何ヶ清右衛門奸切深く怨に相含、園穀等可有之と猥りに過分之申懸を以申入候義にも候哉難計候得共、清右衛門義兼而米穀金錢取扱候に付而は一統之雖氣にも不順奸切不法之所行も有之、ヶ樣之怨み相懸候義に可有之候條、園穀等在家有之其外奸切之所行御城下米拂底に爲到候事跡も有之候はゞ可申出候、頭方御引合嚴重に被遂御糾明候得者、衆人の怨み疑心も無之明白に相解候、最早御詮義にも被相懸候間、集會之者並誰に不寄前書之次第在之候はゞ、御町奉行評定處御役人へ可申候。此節相默止居後日之集合等於有之は其咎本人よりも可被重候條、此旨早々觸廻し心付有之面々は申出候可樣有之事。

一、御內證向は萬事被御打拾、御物置御備金迄被相開、御家中御扶持並救民之御手當被下候得ば、諸役品渡御入料只今之通には可被相渡樣無之候。仍而御用事相出候役所在之候も難斗り候得共、諸役人一統覺悟相致、馴合遂評義候はゞ、此上にも御懸り方取縮

候仔付も可有之間、是非御日用御間欠に相成候義は格別、其外は嚴に相勞此節御凌仕候覺悟にて吟味取證し、其段可申出候。

一、御作事方御修覆向之義、當來年被相止候段は先達被仰出候處、御勝手御道具御酒御家具方御臺所、其外御中奥初諸役所御道具一切被相止候、新き御用物は尚又被相止、諸寺院御修覆物一切被相止候、併手操次第御用支之厚薄有之事に候間、此段何も折入吟味可仕候。

一、江戸爲御登御膳部、諸鳥御看之類年々御定を以爲相登候分、半高に相減或は一向被相控、於江戸に色替を以御間合候樣可有之候間、此段も嚴に可遂吟味候、御膳所方へ爲登御荷物相減候上は、御中奥並御尼方より爲登荷物寺は尚又右に可順候。

右之通頭々第一に此旨を考辨末々之諸役人迄、何卒此御難場を御凌、來新石迄御持脉被成候樣可仕　上と一致に盡粉骨を勤仕候樣御入料向諸役品々頭々精々可申論候。已上

天明三年十一月八日　　對馬●豐前●將監●下野

鈴木治太夫殿

此節治太夫殿出入司假役

一、御領内當年大不作に付、姫君樣輕き者共へ別段之思召を以、御手當被成下候段被仰出御穀不引揃に候得共、寒氣之節一入凌兼候事に候條、御城下宿守並借家体之者頂戴仕向々之主人へ申出、右諸侍は直々添書を以橋元平次郎方へ、來る正月十日迄に可申出候、町家は其町檢斷へ申出、門前諸組之借家等之者共頭々へ申出、於頭々に取揃是又右平次郎方へ、來る正月十日迄に可申出候。乍勿論此節及迷惑候義者一統之無隔候間、檢斷組合等立合見屆至極及潟命等体之者は可申出譯に候間、隨分折入遂吟味を右日限迄無延引申出候樣可仕候事。

正月三日　（天明四年）

一、去年（天明三年）御領内凶作に付而は、四民甚難澁に及已に御上下難爲成候程之節故、銀札並鐚錢之義は士民爲御憲之御願被遊候之所不成容易候得共　公義に而も格別之御譯合を以此度如御願十四日より銀札御造出し被遊候扱又士民迷而相痛居り累年に艱難も否募り以上去年凶作に付而は辱と究迫難澁可仕義誠に御心痛被遊候。依而此度御家中夫々御引合を以振札被渡下追年不痛樣可被遊候九是迄に諸上納物諸拜借共一圓上納被延下候。自分借財も元通之義に被仰出候間、何も改め相續仕り、此節よりは別而質素に儉約を用ひ、相續共取直御奉公可仕旨御意之事。

一、諸上納懸り並自分借財等も年々相募一統御奉公相續も可仕樣無之候事に御吟味を以、諸拜借物並是迄之諸上納懸一圓に被延下候、御家中取續き候樣被成候間、幾重にも質素儉約を用ひ取續御奉公可仕候。

但自分借財も一切元延に可仕候、此段　從上御撰當被成下候に不及候事に候得共、累年之難澁相募取續兼候事故　御上より諸上納物一日被延下候間、幾重にも金主之者勘辨仕取續候樣可然候。

右之通被　仰出候間、面々格別に覺悟仕り相續取直し、末々御奉公可仕上樣可心懸候事。

御　定

一、銀札壹枚　代壹貫拾文　　一、同　壹枚　米八升

右之通被相定候得共、段々相違仕候

一、此節之御奉行衆。秋保外記殿●大町將監殿●中村日向殿●

但芝田佐渡殿●石出豐前殿●大立目下野殿●御三人此少し已前退役。

一、出入司衆。田中勘左衛門殿●渡邊助右衛門殿●原源右衛門殿●藤村平治殿。

天保四年凶歲之節御觸出。此節　御城下出穀不足に付、面々可及迷惑候之條、知行取之輩知行處向寄之御藏場へ有穀相納候上、右取調手形召上御城下於御藏場に爲替を以可被渡下候、侯數等之義は穀操次第之事に候間、向々可承合候。

右之通各其心得、同役並支配中右之輩へ可被相通候以上。

八月十四日　　對馬●山城●縫殿●木工

水野八五郎殿

一、米穀高直に相聞得、四民可及迷惑候、依而濁酒商方御城下在々共早速より被相禁候條屹度可相止候尤頭々主人々々より精數可申附候。若違犯之者合露顯候はゞ、其元は不及申主人五人組迄可爲曲事。

一、濁酒者是迄致所持候殘酒　御城下は來る十七日迄在々は前文之趣承知三月より、日數七日之内に屹度可賣拂候事。

右之通　御城下在々不殘、諸家中宿守百姓町場寺院社門前之者等迄屹度相守候樣、端々迄早速可被相觸候　以上。

八月十日　　對馬●山城●縫殿●木工

御目付中

一、穀物買置令〆賣候段後日於露顯は吃度可被仰付旨、前々より堅御停止旨段々雖被相觸、近年穀間屋之外分限宜者を米師と稱し穀物買置〆賣し同類申合相庭甚引揚、其身之利潤を貪り諸人を痛候仕形毎度相聞得候、其身之利潤貪り諸人痛申樣之義仕候はゞ可被及嚴科候、先年從 公儀被 仰右体之義無之樣段々相觸候處、〆賣等不相止近頃は役々之者改相入候を恐、町人百姓共諸侍或は諸寺院之土藏等を借受圍穀仕候由粗相聞得、心得違之段不屆至極に候、此節米穀甚拂底に候間、彌前々より被相觸候通穀物處持之者は、士凡とも飯米之外餘慶之穀物早速拂に可相出候、此上にも圍置候段相聞得候はゞ、以來諸侍並諸寺院共に役人指遣爲相改御穿鑿之上穀物預り置は不及申、背之者共吃度可被及御沙汰候事。

右之通 御城下諸士並寺社方在々共不洩樣、如兼而之相觸候樣可有之候 以上。

八月十二日

御目付中

對馬● 山城● 縫殿● 木工

一、當夏中より霖雨且不氣候に有之候之所、當年之義者全体節後れ今に作毛善惡不決候處、米穀甚高直に而諸人及迷惑候由之條飯米及餘慶分諸侍並町人等迄粥又は雜穀等を相用候樣に心懸可申候。此節士凡とも縱令飯米貯有之者にても、右之通心懸候得ば穀物費無之、全体之究に不相成候條、面々主人は不及申下々迄一統右之通相心得吃度可相守候。

右之通 御城下在々共に不殘如兼而之相觸候樣可有之候 以上。

八月三日（天保四年）

御目付中

對馬● 山城● 縫殿● 木工

一、侍凡御扶持方米、三貫文以下は一圓米渡被成下、三貫文以上は七歩五厘之御割を以被渡、十五人分以下は一圓米渡被成下、十五人分以上は半穀半代に而被渡下候。

一、御藏米並御役料之義は、八歩之御割合を以被渡下、百俵已下は半高米渡、百俵以上は三ヶ壹米渡三ヶ二金代にて被渡下候。

但右之内に者進退高に應じ、半穀半代又は三ヶ一、三ヶ二被渡下候而は、割合通不足不相當之分可有候。何れ實飯料丈けは米にて被渡下、其餘之分は金代渡り被成下置も可有之候。

前條之通御吟味被成下候而も、知行並御藏米御役料御扶持方、御繪印引當借財有之者數多之義に候間、知行並御扶持侍凡共進退引當借財之分に限り、借金元金計り來暮迄被延下當座元延に被成下候。

附●金主〳〵之者此節柄之義に候間、諸人不及逐惑樣何分心を用通用是迄之通に而、聊不通用之義無之樣に仕り、借主〳〵之者も信義を不取失樣可仕候、繪印金主方へ引留置其時々被渡下候、金石計り借主方へ無殘可指遣候。

右之通如兼而之早速可被相觸候 以上。

八月十五日

御目付中

對馬● 山城● 縫殿● 木工

一、當不作に付米相庭高直錢相庭も迫々引揚候事に相聞得候。仍之米錢相庭左之通被相定候。

一、御藏米相庭、十俵に三十切。一、市中米一切に一斗七升。一、錢一切に代壹貫五百五十文。

右之通當分被相定候間、譬相對に候共高直に賣買仕間敷候、下直に相拂候義は可爲勝手次第候、畢竟米穀拂底に付猥りに在々へ入込令買方候故、相庭之障りにも相成候事に相聞候間。彌直買間敷候。

右之通 御城下不殘如兼而之可被相觸候 以上。

十月二十九日

御目付中

山城● 縫殿● 木工

一、當不作に付先達而相觸置候處、此度御吟味之上右は被相止、乍去彌增米錢共拂底諸人及難儀候事に候間、何分融通諸人之爲に相成候樣賣可仕候。將又此節に乘じ米穀相對不法之取引も有之事に候處、甚外非常之申掛諸人之痛飢渴をも不顧勝手を計利潤に恥り候段、人情を失し甚心得違不都合之事に候、自今右体之輩於有餘之在之輩は不圍置相拂一統之罪にも罹成候樣可心懸候。

右之通 御城下不殘如兼而之早速可被相觸候 以上。

十二月十日

御目付中

山城● 縫殿● 木工● 監物

十二月三日御藏於御用處被仰渡

此度凶歲に付被遊　御下向御家中之模樣をも被爲　聽候處、一統艱難之上に小進微祿之者は、一入指遖り候趣難　御忍悼被思召候御救助之義は先達而被　仰出飢寒に至り候体之者は、頭々等申出次第金石を以夫々御救助被成下候得共、一統取續之一助にも被成下、別段御金壹萬兩被相出、乍恐御惠被成下候條何分相凌候樣可仕旨　御意之事。

一、萬石以上　金七兩二歩づゝ。一、千石以上　金六兩一歩づゝ。一、五百石以上　金四兩二歩づゝ。一、三百石以上　金三兩三歩づゝ。一、二百石以上　金二兩二歩づゝ。一、五十石以上　金二兩づゝ。一、三十石以上　金一兩二歩づゝ。一、三十石以下　金一兩づゝ。一、諸組士進退無高下　金三歩づゝ。一、凡下御扶持人無高下　金二朱づゝ。

一、御扶持方牛人分より三人分迄米渡、三人半分より五人分迄一歩一り、以上御積を以米渡、五人半分より百人分迄六ト一り之割合を以、二十人分迄米渡二十一人分より五十人分以下三ケ二米渡、百俵以上三ケ一米渡り殘金金代渡り。

一、持來玄米六歩壹厘之割を以、百俵以下三ケ二米渡百俵以上三ケ一米渡り殘金金代渡り。

一、御切米は先年より五トづゝ御役金を以被仰下候處、當年は御役金御用捨之輩數多有之、眞高被渡下樣無之非常之御看略を以一兩以下皆渡、一兩上以之輩三ケ二渡被成下候。

十月二十五日

御目付中

山城・縫殿・木工

一、米穀拂底に付町家一統難義に及義に候處、從上も夫々御世話被成下候義に候得共、第一面々之營大切之義に有之候、猶其家々之年寄等養之義を專ら心懸相樂に助合、人情を厚くし冥助をも得可相凌筋に候條、聊薄情之義無之樣町方之者どもへ、檢斷肝入何分折入諭し無意取扱候樣可仕候事。

右八月十四日夜八ツ時頃檢斷宅へ被呼出被仰渡候。此節騷き始故前後も不辨夜も心克不寢居候折に、深夜急被呼出何事かと一統騷動數、家内々々にては被呼出候者戻り床敷待居處へ、右之趣被仰大きに諸人安氣致候事。

一、千菓子餅菓子之類、近年悉上品に相成驕奢之風を助け不可然事に候間、上品の菓子向後商賣被相止候。

一、當年之義は不作米穀拂底に付、米を以製し候千菓餅菓子之類雜菓子迄商賣當分一切被相止候。雖然餅並燒餅團子類は諸人空腹凌之爲にも可相成候間商賣不苦候。

八月十七日

男澤櫓太夫殿

對馬・山城・縫殿・木工

一、當不熟穀物甚不自由一統及迷惑候事に相聞得候に付、御城下在々共糀屋當分一切被相留候、若令違背候はゞ其者は不及申組合迄嚴に可被及御沙汰に候事。

九月三日

一、近年諸國造作之國捌多く、米穀拂底に付酒造人共、當巳の年之儀は、銘々造來米高之三分一相減、三分所酒造可致候若隱造等致すに於ては其者は勿論、其所之役人迄吟味之上急度可申付候條、心違無之樣可致候。

右之通可被相觸候、右御書付水野出羽守殿へ御渡之段、大目付衆御廻狀到來之段　公義使相達江戸より申來候間　御城下在々共不殘如眞而之可被相觸候　以上。

九月二十八日

御目付中

對馬・山城・縫殿・木工

一、厳粉製方指配御用北目町檢斷關口久右衛門へ被仰渡候間、御町方之者厳根御近在に而掘方之義御吟味相成候處、七北田村荒巻村實澤村根白石村幅岡村田中村朴澤村右七ヶ村にて掘方當年申被相定候間、掘方致度者は右久右衛門手前申出掘方場所村肝入へ之首尾合を受、右肝入承合村々掘方之障りに不相成樣可致度者は承合候樣可被申候　以上。

十月二日

檢斷宛名

高橋新藏

一、御町方小前人頭難遁者之内、老人或は十五才以下之者女人頭の内にて、普請人足にも相出兼糸機も不心得者に限り、爲御救之御近在にて田螺拾ひ方致御町方之内へ指配人被相定候間右指配人手前へ田螺持參致候はゞ、人頭一人に付五升を限り御買上相成候事委曲之義は受拂處承合可申候事。

一、此頃小前難澁者共諸方海道普請、被召使日傭被相渡、尤御町方に而御惠御拂米被成下候事。

十一月　　檢斷

定組頭へ

一、去年（天保四年）凶作に付御城下在々共糀商賣一切被相留置候處、味噌煮時節にも相成候に付、御城下味噌糀に限り當分被明下候樣、振賣者被相禁候事。

但御城下に而糀相調入料高出願、諸士は家來書付足輕御扶持人直附を以、人數に應じ石高荒町檢斷所宛名之由、糀元米並糀屋へ相渡拵方爲致相用可申候、人數、不行合過石相望申間敷候、町人相調候義者御町奉行手前に而可令吟味候。

正月（天保五年）二十六日　　完之丞・山城・縫殿・木工・監物

御目付中

一、此節流民共數人御町方等處々徘徊致候に付、此度御吟味之上左之通被仰候。

一、御國流民は出入司支配組拔伊藤惣右衛門方、他處流民は同支配組拔並澤口權兵衛方に而相懸置候。小屋へ相入候樣向後被相廻御制道相成、通行一篇之者は早速爲令拂一旦施小屋へ相入候得ば、妄りに徘徊不爲致筈に候處、右小屋より出走に及候者は早速より御城下爲追拂、流民相入候小屋國分小泉村被相懸、北山大法寺境内へも小屋相增、是迄八塚光壽院に懸置候小屋は爲取廢候筈に候事。御城下於町々に陰懇又は功德等之爲め、日數を限り或は精進日等流民共へ施粥施物等致候者も數多有之候事に相見得、此節病寄持之事に候得共、御城下表徘徊面々居懸々々に而爲施候而は猥りに相成、且不取締り之事共に付前書通施小屋へ寄集徘徊不爲致譯に候處、右樣に而は自然施行可致樣無之相成事に候處志し有之者は南北施小屋へ施入爲致候樣可仕候右樣之分は誰施入候との義其志し相顯れ候樣に取扱、名前等追而取調及披露候樣向々へも御首尾相成候間、右之趣旨御町方之者へ可申渡候事。

正月二十六日　　高橋新藏

一、此節疫病等流行到而病人多之事に相聞得、困究之者共藥用も不行屆候事に可有之候、仍而於醫學校來る十六日より凡下御扶持人町方寺社門前之者諸侍宿守等迄申出次第、御施藥被成下候條親類等を以、直々同處へ申出御施藥申受候樣可仕候事。

三月

一、去年大不作米穀高直に付御酒屋之外酒造方、御城下在々共一切被相禁置候處、濁酒屋商賣計り一宿へ一軒づゝ被相免候間、御町奉行御郡奉行御屋敷奉行承濟を以可令商賣候事。但濁酒手ヶ之分ヰ被相免候事。

一、糀商賣被相明候間、御城下在々共如兼而之可令商賣候事。

八月二十六日　　豐前（完之丞樣御改名）　山城・縫殿・木工・監物

御目付中

一、凶年凌備石之義は兼而面々可心懸は勿論之事に候處、畢竟何も難澁之方より兎角に及兼候者も有之事に相聞得候。去年之義者夫々御救助も被成下候得共不作之厚薄にも寄り往々十分にも可被爲行屆樣無之儀も可有之候、御撮當可相備事にも無之候間、此末四民一統覺悟相改め面々無油斷米穀之類多少不寄漸々にも相備候樣可心懸候、尤於頭々にも厚世話可仕候。右に付御家中侍凡知行物成、又は玄米御扶持等を以上之御藏、相備置度輩者、仙在向寄之御藏場へ可被備下候間、委曲之義は御藏方可承合願上候。

十月二十九日　　御奉行樣御連名

一、年々豐凶豫め可相計樣無之義に而、文政八年より三ヶ年に相備候一萬俵も、去年頃可用立とは更に存付も無之事に候得共、備置候方より去年病一統飢渴をも凌候一助にも相成候段は、何も徹心頭居候に可有之、右樣樣不被押計凶歲之義に候間備無之候而は暫時之間甚無心元事に候處、文政に相備候一萬俵も去年一宇被相渡拂に相成候義に付、此上備繼不致候而は如去年病之節は幾こ相凌可申見詰も無之義に候間、余事を指置候而も不心懸不叶事に候條、凌に相成候程早速より致備石置方專一之事に候得共、乍去相痛居候節病之義に候得ば如何程存含有之候共及兼候者も可有之候間、全体之義者兼而致覺悟當時より漸々致備米、追々は文政之度よりも相增、譬凶年に至り候共上之御世話を不相待飢餓を相凌候心懸專用之事に候、尤小前難澁之者たり共懸分限に爲聊共段々にも備石致置可申事に候條、右之趣を以克々折入申諭一統備石致置候樣可被申渡候、尤當年中何程歟備之この儀は大圖見詰之程も承屆可申聞候。右之趣は尙又御奉行衆へも被仰達、御指圖之上被仰渡候旨御町奉行衆御斷に候　以上。

尙々委曲本文之通に候處、備米之儀は有限りを以計り相備候ものに無之、素より非常之爲凌之相備候儀にて、何時備米相用候段に相至り候哉も難計事に候間、一日早く凌に相成候程備繼備相添候はゞ、何れも安堵無此上儀に候處、中々不容易之儀に而却て非常之節儉を不厭、無油斷渡世不相勵候而は、小前難澁之者共は備相濟兼候事に候間、尙又右之間も折入制道可被申御斷に候　以上。

天保五年十一月廿七日

一、當年御國元大不作に付爲御國務之、如御願御暇被仰出候に付昨十五日被遊　御發駕旨被　仰出候段江戸より申來候間、諸願早速より相控御着城以下可申上候事。

右之通各其心得支配之内組支配有之輩へ、相通候樣可被成候　以上。

十一月十六日

伊藤大輔殿

一、來年始御野初御規式、當年御領内大不作に付被相控旨被仰出候間、各其心得同役並支配之内携候輩へ可被相通候　以上。

十二月七日

木工

男澤櫨太夫殿

一、去年不作に付御儉約御年限中、正月三日御野初御規式被相略候儀左之通。

一、案内御控場迄被爲入、松森御弊當場へは不被爲入　旨被仰出候。

一、御騎馬之外御家老若年寄御小姓組番頭御小姓頭御近習之輩計り、御供被　仰付旨　被仰出候。

右之通各其心得同役々支配中へも可被相通候　以上。

十一月廿三日

木工

山城

松倉三右衛門殿

天保四年より同五年迄之內、御役附移り替御勤續左之通。

御奉行衆　御勤續　大條監物殿●高泉木工殿●福原繼殿殿●但木山城殿。

天保四年十一日頃御退役　芝田對馬殿●　御出役　石田豐前殿。

出入司衆　御勤續　水野八五郎殿●增田菊之助殿●森儀兵衛殿●山崎源太左衛門殿●眞山慶治殿●長谷志津馬殿。

御退役　林珍平殿●小松新治殿●眞山八郎右衛門殿。

天保五年暮御町方調達金。被仰付金高人數覺。

爲御替組御用達　金貳千兩也　大町二丁目　佐藤助五郎。　金千貳百兩也　奈良屋事　岩井作兵衛。　金千貳百兩也　日野屋事

中井新三郎。　金千貳百兩也　河原町　錦織伊三郎。　金七百兩也　國分町　伊藤長助。　金五百兩也　河原町　澤口安左衛門。

金五百兩也　河原町　佐藤嘉右衛門。　金三百兩也　松茂事　小野茂兵衛。　金百兩也　大黒屋事　寺村庄藏。

〆金七千七百兩也。

融通組御用達金　金五百五拾兩也　大町　京屋彌兵衛。　金參百兩也　大町　鈴木新八。　金參百兩也　北鍛冶町　菊地三九郎。　金貳百五拾兩也　二日町　錦織亦吉

金貳百五拾兩也　國分町　小谷新右衛門。　金貳百兩也　南町　小西利右衛門。　金貳百兩也　大町　小西源八。　金二百兩也　南

町　堺屋長四郎。　金貳百兩也　大黒屋事　谷江惣兵衛。　金貳百兩也　大町　名取屋清七。　金百貳拾五兩也　大町　升屋德助

金百貳拾五兩也　八幡町　安達由兵衛。　金百兩也　大町　伊勢屋惣五郎。　金參拾兩也　御宮町　三浦忠兵衛。　金參拾兩也

木町　日野屋仁兵衛。　〆參千六百六拾兩也。

御町方調達　金七拾五兩　川原町　若生儀兵衛。　金六拾貳兩貳歩　大町　湯かま屋三郎助。

金六拾兩也　大町　山田屋利兵衛。　金六拾兩也　二日町　石川屋善七。　金六拾兩也　大町　菅原屋治右衛門。　金六拾兩也

二日町　伊藤傳三郎。　金五拾兩也　肴町　鈴木屋善五郎。　金五拾兩也　肴町　升屋善兵衛。

金四拾兩也　柳町相澤屋善兵衛。　金四拾兩也　國分町　菅野屋喜兵衛。　金四拾兩也　國分町　大坂屋新七。　金四拾兩也　國分町　大坂屋右衛門。

長谷川屋嘉藏。　金參拾五兩也　川原町　岩間屋善右衛門。　金參拾兩也　大町　稻屋作兵衛。　金參拾兩也　大町　田中屋善藏

金參拾兩也　南町　錦織屋惣之助。　金參拾兩也　荒町　日野屋八十郎。　金參拾兩也　國分町　鈴木屋伊右衛門。　金參拾兩也　荒町　鈴木

分町　保原屋新七。　金參拾兩也　北目町　相原屋喜之助。　金參拾兩也　南村木丁　佐藤

屋榮治。　金貳拾五兩也　大町　三浦屋伊兵衛。　金貳拾五兩也　川原町　阿部屋長三

郎。　金貳拾兩也　大町　門脇屋藤吉。　金貳拾兩也　南町　宮城屋太右衛門。　金貳拾兩也　川原町　針生屋林藏。　金貳拾兩也

川原町　針生屋彌十郎。　金貳拾兩也　川原町　庄司與兵衛。　金貳拾兩也　北鍛冶町　伊勢屋惣助。　〆千貳百八拾兩　都合高壹

萬貳千五百四拾兩也。

右調達金一割之御利足を以、來三國五月迄御通被下候趣に候　以上。

一、爲御替組と申は前々より有之候處、佐藤嘉右衛門・錦織伊三郎當年被仰付候。融通組は當年新規に被仰付候事此節在々よりも調達數多有之候事。

三、郡内町村一斑

【勝竜町】　本町には古來大洪水と稱すべき程の事なかりき。應慶四年五月霖雨二十日間の久しきに至れり。地震、明治三十一年二月十九日大地震あり。處々地上に龜裂を生じ、家屋の動搖甚だしく人心恟々たりき。火災、慶應三年二月六日夜、本町新河岸某宅より出火、折柄烈風の爲全町の過半を燒燼し、其狀慘憺たり。明治十九年二月六日西町に大火あり、五十戸内外を燒失せり。凶荒、天明年間の大饑饉には、町民の慘狀言はん方なかりき。天保八年の凶歉に餓死するもの頻々相尋ぎしと云ふ。慶應二寅の歳の凶作には町民の困難一方ならざりき。明治三十五年近時に於ける大凶作にて、場所によりては、收穫皆無の地ありきため、旱天には概して豊作を得るも霖雨の際は凶作に終る。天明・天保元年の凶作等概ね霖雨に起因す。殊に交通開けざりし明治以前にありては、村民の多數は主として山野より、草根・松皮・蕨根等を採り種々に料理して食ひ、露命を保ちしも遂には營養を害し死亡するもの多かりき。天明・天保の饑饉に死亡せる者の爲に供養せる、石碑の今尚所々に見存するは如何に當時の慘憺たりしかを忍ばる。近年は交通開け外米の輸入作物の改良等によりて、往年の如き慘禍は全く跡を絶つに至れり。本村は其の凶作に對する準備として、備荒及救荒の制度もありて村内十二區内に各社倉を設け、年々所定の籾を各戸より收納せしめ、年の豊凶によりて貧困者、又は一般に貸與し、次年より豊凶の別により利を附して返納せしむる方法により明治三十年頃まで繼續したるも、近年外米の輸入其の他の關係により、現米にて貯蓄するは徒に虫害を蒙るの憂あるを以て、之れを現金に換へ郵便貯金となしたり。

【根白石村】　年代は測り知るべからざるも、地形土質小字名等より考ふる時は、往昔冠川に大洪水のありしことを知るべし、則ち現時の根白石の町の存在する處（長十町幅五町）は、町頭・杉の下・針生・判在家等の丘陵より、弧形の丈餘の斷崖をなし、表面は地質砂土にして五六尺を穿てば小砂利を生じ、地名には河原田と稱する豊饒の土地ある等、河身は大水のある毎に砂土を是處に堆積して漸次北方に移り、現在の河域をなせるものと考ふ。明治二十二年九月十八日大風雨にて泉ヶ岳其他諸所に二十餘ヶ所の山崩を生じ、午後八時頃に至りて、河水氾濫し流域の人家耕地に浸水す。根白石小學校の流失せるは此時にして根白石町は、河底より高きこと一丈餘尺なるも洪水氾濫し、風呂塲其他の器具町中を流れ全く大河の狀をなし被害甚だしかりき。

天保年間大饑饉あり、草根木皮を食するに至り、餓孚道に横はり慘憺たる有樣なりしが、其後各區に備荒倉を作り、各人共同して籾を蓄積して凶荒に備へ、明治三十四五年頃までは充滿し居りしが、其後廢れて今は倉をも毀てり。近くは明治三十八年の凶作は收穫殆ど三分の一なりしも、外國米の供給十分なりしを以て、勞働の結果餓るもの一人もなし。

【七北田村】　天明三年癸卯の饑饉に慘害を被るもの多夥にして、市名坂村の如き既に三百人の餓死するものあり、爲めに契約講等は自然に廢滅するに至れりと。物價は昇騰して、白米一升三百二十文、麥一升二百文なりき。時人稱して「世に恐しきもの三あり、一に病、二に凶作、三に銀札」と當時の慘狀を宣傳する、好個の標語なりと謂ふを得べし。

天保六年乙未の凶歉も亦激甚なり、翌七年の米價金一切に付玄米二斗なりしと。明治に入りて十一年には天候不順に

起因せる凶荒あり、又十九年には旱魃のため登らず、二十二年の洪水に、二十七年の旱魃に、三十八年氣候寒冷、四十三年の洪水の災ありしも、昔日の如き慘狀を呈せざりき。

【多賀城村】洪水。本村を貫通する七北川砂押川共に、本村の耕土に灌漑の便を與へ、恩惠を與ふること深大なり。然れども往々流水浸蝕して其害も亦尠しとせず。殊に砂押川に至りては、源を利府村森鄕より發して、市川●高崎●東田中●八幡の諸區を貫流して大代に至り貞山堀に入る、實に本村平野の主流にして、本村産業の如何は一にかゝりて此の川にあり。然れども川の上流と下流とを比較せば、下流の河幅割合に狹小にして、且つ迂曲窮りなく、排水不良なるが故に、年々水害を蒙り爲めに沿岸の田地荒廢して、農民の困難一方ならざりしが、明治三十八年大凶作に際し、村長菅野捨松率先して、一は貧民救濟とし一は水害を避けんと欲し、金八千餘圓の資金を投じて河身改修をなせし結果今や汎濫の害を除き村民に多大の利潤を與ふるに至れり。

【浦戸村】往昔、寒風澤の鹿倉村と稱せし時代、今の元屋敷園と云所に七十餘戸の民屋ありしが、永祿年間の大海嘯に流失すること過半なり、依りて現在の地に移轉したるものなりと、天明年間の大海嘯に住民の被害激甚なり。先是。梅津文左衞門私財を投じて海面を埋立て、水田數十町歩を開墾せしに、海嘯に襲はれ全部を流失せしと云ふ。今尙海底に痕跡を認む。又石濱津森山の北面に畠中と稱する所に沙洲あり、此地昔時は一區の斥鹵場なりしも、天明の海嘯に流失して、十年前迄は干潮のとき海底に其の跡を見得たるも、今は全く其の片影だも見るを得ざりき。桑海の變も亦強ち形容文字にはならざるべし。

第三項　明治二十二年洪水

一、縣內概況

明治二十二年九月の洪水。狀況は載せて宮城縣管內景況報告に詳かなり。水害紀事。暴風雨前後の氣象。各郡市出水の景況を轉載し、更らに宮城郡に於ける七北田川及び廣瀨川の二流域に介在する地勢の概觀を叙述し、最後に被害の程度並に救濟の事項を記せんとす。

【害紀事】本年管內に於ける水害は前後三回にして、其第一回は六月二十四、二十五の兩日、第二回は七月十八、十九の兩日に在りて、第三回を九月十一、十二の兩日とし、其害の最も甚かりしを最後の一回とす。本縣の地勢たる概ね曠濶平衍にして、阿武隈北上等の諸大川其間を貫流するを以て、年々多少の水害を見ざることなく、本年に於ける一回二回の出水の如き其損害固より少なきにあらずと雖ども亦通常の災たるに過ぎず、特り九月の出水に至りては、其害狀の慘劇なる殆ど近世未曾有の災厄にして、田疇家屋道路橋梁等の流失破損せる其數の夥しきは勿論、人命を失ふ百餘名の多きに及び、罹災窮民の救恤被害工事の修繕等損害の夥しき實に枚擧に遑あらず。事 宸聽に達し、畏くも 兩陛下より救恤の恩賜金あり、又有志者の義捐金穀も尠しとせず、災後臨時土木費の補助を國庫に仰ぐこと十餘萬の巨額に達し、備荒儲蓄金穀を支出せし高は金額殆ど三萬圓、粒二千三百余石の多きに及ぶ、其害狀の慘劇なりしこと推して知るべし。今特に洪水紀事の一項を設け、專ら九月に於ける水災の狀況を叙述せんとす。

【暴風雨前後の氣象】九月十日即暴風雨の前日に於て、氣壓は稍上昇の點にあり、未明より小雨降り始め終日斷續せしが、十一日午前六時に至り、氣壓七六二、〇佛厘を示し、東方の疾風にて雨亦強く、東京午前八時十五分發警報、最低氣壓九州南部の沖に於て七四六、〇佛厘とあるに、上記當地の氣壓を比較すれば、此差十六佛厘にして、空氣の密度に稀有の激變を生じ、天氣不穩の兆候特に顯然たりし、而後氣壓は益下降し、同十時七六〇、五佛厘となり、同午後二時更に下りて七五六、六佛厘を示し、同九時に七五一、一佛厘となりしが、同十時に至りては氣壓七四九、三佛厘に下り、下降著く夜半には俄然七四二、三佛厘を示し、前一時間に下降すること五、一佛厘なりき、而して猶下降歇まず。此際晴雨計の水銀柱は振動實に明瞭にして、恰かも上下に攪亂するものゝ如く、即ち一時間に一、四佛厘の割合を以て下降せしが、終に翌十二日午前三時、最低氣壓七三七、九佛厘に達し、爾後漸く上昇せり。

【風】十一日午前東の疾風なりしが、午後一時强風となり、一秒時に十一佛尺(一佛尺は曲尺三尺三寸)を進行し漸く勢を加へ、同五時方向東微南に轉じ、終に暴風となり、一秒時に十八佛尺の速度なりしが、同九時方向南東に轉じ、同十時風力益激を加へ、一

二、郡内概況

本郡は七北田川及廣瀬川の二流域に介まれり。廣瀬川は仙臺市を抱きて名取川に入り其上流本郡に屬するも、被害の狀況は仙臺及名取の部に於て之を詳悉すべし七北田川は本郡根白石村に發し、七北田・岩切・多賀城・高砂等の諸村を貫流す此流域に於ては十一日午后三時激流の爲め七北田橋墜ち、同六時に至り今市橋墜ち、其餘材福田橋に衝突して危殆の場合に迫まりたるも、幸にして此一橋は之を支持することを得たり。而して本川の溢流に加ふるに支流溝洫等の漲水を以てし、地盤低く排泄疏通に便ならざる地に於ては、道路田園の別なく一面湖海の狀を現し、岩切村字小鶴・今市・多賀城村字南宮、山王、新田、八幡、市川浮島・高砂村字中野、蒲生、田子、福室、岡田等の近傍最も甚しく、殊に溢水の嵩みたるは岩切・多賀城の兩村内にして、鐵道線築造の爲め排水を障碍せしものゝ如し。而して本郡は流失家屋溺死人畜等頗る多く慘狀殊に甚しく道路田畑の損害亦夥しかりき。

【被害統計】 廣瀬川二丈餘、七北田川一丈八尺、鳴瀬川二丈餘、吉田川一丈五尺餘。此他小川六流。死亡十一人、馬二頭等にして以下示すに數字を以てす。

家屋流失 四四 同全潰 四〇 同半潰 七 小屋流亡破損 一三 浸水 六二〇 墻柵流失 三三、〇六三 家具流失 六〇、五五 米穀流失 二六三石
田流失 九六、六六 畑流失 四五、三 山林潰地 二七、〇 田浸水 二八、二 畑浸水 二六、七 並木倒折 一四九本 樹木倒折 一七、七四 道路毀損 七四五所 堤防切所 一〇五 同欠所 九 橋梁流失 一五 同毀損 一三 川除破損 六 繩類流失 二 同毀損 六 水路破損 三六 船舶流破 八

【防禦及び救護の概況】 明治二十一年水害防備の應急手段も亦前鑑後履の一資料なるが故に、管内景況報告を抄錄する左に。

管下到る所其慘害を被ふらざるなきを以て、各警察本分署員各郡市町村吏員は何れも晝夜奔走して之れが防禦救護に盡力したりと

秒時に二十一佛尺進行し夜半に至り一層激烈にして二十七佛尺内外の速度なりしが翌十二日未明午前二時暫時減勢せしも猶一秒時に二十四佛尺の暴風吹き、同二時三十分再び猛激を極め、風位正南に轉じて午前三時最强速度一秒時間に二十八佛尺四を進行し、即ち一時間六十四哩の速度なりし、而して爾來漸く減殺して午前五時には猶暴風の速度を保ちしも、同六時方向南西に轉じ、漸く減力して强風となり、同十一時愈減殺し疾風となり、午前二時には風位北西に轉じ、同五時一陣の暴風ありしが、暫時にして歇み夜に入り疾風となれり、今既往八ヶ年の觀測に就きて之を參照するに、最强速度は十四年九月十四日に於て、一秒時三〇、五佛尺、及十六年十月八日に於て一秒時三三、五佛尺共に南東の二回ありて、今回午前三時の速度より稍强烈なりと雖ども、要するに今回の如く暴風時間の長きことは、蓋し未曾有にして、誠に驚く可き現象なりとす。

【雨】 十一日未明來降り、同日午後三時より同六時迄は强かりしも、同九時暫時歇み、同十時に至り再び降り始め一層强雨となりしが、翌日午前三時後に至り減力し微雨となり、同四時半全く歇む、此雨量前日即十日は八佛厘十一日は三三、七佛厘、十二日は一九五佛厘にして、總雨量は六一、二佛厘となり曲尺二寸以上の降雨なりとす。

以上は石卷測候所に於ける觀測に係るものなれども、管内を通じて風雨の狀況概ね同一なりしを以て、特に詳細なるものに就き其の一班を擧げ他は之を略す。

【各郡市出水の景況】 前章に詳記せるが如く、今回の暴風雨は管内を通じて、九月十日午前第七時頃より時々降雨し、翌十一日に至り降雨の模樣常ならず、午前第二時頃より雨聲漸く强く、同十時頃に至ては滿天恰も墨を潑するが如し、其勢益猛烈にして午後四時よりは大小の諸川盡く出水し、午後第十時頃より俄然暴風東南より起り、其勢特に劇烈なりしを以て水害を免れたる地と雖ども屋舍墻壁等の壓倒するもの亦枚擧するに遑あらず。各郡村殊に大流域に於ける被害の景況は實に慘怛を極めたり。之を要するに今回の水害は天保六年來の洪水にして、其水量明治八年の洪水點より高き事數尺なれば、堤防堅牢の箇所と雖ども多くは越水となり遂に決潰せしは勢已むを得ざるの有樣なり。然れども各郡市町村の吏員人民に論なく、奮て防禦に盡力し且つ所在憲兵警察官吏等の保護至らざるなきを以て、幸に慘害を免かるゝもの尠からず、隨て人畜の死傷等稀有の災害に比すれば甚だ少きが如しと雖ども、耕地の浸水凡三萬餘町歩に及び、作物の流失亦實に尠しとせず、故に稻作の如きは最初頗る豐作の見込ありしも、平年に比し六分許の收穫となれり。

雖も、河川沿岸の地は被害殊に甚しく、北上・阿武隈・迫・荒雄・名取・江合・廣瀬・北田等の諸流は增水二丈餘に及びしを以て、登米・桃生・牡鹿・遠田・志田・仙臺・名取・亘理・伊具・諸市郡の警察官吏郡市町村吏員は、就中困難危險を極めて之れが防禦に盡力したり。今一般の景況を概括して之れを述べんに、當日風雨の模樣常ならざるや、非常の變災ならんことを慮り、各警察本分署に於ては隨め警戒を加へ之れが注意を怠らざりしが、暫時にして大小諸川盡く滿水し、殊に低濕の地は市街村落の別なく濁流充溢汎濫して容易ならざる狀況を呈出したるを以て、即ち非常召集を行ひ、巡査及消防夫を集めて之を各地に配置し、水防及び人畜等の救護に從事せしめたり。就中郷村に在りては所々の堤防將に欠壞せんとするの勢あるを以て、警鐘を鳴して急を村民に報し、要所に參集を促かして郡町村吏員と共に之を指揮し、竹木土俵砂石等を以て堤上に積立て、或は水中に沈めて樋口を閉塞し其決潰越水等を防ぎ、又橋梁の流落せんとするものには、木石土俵等を堆積して其重量を加へ、或は竹木等を以て流木を支へて其の衝突を避けしむる等、種々の手段を盡くして防禦を務めたるがため、幸に大災を免れたる個所尠からざりしと雖ども、北上・迫・阿武隈・鳴瀬等の流域に於ては、水勢頗る猛烈にして當る可らず。怒涛山の如く各所の堤塘を破壞し、或は堤上を越へて田圃に汎濫し、折角の盡力も終に寸効を留めざるに至りしもの亦甚だ多し、而して巨川沿岸の地方は年々多少の水害を被ふるを以、概ね水舟等の設けあるが爲め、人家の浸水深きは軒に達せしも容易に其難を避くるを得たりと雖ども、其他曾て水害に慣れざる地に在りては其出水の俄に汎濫せしが爲め、老幼婦女の其途を失し、周章狼狽して徒に號泣するもの到る所に充滿する有樣なるを以て、或は筏舟を索め、或は筏を造り助けて、高燥安全の地に移し、又は最寄親族等に送りて其難を免れしめたるもの其數枚擧に遑あらず。如此事固より匆卒の間に起り、加ふるに防水救護の事最も急速を要するを以て、家屋の潰倒家財の流失等は勢之れを問ふに遑あらざるを以て、幸に其生命を全ふしたるも、再び飢餓の究厄に迫るもの所在に彷徨するの有樣なるが故に、警察官吏郡市町村吏員其他有志者は協議の上東奔西走して、一時焚出米をなし、或は飲料水、味噌醤油等を與へて之れが救助に盡力する等、前後四晝夜の間殆んど寢食を廢して、終始之れに從事したるものあるに至れり。以上防禦救護の中に就き其重なるものを擧ぐれば、人命を救助したるもの五十九人、橋梁防禦七ヶ所、堤防々禦四十二ヶ所、土崩の爲め壓伏せられたるを救護せしもの一人にして、防禦の爲め溺死したるもの人民五、溺死せんとせしもの同二、負傷せしもの巡査一なり。而して其功勞の最も著きものは人民八百三十九人、巡査二十二人、其他憲兵數名なり。又一時焚出米を以て救助したるは、凡そ

數五千二百十六、人員三萬千四百九十八、此延人員五十三萬三千七百九十八人なり。

【救恤金配與】暴風雨被害の狀況、上聞に達するや、畏くも　聖上　皇后兩陛下より、罹災究民救恤補助として、金千三百圓を下賜せられ、尋で伯爵伊達基寧より金三千圓を寄贈し、其他管内外の有志慈善者より、究民救助として義捐したるもの合計六千五百餘圓の多きに達せり。仍て水害罹災者救助方法を設定す。

特別（土地家屋其他の財産を流失し貧困無告の究民にして親戚故舊の賴をべきなき者）給與金五圓。一等（土地家屋其他の財産を流失し、鰥寡孤獨老幼婦女廢疾等にして生計困難なる者）給與金三圓。二等（土地家屋を流失潰倒せずと雖も、家財、家具を流失し生計に困難なる者）給與金二圓。三等（水浸風害の爲め、家屋其他の財産家具等を破毀噴廢し、生計に困難なる者）給與金一圓。死亡者給與金四圓。重傷者（身体毀傷して舊に復せざるもの）給與金二圓。輕傷者給與金一圓。

上記の規程により、郡内死亡及び罹災究民に救恤金を配與せし統計を示す左に。

死亡十一人、金四十四圓。特別八人、金四十圓。一等四十六人、金百三十八圓。二等五十五人、金百十圓。三等二百十人、金二百十圓。

第四項　明治三十八年の凶荒

一、縣内概況

明治三十八年東北三縣の凶荒は、實に天明・天保以來の大凶歉にして平年の收穫に比し、本縣八割七分、福島縣七割六分、岩手縣六割六分の減收を見たり。然れども天明・天保年度の如く餓孚道に横はり死屍累亞々の慘禍を免がれしは、國家社會の經濟組織機關の完備したるにより、大に往時と其趣きを異にすると共に上に我皇室及び各國皇室並に大統領の仁慈と友邦臣民の義捐、内國同胞の惠裕に賴るものといふべし。惟ふに東北地方の氣候は温氣遲く催ふして、寒冷

早く來るのみならず、土地の廣漠に比し人口亦密ならず、農業經營上不利益の位置を占むるが故に農事容易に進まず、殊に本縣にありては、戊辰の政變百度弛廢庶政混亂の際、明治二年の凶歉に、同三十五年の凶作は五十六萬九千石餘の減收を表示し、爲めに農村の疲弊を招ぎ、其の翌々三十七年には日露干戈を交へ曠古の大戰役となり、豫備●後備●國民兵の召集となり、農馬は徵發せられ內には愛國公債の募集に、縣民進んで時局の急に應ずるの時に方り、不可避の大凶歉大災厄に遭遇せり。

東北三縣凶歉の趣　天聽に達するや、三十八年十一月三十日侍從子爵北條氏恭を、凶作地へ派遣の御沙汰あり、十二月二日東京を發し岩手縣に赴かれ、十日午后一時五十分仙臺に着せられ、十一日午前縣廳に臨み、仙北巡視の途に上られ、遠田●登米●栗原●志田●玉造を一巡し、十六日宮城郡役所に至りて調査を遂げらる。又敎育上に及ぼす影響を視察するがため、文部省視學官針塚長太郎は十一月二十二日來縣、又凶歉救濟に關しては內務省參事官小橋一太は同月二十三日來縣せられたりき。

【三十八年の氣象】　凶荒來の年次推知するに由なしと雖も、忽諸に附すべきものにあらざるべし、氣象の變化を熟察する亦徒爾にはあらず、爰を以て三十八年の氣象は如何なる狀態を以て經過せしか、左に石卷測候所の觀測成績を轉載する下記の如し。

（氣壓）　平均七五七●八にして、平年（十八ヶ年累年平均以下同じ）に比し、〇●五少く、前年に比すれば、〇●三少かりき。之を月別にすれば、

（溫度）　平均一〇●四（攝氏以下同じ）にして、平年に比し、〇●二、同最低は二月九日の九●四、較差の最大は三月廿九日の一三●一、氣溫二十五度以上の日數は僅に十六日間（七月に八日、八月に四日、九月に五日）に過ぎずして、前年に比し二十二日不足せり

（溫度）　全年平均八十一プロセントにして、前年より一プロセント少く、平年より一プロセント多し。之を月別にすれば、一、二三月に平年よりも乾燥し、六、七、八、九、十月は著しく溫潤して、冬期に入りたり。

（風）　平均四米九にして、平年より〇米二弱く、前年より〇米五弱かりき。其の最強は二月の七米一、最弱は八月の三米三、全年の最強速度は四月廿一日の、北西二十三米二にて、強風度數は八十回（前年よりも七回多し）烈風度數は四十六回（前年よりも二十四回少し）強風の最多は二月の十二回、四月の九回、十二月の十回、三月の八回。最少は九月の二回。烈風は二月の九回、四月の八回、五月の七回、其の最少は七、九、十月の一回にて、颶風は一回もなく、風の方向は北方の四百四十三回を最多とし、西南西の十一回を最少とす。

【日照時】　全年合計千九百七十四時●七三にして、前年に比し百二十三時●六六を減じ、百分率四四に當れり。而して此の年に於ては、一日中日照せざる日は、一月に二日、二月に一日、三月に二日、四月に三日、五月に二日、六月に九日、七月に五日、八月に十一日、九月に七日、十月に四日、十一月に三日、十二月に二日にして、總計五十一日の多きに達したりき。

【雨雪量】　總計一一七五●七にして、雨天日數は、百七十四日間（前年は九日）六月に十九日間（前年は十四日）降りしにて、最も少きは三月の八日間（前年は十三日）なりとす。降雨時間は一一三六●一〇にして、之を前年に比すれば四二●〇六少し、月別にすれば、八月の一八一●三一を最多とし、六月の一五五●一六之に次ぎ、三月の五九●二八を最少とす。

【地中溫度】　（〇●三〇米）は平均一二●三四にして、前年に比し〇●二六低く、最高は二五●一、最低は〇●八なりとす。

二、植作の經過

挿秧期即ち六月上旬より中旬に至るまでは、天候適順を失はず稻作の發育亦不良ならざりしかど、同月下旬より七月下旬に渉りて霪霖冷濕の日多かりし爲め、大に其の生育を妨げられ漸次不良の狀態に陷りしが、八月に入るも氣候は適順に復せざるのみならず、低溫多濕の日打續きて日光を見ざること多く、前月よりも一層不順となる。時恰も早中稻の開花期に當れるを以て、無芒種に屬するものは殆ど全く結實機能を沮止せられ、獨り中稻の有芒種にして施肥少く栽培

の粗惡なるもののみ多少結實を遂げたり。然れども本縣の作付は概して無芒種及び晩稻のみ多くして、中稻の有芒種は十分の一にだも當らざるを以て、此の期間に於る天候の不順は無芒種及び晩稻の開花に甚しき遲延を來し頗る惡影響を及ぼせり。然るに九月上旬より中旬までの間は天候稍恢復せるを以て、三十五年に於る晩稻成熟の實驗に徴して、收穫の望みを屬するもの少からざりしも、同月下旬より再び降雨冷濕の氣候となり、就中九月十三日より十九日までの降雨と、二十二三兩日の低濕とは一般晩稻の開花を妨げ結實作用を阻礙し、早中稻よりも一層の不結果に終らしめたり。

今之を收穫の成績に徴するに、高燥の塲所肥沃の地又は肥料の充分なる地方は殊に不良にして、却て瘠土卑濕の地に於て比較的良好なる結果を得たり。又之を稻種及び成熟期に區別すれば、概して早中稻及び有芒種に於て比較的良好の成熟を見、晩稻及び無芒種に於て不良の結果を示せり。即ち雷電・豐後等の無芒種及び晩稻種たる愛國の如き結實するもの殆ど稀なり。又稻草の成育は極めて不秩序にして、草丈は伸長却て平年を拔くものあり、或は短尺なるも莖數は平年に同じきものあり、又或は結實せずして青莖の儘直立し、日を經て枯稿せるもの少からず。又稻穗に就て見る時は全穗顆の開きたる儘一粒の籾なく、或は籾の黒變せるもの、白穗となれるもの多きを占め、其の稍良好なる種類にありても一穗僅に青米數粒を見るが如きもの多く、其の能く結實せるものにありても、米質脆弱にして保存に適せず、飯米としても香味共に乏しかりき。

三、郡内概況一般

本郡現住戸數一萬四百二十九戸、人口七萬四千餘、民有地二萬五千六百四十六町歩、地價金二百四十七萬八千六百有餘圓を有す。平年米十一萬三千二百七十三石、麥三萬九千百十六石、大豆一萬二千三百六十七石の收穫ありて、縣下有數の郡なり。而して郡民生活の程度を平均すれば、先づ中位にあるものゝ如し、然れども去る三十五年凶作の餘響尚ほ同復せざるに際し、重て昨年事變發展以來、民力の負擔渾て重きを致し、町村經濟の如きは、勤儉節約を主とし、本年の米作に大に待つ所ありしに、本夏土用中より天候順を失し開花結實極めて不良にして、遂に數十年來見ざる所の大凶作となり、郡民一般生活の度に大鐵鎚を被むるに至れり。以下凶作に關する梗概を略述せん。

【作毛收穫歩合】本年の稻作は其分蘗數に於て、又草長に於ても例年に差違なく、寧ろ草生に於ては平年以上の作なりしに結實の狀況は親穗子穗孫穗とも一粒の籾あるなく、其甚だしきに至りては頴の開きし儘閉ぢざるものあり、或は籾の黒化せしもの穗中の大半を占め、平稻作の八九分は白穗に化し、其僅かに殘存せる一二分中、種類の善良なりと稱するも一穗の籾粒に於て十分の二に充實せるに止まるのみ、然れども此籾は青米多分を占め甚しきは全く水分のみを含むもの鮮なからず、愛國種に於て殊に然りとす。一穗中十分の六七充實せる稻は本年稀に見る處の種類にして、全部を通じ千分の一にも至らず、歩刈に於ては一坪一合内外にして三合を得るものは、種類の善良なるものなり。偶々六合に至るものは土質、位置及肥料の關係に於て得る所のものにして、全く異數と云ふべきなり。而して今日に至るも稻の莖葉は綠色を褪消せず、中稻の早種と稱するもの漸く黄枯せしに止まるのみなり。其歩合は別紙表明する所の如し。

【米産額歩刈成績及收穫歩合表】

町村名	作付反別			本年一反歩平年收穫高	減收高	平年收穫ニ對スル歩合
	有收穫	無收穫	計			
	町反	町反		石合	石合	
原町	四二六、〇	二四、〇	五九〇、〇	六七四、〇	九、〇九九	七厘四毛
鹽竈町	八九、三	一七、五	一〇六、八	一二四	一、三三三	一分七厘二毛
廣瀨村	一二九、〇	一三、五	一四二、五	一三四	一、一〇八	二、九七一 四厘一毛
大澤村	六一、九	三二、八	二七四、七	六四	四、四六四	一厘

根白石村	一七〇、五	三八六、四	五九六、九	五〇七	九一	八、五三七	八、〇三〇	五厘九毛
七北田村	二八一、二	二六九、七	五五〇、九	八九七	一六三	八、五九三	七、六九六	一分四毛
七郷村	一二八、四	一、一三四、五	一、二六二、九	二六三	二一	一九、四三七	一九、一七四	一厘四毛
高砂村	九九一、五	一九六、一	一、一五七、六	一、八〇九	一五七	一七、九八〇	一六、一七一	一分一毛
七ヶ濱村	一一八、四	六九、二	一八七、六	一九七	一〇五	二、八二一	二、六四四	七厘
浦戸村	一七、九	一九、二	三七、一	一六五	四四五	五五八	三九三	二分九厘五毛
多賀城村	六二五、〇	一五〇、〇	七七五、〇	一、七五九	二二七	三、〇一三	一〇、二五四	一分五厘三毛
岩切村	四〇四、七	一〇九、六	五一四、三	九七〇	一八九	七、八九〇	六、九二〇	一分二厘三毛
利府村	五五二、四	一	五五二、四	五七九	一〇五	八、四七九	七、九〇〇	六厘八毛
松島村	四三五、三	二四一、四	五七六、七	五七六	一〇〇	八、九九〇	八、四一四	六厘四毛
合計	四、三〇一、四	三、〇四二、九	七、三四四、三	八、七九五	一三〇	一一三、二七三	一〇四、四七八	七厘八毛

如何なる種類の稻にして被害の厚薄を調査せり。産米額を調査の附帶とし稻種類別歩刈の成績を示す、即ち左に。

早稻。岩賀 八勺一才 廣瀬村。一合六勺一才 七北田村。紫 四勺三才 利府村。九勺六才 七ヶ濱村。七才 鹽竈町。一合一才 多賀城村。駒頭 八勺二才 根白石村。秋田 一合六勺二才 七北田村。

中稻 紫 二勺九才 大澤村。六勺三才 高砂村。一合一勺 七北田村。三合四才 浦戸村。九勺四才 岩切村。七勺五才 原町 四勺九才 松島村。豐後 一合八才 七北田村。定義白稻 四勺三才 松島村。白稻 六勺七才 原町。七才 根白石村。七勺五才 岩切村。源六 八勺四才 原町。四勺三才 七郷村。南部赤 三合五勺六才 浦戸村。里穗 二勺八才 廣瀬村。神振 七勺八才 七北田村。坊主 一勺 鹽竈町。半坊主 四勺五才 原町。二勺三才 七北田村。六勺三才 岩切村。五勺四才 利府村。昔元祿 一勺四才 利府村。五勺三才 松島村。一合三才 多賀城村。六勺 七郷村。青穀 一合五勺 七ヶ濱村。細葉白稻 四勺 松島村。笠間坊主 四勺二才 松島村。晩稻 愛國 八才 鹽竈町。二勺二才 利府村。一勺三才 松島村。三勺六才 七郷村。五勺一才 高砂村。九勺一才 多賀城村。三勺二才 七ヶ濱村。小野熊 一合 七北田村。鎌先 三勺三才 高砂村。

【米收穫及消費】 本郡の平年米産額は十一萬三千二百七十三石なりしに、本年凶作に起因する減收額は十萬四千四百七十八石の多きに達し得る所のものは僅々八千七百九十五石にして、翌三十九年一月より六月まで六ヶ月間消費する不足見込高は實に二萬四千百七十三石に上れり。即ち表示する所の如し。

【米收穫高及消費高前年比較表】

戸數 一〇、二七一戸 人口 七二、八一九人 田反別 七三、二五一反

平年收穫高一一三、二七三石（内、輸出高五、九七四、消費高一〇四、八六一、毎年殘留見込高二、四二八）

本年收穫高八、七九五石（内輸出高——收穫殘高八、七九五石）

平年一反歩ノ平均收穫高一五五〇合アリ平年一ヶ月一人平均消費高一二〇合

本年六ヶ月間消費見込高三九、二五一（内、本年收穫殘高八、九五、現在殘留見込高、六、二八三、消費不足高二四、一七三）

今後六ヶ月間一人一ヶ月平均消費高九升。（平年一人一日平均四合ト見積ルモ今後ノ分ハ粗食又ハ副食物等ノ爲メ三合ト見込ム）

【窮民狀態】 本郡の總戸數は一萬四百二十九戸にして、人口七万四千八十三人あり。然るに凶作の影響を被り生活極めて困難に陷りたるもの、四千四百五十五戸、人口二萬八千二百三十七人に上れり。右は孰れも爾後自活の途なきものなるを以て救濟を要すること明なり、故に諸種の事業を企劃し、救濟の途を講じたり。然れども翌春以後の窮民の生活に付ては實に寒心に堪へざるものありき、其現時の狀況を略述すれば左の如し。

一、家屋新築等の新築を廢し、其修繕の如きは僅かに雨露を凌ぐに止め、器具物品の如き日常必須のものに限り、且大に節約を施し、以て米鹽の資に供し、老幼男女日夕食料の蒐集に從事するも、時に或は飢渇に瀕し親戚故舊の援助を得て、漸く今日の露命を繫ぐもの逐次多きを加ふるもの丶如し。

二、家族老幼多くして將來の生活を營む克はざるものは、家産を賣却し、又は親族知已の恩惠を以て旅費に充て北海道移住をなせしもの、本年九月以降三十余名の數に迨べり。以て其窮困の狀を推知するに足る。

三、一般人民は地方米に外國米及麥、大根等を混合して常食となすを最上とし自家産出の米麥を鬻ぎて雇傭の外國米を求め、夫れに稗・粟・黍・蜀黍・馬鈴薯等を混ずるを中食とし、而して其下等の細民に在りては、海岸に於ては荒布・和布等の滓濾を、其他の地に於ては厥根・牛蒡葉・葡萄葉・大根干葉・蕹菜を以て餅を製し、味噌に代はるに醤油糟を用ゆる如き、實に想像の外にありて能く筆舌の盡す所にあらざるなり。

【救濟事業】施設に付ては、其方法を得ると否とに就き深甚の考慮を要すべきものなるを以て、本郡に於ては、

一、耕地整理　二、道路改修　三、河川改修　四、林野開墾植樹の事業を以て救濟法となし、指導監督の下に之が施行の完全を期せんとするにあり。而して其結果として將來生産の增進を致すべき方策なり、今其概要を記せば左の如くにして又別に之を表示せり。

一、耕地整理。本事業は根本的農事改良の急務なるを以て、之が成功の後は啻に增歩の利益を見るのみならず、農事の改良を相俟て其收獲を增加するを敢て疑を容れざる所なり。

二、道路改修。本郡重要里道にして、大破又は荒廢に歸し交通の便を失するもの多し、故に沿道の生産物は運輸の便なきを以て、毎に歳直に位し其利益を減殺すること鮮少ならざるなり。之等里道改修の工事を竣成するに於ては水陸の生産物に運輸交通の便由り其値を貴からしむるのみならず、旅客貨車の來往するもの日に多きを加へ地方に裨益する所多大なるべきなり。

三、河川改修。町村工事に屬する河川にして、降雨出水の度を加ふる毎に川床を埋め幅員を狹め、爲めに堤防崩壞し沿岸の年々歳々水害を被むること實大なるのみならず、之が修繕費を要する額も亦少なからざるものあり。今や此工事にして完成せば以上失ふ所を償じて生産の增加を致すべきは勿論なり。

四、林野の開墾と植樹。本事項は擧て奬勵する所なりしが、救濟として本事業は最も適切なるを認む。而して本郡の如き桑園の設けなきを以て蠶業の增加を見るに至りしも、桑園を仕立つる事業にして成功の曉には、本郡重要物産の一たる、本郡蠶糸生産額の增加を見るに至るや必せり。

五、地租定額。昨年事變以來非常緊縮の如き增減あるも、納稅者は能く奉公の大義を辨じ、增額の眞價に堪へ來りしが、本年

六、種穀作給。種穀をだも得る能はざりし囚作の農家には、種穀作給の途を講じ、各農家は意を安んじて、來年作付の準備を容易ならしめんことに勉めしむべきは當面の急務なるを以て種穀給與戸數及作付反別石數等を調査するに別表の如し。

町村名	戸數	作付反別 自作	作付反別 小作	作付反別 計	種穀給與石數	備考
松利村	三三〇	一七四、〇〇〇	一一、一〇〇	一八五、一〇〇	七七、四二〇	同
岩多村	一四	五、五〇〇	四、〇〇〇	九、五〇〇	三、八〇	同　一反歩所要穀六升
浦賀村	三六	一九、〇四〇	三八、四五〇	五八、四九〇	一三、三二	同　一反歩所要穀六升
戸濱村	一	一、五〇	三、〇四〇	四、五九〇	一、五二	同
七高村	五二	五〇、八〇〇	四三、一〇〇	九三、九〇〇	三三、七〇	同　一反歩所要穀六升
七砂郷村	五二	七五、九〇〇	五六、〇〇〇	一三一、九〇〇	四五、九六五	同　一反歩所要穀六升
北田村	一四	六、八〇〇	三五、三六〇	四二、一六〇	一三、八九〇	同　一反歩所要穀六升
自石村	一五	一五、八〇〇	五、七〇一	二一、五〇一	七四、五九	同　一反歩所要穀六升
大澤村	一四	三一、〇〇〇	三八、〇〇〇	六九、〇〇〇	四八、〇三〇	同　一反歩所要穀六升
廣瀬村	一〇六	三一、〇〇〇	三一、九〇〇	六三、九〇〇	三〇、四六	本村は山地にして穀穀の增加を要するに付一反歩所要穀六升
鹽原町	二〇〇	三一、七五〇	一六〇、四一〇〇	一九一、八五〇	一〇七、九三五	一反歩所要種穀六升
鹽窟町	一八	一、一〇〇〇	一一、〇二四	一二、一二四	一、八七一	同

の図數は一致登らず、收穫皆無に歸したるを以て、市小地主に在りては地租定額出願反別は七千三百七十余町にして、地租額八萬四千二百一一の面には地租特免を請願せんとするもののあるに至れり。而して地租滯納を出願し、又全國の多きに至らんとす。

【囚作救濟窮民戸口表】

町村名	總戸數	總人口 男	總人口 女	窮民戸數	窮民人口 男 十五才以上六十才未滿	窮民人口 男 六十才以上十五才未滿	窮民人口 男 六十才以上	窮民人口 女 十五才以上六十才未滿	窮民人口 女 六十才以上十五才未滿	窮民人口 女 六十才以上
原町	一、〇三八	三、一〇四	三、一〇四	三三四	五九	四五一	四三	五九	四三	二三〇
鹽竈町	一、三七七	四、一一六	三、八八四	二七八	六五	四七九	二四四	五九	二四四	二三〇
廣瀨村	四二八	一、七二五	一、七〇一	三三八	五二	四三〇	四六	四二	四六	四三
大澤村	三六三	一、六六二	一、六五一	二三三	七	七四一	五五	五三	五五	五三
根白石村	五九八	二、六二四	二、五六七	二一三	四六	三一〇	四七一	三六〇	四七一	三六〇
七北田村	六九三	二、四七八	二、四四七	三一一	五九	五一〇	六〇四	五〇三	六〇四	五〇三
七郷村	九三一	三、九二二	二、九〇五	四三九	七四	七四六	一、二六九	八一三	一、二六九	八一三
高砂村	一、〇五五	四、二七八	三、九八二	六八二	一、二三五	九八六	一、二六九	八一三	一、二六九	八一三
七ヶ濱村	六一六	二、五五四	二、五二六	二五七	五二	三三	三五二	三四七	三五二	三四七
浦戸村	三〇〇	六四一	六二七	三四	九	一一	一一	一一	一一	一一
多賀城村	六六六	二、七五九	二、七〇三	三四四	八〇	五三	七四	四八七	五七八	四八七
岩切村	六六六	二、六五四	二、六二〇	二四五	四三八	二九〇	四一〇	三七八	四一〇	三七八
利府村	六三〇	二、三三四	二、二九九	三四四	八二五	四三七	八三三	四六六	八三三	四六六
松島村	一、〇六〇	三、七九二	三、六〇一	三八六	九七三	三五五	八五〇	三三四	八五〇	三三四
合計	一〇、四二九	三五、八五〇	三四、四五五	九、二〇〇	六、一三八	八、二五〇	五、六四九			

合計　二、六六四　四六、五八〇　二、六五八、六三〇一　七三、三八六一

第六篇　史蹟名勝

第一章　聖蹟

第一節　東北御巡幸

第一項　宮城郡

明治大帝、明治九年六月二日東京御發輦六月廿四日午前十一時、榴ヶ岡行在所（梅林）に御着輦せられ、宮城縣令宮城時亮・鶴岡縣令三島通庸・山形縣參事薄井龍之・陸軍少將大山巖以下群臣に酒饌を賜ふ、（奏任官以上行在所、判任官以下内膳課）廿五日宮城縣廳、及び裁判所・師範學校・英語學校に臨幸。廿六日鎭臺營所局中御順覽了りて、宮城野操練場に至らせらる、此時アウシャンの曲を奏し、場の中央に雌雄、大山少將・堀尾大佐總兵を監し、二軍に分れて野戰法の演習を御覽、更らに鎭臺本營に臨御天守臺に御登臨、雙眼鏡を用て遠近を眺望し給ふて後ち再び本營に還御、更に博覽會場に臨御、多賀城の瓦硯、鳳凰丸の置物及び支倉六右衛門油畫像等を叡覽に供ふ。以下本郡に關する最も密接の關係あれば、引用書の全文を轉錄する左の如し。

明治天皇聖蹟志。二十七日（晴）上鹽竈松島に順駕あらんとして奉送す。九時利府縣佐々木仁右衛門宅御憩九時四十分發輦。長老坂に至り馬に御し玉ふ。坂路屈曲嶮巇なるを以てなり。行在所より此に至る往々學校生徒の路傍に拜禮せるものあり、既にして再び馬車に御す。十二時前松島瑞巖寺行在所へ着御、寺は政宗の時修營する所にして晉仙臺藩の菩提所なり。午後三時御出輿觀瀾亭に臨幸、捕魚を觀玉ふ景色絶はた佳なり。此日村人滿潮を候し魚網を陳れ舟を泛べ宸遊を請へり、晩間偶宸慙あるを以て還御を傳へ、爲めに群臣をして代り往かしむ時に五時なり。觀瀾亭に於

て該縣下石卷仲町平民井上吉兵衛、大梨實一顆を献ず。吉兵衛は曾て貧民救助等の事を以て褒賞を賜はりし者なり。本日特に之を椽側に召し、木戸顧問をして更に褒詞を傳へしめらる。

瑞巖寺住僧眞壁太陽、七絶二首を献じ御幸を賀す。

二十八日(晴)午前六時後行在所を發せられ、富山大仰寺に御登臨あり、風昨日に比すれば和妍なるを覺ふ。上親ら紫騮を御し行くこと數町にして山路に入る。路昂低多しと雖も騎を駢ぶるに堪ゆ、寺を距る一二町に及んで坂路嶮峻 上乃馬を捨て徒歩し玉ふ。七時二十五分着御、松島群島の勝景皆歷々として眼下に湊る。岩倉具視云ふ、此地造化作爲の舊に非ず、蓋し震災或は海嘯により、大山を分裂し剩す所の者自ら島嶼を爲すのみと、金井之恭云く、山際の水田は蓋し古へ海水を浸せし所、然らば今や銀浪の島嶼を浮べ、翠松の晴波に映ずる者、誰か百歲の後變じて桑田とならざるを知らんやと、復故迹を取り九時二十六分觀瀾亭に還御御小憩、亭は元伊達氏の建る所、近々大に壞敗せしを以て、石卷人戸塚貞輔資を出して之を修む。 上深く之を嘉し紅白縮緬二疋を賜ふ。九時四十分御乘船(此時船の持主は今の石卷町小西九兵衛先人の所有なりき、後ち腐を慮り、淨火に付し一塊の燒灰に化し、瓶に入れ深く土中に納めて「御船塚」と崇がむ、碑を樹て屋を構ふ、又御座の間を締切る屛風四枚に左右に各一枚を加へて六折の屛風を作る左右の二枚に眞壁太陽號北山序跋の漢詩を併書し、中央の四枚は主上に映ぜし當時の襖なりき)岩倉・木戸・德大寺・東久世・杉・堤・米田・太田等陪す。十二時二十五分鹽竈着御、法蓮寺を行在所と爲す。宮城郡蒲生村農鈴木深三郎・同村寄留福島縣農本多庄之助、同郡松ヶ濱に於て獲る所の大龜を天覽に供す、全長四尺一寸六分幅二尺六寸七分、圍五尺三寸其量二十三貫五百目ありと云ふ。本日朝出輦前、瑞巖寺住職大講義眞壁太陽に謁見を賜ふ。夜に入り村民灯を村街に點じ、又浮燈を海に放ちて以て宸覽に供す。

志波彥鹽竈神社宮司兼少教正落合直亮、長短歌を献ず。

二十九日(晴)午前第六時高崎侍從番長に命じて、志波彥鹽竈兩神社に代參せしむ。七時板輿に御し鹽竈社に詣らせられ、社前より步して社內を覽玉ひ、次で和泉三郎奉納の鐵燈を御覽、再び輿に御し玉ふ、出入神官樂を奏す。

行在所の前に至り馬車に換乘し玉ひ、九時十五分前市川村着御、御輿行多賀城址石碑 天覽了りて菊地市兵衛宅御小憩、縣官多賀城碑搨本及び古瓦等を御覽に供す。九時十分發輦、十時十三分前今市村吉川忠右衛門の宅に於て假餐を傳へらる。十一時十分前發輦十二時十分前仙臺躑躅岡行在所へ還幸。

三十日正午十二時躑躅岡の行宮を發せらる。鎭臺兵一聯隊奉送す。一時半七北田驛着御、櫻井三藏の宅に憩はせらる。大曲坂を踰へ三時半富谷驛氣仙龜次郎宅に御小憩、五時六分吉岡驛の行在所遠藤鐵之助宅に着せらる。

明治天皇聖蹟志。御船塚は牡鹿郡石卷町裏町三十七番地小西九兵衛の邸內にあり、明治九年六月

明治天皇東北御巡幸の際此月二十七日松島瑞巖寺に御一泊遊ばされ翌二十八日富山大仰寺に行幸更に松島觀瀾亭より海路鹽竈に蹕を移し給ふや和船を御用船と遊ばされ乘御の御船は小西九兵衛の所有にして之に屋形、襖を設け船內には莫蓙を敷き外部には白布を張る等の設備を施されたりと云ふ、御使濟後御船は船中施設の儘船主九兵衛に賜はれり、九兵衛感激恐懼措く所を知らず直に船を解體して其材を保存し又材の一部を用ゐて長三尺八寸二分幅九寸一分の船型を縮模して之を保存し解體の材も大正二年まで保存せしも其腐蝕を懼れ此の年御使用の莫蓙と共に淨火を以て之を燒き灰となし、邸內に埋め碑を建てゝ御船塚と名づけ永遠に保存の計畫を立てたり、船中用ゐ給ひし御襖亦同家に保存せらる。碑は稻井石にして高さ七尺九寸幅三尺七寸厚九寸臺石九寸五分の上に載せ高九尺四方八尺の碑覆土藏の中に建設す云々(本船長三十八尺二寸幅九尺一寸)

上記は第一次の御巡幸に於ける特に本郡に關する要領のみを摘載せり、而して第二次御巡幸は明治十四年七月三十日東京御發輦、八月十二日仙臺着御、行在所(國分町金須松三郎宅)に入らせらる。第一次御巡幸躑躅ヶ岡行在所は、非常御立退所と定められたり。十四日國分町の行在所を出てさせ給ひて、七北田村市名坂伊藤欣之助宅及び、同村字大曲佐藤金五郎宅に御小休ありて、御騎は北に向はせられたり。

第二項 御野立所

一、宮城野原

宮城野原西方中部舊東街道附近、東方十間許の所にあり。明治九年六月二十六日明治天皇第一次東北御巡幸の折、步兵第四聯第一、二中隊對抗運動並に飾隊整列式を 天覽に供し奉りしとき御野立遊ばされし所なり。又大正天皇皇太子殿

下に御在せしとき演習御見學の時御行啓遊ばさせられたり。仍りて記念の松樹は大正七年七月八日、記念の石文は昭和二年十一月三日に樹立せり。左に。

天皇陛下行幸記念樹　大正七年七月八日

（表）　明治天皇　大正天皇　御野立所跡

（裏）　昭和二年明治節吉辰

第二師團在仙各部隊將校下士一同謹建之

（左側）　明治九年六月廿六日　明治天皇行啓　明治四十一年十月六日　大正天皇皇太子ノ御時行啓　明治四十四年四月二十五日

（右側）　史蹟名勝天然紀念物調査委員　東北學院教授清水東四郎　敬書

天皇陛下行幸記念樹　大正七年七月八日

二、小田原

原町の東北小田原に在り。明治四十四年四月二十四日大正天皇東宮殿下に御在せしとき、參謀旅行演習御見學の爲め行啓御野立あらせ給ひし所なり。

三、七北田

大正天皇明治四十四年四月二十一日東宮におはせしとき、砥石山（別名片掛山）に御登臨あらせられたり。此の地眺望に富む、御命により三ケ所の勝地を撰び撮影して傳献せり、複寫の一組は今尚七北田校に有り。御登臨の地名を肩掛山に改め且つ碑を建て、永く光榮を後昆に傳ふ。（近時高郎一帶を卜して公園を開設せんと計畫しつゝありしと）碑に左の數字を刻す。

皇太子殿下行幸記念碑。肩掛山七北田村内之一小丘也。四望開豁。可守以偵敵觀戰。明治四十四年四月二十一日。陸軍參謀本部行乙班參謀演習於此地。皇太子殿下與諸將登于丘上。親臨作戰方策。越二十四日再臨于丘南三本松。事畢賜金若干於村民。尋有命撮影丘之眞景以獻焉。是不實丘之寵光。實闔村之所榮也。於是。村民胥謀。欲勒石以傳於不朽。永次郎在村長之職。爲叙其梗概云。

宮城縣七北田村長勳七等遠藤永次郎謹誌

明治四十五年四月二十一日

第三項　行在所

一、松島瑞巖寺

行在所は松島村青龍山瑞巖寺本堂内上々の間を御座所とす。明治九年六月二十七日御一泊あらせられし所なり、室内別に裝飾なしと雖も、建築堅牢且莊嚴にして行在所の標札を揭げ、平素人の出入を禁じ不敬に渉らざる樣注意を爲せり瑞巖寺は古社寺保存法に依り、特別保護建造物として保存せられあり、且つ瑞巖寺は維持資金及不動産の所有あるを以て、その保存管理の方法確立しあり。上々段の間は、花菱格子合天、襖は蜀江錦、雲に天人の畫あり長谷川等胤の筆、欄間障窓金銀を鏤め花鳥を刻む、伊達政宗豫め御座の間として設けたるものにして、其構造青葉城帝王の間に等同す。

二、鹽竈勝畫樓

鹽竈町勝畫樓は、元鹽竈神社別當法蓮寺伽藍の一部なりしが、明治四年廢寺と共に該建物は藤元吉之を買求めたり。明治九年六月二十八日、明治天皇石巻町小西九兵衛所有の御船（參照口繪）にて海上松島より鹽竈へ向はせられ、十二時

二十五分御着、此の勝畫樓を行在所とせられ御一泊あらせられたり。爾來此の家屋の保存管理に意を注ぎ居りしも、明治四十四年頃邸隅の小屋に移轉し、該建物全部を鈴木もとに貸付す。現時の狀態斯の如くなるが故に修補等に缺ぐる所あるが如し。

第四項　御小休所

一、利府佐々木邸

利府村加瀬字町二十三番地佐々木仁右衞門の邸宅なり。明治天皇、明治九年六月二十七日松島行幸の際、御休憩遊ばされたる所なり。平素人の出入を禁じ不敬に渉らざる樣注意を拂ひありしが、明治二十七年三月隣家より火を失し延燒の厄に遭ひたり。同四十年春再築せるも舊狀を存せず。唯だ御座所に充てたる個所は特に新築の際にも意を用ゐ、上座に設計して建築し常に床前に標札を掲げて敬意を拂ひつゝあり。「今上帝玉座」と記せる札は木戸孝允の書にして今に存せり、御膳水は加瀬留守館の麓、涌谷清水を使用せりと。現代の戸主を佐々木孝三郎と云ふ。

二、松島觀瀾亭

松島月見崎に在り。もと仙臺藩主の茶亭にして伊達政宗曾て太閤秀吉より伏見の茶室を賜はりて、後ち玆に移し建てたるものなり。柱は梅の四方面、周圍の垣は細竹を網代に組みたる貝玉垣なり。久しく頽破に屬せしを石卷の戸塚貞輔之を修理し、龍駕を迎へたり。明治天皇、明治九年二月廿七日瑞巖寺の行在所に御宿の際、午後二時觀瀾亭に臨御、松島海岸に於て簀張をなし、漁撈の實況を天覽に供せし時、午後四時頃まで御座にあらせられし所、又翌廿八日午前九時頃富山より御歸還の節、再び玆に御立寄遊ばされ、直ちに御船に召され、塩竈に御渡港なされし所なり。

三、富山大悲閣

松島村手樽字富山富春山、大仰寺御座所に在り。明治天皇、明治九年六月二十八日午前六時、瑞巖寺行在所御出門富山山麓まで御乘馬、寺を距る十二町の處より御徒歩にて七時二十五分觀瀾亭に入らせらる。御膳水は現在仕用の井戸水なり。茶菓料として金五拾圓御下賜遊ばされたり。

大正十四年五月十七日本縣史蹟調査員鈴木省三翁明治天皇宸遊聖蹟（世俗は御休憩所といふ）及び田村麿像と題し報告せられたり。輯錄左に。

【種類】史蹟附彫像　【名稱】明治天皇宸遊聖蹟（世俗は御休憩所といふ）及び田村麿像　【所在地】宮城郡松島村字手樽富山大仰寺內　【地目】寺院所有地　【地積】壹段六畝　【所有者住所氏名】大仰寺住持僧稻富洞雲　【形狀寸尺等】富山を松島灣より正視すれば大約百五十度ばかりの長脚三角形をなして左右に緩傾斜をなしたるが如き觀あり。【工作物其他物件】大仰寺本堂續五間半、横七間之を三室に區分して右一室は十二疊床附にして紫雲嶺の額を掲ぐ其床前四疊の席に竹を以て駒飯を作り此席に出入を許さず、是は明治九年六月一日天皇御登臨の際玉座として聖體を安し奉れる爲め又四十一年には、今上天皇尚、東宮にましまし東北御巡啓の際富山へ鶴駕を枉けさせ給ひ又此室を以て御休憩所となし奉れるがためなり、中の一室は八疊にして玉龍殿の額を掲ぐ玆には須彌壇ありて本尊佛を安置せり、左一室は六疊にして何等の設備もなく普通の座敷なりとす、此三室の前と左右兩側には一間の椽通りありて引通りしなり、其他庫裏倉庫等あり、門は二つあり正門は常に閉鎖せり、御成門の故なるべし、爰に通用門あり、大仰寺の額を掲ぐ、本寺所藏の物件は左の如し。

一、蜀紅錦廿五條袈裟　陽德院殿手縫にして洞水和尙に寄贈したるものといふ。一、錢湯釜　破損せるもの、日の所に右卷三つ巴の紋あり、坂上田村麿の用ひたるものといふ。一、伊達綱村書　僧通支に與へたる詩右三通の書は何れもまくりの儘なり。其他切れ損じたる詩歌を書きたるものあれども何人なりや詳ならず、本寺の後上方に觀音堂あり、二間四面にして壇の中央には本尊千手觀音、右側には坂上田村麿甲像、左側には大仰寺開山洞水の像を安置す、堂の前方に仁王門あり、鐘樓あり、其前側方に四阿あり、瞰崖に造り掛け眺望宜しく休憩に便す、其大さ二間半四方なり、此四阿は縣營なりといふ、此外小屋あり湯呑所なりとす。【現狀】以上の建造物は貧弱なる無資産の寺や檀信徒の力にては到底現狀の持維困難なる可し。【由來傳說】本寺には何等舊記なし口碑に傳ふるものを綜合すれば山上に安置する觀音は大同年中坂上田村麿が勸

請したるものにて麓岳遠田牧山牡鹿を合せて三觀音といへる其一なり、富山觀音是なり、但し今の堂宇は伊達氏五郎八姫（政宗の女天麟院殿）の建立なり、堂内に田村麿の像（田村麿の像は臺坐共凡四尺ばかり擐甲床几に凭り左手を佩劍に加へ右手に軍配を把る瑞巖寺の藩祖の像と同型なり）を配祀せる最初の建立者たるが故なるべく洞水の像を配祀せるは獨當寺の開山なるのみならず、五郎八姫の歸依僧なるが故なるべし、又大仰寺創造以前に松下庵といへる小庵あるのみなりしを洞水福浦島の青龍庵を去りて此山に來り、榛莽を開き荒蕪を拓き精苦勤行の餘り一寺を開創したるにより松島勝景第一の地となり松島の景は富山にありといふに至らしむ、且舟山萬年は松島の四大觀を選定し富山を麗觀となし、大高峰の雄觀、多門山の美觀、扇溪の幽觀と對稱するに至れり、左れば富山は田村麿に開け洞水に成るものといふを得べし、此二人を觀音堂に配祀するは良に所以あるかな、此の山を富山と名けたるは秋空雲晴れ氣澄みみたる日富士山を天末に望むが爲ともいひ、松島の勝景に富めるがためともいふ、孰れか是なるを知らず、又或は美稱を與へて富美山といふ、支那の名山に象りしものならんか。【徵證物件】寺に舊記の徵すべきものなし、他に之を求むべきのみ、但し銕の湯釜の口側は鑄付けたる右卷三つ巴の紋と田村麿像の臺座にある紋と同一なるは何等かの緣由あるべし、其釜と像との時代を比較するに釜の方古きが如し、而して此紋は田村麿の家紋なりとの傳說あれば其像を作る時其臺座に附けたるものなるべし、然れども田村麿時代に定紋を用ひたりとも思はれず、此點より考ふれば其定紋なりとの事甚だいぶかし。

鹽松勝概（岡鹿門著）富山の一節に云く

大悲閣田村將軍所創。與麓岳牧山稱三觀音。安將軍像戎裝而騎。曰將軍誅兇酋大武丸。埋屍立祠。而其剏寺刹開幽秘始於洞水。洞水與諸僧不合。其在毒龍庵。衆皆妬嫉。乃結二字遁此山。麻衣草坐無所得食。自操鋤犁開水田數頃。以自給有詩云。

紛々名利無量ニ苦。竹椅蒲團此安住。一謝人間入白雲。十年不蹈來時路。

雲居贈詩。有仰見法幟也大奇之句因命大仰寺

此一節富山寺閣の事頗る要領を得たれども其田村麿の像を戎衣而騎といふは非なり。戎衣して床几凭るの像なり、

松島諸勝記に曰く。

承應三年冬天麟院殿山口重如に命して富山觀音堂を興營せしむ。

此說に據れば大仰寺も此時に建築したるにあらざるかと思はるゝなり、富山の勝景に就ては諸家の題詠少からずと雖も紀德氏（細井平洲）の詩を以て第一となすべし、曰く

白雲高擁椅王樓。万點晴分松島秋。始信秦皇遙訪藥。大東本自有仙洲。

二十八字能く其勝景を盡すものといふべし。

【管理保存方法】現狀を維持保存するより外はある可らずと信ずるのみ。【其他必要事項】玉座の床に　明治天皇　御靈位を奉安するか又は　宸遊聖蹟或は　御休憩所と書したるものを標示し猶能ふ可くんば御簾を垂れ帷幕を張り隨時之を揭げ六月廿八日の御祭日には御靈位を拜し奉る樣ありたきものなり、殊に手樽小學校生徒に參拜せしめ　明治聖皇の御德光を仰ぎ奉り　尊皇の思念を涵養するの必要あり。

四、多賀城菊池邸

多賀城村市川字五萬崎三十四番地菊池市郎右衞門邸宅、岩切・壚竈・の中間市川高地西端に在り。玉座の間は御次の間と一棟をなし、四間半に三間の木造萱葺平屋造なり、七十餘年前杉の大木一本にて作れる建物なり。桐の御紋章を白地に染拔きたる紫縮緬の幕を張り、檜材の手摺を廻らし猥りに出入することを禁じ居れり。明治天皇、明治九年六月二十九日午前十時頃壚竈より板輿に召させられ、壚竈舊街道より多賀城址内城の址、多賀城碑を御覽遊ばされ爰に御小休あらせられたり。當日は屋敷外廻りには菊の御紋章を黑く染めたる幔幕を張り、儀仗の騎兵等内外の御警衞に任じ、絨氈を敷き詰めたる十疊の間に、御軍服を召させられ御椅子に倚らせられて憩はせ給ひしと云ふ。御休憩中菊地藏之助より多賀城碑の五色の石摺と、城址案内圖（參照圖繪）とを献上の事あり。尙當所は閑靜なる所故、御綏りと御休みあらせ給ひしとは當日供奉員よりの御沙汰なりしと云ふ。御遺物としては御用幔幕の支柱十數本、御下賜の包紙、御座所に通ずる庭の塀裏門に、御幕張御用の折釘三本を保存せり。現代の戸主菊地市之進なり。（參照圖繪）

五、岩切吉川邸

岩切村字土手外東百六番吉川忠右衞門の邸宅なり。明治天皇明治九年六月二十九日壚竈より仙臺に御還幸の際御晝餐を召されたる所なり。南西道路を隔てゝ人家あり、東方は畑地に接續し、北は人家に隣接し、宅地面積二十坪木造萱葺

平屋造、御膳水は邸内の井水を用ふ。現在の家屋は、當時西向なりしを南向に變更したるなりと。現代の戸主を吉川忠之助とふ。

因みに記す。現時は吉川忠之助任意の保存管理に委し置きしも、將來は岩切村の村有とし、保存管理の良策を講じ、永へに御聖蹟を後昆に傳承せしむるの話題ありしと。

六、七北田櫻井邸

七北田村七北田字三十八番地櫻井三藏邸宅なり。明治天皇、明治九年六月三十日正午仙臺御發輦、午後二時頃御着御小休遊ばされたり。木造二階建瓦葺の建物にして、玉座は表二階北座敷八疊間なり。常に清淨を旨とし人の出入を禁じ、床前には行在所(?)と記せる標札を掲げ、不敬に渉らざる樣注意し居れり。現戸主櫻井小圓太。

七、市名坂伊藤邸

七北田村市名坂字町二番地伊藤運藏邸宅なり。明治天皇第二次御巡幸の時、明治十四年八月十四日御小休遊ばされたる所なり。同三十一年五月燒失して建物現存せず、其御遺址には盛土を爲し、木標を建て木柵を廻らして記念とせり。現戸主伊藤誠造。

八、大澤佐藤邸

七北田村七北田字大澤大ヶ澤百四十八番地佐藤金五郎邸宅なり。明治天皇第二次御巡幸のとき、明治十四年八月十四日御小休遊ばされたる所なり、翌十五年四月金五郎一家を擧げて仙臺に轉住し、相澤源藏之を購入し二男兵藏を住居せしむ同四十年その家屋を取拂ひたりき。其遺址に木標を建て木柵を廻らし記念となせり。

第二節　大演習

第一項　明治三十四年

明治三十四年十一月三日大元帥陛下東京御發輦日時、並に鹵簿御通行筋に關し、宮內大臣より通達せられたり、即ち十一月六日午后二時三十分上野停車場御發輦、翌七日午前八時宇都宮停車場御發輦、同日午后四時十五分仙臺停車場御着輦、直ちに仙臺大本營(偕行社)に入らせられ、八日、九日演習御總裁、十日午前觀兵式御施行、午後宴會會場に臨席、仙臺大本營御着輦の件是れなり。

先是。二月七日小野田知事上京中、秋季第二・第八兩師團對抗の特別大演習を擧行せられ、大元帥陛下親しく御統監遊ばさるべき旨を探聞し、大演習事務先例取調のため、警視戸田元太郎・縣屬坂元藏之允を栃木・茨城二縣に派遣し、更に七月廿七日書記官平岡定太郎・仙臺市長里見良纘・栗原郡長八乙女盛次・警部近藤晉二・縣屬坂元藏之允を大阪府に出張せしめて先例を詳細に調査せしむ。調査事項を示す左に。

一、軍隊の待遇。二、演習に關する經費の支出。一、奉迎の心得。一、大演習地方事務取扱。一、奉迎場並に委員分擔心得。一、大演習給與規定。一、大演習拜觀者取締規定。一、其他必要なる事項。

三十四年の特別大演習に際し、本郡は關係最も薄かりき、僅かに汽車の沿道及御通輦御道筋の奉迎及拜觀人の麕集群來を保護し、雜沓喧噪を警戒する警衞取締の任に當れるのみ、故に塩竈警察署定員二十三名の內留守四名召集十九人原町警察署定員十四名の內留守二名召集六名。又汽車沿道及び線路踏切巡査配置、一岩切驛四名踏切五名、利府驛四名踏切四名、松島驛五名踏切六名、原町踏切三名に過ぎず、殊に事務取扱者へ御下賜金品に等差あり、金拾五圓栗原郡長八乙女盛次、金拾圓志田郡長草間宗軒、五圓本郡長辰野宗治に徵するも關係の薄かりしを推知するを得ん。然れども大元帥陛下の親しく統臨ましましは前代未聞空前の偉業なり、仍て明治

三十四年特別大演習宮城縣事務概要中「特別大演習」の項あり轉載左に。

【特別大演習】 曩に撫河泉に於て四個師團の演武を施行せられ、今又東北の野に於て第二第八兩師團の特別大演習擧行せられ、大元帥陛下　親しく三軍を統率し給ふ誰か感奮興起せざるものあらんや。抑今回大演習の地域たる本縣志田郡古川以北岩手縣一ノ關以南の地は、茫々たる廣野にして四望隰間々小丘の起伏するあり、地勢頗る演武に適すと云ふ。而て時正に秋高く馬肥え三萬の貔貅意氣軒昂、加之親交諸國の公使武官並に國内知名の將校の參觀せらるゝあり極めて顯榮の盛事たり。然り而て兩軍戰鬪の詳は玆に之を悉す能はずと雖も、蓋し第八師團は侵入軍となり、立見第八師團長之を率ゐて南進し、第二師團は國防軍となり西第二師團長之を率ゐて北進し、兩軍の前衛騎兵は十一月六日始めて高清水附近に於て衝突したり、此地往時源義家が安倍貞任と大に奮戰したる古戰場なりと云ふ。七日に至り南北兩軍は馬場及荒谷附近に於て衝突し射擊を開始したり、此日午後四時十五分　大元帥陛下は仙臺に御着輦あらせられ、八日仙臺より汽車瀨峯驛にて御降車高清水街道を經て南軍陣地の左翼に　鳳輦を進ませられ御愛馬友鶴に乘御、宇長松根の高地に於て親しく演習を　御統監あらせられ、午後四時十分仙臺大本營に　御還幸あらせ玉ふ。九日早朝中村附近に於て兩軍の騎兵衝突し、北軍は南軍の左翼と正面とに主力を注ぎ一進一退壯觀を極む、既にして北軍の歩兵は陸羽街道より南軍の左翼に向て殺到し俗進んで砲兵陣地に迫れり南軍は之を覩て急に防遏せんと勗め接戰頗る熾なり。此日　大元帥陛下は前日の如く仙臺より汽車瀨峯驛にて御降車高清水街道を經て臺町に於て御乘馬に召され宇覺滿寺の小丘上に　御駐蹕演習御統裁遊ばされ後、茅刈北方畑地に御進みあらせられ此所に於て陪觀外國公使武官に謁を賜はり既にして南北兩軍漸く相接近し銃砲天に轟きしが、午後一時に至り演習中止の號令あり　大元帥陛下は大山參謀總長を以て演習全般に關する講評を爲さしめ玉ひ次で演習關係の軍隊に　勅語を下賜せられ、午後三時　龍顏麗はしく瀨峯發汽車にて仙臺なる　大本營に　御還幸遊ばされたり。仄に承るに　大元帥陛下の大演習をは床凡を進め奉るも　陛下は之に倚らせ玉ふことなく、數時間の長き御野立の儘戰況を　御覩察あらせ玉ひ、御晝食の如きも亦芝生の上にて召さゝれ意を軍事に注がせ玉ふの深き、傳承する者皆仰望感激せざるはなし　大元帥陛下の演習地に　臨御せらるゝや、小野田本縣知事は常に扈從警衛し、十一月九日知事は川口宮内次官の命に依り仙臺に留まり、平岡本縣書記官代て扈從せり。

【觀兵式】 特別大演習觀兵式は十一月十日午前栗原郡中村原に於て、奥陸軍中將指揮の下に擧行せられたり。此日　大元帥陛下は午前八時三十分觀兵式場に御臨幸あらせられ、各宮殿下各將官並に外國公使武官に謁を賜はり午前九時より第二・第八兩師團の閲兵を行はせらる、閲兵終るや第二・第八兩師團の各部隊は逐次分列式をなせり。觀兵式終り　大元帥陛下は午前十時瀨峯發汽車にて仙臺の大本營へ　御還幸あらせ給ふ。

第二項　大正十四年

今上皇帝陛下は攝政宮殿下に御座しませしとき、大正十四年十月十八日午後三十分仙臺驛に御着輦直ちに偕行社に成せらる。翌十九日大崎曠土の平野古川町附近に野外統監、出御を初めとし、二十四日大演習最後の日に至る、親しく軍事を觀はせ給へり。

先是。同年八月四日宮城縣知事上田萬平は縣公報を發して諸般の設備等を示し縣民をして萬遺憾なきを期せしむ。各郡長及び町村長を始として兵事組合・軍人分會・青年團・自警團の諸團體等一致協同・各町村に庶務係・宿營寢具係・損害係・會計係・軍需品馬糞場係・接待係・衞生警備係の分擔事務を開始し、且つ「陸軍特別大演習に關する(何町村)役場兵事務取扱規程を制定して輜軍の誠を表したり。特に本郡は樞要地帶に編入し、爾かも御通過奉迎すべき、岩切・利府・松崎の三驛あり、拜觀奉迎の集合地域を畫して雜沓の支障を豫防し、又各縣より一千二百有余の警部以下警官の應援ありて拜觀者の警戒に努む。その概況は利府村誌草稿に詳述しあり、抄錄する下の如し。

利府村誌草稿。本村には埼玉縣警察部より警部補以下廿七名の宿舍は停車場前宇佐美善三郎、玉上保治方に設置し、尚補助員として本村より消防組員在鄉軍人分會青年團各十五名を配して沿道樞要の警備に任ぜしむ。尚ほ大演習に關する事行の事務所を本村役場に設置し、更らに出張所を各區に配置し事務の擔當者を定む。即ち赤沼春日出張所大山德治桂島喜多治外一名。野中在加瀨出張所鎌田泰治星野仲外二名、神谷澤菅谷出張所佐々木鐵之助、阿部春壽外一名、吉岡街道方面出張所伊藤德右衞門、鈴木清一郎外二名の擔當者を定置せしめて軍隊需要の任に當らしめたり、十月二十日。午前六時南軍は吉岡街道附近即ち黒川郡山田小鵜澤方面の北軍を

迎撃するの目的を以て、主力を本村澤乙字山岸・深山・利府字八幡崎等に集注し、歩兵第三十聯隊第二ヶ大隊及び機關銃隊第二ヶ中隊騎兵第一ヶ小隊　總員六百六七十名餘、陣營し、藁・木炭及び食糧等の要求あり、又歩兵第二十六聯隊第一大隊來着し煮沸水の要求あり、その喧騷の狀態、事務員並に人夫をして唖然たらしむる。同二十日。午後十時頃赤沼字須賀方面の騎兵前哨中隊より馬糧の要求あり、出張所詰員は直ちに人夫をして需求品を送らしむ、道路は極めて險惡、加之暗夜燈光の援なく、歩行困難漸く須賀に達せんとす刹那、轟然たる銃聲に、人夫は驚怖しつゝ近づき是れは偵察隊なること判明す。仍りて需求品の引渡を得たり。

同　二十一日午前九時歩兵第二十六聯隊全員取び機關銃隊一千八百名、利府字西森より砂押川沿岸に散兵線となる、飲料水の需求ありて供給せしむ。此の時兵士は疲勞し、歩行困難殆んど匍匐の狀態なりき、午前十一時戰は開く、砲煙彈雨の壯場殊に藤田、金山嶺より發射する砲聲、百雷の壞落かと疑はしめ、心膽を寒からしめたり。午後二時、砲兵第七聯隊歩兵第二ヶ大隊は町の三區に休憩し午後六時歩兵第三十一聯隊全員、同第三十二聯隊總員二千二百餘名、澤乙・館・城内・八幡崎及び町の一部に露營し、聯隊本部を大友權之助・古山孫十郎方に、大隊本部を村岡喜代治・櫻井藏治方に置く。午後十二時、俄然歩兵第二十五聯隊は在加瀨方面に村落露營の報に接し、薪炭藁等の供給に努め、澁茶の準備を爲し、其他機宜の處置に犒軍の至誠を表せり。

同　二十二日。午前一時第七師團の將卒、野中・男鹿島・在加瀨方面の部落に露營の準備を爲し、師團本部を在加瀨天祥寺に、聯隊本部を水間作十郎方に置き、少許休憩中命令を變更して、菅谷方面に前進せり、菅谷の混雜言筆に盡し難かりしとぞ。午後九時瓦燒場に休憩せる砲兵は、一は上野原方面に進軍を開始し、道路險惡殊に硯澤鐵道踏切附近の屈曲、爲めに野砲の通行意の如く進まず、春日青年團員擧げてこの急を援く。又一は石卷街道を前進せる率馬は、春日平四郎坂附近の溝渠に躓き、砲車と共に斷崖より轉落、自警團員の援助により進軍を續行するも辛ふじて利府に到着せしは十二時過なりき。日下少尉の率ゐる斥候隊は、暗夜に乘じ春日黑森の斜面より、黑川郡境の板谷一本松に至りて敵狀を偵察せり、同所は峨々たる峻嶺高岳、爾かも飲料水に乏しく且つ食を求むこと容易ならざるの地帶なり、大山委員之を察知し直ちに分會員に命じ食糧の供給に努む。午後十時、町三區は歩・騎・砲・工各隊の宿營地となる。馬繫場を役場構内・小學校庭内・河原銀杏町前の三ヶ所に分置す。宿舍區域の喧爭は鼎の湧く如き光景なりしとぞ

同　二十三日。午前三時、各隊は陣營を諸方に張る、就中砲兵隊は吉岡街道並松附近に砲列を布き、敵の來襲を待つゝありしが、乃ち砲門を開き一齊射撃に、敵は狼狽し列を亂して藤田方面に退き、少許にして敵亦應戰したり。復た騎兵の突撃隊は、石卷街道と鹽竈街道に分かれ、一直線に敵陣に突入して忽ち兩斷したり、其勢疾風迅雷耳を掩ふに暇なからしむ、その猛烈なる突撃に敵は陣容を亂して鹽竈方面に退却。空には飛行機數十臺入り亂れて壯絶なる空中戰は演出せり、産野原南端（渡邊運藏西方の畑地）に布きたる重砲隊は、塹壕を穿ち木葉或は草莖を覆ふて、飛行機の襲撃を避けつゝ行動を爲すは、實に機敏なる動作なりき。

此の日南軍司令部は七北田附近に在り、北軍司令部は吉岡地方に在りしが、戰況により俄かに利府に變更せるの報に接す。午後二時四十分大崎大尉は下士を率ゐて、北軍司令官久邇大將宮殿下の宿舍護衛として來村せり、村長丹野市右衛門は直ちに助役伊藤長城に命じて、清水莊に嚮道せしむ（莊は間口三間奥行七間平家造、杉檜の柾材にして、明治四十年の新築、庭内の江山亦之に適ふ）會ま莊の主人高橋清六在鄕軍人を率ゐて、攝政宮殿下を岩切に奉迎するが故に不在なり。夫人ふみを家に在り、來意を奉じて諾す大崎大尉は宿舍を檢して辭去す。午後四時殿下には御機嫌麗しく清水莊に入らせ給ふ、後ち梅澤御附武官を介して、先きに主人夫妻に、後ち丹野村長に拜謁を許さる。村長特産の梨實を献上直ちに喜納せらる。此の日町三區は各戸に國旗を掲げ、沿道は拜觀者を以て人垣を作るが如しと、時人は評せり。

北軍司令部の幕僚一同は徹夜謀議を凝らす、折しも午前一時頃五六發の銃聲暗夜に響くと思ふ一刹那、南軍の騎兵約四十名は將校二名の指揮に、鬨聲を擧げて北軍司令部を襲撃し、警戒の歩哨を突破して北軍指令部の構内に闖入し、宿舍に向つて銃劍を擬し、輕機關銃を舍前に据付く其勢威嚴乎たり。軈て中央審判官來りて狀況を聞取し、演習計畫上南軍騎兵隊を引き下げしむ。此の間約一時間半餘を要せり。此の夜北軍司令官久邇大將宮殿下の御假泊所は幕僚の宿舍と圍を異にするのみならず、御假泊所は消燈しありしため、南軍の騎兵襲撃隊は軍司令宮殿下の御在所に氣付かずして引上げ、又御附武官達も其の夜の出來事は知らざる程なりしと世人は謂へり。

第二章　史蹟

第一節　概說

第一項　古物保存

政府は曩に古社寺保存の制を定め、後ち大正八年四月十日法律第四四號史蹟名勝天然紀念物保存法を布き、續いて五月

第三項　調査物名

一、調査既定

本郡内に於て調査の完了せるものを叙述すれば、大正十二年度にありては、造艦碑・雨降石・末の松山・御殿崎・宮城野・一里塚。同十三年度に在りては多賀城址・多賀城の外廓・高森城址。同十四年度に在りては明治天皇宸游聖蹟・正平親王御墓なりとす。その報告の全文若くは抄本は章節項目に分記しあるも、調査の歳月及委員左に。

一、造艦碑。浦戸村寒風澤。大正十一年十月二日委員鈴木省三調査。二、雨降石。同村桂島石濱境界地。同十一年十月二日委員鈴木省三調査。三、末の松山。多賀城村大字八幡字沖の井二十三番地、同十一年十一月三十日委員永野榮助調査。四、御殿崎。七ヶ濱村松ヶ濱字濱屋五十二、三番地、同年同月二十四日同人調査。五、宮城野。原町南目字南北宮城野、同年十二月十六日委員永野榮助調査。六、一里塚。利府村字一里塚圖、同十二年二月十七日委員鈴木省三調査。七、觀瀾亭。松島村、委員永野榮助調査。八、高森城墟。岩切村、委員永野榮助調査。九、明治天皇宸遊聖蹟。委員鈴木省三調査。十、正平親王御碑。高砂村、委員鈴木省三調査。十一、多賀城址。委員清水東四郎調査。十二、多賀城の外廓。委員會調査。

二、調査未定

調査會に於ては大正十五年度の調査として本郡に、頼賢の碑外雄島の古碑・多賀城碑・燕澤碑・姥銀杏の物名を豫定しありしが如きも、隱れて未だ世に顯れざりしもの多ふかるべし。試みに例を擧ぐれば、古城に、山宮城（根白石）壚竈館駒犬城（鹽竈町）。佛像に、五大尊像（松島）鞭館の物見ヶ圖（原町）川崎彌陀像（根白石）金剛界不動（廣瀬）定義如來の蔓多羅（大澤）國分尼寺の本尊・五智如來（原町）。建造物に、山の寺の開山堂と佛殿（北七田）諏訪神社の宮殿（廣瀬）。襲墓に、寺坂吉右工門（七北田）宮千代（原町松島）、膽澤將監（利府紅蓮尼（松島）和賀忠親主從（原町）菊ヶ墓（多賀城）、板碑に、弘

勅令第二六二號施行期日を制定して、古社寺保存法第十九條を廢止す。同年十二月廿九日勅令第四九九號施行令を發して、内務省令第二七號施行規則を定む。翌九年六月廿一日内務省告示第五一號の發布により、「國家的のもの」と「地方的のもの」とに分類して、保存保護の途をして施行せしむの機宜を逸せざらしめたり。

本縣亦上述の趣旨に基づき史蹟名勝天然紀念物の調査を爲さむがため、大正十一年八月十六日告示第五三一號調査規程を發布と共に調査委員を囑託す。大正十五年十二月八日調「史蹟名勝天然紀念物調査會概況」と題せる謄寫を本縣會議員に配付せられたり。左に。

史蹟名勝天然紀念物調査會概況（大正十五年十二月八日調）。史蹟名勝天然紀念物の價値を明確にし之を保存顯彰することは、國土愛護の心情を涵養し國民思想の根基を培沃するに極めて必要なり。曩に政府は之が保護保存を必要とし保存法並に關係規定を制定せらる。本縣亦縣下に於ける史蹟名勝天然記念物の調査保存を爲さむため、大正十一年八月十六日告示第五三一號を以て調査會規程を發布し、同時に專門家を囑託して調査又は保存の方法を講じつゝあり。

第二項　特別保護指定

本郡に於ける前記の法規に該當し、古社寺保存法及び史蹟名勝天然紀念物保存法に基づき主務省より指定せられたるの詳記は別に主要部門に轉載しあるも、その物名並にその歳月を列記する左に。

特別保護建造物　瑞巖寺本堂・御成門・中門。松島村、明治三十三年四月七日。瑞巖寺庫裏及廻廊。同村、明治三十六年四月十五日。五大堂。同村、明治三十四年三月二十七日。

國寶　絲卷太刀來國光・黑漆太刀雲生。鹽竈町鹽竈神社、明治四十二年九月二十一日。

史蹟　多賀城址附寺址。多賀城村　大正十一年十月十二日。

天然紀念物　姥銀杏。原町、大正十五年十月二十日。

安・女保（松島多賀城）德治・正應（利府）。古器に、鼻節神社の古銅印（七ケ濱）瑞巖寺の雲板（松島）。天然紀念物に、洞窟及び岩窟佛（岩切・利府・七ケ濱貝塚・勅使の松・朝鮮凱旋の謠竈梅・謠竈櫻（京都北野の某寺に謠竈櫻と銘す）・酉行戻の松・三交の松・連理の樹木に名木（松島・廣渕・大澤）化石の森林（根白石）古瓦の遺窯（七北田）等ありて、考古家の史情をして津々盡きざらしむるもの、如し。

第二節　多賀城府址跡

第一項　國府の異同

多賀城並に多賀の國府は、司城・司空相集りて軍事と國政とを兼ね行はれたる司廳の址跡にして、軍事にありては聖武天皇神龜元年より、桓武天皇延暦二十一年に至る、七十九年間の統督司、復た國政に在りては、多賀城の建置と共に國政施行の國府を併置せられたりしことは前篇叙述の如し。（參照第二篇第二章第四節）

多賀國府の創設以來四百五十余年の歲月を經閱し、後鳥羽天皇文治五年源賴朝奥羽二州を平夷し、伊澤將監家景を留守職に補し、守護地頭の職權を委ねしことありしと雖も、多賀國府に於て行はるべき國政を浸害し又蹂躙せしにはあらざるなり。然れども先哲又は公記に、多賀の國府は文治以後に至りて多賀城柵の改稱なりと云ひ、或は多賀城を岩切に移せりと錄せり。

明治九年、明治天皇東北御巡幸に際し、宮城縣權令宮城時亮の上奏文に「文治中に至りて多賀國府と云ふ」と。又碩儒佐久間洞巖はその著、聞老志に「呼利府曰多賀國府」と記せり。蓋し國府の政務と武家の職掌とを混同視したるが故なるべし。幸ひに保田光則は新撰陸奥風土記に、又大槻文彥博士は伊達行朝朝臣勤王事歷に諄說しあり。參照下記の如し。

宮城縣懷古宮城時亮奏上附錄。多賀城址。宮城郡市川村南にあり。神龜元年甲子按察使鎭守將軍從四位上勳四等大野東人の置所にして、天平寶字六年（中略）修造なり。始めは多賀の柵と稱す。後多賀城と呼、文治中に至て多賀の國府と云ふ。城壘の古址遺礎あり。古瓦往々これ有り。

聞老志。多賀國府地。今市以北岩切山陰古舘址是也。本號高森。後遷市川多賀城于此。爾來呼高森。曰多賀城。呼利府。曰多賀國府。

新撰陸奥風土記。光則按に、多賀城即ち國府にて、今宮城郡市川村壺碑の立ちてある邊其跡なるべし。聞老志の說は信じ難し。利府並高森など、多賀の國府に近きより、府とも高とも名におひしにや。昔多賀城に陸奥守、或は國司たる人居給へるより、多賀の國府といひしなり、陸奥守或は國司など、後には多賀城のみならで、岩沼武隈或は伊達郡靈山などにも居給へり。

伊達行朝朝臣勤王事歷卷之三「陸奥話記に「源賴義爲陸奥守兼鎭守府將軍」云々。一任無事。任終之年。爲行府務入鎭守府。云々。鎭國府之道。云々」などあるも多賀國府なり（府務とは鎭守府の事務なり）文治五年源賴朝奥州を征せし時、吾妻鏡に「八月十二日二品云々。今着多賀國府。十三日今日二品令休息于多賀國府給。十月一日於多賀國府。云々。破置一紙張文於府廳」など見ゆ。是れ皆一國の國府なりしが故にて且當時、府廳の建物も存し、屬像も居たりしこと此文にて知らる。王政弛びしより諸國の國守多くは任に赴かず、目代を遣はして代りて國務を行はしむ。これを留守職といふ。下僚に至るまで多くは世襲の姿をなして之を在廳人、又は單に在廳などともいひしなり。翌文治六年三月に至て賴朝其家人伊澤左近將監家景を奥州留守職として、多賀國府より西三十町なる岩切村の高森館に置きて、奥州の地頭を支配せしめしこと守護の如し。然れども妻鏡。同年十月の條に「御目代不下向之間、鹽留守家景雖在廳之下知、可致沙汰。云々。國司者自公家被補任。在廳者國司鎭也」など見えて、尙武家の留守職と其職掌を別ち國司の屬僚は府廳に居て朝廷の稅務など掌り、多賀國府は鎭倉の末造まで存せしなり。

第二項　建武の國府

後醍醐天皇元弘三年（皇紀一九九三）九月十二日北畠顯家陸奥守に任ず、顯家東下に際し、天皇の第七皇子憲良王を奉じて往かんことを請ふ、天皇之れを容す。顯家の父親房は憲良王の輔導たり、憲良王時に御齡六歲なり。翌建武元年親王宣

下、此の時憲良を義良に改め、多賀國府に建武中興の政を擧げ、奥羽兩國の東陲を鎭撫せられ給ふ。

延元元年正月足利尊氏反す。顯家奥羽の兵を率ゐ義良親王を奉じて尊氏を九州に奔らす、義良親王を陸奥の太守に、顯家を鎭守府大將軍に任じ、再び東下して多賀國府に在りて東陲を鎭む。翌二年東陲の將士尊氏に應じ多賀の國府を攻む顯家戰利あらず。靈山寺に御所を造營し三月廿二日親王を奉じて、靈山城に入る、居ること數月更らに親王を奉じて西征の途に上る。參照を列記する下の如し。

歷朝聖德錄。後村上天皇。初め憲良と申し、後、義良と改めらる。後醍醐帝第十二の皇子にして、延元四年三月立てゝ皇太子となり、同八月踐祚、時に年十二。

先帝の隱岐より還りて中興の政を布き給ふや、北畠顯家を陸奥守として東陲を鎭撫せしむ。顯家皇子を奉じて往かむことを請ふ。先帝乃ち　天皇を以て之に附し、特に顯家の父親房を輔導たらしむ。天皇時に御年六歲なり。（中略）足利高氏の鎌倉に反して西上するや顯家　天皇を奉じ陸羽の兵を擧げて高氏を追躡して京に至り官軍と合し、大に高氏を破りて京師を復す。先帝その功を錄して　天皇を陸奥太守とし、顯家を鎭守府大將軍に任ず。陸奥太守こゝに始る。後、先帝吉野に幸す。顯家また　天皇を奉じ兵を率ゐて西上し、行々賊軍を破りて南都に至る。此時　天皇吉野に還る。既にして顯家阿倍野に戰死す。先帝顯家の弟顯信を鎭守府將軍とし、又　天皇を奉じ出て陸奥を鎭せしむ。船伊勢を發す、海上颶風俄かに起り御船飄蕩して伊勢の篠島に漂着す。顯信　天皇を奉じて吉野に還る。此時北畠親房は常陸に漂到せり。是より先き、先帝の皇太子恒良は成良親王と共に拘はれて京師に在り、途に足利直義の爲めに毒殺せらる。先帝仍りて　天皇を東宮に立て大漸に臨み神器を傳へらる。天皇東鎭に在すこと六年。十一歲にして宮に還り、此時十二歲に成らせらる。三條實世・四條隆資遺詔を奉じ補佐し奉る。

人名辭書。顯家。帝天下の新たに定まれるを以て東陲を鎭撫せんことを思ひ、顯家を以て陸奥守と爲し出で、陸奥・出羽を鎭せしむ辭するに吏途將卒の事に慣れざるを以てす、許さず、顯家乃ち義良親王を奉じて行く、居ること二月兩國半服す。建武元年功を以て從二位に敍し、二年鎭守府將軍を兼ぬ、詔して義良親王を奉じて新田義貞と足利尊氏を鎌倉に攻めしむ、延元元年鎌倉に抵る尊氏既に西上す、時に東國の諸將多く來り屬す兵凡そ五萬、進みて之を破る尊氏酒走す。乃ち義貞と振旅して京師に旋る。時に尊氏

の黨與四方に蜂起す。是に於て顯家義良親王を奉じて復た陸奥に如く、詔して常陸下野二國を併せ管せしむ。尋て鎭守府將軍に任じ、權中納言に拜せらる。進みて相馬胤顯を法華堂に相馬光胤を小高城に攻めて之を斬る。二年春陸奥の將士多く尊氏に應じて顯家を攻む、顯家戰ひて利あらず結城宗廣と義良親王を奉じて靈山城を保つ。時に帝顯家をして京師に赴き足利直義を討たしむ証書到る詞辭甚だ懇篤、因て靈山を發して白川關に至る管內の兵士來り赴く者幾十萬進で宇津宮に至り兵を駐むること數日にして發す靈山在御事蹟。元弘二年大臣に准じ從一位に昇る。是に至起て陸奥に赴く。建武元年三月十六日顯家高時の餘賊多く遁逃して陸奥に漂ひ居るを以て、境內に令して之を捕縛せしむ。此夏皇子義良親王と爲る。

後醍醐天皇第七皇子憲良王を奉じ陸奥に下り以て東藩を鎭す。建武元年皇子始めて親王の宣を蒙り給ひ、因て諱を改めて義良と稱へられ、延元の亂起るに及んで、親王陸奥の太守として靈山の天嶮により城となす。

靈山城之碑。正二位藤波敎忠額。義良親王幼名憲良王第八子　元弘三年顯宗陸奥守國府着　建武元年親王宣下　延元元年三品に敍し太守に任じ再び下る二年一月靈山に移る。三年二月吉野着　四年八月中の五日諱を受く。

正三位　子爵　白川資訓撰併書

北畠系圖略抄（靈山在御事蹟所收、長澤家所藏）

顯家公。鎭守府將軍。元弘二年辛酉正月十日北畠左近中將源顯家卿任參議中納言。同三年九月十二日後醍醐天皇第七之子義良親王供奉。中御門中納言藤原宣明卿北畠左中將源顯信卿添給、陸奥國御入。同十月十日白川着御。建武二年乙亥十月十二日任鎭守府將軍陸奥出羽兩國司。十一月五日常陸下總下野武藏賜之。同月十五日太政官府國宣受之都相建。同三年三月二日顯家卿任別當大納言。同月廿二日靈山御所御造營。親王御入。同年五月二十二日和泉國堺浦合戰打敗。於安部野爲武藏守師直死。御年二十二。

又延元二年丁丑正月四日宗玄伊勢國にあり、源親直に命じて令を下し兵を徵し、刑部左工門幹景之に應ず。陸奥の處賊蜂起し、同八日聚りて國府多賀城を攻む、顯家防戰し利あらず、親王を奉じて退き伊達靈山城を保つ（元弘日記保曆間記）。

九月十八日顯家軍議を決し、義良親王を奉じ西征す、結城道忠伊達行朝等之に屬從す、兵凡そ六千五百餘騎往々白河に抵り軍兵來り會する者殆んど十万餘騎なり。

後村上天皇。元弘三年憲良王と稱し、多賀の國府に下向し　親王宣下諱を義良に改め陸奥の太守に任ぜられ、御齡六

才よの十才に渉らせ給ひし延元二年に至る五ヶ年の星霜は、多賀國府に御座せし暦數なり、又延元二年正月靈山城に移らせ給ひしと「靈山城之碑」に見ゆるも「北畠系圖略抄」に據れば、同月二十二日顯家靈山の御所を造營して親王を入れさせ給ふ、とあれば、入御の月數に約二ヶ月の缺月あるが如し。又靈山の御所に御住遊ばせられし日數も「靈山在御事蹟」の示す所に據れば三年二月吉野着とのみありて靈山城を御發駕の日定かならず、強いて之を需むれば、同書に「九月十八日顯家軍議を決し、義良親王を奉じ西征す」と錄せり。

由是觀之。義良親王の靈山城に御座せしは、延元二年三月二十二日より同年九月十八日に至る約六ヶ月未滿の期間なりと暫定するの外なかるべし。親王を始め奉り、親房の輔導、顯家及び行朝の忠節と功績の御遺蹟は、多賀の國府に在りては、元弘より延元に亘る五ヶ年、靈山城に在りては六ヶ月なりき。六ヶ月の彼の地にして別格官幣社の列格あり、五ヶ年の此地にして何等の施設と經營を講ずるものなきは何故なる乎。幸ひに明治三十三年七月十八日大槻文彦碩家の著に成る。「伊達行朝朝臣勤王事歷」は作並清亮翁に據りて、伊達氏觀瀾閣の藏版に依りて世に公刊せられたり、後ちの君子を待つ資たらんを編者は特に望む。抄錄下に。

伊達行朝朝臣勤王事歷卷之三。抑も元弘延元間の義良親王親房顯家兩卿の奥州の御遺蹟に就きては、伊達郡の靈山のみ今の世に名高くて、多賀國府は元弘三年十月より延元二年正月まで、堂々として府を開かれ親王以下伊達行朝朝臣結城宗廣等に至るまで三年間、奥羽を鎭撫せられし所なり。靈山は後に賊鋭を避けて移らせられ、延元二年正月より僅に八九月間駐らせ給ひし所なり。然るに靈山の方には文化中、松平樂翁の建碑ありて、御遺蹟世に顯はれ、明治十八年新に靈山神社をさへ建てゝ別格官幣にまで列せられたるに、多賀國府の御舊蹟さては、未だ誰も考證せむともせず探討せむとする人だになし、蓋し多賀國府も無山も舊史に記載してはあれど、靈山は固有名詞なるが上に今尚其稱呼を改めざれば、讀史者の注意に入り易きに、國府さては普通名詞なるが上に歷せられてより、已に久しくなりし故なるべし、されど其舊址の市川多賀城址なるべき證據右の如なる上は、今は疑ふものあらじ、あはれ此御遺蹟にも神祠にもあれ、旌碑にもあれ建てまゐらせて、親王を始め奉り親房顯家兩卿行朝朝臣等が、功績忠節を世に表章せまほしきことならずや。

同　書。今當時の文書記錄類を見るに多賀國府を單に國府又は府中とのみ稱したるは枚擧するに暇あらず。其中に多賀國府と稱したるもありて、群書類從本の保曆間記に「建武四年（延元二年）顯家打負て加賀國府（多賀の誤）を落、當國伊達郡に靈山と云寺に籠」松平基則伯所藏の白河文書正月廿二日（興國元年）結城大藏大輔（親朝）宛、越後權守秀仲の狀に「高國府邊並兩國靜謐事、如何にも御下向候て有沙汰べく候」陸中膽澤郡餘目泰太郎所藏の文書、貞和三年（正平二年）卯月十五日右馬權頭（奥州探題畠山國氏）の寄進狀に多賀國府義王權現云々。觀應中（正平五六七年）筑紫の宗久法師の奥州紀行なる「都のつとに宮城野の木の下露も、云々、さてそれより、かかのこふにもなりぬ、それよりおくのほそ道といふかたを南さまに、するのまつやまにたづねゆきて」など見えたり又延文年中伊達家より、幕府へ出したる「仙臺領古城書上之覺」には「多賀城、右城主と申事は無之候哉、往昔より奥州國司館と申傳候此所壺之碑も御座候へば、大野朝臣東人之居城に可有之哉」とありて、延寶の頃までは奥州國司館と言傳へしなり。すべて奥州にて顯家卿の遺蹟は伊達郡の靈山なるも、安達郡黒澤村田地が岡なるも、共に國司館といへば同じく國司館の稱ある市川村の舊址の、元弘延元間の多賀國府なるべきこと以て證すべし。蓋し多賀城の碑發見せられ世に傳唱せらるゝに及びて、獨り多賀城址の名世に高くなりて、國司館の稱は村民さへ忘るゝに至りしものならむ。

第三項　史蹟調査會

多賀城址の調査は大正十四年に終了し、昭和二年三月宮城縣史蹟天然紀念物調査報告第三輯を以て公刊せられたり。即ち「十五多賀城趾」と題し、下に委員會會長及委員清水東四郎調査に括弧せり。編者は前第二項に憲良王即ち義良親王多賀國府に御駐り給ひし暦數を五年と叙述しありしも、調査會に於ては「實に三年の久しきに及びたりき」と錄せり。所見を異にする只暦數の長短のみに在りしと雖も、多賀城址に就ては敢て意見に甲乙の差なきが故に調査報告を抄錄する下に。

【位　置】宮城縣宮城郡多賀城村市川の地に在り、東北本線岩切驛を距る東方三十町徒歩半時間にして達するを得べく鹽釜驛より

するも亦同時間にて足る。

【創築年代】 人皇第四十五代　聖武天皇の御宇神龜元年の築造にして大正十二年より一千二百年前なり。

【沿　革】 抑々多賀城は西の太宰府と竝び稱せられし東の鎭守府の置かれし所にして蝦夷及び之れが後援たる靺鞨物海に對する我が國家の經營に係り、壯丁糧食等の如きも遠く東山東海兩道に亘りて徵集せられ實に我國東北發展の策源地なりき。鎭守府置かれて後十數年武儀(岩沼邊)に在りし陸奥の國府は當城に移され多賀の國府と稱せらる。是に於て鎭守府は軍政を國府は民政を掌り相竝びて國事に與りしなり、鎭守府は約百年の後北三十里なる鹽澤城に移され國府のみ永く存することゝなれり。降りて元弘の頃後醍醐天皇の皇子後村上天皇の未だ　義良親王と申し奉りし時北畠親房其子顯家と共に　親王を奉じて當城に入る　親王此處に止まり給ふこと實に三年の久しきに及びたりき、明治九年六月　明治天皇東北御巡幸の砌畏くも龍駕を枉げさせられ親しく其址を臨はせ給ひき、大正十一年六月　久邇宮邦彦王殿下特に御見學として當城址に成らせらる。

【土　壘】 當城の本體は實に土壘にして其外城は南北約十町東西八町に亘り山を越え谷を渉り蜒蜿として長蛇の如し、廣袤八十町歩に及ぶ、內城亦土壘を繞らせり、當城は其の規模を時の帝都平城京に則り特殊の國衙として初めて瓦を用ひられ土壘には勿論諸建物にも之を用ひられしは現に其等の跡より多くの破片の發見せらるゝを以て知るべし。

【內　城】 城址の中央に位し纔らすに復土壘を以てす、鎭守府正廳の址此處に在り、礎石十數個點々列をなし舊位置を保ち七間四面廳舍のありし態を偲ぶを得べし。

【多賀城瓦】 質堅緻にして多くは漆黑色を呈すれども兵燹に罹りて戾白脆弱となり多くは碎けて其の全きもの極めて少し、瓦には牡瓦牝瓦ありて其の凸面には蓆目網目等あるもの多く凹面には布目あるを普通とす、故に布目瓦とも稱す、又天平瓦、朝鮮瓦とも稱へらる。

【東　門】 當城の東方鹽竈舊道の傍にあり、兩側の土壘現存し礎石も亦點在せり、門外は左右外城の土壘に連り通路は門前にて左折し更に右折して入り又前方に寢防の設ある等其備への如何に嚴重なりしかを知るべし。

【多賀社】 內城の北方鹽竈舊道傍に在り、里人今に繩を捧げて延命を祈願す、祠後に舊大社の礎石存せるもの數個あり、周圍の畑は堂宇の址なりと傳へ神威を憚り現に施肥せずして耕作せり、城內には此の外木船神社、八幡神社、熊野神社あり。

【池　の　池】 國府の池なり、內城南麓なる一小池なり、古は廣大なりしならんも漸次狹小となり、今は僅に其小部を存するのみ片葉の蘆今に產す。

【奏社宮】 城外東北方鹽竈舊道の傍に在り、多賀の國府に屬する總社にして陸奥全國の諸神を總べ祀り國守之が祭典を修めし所なり。境內廣く老杉茂り坐ろに神威の嚴なるを覺ゆ。

【鎭護の寺址】 當城を距る東南數町字高崎鹽竈鐵道線路を隔てたる丘上に在り、四圍に土壘を繞らし亦布目瓦を出す、金堂講堂及び東塔の礎石現存せり、就中東塔は心礎を加へて十七の礎石悉く舊位を改めず且つ岩を刻して土壇の周圍を數き固むる等大和法隆寺の結構に比すべく當城鎭護の寺院なりしは猶觀世音寺の太宰府に於けるが如し。

【瓦燒場】 當城を距る北方三十町利府村春日なる松島街道傍に此の地名あり、數個の瓦窯址ありて多く布目瓦を出す、是れ當城の瓦を燒きし所なりと傳ふ。

第四項　多賀城趾蹟指定告示

一、告　示

大正十一年十月內務大臣より發せられたる告示は左に。

內務省告示第二百七十號

史蹟名勝天然紀念物保存法第一條に依り左の通指定す

大正十一年十月十二日

內務大臣　水野錬太郎

第一類　史蹟　多賀城址附寺址。　宮城縣宮城郡多賀城村大字市川。字五萬崎　字田屋場　字作貫　字城前　字坂下　字金堀　字丸山　字六月坂　字六畑　字伊保石　字大久保　字奏社。　同縣同郡同村大字浮島。　字後山　字田屋場　字西澤　字澤前。　同縣同郡同村大字高崎。　字坂下　字上野。

多賀城趾史蹟指定保存に關し大正十一年十月三十日發第二五二號を以て堀切内務大臣官房地理課長より力石宮城縣知事宛通牒せられたるもの左の如し。

多賀城址附寺址

一、說明　奈良朝時代蝦夷征服の爲築きたるものにして鎭守府を置きし所なり、丘陵に據りて自然の形勝を占め土壘土壇及礎石等尙現存して略舊規を覩るに足る。遺瓦の散在するもの多し、城址外に近く寺址あり、土壇礎石等ありて堂塔の配置等略推知するを得べく其の散在せる瓦片は全く多賀城發見のものと形式を同うせり。

一、指定の事由　保存要目史蹟の部第四及第二に依る。

一、保存の要件　公益上必要止むを得ざる場合の外土壘土壇礎石其他の現狀變更を許可せざることを要す、遺瓦の採取は之を禁ず

三、管　理

大正十五年六月三日内務大臣より發せられたる指定書左に。

一、名稱。多賀城址附寺址　二、所在地。宮城縣宮城郡多賀城村。三、地番地目地籍。別記の通（なし）四、說明。奈良朝時代蝦夷征服の爲築きたるものにして、鎭守府を置きし所なり、丘陵に據りて自然の形勝を占め土壘土壇及礎石等尙現存して略舊規を覩るに足る、遺瓦の散在するもの多し。城址外に近く寺址あり、土壇礎石等ありて堂塔の配置等略推知するを得べく、其の散在せる瓦片は全く多賀城發見のものと形式を同うせり。

五、指定の事由。保存要目史蹟の部第四及第二に依る。

六、保存の要件。公益上必要止むを得ざる場合の外、土壘土壇礎石其他の現狀變更を許可せざることを要す。

遺瓦の採取は之を禁ず。

七、指定年月日番號。大正十一年十月十二日内務省告示第二百七十號

八、管理者。内務省

發理第五號宮城縣宮城郡多賀城村史蹟名勝天然紀念物保存法第五條第一項に依り左の史蹟の管理者を指定す。

内務大臣　若槻禮次郎

大正十五年六月三日

記

史蹟多賀城址附寺址

一、標識注意札建設（イ）標識。工費（注意札たゝ含む）總額八十五圓四十六錢、多賀城村支出、大正十四年九月建設。文字　史蹟　多賀城址　一、多賀城寺址　一、（ロ）注意札六本。文字左の如し

注意

一、許可なくして指定地域内の土壘土壇礎石其他の現狀を變更することを禁ず

右注意せられたし、若し之を犯したる者は國法に依り處罰せらるべし。

大正十四年九月

内務省

第五項參証資料

【復軒雜纂】多賀國府とは、古への陸奥の國府の稱なり、和名類聚抄、國郡部に「國府在宮城郡」と見え、拾芥抄にも「宮城郡府」と見えて、其所在地は、今宮城郡仙臺の東北三里餘鹽竈港の西南一里許（岩切停車場の東三十町）新名、多賀城村大字、市川に、多賀城の址とて、壘礎の現存する處是れなり、此地、即ち和名鈔、宮城郡多賀鄕の地に屬せり、さればこそ鄕名を負ひて、多賀城とも多賀國府とも稱したるなれ、府址の外郭内に、多賀神社といふも現存す、延喜式内の神なり、陸奥の國府は、其初め、名取郡の武隈（今の岩沼町の邊）にありしが如し、然るに、神龜元年宮城郡に、多賀城を築きて、鎭所とせられ後幾くもなくして、國府をも移して多賀城内に併置せられたり、そは、續日本紀、寶龜十一年三月の條に、多賀城を指して「其城久年國司の治所」（狩谷掖齋の校本に據る）とあるにて知られたり、其後、日本紀略に、延曆二十一年正月、「遣坂上田村麻呂、造陸奥國膽澤城」とありて、此後、鎭守府は、膽澤城に

移れり。和名鈔に「鎭守府在二膽澤郡一」（同郡水澤町の北、一里、八幡の地、）とある是れなり、是に於て、多賀城は嚮に國府となりぬ、續日本後紀、承和六年四月、陸奥守良岑木連、鎭守將軍匝瑳末守が奏言に、膽澤、多賀兩城之間、異類蔓延控弦數千。如有二警急難一可二支禦一云云。又多賀城者。爲膽澤之後援一不レ益二兵數一。何以救二急などあり、此文に據れば鎭守將軍は膽澤城に鎭し、陸奥守は多賀城に居て、多賀城、即ち國府なりしこと、更に分明なり。（多賀、膽澤、南北相隔たること、今道、凡二十七八里）

鎭守府、既に膽澤城に移り、蝦夷も、次第に征平に就き、奥州兵革の事も聞ゆることなきに至り、多賀城も、全く國司民政の治所となるに及びて、多賀城の城名は、何時か失せて、當時、專ら多賀國府と稱することゝなりぬ。台記康治二年五月の條に、古今集註孝經云々、佐世（原註我朝博士之所撰也。九卷、其七卷佐世草本也、第九卷奥以、朱書云寛平六年二月二日、一勘了、于時謫在二陸奥多賀國府一云々」と見ゆ、文章士藤原佐世は、寛平三年正月に、陸奥守に任せられ赴任せしこと、本朝文粹の六卷に見ゆ、圓珍和尚傳にも、寛平三年春、奥州刺吏に謫せられし由見ゆ、（謫とは、僻陬の赴任を謂れていひしにや、實に罪ありて謫せられしにや）國司の任期は、四年或は六年度々變更ありたれど、陸奥、出羽、太宰府等は、寛平の頃は六年（或は五年）なりしやうなれば、右の跋文の寛平六年二月は、尚、佐世が在任中なりしこと論なし、是に由て之を觀れば、宇多帝の寛平の頃既に、專ら多賀國府と稱したりしこと知らるゝ扨又、今の市川の府址の牙城とも覺しき處の南麓に、鴻の池といふ小池あり、僞撰の總國風土記に、宮城郡坪碑在二鴻之池一爲二故鎭守府門碑一」としたるは、古く、此池に此名あるを知て、記入したるものか、或は、風土記の揑造に合はせて、後人の、此名を此池に負はせたるものか知られねど、鴻之池とは國府の池の當字にて（下總の鴻の臺も、國府の臺なり）其起因はとまれかくまれ是れも、此地の國府なりし證ならむ。

又府址牙城の東北六七町の地に、「と、門」と稱する地ありて、之を正門の跡なりと稱す、礎石、散點して、門外、左右に袖垣の如き土壘も現存せり、其北に梯形と稱して、數十歩の間に、方形に土壘を築きし所あり、其郭外の北に、奏社宮（ソウジヤ）といふ神祠あり、是れ總社の訛なり、古へ、每國の國府には、必ず總社と稱する社を建てゝ、國内各地の諸社を此に總べ祀りて國守、此にて祭典を修めたり、其說玉手檜、神社私考などに委し、今も、諸國の國府の舊址の傍には比々として存せり、武藏の府中に、總社六所明神あり、駿河の府中に淺間總社あるなど枚擧に遑あらず、此の市川村の奏社も正しく古への陸奥國府の總社の一今に存するにて、是れ、此地の國府たりし明證なり。此奏社を、今は、鹽竈神社の末社として俗には、本社に詣ずる者は必ず此社に詣でゝ「其奏可を待て、後に本社に詣づべし、然らざれば本社の神祈願を享けずなど傳ふ、是れ、奏の字に就きての附會なり、寛保元年の仙臺封内名蹟志には、此奏社宮に註して總二諸社之神威一司一之故參詣者先禱二于此一など見ゆ、是れ、尚國司參拜の古傳を存したるなり。

斯くて元弘三年、鎌倉滅亡して、公家一統の世となりて、陸奥太守義良親王、前大納言北畠親房卿鎭守大將軍北畠顯家卿等の奥羽の鎭撫として、下向あるに及びて舊きに依りて、多賀國府を興復せられたり、建武年間記にある奥州式評定衆、及び引付一番、二番、三番、政所執事、評定奉行、寺社奉行、安堵奉行、侍所など、皆、此多賀國府に置かれたるにて、當時、結城上野介宗廣、同三河守親朝、伊達左近藏人行朝其他奥州の大小名皆此に參仕して、王朝の國府久しうして故に復して。一時は全盛を極めたり。而して、延元二年正月、賊兵國府を攻めて、義良親王、顯家卿等の伊達郡靈山に移られし後は、賊將石塔義房入道秀慶、吉良右京太夫貞家等、相次ぎて多賀國府に據れり、正平六年官軍伊達氏田村氏、多賀國府を收復せしに、明年復た吉良貞家に奪はれたり、此後は、足利氏の族大崎氏、奥州探題として、加美郡に居を占めたれば、多賀國府は、永く荒廢に付せらるゝことゝはなりぬ。

今、當時の文書記錄類を見るに、多賀國府を、單に、國府又は府中とのみ稱したるは、枚擧するに遑あらず、其中に多賀國府と稱したるものありて、群書類從本の保曆間記に、建武四年、(延元二年)顯家打負て、加賀國府(多賀の誤)を落ちて當國伊達郡に靈山といふ寺に籠松平基則伯所藏の白河文書正月廿二日(興國元年)結城大藏大輔(親朝)宛越後權守秀仲の狀に、高國府邊並兩國靜謐事如何にも御下向候て、有ニ沙汰一べく候、陸中膽澤郡、水澤町、餘目泰太郎所藏の文書、貞和三年(正平二年)卯月十五日、右馬權頭(奥州探題畠山國)氏の寄進狀に「多賀國府藏王權現、云々、觀應中(正平五六七年)築紫の宗久法師の奥州記行なる「都のつと」に宮城野の木の下露も、云々、さてそれより、たかのこふにもなりぬ、それよりおくのほそ道といふかたを南さまに、すゑのまつやまにたづねゆきて」など見えたり、又延寶年中、伊達家より、幕府へ出したる「仙臺領古城書立之覺」には多賀城右城主と申事は無レ之候哉往昔より奥州國司館と申傳候、此所、壷之碑も御座候へば大野朝臣東人居城に可レ有之哉、とありて、延寶の頃までは、奥州國司館と言傳へしなり、すべて、奥州にて、顯家卿の遺蹟は伊達郡の靈山なるも安達郡塩澤村田地が岡なるも、共に國司館といへば、同じく國司館の稱ある市川村の舊址の、元弘延元間の多賀國府なるべきこと以て證すべし、蓋し、多賀城の碑發見せられ、世に傳唱せらるゝに及びて、獨り、多賀城址の名、世に高くなりて國司館の稱は、村民さへ忘るゝに至りしものならむ。

多賀の賀の字は清濁兩用なり、賀茂社、賀陽宮、賀美郡など、皆清音なるにて知るべし、多賀國府も、古へは、清音なりしならむ、前に擧げたる白河文書に、「高國府」と借字せるにても知るべし、市川村の西南なる高崎村高橋村岩切村の高森など皆多賀に因める名にて、此邊すべて多賀鄕の部内なりし故の名なるべし。

或は、岩切の高森、即ち多賀國府の舊址なりとする說もあれど、そは極めて非なり、延元より正平の間の古文書記錄等に國府云々と書き別けたるもの、歷々たり、且前の「都のつと」に多賀の國府より、南さまに、末の松山に至るとあるに注意すべし、即ち末の松山は、八幡村にありて市川村より、正に南に當れり、若し岩切なりしならば、東さまに、となくてはかなはぬ所なり、又岩切の東北一里に利府驛あり、是れ國府の址ならむなどいふ說もあれど、此地の舊名は村岡にて元龜元年に留守上野介政景利府と改稱せし由留守系圖に見ゆれば、更に取るに足らぬ說なり。

今、市川村に存する國府の跡は、東西五十間、南北五十六間、方形なる平地にて、四圍に、土壘現存し、中央に、芝生地あり、村人は、これを御座の間の跡といふ、此芝生地の處々に、石面直徑貳尺乃至四五尺なる自然石の礎、十數箇點々、列を成して現存す、其區域十五間に八間もあらむか、地勢高くして、南方は、宮城野より相馬領の山々まで見え、左に大海を望む、又此城の總外郭は、六七町四方もあらむと覺しく、四圍の土壘斷續して存し、正門の跡は東北にありて其規模極めて大なるものなり、古へに所レ謂柵戸など皆、此郭内に住せしものか、尙、委しくは、余が多賀城考、多賀國府考に讓る。

鄕土誌。多賀城　舊址の總郭構は、舊市川・浮島二村に亘り、東北より西南へ出てたる廣岡の端に在り、北に加瀨沼あり、東北は岡續きなり、牙城の地は岡の西南端、上市川の内、字城前圍の地に在り、海拔百三尺。「仙臺領古城書立之覺」に「多賀城、東西五十間南北五十六間」とあり、稍長方形なる地に四圍に土壘現存し(今土壘内の隅に農家あり)中央芝生地あり。明治九年御巡幸の時内命ありて、民有地五百廿四坪を官有地第三種とせられたり、村人之を御座の間と敬稱す、處々に石面直徑二尺乃至四五尺なる自然石の平かなる礎石十數箇點々列を成して現存せり、其區域約ね十五間に八間なりき、此處地勢高くして南方遙に宮城野より相馬の連山を展望し、東南に大洋を望み景勝の地帶なり。

牙城を南北に亘りて又土壘あり、鄕人稱して二の丸といふ、又牙城より三町許を隔てゝ東方南方を繞りて總外郭の土壘あり又稱して三の丸と云ふ。

此の二の丸三の丸の土壘の跡は、山林原野耕地雜交し、形蹟分明ならず、牙城の北方西方に外郭なかりしものか、ありしか、荒廢

ぜし故判見し得ず。

城の正門。城址の東北四町許に東門と稱する所あり、礎石散點して、門外左右に袖垣の如き土壘現存して、其左右外郭の土壘に連亘ぜり、鄕人之を城の正門址なりといふ。續紀聖武帝神龜元年三月甲申の條に「陸奥國言、海道蝦夷反、殺大掾佐伯兒屋麻呂、四月丙申以藤原宇合爲持節大將軍・高橋安麻呂爲副將軍、爲征海道蝦夷也」とありて、多賀城は此年に築かれたり。海道の蝦夷の南上を禦がんとて相ぜる城地なれば、前面正門は東北に向ひてある可き理なり。續紀光仁帝寶龜十一年三月丁亥の條に「多賀城蝦夷に迫られ、陸奥介大伴眞綱緣石川渚足潛出後門而走」とあり。北方より迫られて走るは南方ならずばある可からず。是も後門は南方にありて、正門は東北にありしを証す可し。東門の北外郭内に桝形と稱する所あり、數十歩の間四圍に六形の土壘を築きあり、何の用なりしにや。

鹽松勝譜。多賀城壘。市川村にあり。丘陵數百歩の地悉く田圃なり。府土高葉に曰く。多賀城は市川橋の東にあり。今農家多く在り。古城址に四百余歩の堤防あり。其中内城址と稱し。東西五十六歩。南北五歩。闇跡と稱するものあり。今奏社の西にあり。地は古は止た多賀と稱し。或は多賀柵と曰ふ(天平九年)蓋し柵とは塞柵の謂ならん。聖武帝神龜元年。大野東人始て城を此地に築き之を多賀城と稱す(寶龜十一年に見ゆ)陸奥守之れに居る、仍て又多賀國府と稱す。源順の和名抄に曰く。國府は宮城郡にあり、鎭守府は賀美郡にあり。(古國毎に守あり、惟陸奥守の外鎭守將軍あり、出羽に秋田城介あり、筑紫に太宰帥あり。而して陸奥守の居所を國府と稱し、將軍の居所を鎭守府と稱す。其官或は攝を兼ね或は別る。順の紀する所蓋し攝を兼ねざるの時也。續日本後記に曰く。仁明帝承和十年九月。始めて陸奥國に鎭守府を置く。是れ府を置くの始なり。驛原抄大全に曰く。續日本紀。天平寶字五年閏十二月。從五位下田中朝臣多太麿を以つて、陸奥守と爲し、鎭守副將軍を兼ぬ。同九年鎭守將軍と爲る。鎭守の名ありて未だ置府の名在らず。其の後ち仁明帝承和十年九月、始めて陸奥の國に鎭守府を設置す。文治五年、源右將東征の日、茲に寓し居る三日。兵を引て東の方平泉に到る。東國悉く定まり。歸途復た寓し更を置し民を撫はす。東鏡に曰く。文治五年八月大十二日己亥。曉景多賀國府に着き、又た海道大將軍千葉介常胤・八田左衛門尉知家等參會し、千葉太郎胤正・同次郎師常・同三郎胤嶺・同四郎胤信同五郎胤通・同六郎太夫胤賴・同小太郎成胤・同平次郎常秀・八田太郎朝重・多氣太郎・鹿島六郎・眞壁六郎等、常胤に相具し各々遙隙の地を渡り參上す云々。十三日庚子。今日二品多賀國府に休息せしめ給ふ。十四日辛丑、泰衡玉造郡に在るの由風聞し、亦

た國府中山上物見ヶ岡に陣取の由其告在り、雨舌に亘る。賢慮未だ決せずと雖とも、玉造に在るの儀、猶然るべきの間、多賀國府より黒河を經て、彼の郡に赴かしむ。又た曰く。十月大朔日丁亥。多賀國府郡鄕庄園所に於て、務準條々を地頭等に仰含められ、就中國郡を費やし、士民を煩はすべからざる由の御旨、再三に及び、加之ならず、一紙の文を府廳に張り置かる云々。其狀に云ふ庄號の威勢を以て、不官の道理を國中に揖くべからざること、秀衡・泰衡の先例に任す。其沙汰致すべき者。文治六年三月十五日右將伊澤家景をして奥州の留主たらしむ。家景嚴載村高森を以て居館と爲し、多賀城を以て治府と爲す。仍て氏を高森と改む、國人之れを稱して留主殿と云ふ。後ち治府亦た之れを居館に徙す。而して此の城遂に廢し。國民舊に依て嚴載城と稱し。多賀國府と曰ふ。(宗久東遊に記する所、嚴載村を以て多賀國府と爲すは、即ち國民の稱する所たるを知るべし)

考古學講座城廓及び城址一二〇。多賀城址。陸前國宮城郡多賀城村大字市川にある。仙臺平野の冲積層に突起してある洪積層の約十米の臺地に據つて設けられたもので、北西の方には市川・浮島沼等あり、南は廣濶なる平地にのぞみ、東はわづかに臺地と連つてゐる。外廓は約十町四方で大體丘陵の緣に沿つて土壘が殘存し、堀跡も窺ひ得る所あり、その内部に近世二ノ丸と稱せられた方二百五十間の一地域あり、更にその中に同じく近世本丸と稱せられた方百間ばかりの地區があつて、その中央に俗に「御座の間」といふ芝地があり、徑二尺乃至四五尺の巨大な礎石を存してゐる。こゝが鎭守府の官衙の遺址だといはれてゐる「仙臺領古城書立之覺」には東西五十間南北五十六間とある)。この外に東北隅に東門址と傳へられてゐる後世の桝形風の門址とも見らるゝ長方形の窪地があり、その北方に近接して桝形と稱せられた方形の壘をめぐらした所がある(第四十三圖參照)。猶又城外南方十數町程離れて立派な寺址の礎石が殘つて居る。此等の遺構をみるに平坦にして大體方形のプランを有し、しかも比較的高い所を取り入れ低にも亘つて土壘をめぐらしたところは朝鮮風の山城と支那風の平城とを折衷した如き樣式のものである。その用途も官衙を中心として異民族の來攻に備ふるため兵農を兼ねたる多數の人民を住まわしめ且一朝變時には附近散居の住民をも收容せんとした點に於て全く同樣のものであつた。即ち城廓の上からみて、或る意味に於て諸外國の型を應用採擇した比較的進歩したものと云ひ得るわけである講演。史蹟多賀城址に就て(柴田常惠氏)(多賀城の創造)多賀城は神龜元年に按察使大野東人が築いたもので、最初は城でなくて柵であつたのを後年、藤原の朝獦が城に改めた(朝獦は仲麻呂の子、寶字の初め陸奥守と爲り尊で按察使と爲り、鎭守府將軍を兼ね、勅して陸奥に桃生城を作り出羽に雄勝城を作らしむ、工成る褒めて從四位下を授く、四年秋新羅使者朝貢して使聘の禮欠ぐ

あり朝獦に命じて之を詰問せしめ、遂に之を郤く。既にして民部卿となり、尚按察使を兼れ又東海道節度使となり、從四位上に至り兵部卿と爲る。六年參議に拜せらる。初め神龜中按察使大野東人陸奥多賀城を築く、朝獦任にありて碑を建て、道程里數を施す。父仲麻呂亂を作して誅に伏す。（朝獦亦誅せらる。）

多賀城は、大体に於て奈良朝時代の施設と見て差支ない、然し此時代に始めて經營したものとは思はれぬ。夫れは之より先に東北の經營が此地方よりも、遙かに北にまで進んで居らうと思はれる考証があるからである。當時裏日本に於ては阿部比羅夫が、津輕の極端から更に膽眞にまで勢力を進めてゐたらしい、けれども此地方を太平洋岸の方は其割合に進んで居らなかつたらしい。夫は北上川の流域に於て發見される、奈通り越して盛岡の北方まで進んでゐたらしく、蝦夷との戰線は盛岡以北にあつたらしい。夫から裏日本の進んだ割合に表日本の進良朝時代の古墳は多く蝦夷のものでなく、日本人のものであるに徹しても明らかである。夫から裏日本の進まなかつたのは何故であつたかと云へば、海路の關係であつたらしい、上代史に依ると敦賀の港は最も古いもので、景行天皇時代としてあるが、實は夫れ以前からあつて、此處で三韓との聯絡を取つてゐた、仲麻呂が都を遷されたのも主として朝鮮との關係からであつて、上代に於ける敦賀は畿内朝に於ける文化と最も深い關係があつた。天智天皇が滋賀に都を遷されたのも、有乳の關を越えれば、直敦賀に出られるといふ便があつた爲である。斯る狀態で裏日本の交通は敦賀から能登半島へ廻り、更に北進したものであるが、表日本の方は之に云へば中央の勢力が房總から上つて常陸に入り、更に北進して松島灣に來たので、裏日本の急進的なのに比すると、表日本の方は漸進的で、恰も臺灣に於ける生蕃と日本人との關係の如く徐々に蝦夷を追狹めたものらしい。

（日本人の發展）東北に於ける日本人の發展は、河川に沿ふて進んだもので阿武隈川から北上川といふ樣に進んで、北上川の上流まで遡つて經營したらしい。尤も其附近の山岳には尚蝦夷が據つて居た事が明らかであつて、多賀城の築かれる際には日本人と蝦夷との戰線が餘程北に進んで居つた。而して多賀城は蝦夷討伐の策源地として、東北經營の發祥地として、存在したものであらう。夫から多賀城は一方は平地で現時の市川部落を包み、北には加瀨の沼地を擁しては居るが、險阻といふべき程の地形でないのは號令の行はれ易いことを主とした爲であらう。

（城は土壘が本体）城の構造は土壘から成るのが本体であるが、德川時代に下つては櫓や其他の建物が備はらなければ城でない樣に思ひ做すに至つた、尤も城を構へると其處に居住せねばならぬ關係もあるから建物の必要なことは云ふまでもない。多賀城に南は水田の間を繞、北は自然の丘陵を負ふて壘を設けてある、其規模は小なれど山を越え谷を渉つて壘を繞らされてある所は萬里の長城と同樣の感がある。今日殘存してゐる土壘は割合に低いが、其處で奈良朝時代の瓦を發見する點から推すと土壘の上には木造の建物即ち塀があつて、其塀が瓦で葺いであつた者だらう。而して此の如き構造は多賀城址のみに認められるので他には類がない、即ち他の土壘は上に櫓を建るのが通例に成つてゐる。由來城は民族と民族或は部落と部落とが勢力を爭ふ心要上設けられるに至つたもので、彼のアイヌでも之を設けて、日本人に抗したものであるが、現に岩手青森地方に殘つてゐる館址と云ふのは多くアイヌの經營したものである。土地の人は室町時代のものだと云ふてゐるけれども、實は蝦夷が築いたものであると認められる。

（支那建築法輸入）奈良時代の城は支那の建築法が輸入されて夫に據つたもので、支那の北京朝鮮の平壤や、我國平安城何れも相似たるもので、夫に多賀城なども同樣のもので、中央に城を作つて其周圍に主要の官舍を設けてあつた、而して城内に居るものは武士のみならず、何者でも敵と對抗したもので、我國でも奈良朝時代には國民皆兵の制であつた、支那や朝鮮も然り、巴里なども又然りであるが、但し支那朝鮮巴里の如きは民族と民族との相爭ふ必要から前述の樣な關係に成つたが、日本は夫と異り多くの場合同一民族が勢力爭ひをする爲に設けられた。夫から多賀城に據つた、然し從來の多賀城の全部を使用したか何うかは不明である。又坂野上田村麿が鎭守府を膽澤城に移したが、其の構造は平安城と同じ樣なものであつた。兎に角多賀城は、東海の兵五萬を集注した所、即ち全國の勢力を集めた史蹟たることは最早云ふまでもないが、今日では多く多賀城碑の眞贋を研究する位のもので、本分の城に付いて何故に多賀城が此處に置かれたと云ふ事を研究するものが少いのは甚だ不思議な事で、而も遺憾である。

多賀城の趾を探見すると、礎石のあつた跡が方々に見えるが、其建物と云ふのは兵舍糧食庫武器藏、夫から家族の入る場所もあつたらしい。而して其建築物に用ゐた瓦を燒いた場所を今度見て來たが、其處點は利府村の赤沼附近で窯跡が四つある、其の中の一つは慶長年中のもので、其他の三つは奈良朝時代のらしい。夫から多賀城の建物を葺いた瓦の特長としては、其の端の方に蓮の花を便化した紋であるが、當時のは蓮の花で其花瓣は八瓣又は十六瓣の菊花と云ふのは、或は此蓮の花の紋樣から轉化したものであらうと思はれる。由來瓦と云ふ語は燒訓であつて隨つて其圖案なども、印度やギリシヤ方面から來た

紋樣を付けたこと勿論である。多賀城瓦の一端に現はれて居る蓮の花の如きも、印度の圖案たるを知るに足るものである。夫から多賀城の瓦には極印がおしてある、其極印の種類「物」「占」「矢」或は「田」等の字型がおされてある、夫は物部の物、占部の占、矢部の矢など總て瓦を製作せしめた、係り人の姓の一字を現はしたものである。

第三節　古城

第一項　概說

【城】「しろ」は古言の「き」なり。國史に初めて見える城は出雲風土記なるべし。曰く大國主神。爲伐八十神。而造城矣。と平田翁の說によれば、城を紀「き」と訓むべし、御紀を始めとし古書に、志呂「しろ」と訓むことなし、と。加茂大人は、書紀に玉城宮とあるを、古事記に玉垣宮とあり、即ち加紀「かき」の略なりと。又谷川氏は築「きづき」の略なるべしと云へり。上古より所々に築城の擧ありて軍鎭・軍所・鎭所と名づく、皆天然の形勝に據りて土の垣と堀とを作りしものゝ如し、多賀城址の如きその一例なりき。後世戰器戰術の變遷に伴ひ、城館構成堅牢となる。

和漢三才圖會。城內郭日本丸。本丸正櫓五重屋。謂之天主。其方隅有櫓。兩櫓之交有雉堞。矮而長棟戶口多。故名多門。開箭眼可以放砲。軍士奔走其內際處。名武者矣。

城に樓櫓を築造するは織田信長安土の築城に始まる。信長先きに南蠻寺を建立せられたり、城郭も亦その構造に仿ひ天主を祭られしが如く惟はる。上杉謙信天主の稱を惡みて改めて天守と爲し、毘沙門尊天を安置せらる、毘沙門は即ち多門天なり。

【館】「たて」と唱ふる地奧羽に多し、皆城館のありし地なるが如し。と社會事彙に見ゆ。館の稱號多くは足利時代に特に將軍より賜はりたる國持大名居所の尊稱なり。德川時代に在りても、小さき大名は家格により、その城を城と云

ふ事を得ず陣屋と唱ふ。陣屋を預る大名を無城の大名と云ふ。新に堀を掘り或は石垣を築き、城館を修營するに於ても無城大名と有城大名の制裁あり、福島正則の築城に座して改易に處せられしは、その例の一なり。仙臺領內に城と稱するもの仙臺城・白石城の二あるのみ。其他岩出山の伊達彈正。登米の伊達式部。涌谷の伊達安藝。角田の石川主馬等の居宅を館と稱し、城と云ふを得ざるなり。德川幕府は時々巡檢使を仙臺城に下して城郭の構造等を實驗せしむ例へば寶曆六年閏十一月幕府の目附役久永修理。大島雲四郎を下向せしめしとき、伊達家の國老は仙臺城郭に關して答書を提出せしことあり。

一、東西三百間程、南北四百八十七間程。櫓一ヶ所、外櫓場四ヶ所。堀幅十間より三十五間位迄。堀幅不同に御座候。

一、矢狹間數四百九、鐵炮狹間數四百十、城惣門數十三ヶ所、藏數三十三棟、井數三十二ヶ所。

一、當城誰之時代築にて候哉、誰居住にて、其後何頃より領知に相成候哉の事。白石城も諸書物同樣可指出事。

仙臺。往古宮城郡國分莊、先主國分氏代々之居城に御座候處、國分家斷絕之後、先祖政宗領知に罷成、慶長五年より政宗居城に仕候。往古城邊に千躰佛有之に付、千躰城と申候處、其後千代と字を書替、政宗又仙臺の字に改申候。

白石。當家來伊達式部先祖、白石氏に御座候節、代々居住仕候由申傳候。其後上杉景勝卿之領知に罷成、慶長五年景勝卿謀叛之時家來甘粕備後、登坂式部等を被籠置候を、同年六月先祖政宗攻取候而、直々從　權現樣、政宗領知に被下置、代々陸奧守城地に而、家來片倉小十郎引續差置申候。

【國分の三十五城】神楯城、高城周防。　南目城、　南目紀伊。　古城、　堀江伊勢。　小泉古城、國分氏。　笹森城、鶴谷次郎。　霞目古城、鄕六大膳。　松森古城、國分盛重。　二郭、高平大學。　古城、八乙女淡路。　長命城、源賴朝陣取の遺跡。　山內城、須藤刑部少輔。　小兵城、古內近江。　福岡城、古內主膳。　朴澤平城、朴澤藏人。　根白石城、白石三河。　朴澤平城、鄕六大膳。　葛岡城、馬場筑前。　杭城、須藤刑部。　鄕六城、(不詳)。馬場城　馬場治部大輔。　古天城、(不詳)。織名城、(不詳)。古城、(不詳)。熊根城、六丁目某。　鹽竈城、佐藤左近。　花

淵城、花淵紀伊。　吉田城、吉田某。　假粧城、伊達上野政景。　竹林城、菅谷左近。　八幡城、八幡兵庫。　東光寺城、餘目某。　森鄕城、師岡某。　市川村多賀城、昔奥州國司の館。　高森城、伊澤左近將監家景。

第二項　岩切城趾

岩切城に異名あり又換字あり、即ち高森城・巖截城・鴻の館・高の國府・國府の館これなり。城址は今は山林の地目に編入し植林地となる。地は岩切村大字岩切字入山より東北に連亘して利府村大字神谷澤字廣畑に接續せる高邱沼澤の地帶は往時の岩切城址なり。案ずるに藤原泰衡討平の翌年、文治六年(皇紀一八五〇)三月伊澤左近將監家景奥州留守職に輔せられ、治府を高森に築き鎌倉幕府の新政を布き民政事務を司り斯民を綏撫す。時人崇めて留守殿と云ふ。後ち氏を改め留守と稱す。家景の裔孫留守政景に至り、天正十八年(皇紀二二五〇)太閤秀吉に領土を汲收せられて後ち伊達政宗の旗下に屬し、黑川の大谷館及び磐井郡黄海又は一關館に轉居し後ち膽澤郡水澤に居を構へ、伊達家の一門に列し祿高一萬六千余石を食む。その祖家景より十七世の裔孫政景に至る、曆數四百年に亘る岩切城の址迹なりき。

宮城縣古址遺跡、高森城址(鴻の館とも云ふ)宮城郡岩切村にあり、故に俗岩切館と云ふ、文治六年三月三日源頼朝伊澤左近將監家景をして、奥州の留主職に補し此地に居しめ、子孫相繼て居城す。後留守を以氏とせり、通國之を高森殿と稱し以て奥州留守所と爲し、又高森を稱して高の國府とも云。

封内風土記。古壘一。高森。傳云。伊澤左近將監家景所居。名跡志曰。此地乃文治六年三月頼朝。令伊澤左近將監家景。補奥州留守。居宮城郡高森。乃以留守爲氏。通國稱之高森殿。以爲奥州留守所。人皆稱高森。曰高國府。

新撰陸奥風土記。高森城跡又鴻の館共云。宮城郡岩切村に在り、故に俗に岩切館と云ふ。一説に高森は、多賀森なりと云ふ。

東鑑。頼朝東征の後探題を葛西清重に賜はり膽澤將監家景を奥州の留守職とす。夫よりして膽澤氏此館に居住する事久し、後に膽澤郡に移す今。我君の一門伊澤將監其裔也。先に上野介政景は、伊達晴宗の三男にて輝宗君の弟なり、高森顯家の家を繼ぐ。政宗君に屬し軍功多し、先祖は關白道長公の末孫にて、膽澤將監家景の時に、奥州の留主たらしむ、家景より顯家まで十七代なり。留主所東鑑に見ゆ。鄕人留主殿と稱へてより、後に留主を氏とせり、後又伊達を氏とす。

鹽松勝譜。巖截城墟。十府池の北に有り。一に巖斷城に作る、又岩切館と曰ひ、又高森館と稱し、或は高峰に作る、山形方峭にして上坦平なること砥の如し。封内古城錄に曰く。高森城東西十六間、南北五十間、二丸東西五十間、南北百十六間。此城主頼朝卿の時、甲斐國住人、膽澤四郎左近將監家景の居城なり。實に天險にして鹽浦路上に往々之を仰瞻す、其佳囑亦知る可きなり。府土萬葉に曰く、岩截村高森は留主氏の居る所、則山巓に非ずして山半平坦の處に在り。土老曰く。古城に一井有り、井深三十餘丈、今埋まれり、其跡猶存す。相傳ふ、文治中、伊澤家景源右將に從ひ、東征して功有と、奥州留主職に封せられ、多賀城に在り。後此地を相して居館を爲り、多賀城を以て治府と爲す。後治府も亦此に徒す。遂に此地を稱して多賀國府と爲す。僧宗久記す所の多賀國府は、此府を謂ふなり、事已に多賀城墟に詳なり。厥後數世再び居館を利府驛の北西鴻巣山に移し、此城遂に廢したり。(土人舊に由りて此地を多賀城府と稱す。)

【史蹟調査報告】　岩切城址の調査は本縣史蹟調査委員永野永助翁により、所定の項目に準據し、「高森城墟」の目題に報告せられたり、左に。

【種類】　史蹟　【名稱】　高森城墟、又巖切館又鴻の館、國府の館とも謂ふ　【所在地】　宮城郡岩切村岩切字入山及び利府村神谷澤字廣畑　【地目】　區有地にして山林　【地積】　二十七町二反三畝十九歩　岩切村に屬する山林反別二十一町九反一畝二十歩、利府村に屬するもの同五町三反一畝二十九歩、計合二十七町二反三畝二十九歩とす。

【所有者の住所氏名】　岩切村に屬するもの岩切區有にして利府村に屬するもの神谷澤區有とす。

【形狀寸尺】　城墟は岩切村青麻街道よりと利府村神谷澤より登攀す、岩切村は急坂にして神谷澤稍緩傾斜とす、溪間に松樹疎生するも頂上は總體芝生なり、海抜百六米突とす、頂上(本丸)は東西十五間、南北五十間、同所の南方稍低く面積之れに倍せり、此れを二の丸と云ふ。

本丸より數十間の東、約三十米突低下し平坦にして東西六七十間、南北約八十間之れを三の丸と云ふ。

【所有者の外管理者】 前記の如く岩切村岩切區及び利府村神谷澤區の所有なるを以て同村長各之れを管理するの外管理者占有者なし。

【工作其他の物件の物質形狀構造大小數量】 頂上に陸地測量部建設の標石を存するのみ。

【現狀位置方向區域内及周圍の形狀並破壞の程度】 冠川岩切橋を渡り北方青麻に通ずる山道に入る數町にして右方の丘陵即ち高森城墟とす、東西約五町、南北約四丁、全形三段にして所謂本丸、二の丸、三の丸なるべし、頂上平坦にして芝生とす、中腹以下は松樹疎生し又萱茅の繁茂せるあり、周圍は皆山林にして西は通路を界し北は巉巖峭絶之を隔て鳥鳴聲峯なる縣有模範林とす、城墟の前門は東方なる神谷澤なるべし、三段なる即ち二の丸の岩切、利府境界線附近に切處あるは城の塹壕なるべし、此の三の丸今岩切小學校兒童の遊戯運動場に使用しあり、頂上より東南方を展望すれば宮城郡の一半平野を俯瞰し又遙に太平洋をも一眸に入る而して又城墟を遠望すれば恰も箱を積みたるが如し、故に鄕人重箱山と云ふ。

【由來傳說】 高森城は源頼朝東征の時家人伊澤左近將監家景文治六年三月奥州留守職に封し多賀城に居らしめ後此地を國府の西一里に相し居館となし奥州の守護地頭を支配せしめ子孫世襲せり、留守氏は傳へて上野介政景)伊達政宗叔父)に至りて天正十八年豐太閤に領地を沒收せられ伊達氏の臣となり、子孫瞻澤郡水澤千六百十三貫五百八十四文(壹萬六千百三十五石余)を領し伊達氏を稱して一門に列せり(文治六年より天正十八年迄凡そ三百三十五年とす)多賀城を以て治府と爲す。後治府も亦高森に徒す。遂に此地を稱して多賀國府と呼べりと云ふ、留守氏の居る所則山巓に非ずして山の半腹平坦の處に在りしと云ふ、土人館の東麓神谷澤字廣畑と長田園とを柳町と云ひ、其南方を鍛冶町と呼び、中央を本町小路と稱へ、東端に架設せし橋を長田橋と稱す、三の丸下方は桝形と稱して左右緩傾斜の堤防狀を爲せり、其東北を御上屋敷とし伊澤家治世の當時家老職の居住せし所と云ふ、今桐畑となり名のみ遺れり、又舘の東南方澤を隔てゝ兵繰坂と云ふ現今猶之を稱ふ、城墟を距る東麓五六町を梅岡と云ふ、口碑に伊澤氏治世の時愛子「梅岡姫」居住せし所にて數奇を盡したる公園的の娛樂地なりしと云ふ、四季の眺め宜く躑躅及紅白黃梅等數百株を植ゑ家臣の慰安場に供せりと、其附近に茶水に使用せし清水あり、之を梅岡清水と云ふ、今は廣岡園なる、庄司喜右衛門所有地なり、神谷澤字假粧坂の頂を牛山と謂ふ、昔高森城築城の際飲用水を水沼より運搬せし牛を葬りたる山なりと云へり、水沼は牛山の南窪地なりとす城墟の西方青麻道路に蕎麥米坂又は小豆坂の稱あり、又小祠八幡社あり、松樹三株樹齡凡そ三百年此の小祠及羽黑社、諏訪社、天神社等昔伊澤左近將監家景の勸請する所と云ふ、假粧坂城址は高森城を距る東北十數町神谷澤字館の内に在り、西は岩切村羽黑山に接し、東南は利府廣土を瞰下し、新舊石卷街道に挾まれる要害の地にして孤立したる城址なり、頂上約五十間四方許りにして蒲鉾形を爲し二段廓は四百間餘、三段の廓溝は今尙存せり、東方に鏡ヶ池あり、昔田村將軍奥州追討の際、寵愛せし安久玉姫姿を寫せし池なりと傳ふ、該城伊澤左近將監家景留守職たりし時築きたる城壘にして此處に於て高森城を築造せしこと口碑に傳へたり。

【徵證物件】 封内風土記に曰く「古壘一、高森。傳云伊澤左近將監家景所居。名跡志曰。此地乃文治六年三月頼朝令伊澤左近將監家景。補奥州留守職。居宮城郡高森。乃以留守爲氏通國稱之高森殿以爲奥州留守所。人皆稱高森。曰高國府。」とあり、延寶年中仙臺藩より德川幕府へ書上たる仙臺領内古城書上中にあるもの左の如し。

宮城郡岩切村 一、山高森城(東西十六間、南北五十間)頼朝卿武家棟梁之時。甲斐國之住人瞻澤四郎將監家景居城此後胤伊達上野二の丸同(五十間、百十間)一、假粧坂城同(五十間、六十四間) 伊達上野介政景取出要害。

余目 一、山東光寺城同(十四間、廿四間)余目某居城。家景家臣末孫。

菅谷村 一、山竹林城同(二十五間、四十五間) 城主菅谷左近 伊澤四郎家臣。利府本鄕町 一、山森鄕城同(四十六間、二十八間)

城主師岡某 四郎家臣。

第三項 町村別

原町

【楯前館址】 仙臺城東原町の東に在り、國分盛重中頃此館に居住す。

【南目古館】 國分莊三十五城の其の一なる南目城は宮城野原の東方一丁餘、南目字館前に在り。新撰風土記の南目城跡之なるべし。去れど城主同じからず、或は先後する所ありてしかる歟。

聞老志。在南目村。一則喜多目紀伊居館。一則相傳。結城七郎朝光居城也。

封内風土記。古壘一。號北目館。傳曰。昔北目氏(名諱不傳)所居。

鹽竈町

【駒犬城址】 鹽竈城と云ふ、東園寺の後にあり。留守氏の家臣佐藤太郎左衛門(風土記の信高なるべし)の居城なりしが

天正年中留守政景に反して亡ぶ。今は墓地又は隘畝となる。

新撰陸奥風土記。鹽竈神社の東南の山に在り、佐藤信高と云ふ者の城跡なりといふ。

【藤倉館址】吉津藤倉の丘陵に在り。在昔、初め山口權七郎の居館。後ち後藤外記移り居れり。共に時代並に身分詳かならず。その遺物(山口か後藤か不詳)と稱する、緋縅の鎧と陣太刀等は鹽竈神社に奉納しありしと。館址今は陸田となる。

廣瀬村

【鄉六古館趾】鄉六に在り、國分前司能登守盛氏家臣鄉六大膳の居館なり。今の森田家の遠祖なり。世々鄉六に居る因て氏とす。鄉六孫九郎元直の代天正中國分亡ぶ、伊達政宗に仕ふ。文祿四年戰功により氏名を改めて森田李右衞門と稱す

【葛岡古館址】鄉六にあり。國分能登守盛氏の家臣、馬塲筑前入道清設の居館なり。

【西館址】栗生にあり。初め茂庭石見綱元入道了庵寛永十三年栗原郡文字村に移る。後ち伊達政宗弟一息女、越後少將忠顯の室、落飾して天麟院と號し、爰地に居る、時人之を西館と稱す。

【南館址】戶內にあり。國分盛重の家臣、萱塲丹後の居館なり。

大澤村

【本鄉城址】下川前區本鄉園にあり。慶長年間本鄉盛重の居館なり。

土壁及び壁壕の跡今尙存す。

【古館】下倉區小倉神社の南方にあり。往昔大倉村の開祖大藏倉人の居館。周圍に壕を廻らし前に大倉川を構ふ。地高くして一見要害地なり。關庸孝はその後裔なり。

【芋澤の七館址】鄉六館は下區德源寺前にあり。天正中國分家臣本鄉六左衞門の居館。西館は大竹區前園にあり、貞山公叔母某(名逸す)君の居館。本鄉館は下川區本鄉園にあり。原館は原區館園に在り、(別書に大原館、國分の家臣作並宮內の居館あり。此れなる歟)荒神館は下區橫向園にあり。寺下館は原區寺下に在り。成館は上區駒込園にあり。本鄉館以下四館は館主の氏名詳ならず。

根白石村

【白石城址】黑川安藝守晴氏の弟、白石參河守の居城。橫三十間長五十間、周圍に幅二間深さ丈餘の溝址あり、今は畑地となる。根白石村々社白幡山八幡神社の傍らに在り。

【山邑城址】源賴朝の臣山內首藤刑部少輔藤原定安の居城。傳へ云ふ、十數世の後裔從五位下朝散太夫定信に至り、天正十三年十一月より翌年七月に亘り、足利の族結城七郎氏朝と戰ふ、利あらず走りて福岡區川崎の小坂に自盡すと。今其坂を須藤坂と云ふ。又山村王の御在址とも云ふ。王は南朝の皇子にして正平の役に薨ぜられ給ふ、墓は高砂村西光寺にありと。

【福澤城址】根白石區字福岡澤に在り。古內丰膳廣重の居館。橫四十間長二十五間、溝あり幅二間半深七尺。

【八乙女館址】國分の族八乙女淡路守盛昌の居館。天正十六年六月伊達政宗に亡ぼさる。長六十間橫五十間、溝の深丈餘幅二間。

【小角館址】小角區にあり。古內近江の居館、長四十間橫二十五間、土壘あり高丈餘、裏は冠川の絕伋。

【福岡館址】福岡區にあり。葛西淸重十一代の孫左京太夫の弟大崎隼人淸宗の居館。淸宗後ち鶉出に改む、その子若狹守天正年間來りて此の地に據る。

【杭城址】 西田中區の西方にめり、須藤定安天正年間結城氏朝の兵を防がんとして、俄かに木を伐り杭を建て、城柵を築きし所なり。

七北田村

【長命館址】 上谷刈區の南方にあり。傳に錦戸太郎國秀の居る所なり、と。北に冠川の小平野を構へて連山を望み、西は遠く奥羽の分水嶺を眺め、東南より南西に亘る峭峰匐伏して荒巻區に連亘せり。今は一帶の植林地となりしも、尚ほ城址館迹の俤を回顧するに足る。

封内風土記。古蹟一、號長命館。傳云。錦太戸郎國秀嘗也。

新撰陸奥風土記。物見ヶ岡。東鑑に見えたり。宮城郡荒巻村七北田海道三ヶ森の邊といふ。三ヶ森とは高かさが森。崎が森。さちす森の三なり。嵩くして東海の眺、面白く見えたり。

封内古城錄。長命城二十間(横)二十間(長)土手形有。東鑑云。國府中山物見岡城といふ、北方いや津澤原といふ所、賴朝卿陣場といふ。扇地紙形二十間四方築立あり。

【松森城址】 一名鶴ヶ城。松森區の北方に在り。南に冠川の沿岸を控へ、東北の一帶は山を負ふて黒川郡富谷村本郡岩切村に連る。西に小谷を狹む一見城址の形狀歴然たりき。山上の平地は、西に廣く東に狹く、其狀鶴形に似たり、故に鶴ヶ城の稱あり。山麓に今尚堅溝の跡あり。

封内風土記。傳云。國分彦九郎盛重所居。

新撰陸奥風土記。天正十八年太閤秀吉、小田原征伐の時國分彦九郎盛重遅參の罪に座して、領地三十三村を奪はる。後伊達家に服從して御一門に列す。又松森城址は宮城郡松森村に在り、國分盛重小泉城より移る。天正年中迄居住。二之丸十六間、高平大學住盛直家臣。

封内古城記。松森城四十五間、十六間。國分盛重小泉城より移る。

封内古城錄。本城東西四十五歩、南北十六歩、南に湟有り幅十五歩、長百四十歩、昔天正中國分彦九郎盛重小泉より移り住す。二丸東西十六間、南北十六間、國分氏の臣高平大學と云ふ者居れり。

【小泉城址】 小泉にあり、東西四十間南北三十八間。結城七郎國分の領主となりし以還、國分能登守盛氏までの居城。

【若林古城址】 小泉にあり、貞山公之れを經營し退隱の地と爲さんとすと。

聞老志。少林古城。在小泉村。黄門君覧永中經始此地。經五歳而成。蓋擬菟裘地乎。今猶存。

七ヶ濱村

【花淵城址】 花淵岬の頂上館崎にあり、留主の家臣花淵紀伊守の居城。附近に屋敷と稱する家あり、傳へて紀伊が家老の居る所なりと。

鹽松勝譜。舘崎、花淵濱人家稠地盡く所、石壁海に沈む是れを花淵崎となす。上に古城跡あり。土人相傳ふ、戰國の時留主氏の臣花淵紀伊なるもの居ろ、由て花淵城と稱す。

【吉田城址】 吉田區金剛寺の東北、海に望める高地にあり。高さ十丈餘、君岡と稱す、一に黄備岡に作る。戰國の時花淵紀伊守の家臣吉田伊鄉の居城。古城錄に、東西二十二間、南北三十間。

【臺木城址】 東宮要害の西にあり。傳へて佐藤某の居城なりと。この附近より、石器時代の遺物、矢の根石、及び古代瓦の出土することあり。鄉人の傳に古代の寶物埋沒しありと。

岩切村

【小鶴館址】 小鶴にあり。國分家臣邊見丹波の居館なり。古城錄に東西六十八間南北三十六間なりと。仙臺武鑑に曰く小鶴城、城主の名傳へず。

【東光寺城址】 餘目にあり。余目某の居城。東西十四間南北二十四間なりと、古城書上に見ゆ、國分莊三十五城の一か。

鹽松勝譜。古壘蹟相傳ふ、東光寺の畔に古壘蹟あり今詳ならず。仙臺武鑑に曰く、東光寺城は餘目某こゝに居れり、餘目氏戰國の時、留主氏の臣なり、林以正の子、師岡侯の儒臣撰ぶ所の、國分盛重の傳に注して曰く、盛重に三男三女あり、其第三女餘目の宗家に適く、是れ也。

【假粧坂城址】古城書上に、東西五十間南北六十四間。伊達上野介政景取立の要害と見ゆ。

鹽松勝譜。觀粧城址。古城錄曰く。假粧城は、東西五十歩、南北六十四歩、留主政景之を築き別堡と爲す。封內繪圖附錄曰く。岩截村山上に在り、政景之を築く。

史蹟調査。假粧坂城址。高森城を距る東北十數丁、神谷澤字舘の內にあり。西は岩切村羽黑山に接し、東南は利府廣土を下瞰し、新舊石卷街道に挾まれる要害の地として孤立したる城址なり。頂上約五十間四方許りにして、蒲鉾形を爲し、二段の廓は四百間餘三段の廓溝今尙存す。東方に鏡ヶ池あり、昔田村將軍奥州追討の際、寵愛せし安久玉姫の姿を映せし池なりと。此城伊澤左近將監家景留守職たりしとき、先きに此の城を築き、後ち高森城を構ふと。

利府村

【森鄕城址】古城書上に、東西四十六間南北二十八間。城主師岡某の居城。

【竹林城址】古城書上に、東西二十五間南北四十五間。伊澤の家臣菅谷左近の居館。

鹽松勝譜。古壘址。相傳ふ、戰國の時、留主氏の臣菅谷左近の居館なり。

鵠巢山。此を留主職伊澤氏の城墟と爲す。相傳ふ。伊澤氏初め多賀城に中ころ岩截に最後此に居る。(一書元龜中居于此。)富主屋探勝紀事に曰く。利府驛西山麓人家聚を爲す。乃ち木村藤馬の邑。邑北鵠巢山あり。留主家景氏の古墟。

松島村

【大日山舘址】高城驛を西北に距る三丁餘の山上にあり。傳へて高城備後守の居舘なりと。年代詳かならず、今は櫻花の名所となる。憶ふに神楯城にはあらざるか。

鹽松勝譜。古壘址。歸命院の西に在り、舊と神楯城と稱す。高城某の居る所、其人は則ち藩士高城氏の先。封內古城錄に曰く。神楯城。戰國の時、高城周防居る。城上東西十九歩、南北五十歩。封內繪圖附錄に曰く。神楯城は、高城本鄕にあり、高森城主留主相模守顯宗の男、高城式部少輔宗綱、輝宗君より高城の姓十二邑三千五百石の地を賜ひ、御一家に列する時、住みし城跡なり。宗綱は今の一族高城氏の祖なり。

【舘崎址】磯崎に在り、秀衡の一族日詰(樋爪又比爪)五郎の居舘なり。五郎は基衡の弟清綱の第二子なるべし。

鹽松勝譜。石磯。殿崎。鹽場の東に在り、或は磯崎と稱す。漁農五六十戶、西北山を背にし、東南海に面し高城驛に隣る、運輸に便なり、故に商船常に壅委す。後山を左折して南走す、是れを殿崎と曰ふ。鄕老相傳へて曰ふ。昔し樋爪五郎季衡居る所の舘址なり。季衡嘗て此地の奇勝を愛し、秀衡にをてこゝに居る、崎上の矚松島を右にし手檜を左にす。而して目下の島嶼點綴其勝絕佳。崎東は則ち舘島あり。季衡は清衡の孫、父を清綱と云ふ、泉十郎基衡の弟にして樋爪五郎と稱す、清綱の第二子兒俊衡樋　太郎と稱し、妹は佐藤庄司の妻、乃ち繼信・忠信の母なり。(廣眸曰く。季衡は清綱の二子。此書二兒あるもの、如し。後考を期す。)

【三居山舘址】三居山の頂上にあり。數十疊の平地に礎石の散在すあり、鎌倉以前の居舘にして舘主詳かならず。

【古舘址】後小泉字要害にあり。東西四十間南北五十間。桑原遠江守の居城なり、山頂は展望に富む。

第四節　神社佛閣の址

第一項　神社

【假屋明神】大澤村定義區赤岩の北數丁を隔つる大倉川の岸上にあり。傳へて貞山公、大倉川の游魚に出馬の折、御假屋を建てゝ露宿せし跡に、小祠を建て假屋明神と崇めしと、今は荒廢して小祠存せず。

【大根明神】七ヶ濱村花淵を距る東南五里の海中にある二つの神社にして、西の宮・東の宮といひ、鼻節神社の奥の院と稱す。其の社宇は石造にして常に海水を被り、干潮の際といへども見ること能はずといふ、即ち大根明神礁是なり

其の附近海底岩礁峭立し海潮の呑吐凄じく舟人最も畏敬す。かくの如ければ假宮を鼻節神社境内に設けて遙拜す。祭日は舊六月一日なり、この日村人危險を冒してこの附近より鮑を獲りてその最も大なるものを撰んで奉るを例とす。花淵崎の南三十餘里(小里ならん)の海底に石の寶窟あり。大古より石窟海底に突出して方一里もあるべし、是大根の神窟なり、高閣石門自ら莊嚴備はらざる所なきが如し。其の界隈常に蒼浪靜なりといへども、舟既に近付かんとする時は逆浪忽ち空を浸し屢々舟を覆さんとす、其の事を漁夫舟子語傳聞傳へて本この灘を舟行せず、只遠く恐怖し敬拜して通行するの慣ひなり。何時の頃にやありけん、鮑取る漁士の潛りて寶殿に至る、其の狀樓閣の如く宮牆悉く介蛤を以て莊嚴を盡くし、海草自然と色を彩り、底沙珊瑚の珠玉を散ずるが如し、あだから常世の國龍の都といふ共かゝるべしと思はれざりきと語り、侍る、常にこの灘を渡ることなしといへども、偶々あやまちて、至る時に天朗なる折にふれて寶殿を見んとすれば忽ち激浪逆ちて舟をかへさんとす。と、奥州名勝圖繪に見ゆ。

第二項　佛閣

【重如山薰修院瑞應寺址】　廣瀨村上愛子倉内區にあり。眞言宗城州智積院末寺寛文五年宥辨法印中興し、山内内記重如二十石を寄附し、重如山瑞應寺と稱す。

【萬代山藥師寺址】　同村下愛子栗生區にあり。眞言宗國分寺學頭末寺、開山並に年月詳ならず。

【岩松山補陀寺址】　同村下愛子町區にあり。曹洞宗仙臺輪王寺末寺、元和九年二月輪王寺十一世龜陰和尚開山。

【法蓮寺址】　法蓮寺は社域の東勝書樓の側に在りしが今は廢せり、本は神宮寺と稱し天台宗鹽竈の社僧となり松島山王社僧も之に隷せり、天正年中密僧富鏡日日塲下に拜跪し經を誦す。祝人誰何す曰く吾は留守君の旨を受けて禱る所あるなりと、祝人之を留守氏に訴ふ。留守氏富鏡を右け遂に命じて本社の別當となし盛に堂塔を營む、曾て八幡法蓮花坊に住せしを以て法蓮寺と云ひ專ら祭事に與かる、位祝人の上に在り支院十二、曰く相應・送泰・文珠・豊持・護運・建立・普門・和光・上壽・地藏・彌勒・能滿寺。禮道を挾んで勝地を占む。護摩堂は持咒禱禳の所、尤も巍峨森嚴を極む。維新の初め社僧の制を廢止するに及び金殿玉樓は忽ち廢れて私人の宅土と化す。去れど法蓮寺中の一屋勝書樓あり て芳蹤を永遠に傳ふ。

【觀音堂】　大澤村芋澤字觀音堂にあり。仙臺藩士綱代清九郎の祖先某、遠祖を供養せんがため建立し、四時の禮拜怠りしことなかりしが、明治維新後に至りて、漸次荒頽し今は僅かに堂宇の存するのみ。

【辨財天堂】　同村吉成區臨濟院に在り。肯山公の勸請、鳳仙和尚の開基にして、往時は春秋二季の祭會には、頗る旺盛を極めたりしも、維新後廢れて今はその舊跡あるのみ。

【寶積寺】　根白石村根白石清水澤の丘上にあり琥珀山と號す。登米郡寺池村養雲寺の末寺にして文祿三年能山和尚の開山杉目御前の墳墓あり故に今尚舊藩主伊達家より毎年墓參の使あり。

【永安寺】　同村福岡區珠連原園にあり。村民此地一帶を永安寺山と稱す、乾德山永安寺臨濟宗花園妙心寺の末寺にして明曆二年圓滿國師雲居和尚の開山なり。本寺は舊青葉城御本丸より龍ノ口の間道を經て廣瀨村番山を過ぎ大澤村芋澤よりの間道と連絡して伊達家累代の忌所と傳へらる維新前までは寺格も一門に列せられしが今は殘礎破瓦を有するのみ、寺の西方約二町ばかりの所に小丘あり雲居和尚の座禪所と稱す。此に上りて東方を望めば仙臺の平野より遠く太平洋の滄浪を見渡すべく西顧すれば巍峨たる泉ヶ岳眼前に逼りて眺望絶佳なり。

【安養寺】　多賀城村新田に在り。鹽松勝譜に「新田村にあり、相傳へて古寺と爲す、今廢したり」と。

鹽松勝譜。安養寺趾。案內里北里餘。燕澤●小田原兩村界にあり。(此地故あり小泉村に屬す。)相傳て古寺と爲す。而して廢する久し。

し。燕澤碑舊と玆に在り。土人今此山を呼て安養寺山と曰ふ。悉く田圃となる。古老曰く。安養寺廢後僧大願なる者。其遺蹟に就て堂を建て。五智如來を安し。側に小寺を營み大蓮と號す。寶曆十一年僧淸蓮なるもの之れを案内里に移す。

【鎭護寺】 多賀城村多賀城を距る東南數丁字高崎鹽竈鐵道線路を隔てたる丘上に在り。四圍に土壘を繞らし、又布目瓦を出す。金堂講堂及び東塔の礎石現存せり。就中東塔は心礎を加へて十七の礎石悉く舊位を改めず、且つ岩を以て土壇の周圍を敷き固むる等、大和法隆寺の結構に比すべく、當城鎭護の寺院なりしは、猶觀世音の太宰府に於けるが如し。

柴田氏講演。多賀城趾の寺跡。夫れから多賀城趾の一角に一の寺跡がある、其地點は現時の大字高崎と云ふ所で、其處には多賀神社があり、寺跡があつて、礎石もあれば瓦などもある、夫を見ると奈良朝時代の大安寺式の寺であつた事が分る。而して當時の寺と云ふのは中門・總門・金堂・講堂とあつて、總門の右方に東塔、左に西塔がある例だが、多賀城趾の寺跡は他と異つた所がある珍らしいもので、金堂と東塔を列べて建てたものらしいが、東塔の礎石が今も殘つて居る。礎石の數は十七と極つて居るのだが、此處のは只一つ無くなつた丈で他は悉く揃ふて居る。全國中で之れ程に揃ふて居るのは稀なもので、確かに珍とするに足るものだ昔時の寺は一の役所であつて、今日の如く葬儀を營んだり經を讀んだりする場所ではなかつたのである、が、追々此役所たる寺に對して葬儀や讀經をする所を佛寺と稱し、只の寺との區別を立て多賀城趾の寺跡は即ち佛寺の方で當時國家鎭護敵國降伏の爲めに設けられた道場であつたらうと思はる。日本は常に北方の經營に心を盡した結果、北方を守護する毘沙門天を崇つたもので、先づ天城の北に當る鞍馬山の毘沙門を崇つてあつたのを始め、各所に崇られて居る。之等から推しても多賀城が東北の押さへとして各種の施設があつた事は想察するに餘りある所である。

【瑞竹庵址】 松島村北小泉朴澤にあり。臨濟宗、本尊千手觀音木佛立像丈一尺二寸。今は荒廢に歸せり。

【寶珠庵觀音堂三軒庵址】 法師崎又は寶珠崎又長谷崎の稱あり。天台宗徒盛んなる時代、寶治二年(距昭和二年六八一)にありては台徒舞樂の遊宴地臨濟改宗後に在りては、寶珠庵を結み、長谷の觀音を遷して觀音堂を建立し改めて長谷崎と稱し、更らに復普賢堂を建てゝ、藩主の遊船常地の地と爲す。その間潮音・心月・風星の小庵を結びて通稱三軒庵と云ふ、寶曆三年(距同年一七五)正月八日祝融氏に襲はれ烏有となる。

鹽松勝譜。法師崎附寶珠庵趾。觀音堂址。天童の東にあり。松嶋八崎の一、寶珠崎又長崎と名く。古へ寺あり、台徒居る、相傳ふ、松嶋僧房亡廢百、法師崎特に巨麗、蓋し每歲山王廟祭禮の用に備ふ。長廊、五大堂前より水涯直ちに法師崎に至る。天台記に云く寶治戊申四月十四日、例に例り山王祭禮、衆徒、堂生、學生、咸神輿を奉じ神樂を奏す、五大明王伊陀大前より長廊を渡り、法師崎寶殿に至り、舞樂を奏する是なり、台徒遁れ後廢す。圓福改禪六世僧覺滿、古址に就て寶珠庵を創し、崎亦た改て寶珠と呼ぶ。國初瑞巖落成庵を今の地に移し、三枝院の一と爲す。後元文己未潮音堂の營あり。象外諸勝記追錄曰く。元文己未夏、和田某丈六觀音大士像を造り堂を法師崎に建てゝ之れを安す。又側に小庵を立て住者に本堂を司らしむ。天嶺和尙堂に額し潮音と、庵に額して心月と云ふ。崎を長谷と改む。蓋し大士像は、山城長谷寺の靈像故に改む。石髓碑を建て其事を詳にす。寶珠崎、附御舟倉。及普賢堂跡。崎上船神小祠を置く。崎陰は公の游舫藏所。御船藏と稱す。御舟名鳳凰・孔雀・小鷹皆其大船也。其餘艀艇多し。橈手每月前江に大洋に調錬し。棹歌數十章あり。天台記曰く。最明寺道崇此に游ぶ。天台諸徒中普賢堂覺圓。首として之を殺さんとすと。

三軒庵跡附風星庵迹。愛宕山平坦にあり、傳に曰く。古三小蘭若あり、其創碑を建て其事を詳記す、碑今御嶋醫王堂側にあり。寶曆甲戌正月八日夜。庵主火を失し、潮音・心月悉く烏有となる、後土人觀音石像を立て其跡を記す。堂暫て小鐘を挂く。へ徒して陽德院にあり。銘に曰く。

鐘之爲器。冠絕衆音。拔除諸苦。切用孔洪。是以大小佛閣。不可得闕也。奧東奧州松嶋居住。信男。範金鑄小鐘。以附之同邑長谷崎觀音堂。匪啻資助親眷。先亡后死冥福。復敎幽昏群生聞往生悟。功利不亦韙哉。圓堂司眞守禪人。令鐘上坐銘之曰。音之不惟鐘爲洪。驚覺昏怠。開通慧。聰幽顯蒙福。聖賢贊功。宏哉法器。利濟無窮。天童庵靈應。謹誌焉。

松嶋水主町施主。茂兵衛。願主 守眞。 堂司 心月庵主守眞。寬保三癸亥。結夏日。

【太白山廟跡】 太白山上在り。天童庵後橈手巷鑿上を云ふ。翠松蓊鬱東北は嘉浦に俯し。島嶼を遠望し亦た勝境なり相傳ふ。此地天童兒の遺蹟。天童は世謂て太白星の降化とす。故に山を太白と名く。慈覺創建。古廟舊觀巨麗後屢圮

れ。寛永間雲居今地に移し。基趾を存す。

第五節　墳塚

第一項　墳墓

爰に云ふ墳塋塚壙は概ね墳墓なり。强いて之れを類別すれば、土を盛り木を植えて目標となしたるを塚と云ひ、然らざるを墓といふを得べし。本邦の墓制史上佛教奉信の盛行に伴ひ、自然墳墓の上に影響を及ぼし、厚葬一變して薄葬と成り、更らに墓地選擇の思想に變化せしことありしも、現世生活の享樂をして極樂淨土の一部分たらしむる所に墓田を擇び又は墓隧と定めたるが如し。往昔に於ける墓上の設備としての墳墓は、土葬にあれ火葬にあれ、何れにしても地下に堅穴を穿つて主體を埋むを通例とす、而して地下式墓壙の内に石室を設けられたことは古記若くは現在發掘せる舊墳古塚の證する所なり。それによれば底部及び四壁は大石を疊み、棺若くは骨壺を藏め其上に大石を覆ふて石灰を塗り詰めて將來の非常大事に備へしめたるものなり。その堅穴の深淺又は棺の形制に就ての一班を示せば。

群書類從、窣都婆生前欲作運。若未運之前命終者。且立假窣都婆。其下掘穴除三四尺許。置骨於底上。可滿土。御棺事。御平生時以吉日於可然閑所可被造之。長六尺三寸。廣一尺八寸。高一尺六寸。下二所可有管。足有蓋有。如津。如辛櫃蓋。內外可被塗之。吉事略儀。山作所行事。壞貴所荒垣鳥居等。分御近邊無緣寺之。採鋤覆土。其後築墓立石卒都婆。立廻釘貫植松。四面掘溝。

由來本郡の地帶海陸の衡路に位せり、文献に徵し得べき好個の資料に乏しかるべしと雖も、先住民族の棲息したる地帶たりしこと敢て疑ひなかるべし。古塚・舊墳・土丘・石壇東西の各所に散在し、或は草茫塲裏に潛在せるもの絕無にはあらざるが如く思惟す。故に前記に墳塚に繫續せる鱗片を叙述し後の學者を待つと共に、併せて蒐集し來れる舊墳古塚を列記する下の如し。

【宮千代之墓】原町新屋敷にあり。傳言ふ昔松島寺に宮千代といふ少年あり、一夜宮城野原に遊ぶ、月光皎々として中央にかゝるや草に結ぼるゝ其光景何に譬へん樣もなく、心に浮ぶ儘歌を詠み出てたるも上の句成りて下の句出來ず、切に考ふるも遂ひ得ず。後病を發して沒しぬ。鄕人其の志を憐み遺言によつて此地に葬る。然るに其塚の近傍を通る人々時々地下に歌を詠ずる聲するより怖れて近づくものなかりしが、松島寺の徹應是を傳へ聞き來りて下句を附したりしに其後怪異熄しと言ふ。

仙臺金石志。宮千代墓。鄕人言。木下東北五六町。往昔有荒墳其遺蹤也。塚上生花草稱花紫。青葉紫菫初秋着花。其花如豆花。其色紅紫如糾繩相似。相傳。往昔松島寺有少年曰宮千代。容色艷冶有才而貴重。後死于此野焉。里人哀之爲一堆塚。芻子牧童每過墓畔聞塚底有人語。吟聲最哀。怪怖告之人往窺之。則果誦和歌前聯。曰。月者露。露者草葉耳。宿假里天。吟畢而大息。復有嗟嘆之聲聞人或恐怖。或墮淚焉。後松島僧徹翁者。往足下聯弔幽魂。曰。其古曾夫與。宮城野乃原。自是鬼吟熄。行路無恙。

封內風土記。南目邑。宮千代塚。名跡志曰。去宮城野東。二十五六間野田中有小塚。鄕人曰之兒墓（チゴガ）。是亦其遺蹤也。往昔松島寺有少年。曰宮千代。容色艷冶。有才而貴重。後客死于此野。里人哀之。爲一堆塚。芻子牧童。每過墓畔。聞塚底有人語。吟聲最哀。怪怖告之。人往窺之。則果誦和歌前聯曰。月者露。露者草葉耳。宿假里天。吟畢大息。復有嗟嘆之聲。聞者或恐怖。或墮淚。後松島寺僧徹翁者。往足下聯。弔幽魂曰。其古曾夫與。宮城野乃原。自是鬼吟熄。行路無恙云。希文按。予嘗聞之。宮千代得和歌前聯於宮城野。而後聯未成。熟思之不已。終發病而死。遺言葬屍于宮城野。名跡志所記。與予所聞異。故併記于此。

宮城縣古址遺。宮千代塚。宮城野東を距る廿五六間。野田の中に小塚あり鄕人之を兒墓と云。往昔同郡松島村松島寺（今瑞巖寺）に少年あり宮千代と云。容色美にして才あるを以貴重せらる、後此野に客死す、里人之を哀て一堆の塚を建。

松島にも亦宮千代の墓あり、毛髮爪牙は四肢五體の分身なり。宮千代由來松島の御島に綠黃あり、後人宮千代の幽魂を慰安せんがため、分身を藏めて追修の誠を罩めたる芳蹤地ならん。

鹽松勝譜。天童宮千代墓。天童庵の西北隅に在り。相傳ふ、故此所に二小寺あり、寺に一兒あり、名は宮千代、是れ太白星の化する

所、容貌婉孌性敏慧にして兒戲を好まず、葷膻を食はず好んで和歌を賦す。時に見佛雄島に居す。兒常に隨て法華經を誦し、聲韻清亮環珮鳴るが如し。居る數年見佛寂す、兒亦た尋て死す。此に葬る。後ち人其墓を過る毎に、墓中人語あるを聞く、就て之れを審にすれば則ち和歌の前聯を吟するなり、吟し終て長吁す、其聲甚だ哀し、聞く者或は悲み或は怖る、松島寺に僧徹宥なるものあり之れを弔祭し、且つ其下聯を補足す、其後吟爲む。後ち二寺の僧其事を奇異とし、其墓を雄島見佛の遺蹤に徙さんと欲し、彼等之を見るに唯一雙屐あるのみなり。遂に其事を止むと云ふ。或は曰ふ。宮千代の墓は宮城郡尼寺の西北隅にありと。是れ二寺尼寺音相近きが故に謬るならん乎。

宮千代の墓は宮城野と松島に在りとの說に就ては前叙の如し。前記の鹽松勝譜に「彼等之を見るに唯一雙屐あるのみなり」と、蓋し易經の所謂る「脫履不遺屍」の解を附會せしにあらざる歟。爾かも前聯の國詩を吟詠して後聯に悲痛を訴ふる鬼哭は小野小町好個の對照なり。又後聯既に成りて前聯未だ成らざる反比例の鬼哭あり、前後の聯句相異にするも歸趣は一なり。仙臺金石志に「宮千代墓」の條に、前記の封內風土記等の記文を錄す、其次に吉田友好は左記の如く附記せり

仙臺金石志（前文略）按。宮千代。元松島寺喝食。御島有經歷之遺蹤。昔信州有寺。寒夜寂寥霜月照窓。縞素相集不堪幽閨。設歌會有一少年得歇句。苦吟已久。傍人聞之。曰得下句未及上聯。吟曰。今宵乃月者、空耳故曾阿禮。衆難曰、月本在于天奚亦墮地乎。少年瞿然發赤色。自縊死于房內。再來幽魂屢誦之。悲吟愴々。但有其聲而不見其人。聞者膚生粟魂爲搖。夜々哀吟不絕、寺中怖畏殊甚。遂發疾之死者相繼。遂爲廢寺。自是夜雲之霏々腥風之淅々鬼必出。且泣且吟。近鄉無行客。古路絕人蹤、有偶過其地。聽悲吟者。其人不畏鬼物相問之。鬼曰。我素無害人之意。得其人而賡成之。則足慰之。故屢出爲悲吟哀誦。以冀其人。然無敢向我而君以適吾願矣。遂失其貌也。與宮千代事相似。妄誕奇怪不足言之。且坐客、難月在空語。唐鮑溶詩。明月在大將鳳管者。亦難之耶太平廣記曰。鄭郊。路逢一塚爲詩曰。塚上兩竿竹。風吹常裊々。塚中人唐曰。下有百年人。常眠不知曉、此亦同日之談也。西陽雜俎曰。寒食月夜人見於楚吟詩云。流水消々岸發芽。織島双飛客還家。荒村人是作寒食。窺宮空對窗梨花。是乃鬼詩。

【小萩の墓】　原町小田原白根澤（別名白水澤）の上にあり、觀喜三年（皇紀一八九〇）八月十五日沒す。年七十昭和二年を距る六百九十三年。傳に和泉三郎忠衡の乳母、忠衡の歿後尼となりて爰に居りし所なりと。又忠衡の死後、家臣石塚民部守時其の妻小萩と共に、忠衡の孤女を懷きて逃れ來り、元久二年（皇紀一八六五）國分莊小泉邑なる福澤に安養寺を建てゝ移りて住む、後孤女死にしかば、小萩其の持佛なる十一面觀音を奉持し、小田原邑なる玉手崎玉田即ち梅田川の邊に庵を結び日夕奉侍しけり。是れぞ里人小萩觀音と呼ぶものにして、今の福澤明神なりと。

【和賀主馬忠親の墓】　原町國分尼寺本堂の戌亥にあり、昭和二年を距る三百二十四年、慶長六年五月二十四日和賀領主主馬祐源忠親及び其の臣八重樫孫三義實外六名自刃の遺骸を埋め古墳なり。現在の墓碣は忠親自刃の後ち百二十年の歲月を經て享保五年庚子に曾孫義直更めて建つる所のものなり。國分尼寺現住田村忠弘師は「墓地の碑文を寫して差上げます、是も現在は數ヶ所石が破れて文字が見えなくなつてゐます」と附記して寄せられたり、即ち左に揭ぐるもの此れなり。

自光院殿靈源性徹大居士。姓和賀氏諱忠親稱主馬祐。其先多田源候忠頼、始封奥州和賀郡。子孫襲封以爲姓　天正末爲秀吉公見奪其封、後有故入本州宮城郡國分寺自殺年二十六。從死者七人、慶長六年五月二十四日、至今玆享保庚子百二十年。碑已壞不可復鑑。曾孫義直敬叙其事。別勒石以表焉。

自光院殿及び殉死者七名の神儀は、國分尼寺開山堂の向つて左りの階壇に安置し、上欄に法號及び下欄に俗姓諱を明記せり。忠弘師の贈する資料と、又仙臺金石志卷之十五に記載する文字に差異あり、先きに忠弘師の寄贈を錄し、後ち卷の十五を記せんとす、下の如し。

義眞良實信士　八重樫孫三義實（又眞）。義剛深重信士　小原藤五忠秀治。　教泰道信士　蒲田采現治道。　忠心源意信士　筒井喜助忠意。　忠情玄志信士　齋藤十（又中）藏忠志。

右性徹居士家臣也。慶長六年五月廿四日。居士有故自盡七人者從死。

和賀主馬祐忠親並びに其の臣七人殉死せしその因は載せて諸書にあり、其の自盡の地を國分寺なりとの記事或は國分尼寺の誤記にはあらざる歟。國分尼寺は聖武天皇諸國に國分寺と國分尼寺を併置し、一は國家鎭護の道場とし、一は法華滅罪の精舍となし、兩寺各々宗規法令を嚴守せしめたり、是に由りて之を觀れば、忠親主從自盡の場所は國分尼寺なる如く推定せらる。國分尼寺は元龜元年洞門に改宗せられたり。洞門は元より滅罪宗なればなり、故に神儀も國分尼寺に存置しあり、且つ元文五年玄孫澤田義智の撰に成る文中、前踏の章句を襲用せられたるも、特に「國分尼寺」と記載しあり。左に仙臺金石志卷之十五に引用せるもの、並に藩祖成蹟を轉載して、主從八人自盡の消息を闡明ならしむ。

伊達家舊臣傳記卷上。伊達相模藤原宗直は、當家十四世稙宗君第八男伊達左衛門宗清入道鐵齋の嫡子也。當家の一家白石若狹宗實の壻嗣となれり。初右衛と稱す、勇武にして才略あり、慶長五年庚子十月奥州南部領和賀先主和賀主馬某。

南部元來は、領主六人あり。一人は和賀領主、一人は郡山の領主、一人は岩手領主、岩手は今盛岡と稱する地なり、一人は遠野領主一人は九戸領主、岩手糠野邊領乃今の南部家也。天正十八年庚寅豐臣太閤相州小田原へ進發のとき、五領主參陣なきを以て淺野彈正少弼長政奥州下向のとき、五人の領地を沒收し相濟て糠野邊領主一人の領主となれり。然るに此時主馬は。幼稚なるを以て參陣せず。名代を遣したりしに。一同に領地を裏ひ流落して。羽州仙北に住す。領地を沒收せらる事に就て、南部に欝憤を含めり。政宗君此由を聞玉ひて。若南部口にことあらば。先手をも命ぜらるべし。當家に來り浪士となりて居住すべしと。命有て此年膽澤郡平澤村に住せしめらる。

和賀郡岩崎の古城に據て。譜代の士を招き聚めて一揆を起す。宗直近所なるを以て主馬に合力し。家士高橋伊勢・村上右近と云者に。騎馬の士百騎鐵砲二百挺を副て。城中に差遣し。兵器糧粟等を水澤城より運送し。宗直は後援として馬上五十騎鐵砲三百挺を引率して。和賀・膽澤兩郡の境。外道河の邊に陣を備ふ。然るに南部信濃守利直。多勢を率ひて岩崎城を圍み。嚴しく攻め戰はる城兵は後援の勢と一になるべしと突出たりしに。寄手の大勢に隔てられ。頗る危難に及べりときゝ。宗直備を進め自ら敵陣に突馳し。鑓を以て十騎許衝落し。其身も數ヶ所の創を蒙て退く。宗直家士鈴木將監と云者。敵陣へ三度迄乘入れ。敵兵數多討取り數ヶ所の創を蒙り。中にも脇腹を傷らるを以て。近邊の民家に入り布を以て卷包て。又敵中に乘入れ敵と組て。其首を討取り終に戰死す。此戰に南部勢二百餘人討死し。宗直人數も百餘人戰死す。此とき大神君の鷹師大屋小右衛門。(按に此事大神君より公へ賜る所の書に。大屋小右衛門とあり。小平次十月の頃まで。南部に在留せしを聞て。小右衛門と記したるにや。)南部に下向し居たりと。宗直聞て遠慮して主馬を携へて。水澤城に歸陣す。此戰畢て後和賀の民等。鈴木將監が武勇を感じ。其屍を淨所に葬埋し。草祠を立て其靈を祭る。于今存せりと云々。宗直此事あるを以て。慶長十年乙巳。登米郡登米城に移住の命ありて。元和二年丙辰七月。伊達の稱號を賜ひ。且汝は伊達鐵齋の嫡子也。宜しく本氏に復し當家氏族一門の席に列すべしと。番地千五百貫文の內千貫文を。長子刑部宗勝(始宗定)に賜て。白石を稱せしめら云々。

慶長六年辛丑五月二十四日　國分尼寺

自光院殿靈源性徹大居士　神儀

奥州和賀郡主和賀主馬祐源忠親

君姓和賀氏。諱忠親。稱又四郎。後改稱主馬祐。右大將源公賴朝支子。多田式部大輔忠賴十七世孫也。建久中。忠賴始封于奥州和賀郡子孫襲封以爲姓。天正末。太閤豐臣公進兵東征。四震恐爭馳赴之。君與兄義忠相議遣使迎降。時有因左右讒之者。公怒收其封。君與兄遁奔仙北卒。後我君貞山公。召以寓居本州膽澤郡。慶長關原之役。南部信直應東照大將軍檄。糾兵次于最上。君聞之以前是南部陰叛將軍之狀白。貞山公欲因以報怨。卒發兵擊之轉戰累月。兵盡乃還。不幾君有故入本州宮城郡國分寺自殺。年二十六。從死者七人。偕歿于國分之原慶長六年五月二十四日也。至今茲元文庚申百四十年玄孫澤田義智敬叙其事以表焉。

義直良實居士　八重樫孫三義實。　義關深重居士　煤孫上野義重。　義林高森信士　櫚澤修理義森。　忠誠道秀信士　小原藤五忠房。　治教泰道信士　蒲田宗現治道。　忠心源意居士　筒井喜助忠意。　忠情玄志信士　齋藤十藏忠志。

右性徹居士家臣也。慶長六年五月二十四日。居士有故自盡。七人者從死。

藩祖成蹟。十月廿八日(慶長四年)白石相模宗直兵を和賀郡に出し、和賀主馬の叛を援く、其家臣鈴木將監戰死す。

和賀主馬は世々和賀郡和賀城に住し其近邑を食む。太閤の小田原を征するや行き謁せざるを以て領邑を除かる。尋て其邑を南部信直に賜ふ。信直去十月四日を以て死し子利直封を襲ぐ。此時に當て和賀主馬羽州山北にあり。公主馬の名族に出づるを以て呼びて膽澤郡平澤に居らしむ、膽澤其舊邑和賀に接近す、故に土人の舊好因て厚し、此月主馬和賀郡岩崎城に據りて叛を爲す、我水澤城

將白石宗直糧米を送り、家臣高橋伊勢村上左近に百余騎を授けて援けしめ、次で自ら三百五十余人を從へて岩崎城に赴く、南部利直大に驚き國軍を盡して主馬を攻む、家直進み達するにと能はず奮戰自ら十余騎を斃し創を被る。利直の軍潰亂す主馬纔かに圍みを出でゝ水澤に歸ることを得たり。宗直の家臣鈴木將監勇武名あり、此日宗直と共に創を被る、將監民舍に入り自ら布を以て傷を結び又敵群に入りて立處に二十騎を斬り遂に死す。我兵死傷百余人得る處の斬首二百三十。宗直尙進みて南部に入らんとす。會ま德川氏の使大屋小平治なる者南部に來り寓するを以て行を果さず。主馬を伴ひて兵を還す。後ち德川氏主馬を召す主馬應ぜず、宮城郡國分寺に入りて自刄す。之に殉する者八人。

鄕土資料。和賀主馬忠親の墓　南目區內新屋敷藥師堂の境內にあり。昭和二年を距る三百廿七年忠親は源賴朝の庶子多田式部太輔忠顯十七世の孫にして、元南部和賀郡の領主なりしが豐臣秀吉の意に從はざるの故を以て領地を沒收せられ、南部氏即糠野邊の領主に賜はる忠親長じて仙臺領水澤の城主白石若狹宗直の力を假りて南部氏より取戻さんとしたりしも成らず、慶長年中此地に來こて自刄せしと言ふ。

【須藤刑部少輔藤原定信の墓】　根白石村實澤補陀山林泉寺境內にあり。昭和二年を距る三百四十一年墓碣は天然石にして高サ二尺六寸厚サ八寸表記に「須藤刑部少輔藤原定信天正十四年七月十四日」と刻せり。

【杉ノ目御前の墓】　根白石村にあり。昭和二年を距る三百三十二年。伊達十五世晴宗公の夫人、磐城左京太夫平重隆の女、磐城家滅亡の後信夫郡杉目村より宮城郡國分根白石村に隱居し、文祿三年甲午六月九日卒す。琥珀山寶積寺に葬る。此地を一名淸水澤とも稱す、墓碑は伊達獅山公の撰文なり。

杉目御前碑文　夫人姓平氏名久保。岩城左京太夫重隆之女。吾六世祖保山君。娶之生性山君。夫人晩歲尼於宮城郡根白石村。文祿三年甲午六月九日卒。葬根白石。以其所居爲寺。從夫人志也。保山君前夫人卒。其兆枉信夫郡杉目邑琥珀山寶積寺。而不得合葬焉故夫人遺聘招其住僧能山、而剏此寺。亦號琥珀山寶積寺。寺之東北有夫人塋。蕪廢已久。僅有五輪石。而損泐模糊。莫能存識。今琢貞石。勒其法號。又改其事實之。鑱牌陰。以慶于宰上云

享保十七年壬子十月九日弟子藤原吉村謹誌。謹案。夫人法名卒年。根白石邨寶積寺牌與杉目邑寶積寺。所傳互有異全。而其卒年志皆似誤。今此墓慶人我家所傳舊記、以其與仙台八家栽松院牌合近得其實也。

前面に文祿三申午年　栽松院殿月盛妙秋禪尼大姉　六月九日

名跡志。天正十九年。栽松院殿(當家十五世晴宗君夫人磐城左京太夫平重隆朝臣女、自信夫郡杉目移住于此。文祿三年甲午六月九日卒。遺言令居舘爲寺。號琥珀山寶積寺。以信夫郡杉目琥珀山寶積寺前住能山和尙爲開山。葬遺骸于此。墳墓今猶在焉。土人曰之淸水澤。

【五輪堂】　廣瀨村熊ケ根興禪寺中にあり。昭和二年を距る三百四十年の古墳墓なり。惟ふに國分盛重の重臣十二騎の一人なり。六丁目の開基にして二基の五輪塔は夫妻なり。碑に記あり、左に。

興福寺殿道隆重公大禪定門　天正十六年十一月十六日。　秀林院殿仁光茉息大尼　天正十七年正月二日

【寺坂吉右衛門之墓】　七北田村市名坂捻華山實相寺の境內に在り。理海法慈寶主と刻せる碑是れなり、碑に寬保二年(距昭和二年一八七)五月二十三日七北田上町下町奉加人百八十人と刻せり。傳へ云ふ、吉右衛門七北田驛に到り、小庵を結び、手習の師匠となりて餘命を送れり、七北田街の中央佐藤潤吉宅地に榧樹あり池塘あり、傳へて吉右衛門手植の榧、筆洗の池と云ふ。又吉右衛門所持の「笠」と「刀」は先々代の家主、神棚に納めありしも、前家主の行衛と共に失ひたり、惜むべきことにぞある。墓側に碑あり題して「理海法師墓碑の記」と刻せり、安田光則の撰文なり、轉錄する、左に。

理海法師墓碑の記。保田光則誌。玆に理海慈寶主と石に彫て建てたるは播磨國故赤穗の君に仕まつりし寺坂吉右衛門信行の墓是其所也、信行志遂て後猶君の亡御靈に事まつらんとて僧となり、理海慈寶と名づく、人尋常は理海坊と呼りさて國々を修業しいと果に我國に來り、宮城郡なる七北田と云驛の邊に庵して住たりしに數多の年を經て終にそこにて身まかりぬ。當時其の庭の面に手づから榧一本を植又小き池をなむ掘りたる今は木もしみさひて堂盤堅盤の操を見せ池水も昔の面影をうつして後世の臣の鑑とはれり、又其驛の南道の側成る地藏の靑銅の御像も此法師寺が造りてまつりし所なり、我いにし八月宮下信敎と其墓を尋ね來つるに八

重葬生繁りてそこ共知られぬを心當に刈拂つゝからうして印の石を見る事を得たり、あはれ其忠勇の名は世々經共朽まじきを墓は斯く埋もれて偶々弔ふ人も知得難く又果てはたか印共知ず、成行む事を俱に深く歎き信教我に其由を記さして本の碑の側に斯物するは忠にめで勇を尊むの故也かし。

天保十四年閏九月　宮下信敎建

仙臺史料。赤穗義士賜死以後、寺坂吉右衛門改名理海、爲行脚僧、安銅像於四方靈場、以祈諸士冥福、後住七北田實相寺、鑄銅佛安刑塲常念佛寺、彫諸士姓名、寂於寛保二年五月、檢僧籠、得諸士復往書牘數通、始知爲其寺坂吉右衛門、建碑刻其姓名、實相寺爲洞雲寺支院、庭有老梅及人面竹數竿、清泉環流蕭然景致可想當時書牘藏洞雲寺云々、今は見當らず。惜しむべき考證を失へりと。

仙臺志料。寺坂吉右、赤穗義士賜死以後。寺坂吉右改名理海。爲行脚僧。安銅佛安刑塲常念佛寺。彫諸士姓名。寂於寛保二年五月。檢僧籠得諸士往復書牘數通。始知其爲寺坂吉右。建碑刻其姓名。實相寺爲洞雲山寺支院。庭有老梅樹及人面竹數竿。清泉環流。蕭然景致。可想當時。書牘藏洞雲寺。本藩祿原惣右族弟市左。吉右惣原氏舊諱實。

傳記。七北田村實相寺の墓地に、理海慈寳主と法名が刻まれてある墓石がある、これぞ浪花節や講談でお馴染の赤穗四十七士の一人、寺坂吉右衛門の墓と傳へられてある。吉右衛門は奥州南部領の生れであつた。同盟の四十七士が、首尾よく主君の仇を報じてからそれ〴〵切腹を仰せ付かつて相果てたが、吉右衛門一人だけは八方に使ひの役目があつたため生き殘つた。積る怨みはらした同志の士は悉く死んで了つた後に、淋しく唯一人生き殘つた身を現世の羈絆から脱して、同志の菩提を弔はうと剃髪して雲水となり、六十余州を巡錫した揚句、生國の南部領に歸らうと、仙臺城下も過ぎて七北田村の市名坂に差蒐つた。同所は仙臺藩の刑塲であつた。法身の吉右衛門に暫時此所に錫を停めて、刑に身を滅ぼした人々の後世を回向してやらうと、丘の上にさゝやかな庵を結んで朝夕讀經に日を送つた。斯くしてある間に無常の風は吉右衛門の身に吹き來つて、遂にこの庵室に介抱する人もなく往生して了つた。里人は旅僧の死を見て、いろ〳〵と後片つけに骨折つてくれてるうちに旅僧の所持してゐる頭陀袋の中から、一通の遺書と若干の黄金と日誌とを見つけ出した。それにはかく記してあつた。

自分は南部領の者であるが、故あつて國を出て諸國漫遊の折柄、遠州濱松の街道において圖らず、播州赤穗の城主淺野内匠頭長矩公の江戸參勤交代の行列に出會つた。路傍に平伏してゐると一頭の奔馬荒れ狂ふて、避くるによしない一節道の老若男女の危地に陷つたのを見るに見兼ねて、件の奔馬を力に任せて打ち倒したのが赤穗侯の御眼にとまり、家老大石藏之助殿の强ての勸めに從つて淺野家に隨身した者である。俗名は南部藩寺坂の生れで、寺坂吉右衛門と申し、出家して理海坊と稱ふる者である、金子二百五十兩と白米二升を所持してゐるが、手にかけてゐる珠數は、天竺阿迦多の佛果樹で作つたもので、師法然上人のかたみの品である。と記されてあつた。里人は始めてこの旅僧は赤穗義士の一人寺坂吉右衛門の成れの果てと知り、懇に遺骸を同村實相寺に埋葬し、墓石を立てたものだといふ。

【伊澤左近將監家景の墓】　利府村家在加瀬にあり。昭和二年を距る七百五年、利府驛を南に距る十二町餘、水間今朝次郎邸宅の西隅にあり。一對の石燈籠は左右に併立し、中央の墓碣は即ち家景墳墓の碑なり、碑丈長五尺五寸餘横幅二尺五寸、中央に「元祖加瀨寺殿故從四位左近將監瑞山雲公大居士」向て右に「承久三年辛巳」左に「十一月十三日」と刻せり案ずるに家景の香華所は今の臨濟宗龜頭山天祥寺にして往時の天台宗加瀨寺なり。家景加瀨寺の開基たるの故を以て院寺號を刻せるならん。天祥寺に家景の神儀を安置せり。表面に「捐館加瀨寺殿前從五位瑞山雲公大居士神儀」裏らに「健（建の誤字）保三年三月十二日」と記錄す。景家薨去の歲月日、墓碑と神儀一ならす、神儀に建保三年（皇紀一八七五）又墓碣に承久三年（皇紀一八八一）十一月十三日なり、曆數約七ケ年の差あり、月日も前記の如く復又斯の如し殊に位階に差あり、神儀は從五位にして墓碣に從四位と刻せり。案に家景薨去の歲月は神儀の曆日にして、家景逝いて七回忌に當る建碑追悼の曆星を刻せり、又位階は追位なりと編者は爰に暫定說を掲ぐるのみ。文武相兼の將監東奥鎭撫の功績著しき武鑑景家の永眠地として禮讚すべきの古墳墓たりき。

墓碣の側らに、南山道人併書の碑あり、碑長丈約六尺幅員三尺五寸餘、碑題に、「左近將監藤公之碑」と刻せり全文左に

左近將監藤公之碑。從四位左近將監藤原家景、稱伊澤四郎。其先出于大職冠鎌足藤公、々之十二世、爲栗田關白道兼、其五世爲左典厩猥任、是家景之顯考也至家景世事　天朝、其旋號繡菊桐、色用紅紫、皆異數云、文治三年丁未、有鎌倉府朝之命、至自京居府邸、蓋以其有文學備顧問也、尋試以都邑之事、准備無遺憾、於是乎、朝野屬望焉、五年己酉奥太子藤秀衡之子、國衡兄弟、荒塞父命不軌、彰聞將軍源公、帥師親征、不數月兩兒伏誅、奥羽咸平、家景從而有功焉、六年庚戌三月、源公謂衆曰、奥者大國也、擊教始禀地屬遐服雜厦巡視、欲鎭政府以管轄之、家景文武周悉、資性深重、可以充此任、宜適彼邦撫順討遜以時具聞申之、家景奉命、來相攸、宮城郡嶮截之邑、開府聽訟、安存士民、宜揚武威士人悅服因稱留守、後遂以留守爲氏焉、毬久六年乙卯二月、源公朝京家景從焉、奥之平泉寺者、秀衡所草創、多歷年所、當塙傾壞家景請于公曰、國衡兄弟、雖不臣罹刑、寺院湮滅、語不以傷耶、冀就舊貫少加修理、以存護法、公善從之、且秀衡之妻、尚存老嫗可憫、公命家景以時存問蓋家景所緣言也、承久三年辛巳十一月十三日、以疾卒于任、就殯于嶮截之邑、法諡曰加瀨寺殿瑞山雲公大居士、寛永八年辛未八月、其十有五世、宗利遷居水澤、宗利八世之孫、今之公子村福憂祖先伐閱之湮沒碑而屬文於予、因按狀記焉

文政二年己卯六月

又墓碑在り

承久三年辛巳　元祖　加瀨寺殿（故從四位左近將監）瑞山雲公大居士　十一月十三日

水澤藤原村福建之

瑞鳳古梁紹岷撰並書隸額

本縣史蹟調査委員鈴木省三翁は、報告中左記の事項を掲げて管理保存の法を表示せり。

【管理保存の方法】　高森城は多賀城址に次ぐ史蹟にして且つ展望に富み仙臺より約二里、東北線なる岩切停車場より約十町、郊外散策として好適地なるを以て道路を修理し署名の場所に指導標柱を建て以て觀覽に便せしむれば一の遊園地たるを得べしと認む。鹽松勝譜。伊澤家景之墓。龜井泉の西農家の側に在るなり。墓表題して。元祖加瀨寺殿故從四位。左近衛將監瑞山雲公大居士。承久三年。辛己十一月十三日と曰ふ。土人曰く舊と字なし。碑半は土中に沒す。農家以て藥砧と爲す。近歲水澤公子其塋を修營し新たに表文を鐫る。側又一碑を立つ。南山禪師之れが銘を爲る。留主家系圖。藤原姓大職冠鎌足後胤九條殿之族。家景（伊達左近將監賜奥州留主職）　家業（宮城小四郎民部少輔）　家廣（左衛尉文永二年四月四日增長寺行妙）　恒家（左兵衛頭）　家信（出羽守）　家助（遠江守）　家高（美作守）　家冬（美作次郎）　家住（三河權守）　家政（彈正小弼）　家明（駿河守法名良辨公方氏滿時鎌倉に候す）　證家（四郎）　家持（美作守）　邦家（出羽守伊達持宗二男）　藤王丸（早世十才）　景宗（安房守。相模守。伊達尚宗男邦宗增。大林寺殿光岩）　顯宗（留主相模守藤五郎。淨大寺殿前公）　政景（從五位方上野介雪齋。伊達族下に屬。）　慶長十二年二月二日卒。大安寺高岳玄登。豐臣太閤沒收其地實伊達左京大夫晴宗男。輝宗弟。顯宗始無男子故爲婿養子）　宗利（伊達武藏）　伊達家舊臣傳記曰。伊達上野介政景。當家十五世晴宗君之第三男。留主相模守顯宗。女に配して嗣とす。留守家姓は藤原。其出自ら詳にせず。贈澤左近將監家景を以て始祖とす。家景は大樹賴朝卿に仕へて。奥州の留守所に補せられ。州内宮城郡に住す。爾後子孫留守を以て稱號とす。十七世政宗君の世に當て。政景始て當家に屬して臣と稱し伊達の稱號を賜て一門の席に列す。政景驍勇にして將器あり。數度の役に戰功あり。中に就て慶長五年庚子。最上援兵の將として。直江山城守兼續と戰て奮あり。慶長十二年丁未二月三日卒す。年五十九。法名高岳玄登大安寺と謚す）　仙臺史料。出於九條關白道家。世住甲州。源右府征藤原氏。左近將監家景有功。右府以陸奥爲大國。不置國守守護。置家景宮城高森鎭之。稱留主。

【橘童子塚】　高山。第六天兩山の間にあり。土人之れを兒塚と稱す。相傳ふ。豪商橘次の兒を葬むる處と。昔源公子牛若。（牛若は義經の小字一の字遮那王。）橘次に從ひ鞍馬山を遁れ、東行して秀衡に依るや。橘次路次の變を慮り己の子を以て公子と爲す。若し變あらば即ち之を代へんとす。兒遂に此に至りて病んで死す。即ち玆に葬る。初兒公子の長途と相與にするや。公子常に謂つて曰く。我れ他日志を得ば、即ち汝を以て一隊の將と爲さんと。兒輒ち喜ぶ。後公子兵を起して西伐す遂に平氏を滅す。諸臣と語りて此事に及ぶ。後ち右將と陳あるに迨ひて、再び秀衡に依るや。時を以て之を祭祀すと曰ふ。

【十三塚】　舟岡祠東に在り、地を野中の古塚と曰ふ。十三相並ぶ。高さは九尺周六七步、相傳ふ、古陸奥守多賀城に在得中爾官陸奥書却寄。合　離。　坂東雄鎭古諸侯。領得五十四郡樓。最是行商如橘二。黃金白壁不相酬。（古五十六郡。後五十四郡）

るの日、埋葬の地たり。或は曰ふ、留主職伊澤氏庶子孫の墓と。未だ孰れが是なるを詳にせず。鄉老曰く、數年前土人耡きて田と爲し、兵器數種を得たり、而して皆朽腐僅に形狀を見る、手に觸るれば即ち破壞す。

第二項　一里塚

本郡利府村舊松島街道に一里塚の址跡あり、利府驛を北に行き右側の車窓より觀取するを得べし。一里塚は道途往還に一里程表示の標識なり。一里塚の起因は上古國郡及封界分界等を定むるに當り、その目標と爲すべき天造物のなき地に於て之を分割する塲合は、人造を以て別に土木の目標を設けしめたりしに權輿したるが如し、此の制今の支那古代に行はる、所謂る里堠之れなり、引證左に。

北史。韋孝寬爲雍州刺史。先是。路側一里置一土堠。經雨頽毀。每須修之。自孝寬臨州。仍勒部內當堠處。植槐樹代之。既免修復行旅又得庇陰。周文後見之曰。豈得一州獨爾。當天下同之。於是。分諸州道路。一里種一樹。二里種二樹。百里種五樹焉。

庚正二年（皇紀二二一六）足利義政の命を承け太田持資道灌江戸城を築く、慶長十一年（皇紀二二六六）德川秀忠江戸城を改築するに當り、一里塚に榎の木の樹うるの記あり。又永祿四年（皇紀二二二二）長野業政の遺言に一里塚の記あり。證左に引。

白石手簡。當時も西の丸坂下御門の內に、大なる榎の木候、もこの一里塚と申傳候。云々。

箕輪軍記。長野業政は箕輪城に櫓籠る、或時子息業盛を召し遺言被致ける「我死せば一里塚と同じにつきこめて、塔婆なも立べからず。」

距離を計數する名稱を町と云ひ里と云ふ。上古の田制に用るたる稱號にして、五尺を步とし三百步を里と爲すは即ち五町一里に當れるなり、去れど當時の五尺は今の曲尺六尺にして六町一里の計數なり。天文九年（皇紀二二〇〇）足利義晴里塚の上に松と槻とを植えしむ、當時四十町を一里と定む、去れど諸國均一ならず。六町・四十二町・四十八町・五十町・七十二町を一里と稱する地あり（明治六年十二月二十日、三十六町一里の制を布く）即ち一里塚の盛觴にして昭和二年を溯る三百八十六年なり。後ち天正年間織田信長三十六町を一里とし塚を築き榎を植えしむ。後ち復た慶長九年令を布き各一里ごとに兩塚を築き樹を植えしめたるは即ち利府の一里塚もその一にして、昭和二年より三百二十二年前なりき。去れば里堠植樹の沿革を概說すれば上古の田制に溫床を構成し、唐制に播種し足利に發芽し安土に伸張し德川に成熟し明治維新に至りて驛路の史蹟を現出するが如し。參證下に。

經國大典。東海諸國用日本里數。其十里准我國十里。信長記。天文九年各將軍家にて諸國へ仰有て、四十町を一里とし里堠の上に松と槻を植し云々。

寬永逸史。慶長九年二月。下令東海東山北陸三道。每里置堠。既而西南亦皆依其法。

慶長年錄。慶長九年極月六日將軍被仰出。諸海道へ一里塚築可申旨。右大將家へ被仰越。則諸代官に被仰付、道中に是つき、道の兩方に松を植可申旨、自右大將家本多佐大夫、永井瀦右衛門奉行被仰付、東海道中仙道よりつきはじめ候。一慶長九年、東海道、東山道、北陸道一里塚奉行被仰付、永田勝左衛門重眞、右重眞家は、當時幾三郎家なり。かの家に御書を藏すといふ左に寫「兢路一里塚申付。太田勝兵衛、永田庄左衛門差遣候。何れの知行方之內たりとも云とも、彼奉行次第人足可出之者なり。七月朔日御朱印」鹽尻一の卷。慶長九年二月四日東海道越後路、奥州路等に命じて、各一里ごとに兩塚を築しめ樹を植しめ給ふ、同年五月下旬にことごとく成就し、今に殘て行人里程を辨ずと云へり。

大正十二年二月十七日、宮城縣史蹟名勝天然紀念物調查委員鈴木省三翁、本郡利府村地內瀧制時代仙臺城下より松島瑞巖寺及び石卷に通ずる濱街道の左右に一里塚を築き杉を植えし、驛路の史蹟を調查し報告せり、載せて史蹟名勝天然紀念調查第一輯に在り、抄錄左に。

種類、驛路史蹟。名稱、一里塚。所在地、宮城郡利府村字一里塚園。地積、東方は九坪四方は六坪二分。所有者住所氏名、宮城郡利府村村社丹野市右衛門。形狀寸尺、東方の塚は原形を維持し殆ど半形にして鞠の半分を田に埋めたるが如く、其周圍は十間其高さは六尺、西方の塚は原形の三分二を切り崩し不正三角形となし、其周圍は六間其高さ六尺あり、兩塚共に各一株の杉ありしを、七六年前伐採して今其切株を存するのみ。現狀、東西兩塚は利府巷街北端約一丁を距り、松島舊道を挾み田の中に在り、兩塚の距離は約

十間あり、西方の塚は破壞殊に甚しく僅に舊形を保つのみ。

由來傳說。此の一里塚に就ては別に傳なしと雖も、一里塚設置の一般傳說を述れば、本項に適するもの、如し。抑一里塚の起源は諸書一樣ならず、或は、天文或は天正時代と云ひ、或は德川氏二代の頃とも云へり、之を要するに足利氏の末世に其源を起し、織豐二代を經て德川氏に至り完成したるが知し、和訓栞一里塚の條に事文類從を引きて曰く、一里に一里塚を置き又槻を植ゑし事見えたり、こなたには槻をううる例なり。是れ豐臣氏より始ると云ふ、或は慶長九年台德大相國の令に起るといへり。御三代目將軍家の御時諸國擧して死する者數を知らず、別して往來の旅人道を去りあへずして死せり、是に依て土井大炊頭利勝侯上意を經給ひ、往還道筋の左右へ松を植ゑしめ給ふ大に旅行の助となれり、然れども行先も皆松原のみにて旅人の退屈せんことを思ひはかり重て大炊頭殿御了簡にて一里塚といふものを築き一里づゝに捨へ置くならばしかるべからん、されど松は彼の道端並松ともまがひもすべき間如何すべきと上意を伺ひけるに、大炊頭申す所尤も至極理にあたれり、一里塚には餘の木を植えさせよと仰ありしを、大炊頭老年にて耳遠くおはしければ、餘の木を槻の木と聞き誤りて槻の木を植えしめらる、今に一里塚に槻の木を植うるは此故なりとぞ。

管理保存方法。別になし依て立會村吏をして所有者に言はしめ、今にして東西兩個の一里塚を存したるは、所有者勿論村として誇とすべき足蹟なれば、後來は必ず缺り崩すことなく現形を維持すべきことを以てしたり。

第六節　碑碣

第一項　概說

方圓の形體によりて分類せるにはあらず　概して石質に刻む文字は蒐集せる資料、又は矚目する板碑を本節に載錄して、地理歷史に資さんとするにあり、故に碑題の阿字に涅槃點の有無に論なく、復た追修にまれ逆修にまれ一括して敘

近せんとす。而して本郡に多賀城の碑、御島穎賢の碑、燕澤等の碑あり。先づ宮城郡の三碑と題して可ならん。殊に多賀城門の碑にありては、本邦を通じて八基の內にあり、その年次を逐ふて摘載する徒爾にはあらざるべし、左に建碑の年次を表し、而して現亡の跡を探らんとす。

道後溫泉碑。推古天皇四年（皇紀一二五六距昭和二年一三三三）

宇治橋碑。孝德天皇文化二年（皇紀一三〇六距昭和二年一三四四）

奈須國造の碑。文武天皇四年（皇紀一三七一距昭和二年一二一九）

多胡郡の碑。元明天皇和銅四年（皇紀一三七一年距昭和二年一二一八）

金井澤の碑。聖武天皇神龜三年（皇紀一三八六距昭和二年一二〇三）

御陵碑。元正天皇養老五年（皇紀一三八距昭和二年一二〇八）

多賀城の碑。聖武天皇天平寶字六年（皇紀一四二二距昭和二年一一六七）

益田の碑。嵯峨天皇弘仁十四年（皇紀一四八一距昭和二年一一〇六）

編者寡聞にして國內八ヶ所の古碑を錄せしのみ。而して尙ほ多賀城碑以外の古碑に就て略述するを要とす、要はたゞ即ち多賀城碑をして尊重せんがためのみ。

【道後溫泉碑】　厩戶皇子僧惠聰と共に伊豫の道後溫泉に浴す、溫泉を賞讚し石工に命じて文を刻せしむ。即ち道後碑是れなり。石上百數十の文字を刻するの始と爲す、斯碑石今は存せず、只だ文のみ釋日本紀に引用せる伊豫風土記によりて世に傳ふ。然れども轉寫の誤謬少からざりし故か、文理不圓容易に讀み難く解し難し、例へば「法興元年十月歲在丙辰」又元年を六年に作れるあり文字の似たるより「元」を「六」に誤寫するが如きこれなり。

【宇治橋碑】 僧道登、山城の宇治川に橋を作る、その功を石上に刻せるもの之れなり。一說に、天智天皇八年藤原鎌足薨じ、宇治郡陶原に葬碑を墓上に建て功を錄せり、此碑は持統天皇三年河內國石川郡形浦山に移せるは宇治橋碑なりと。何れが眞なるか文字磨滅して分明ならざれば其意も亦知るに由なし。

【奈須國造の碑】 下野國志に、那須郡湯津上村に在り、鄕人笠石と稱す、碑文一行十九字詰八行百五十二字なり。岩城の僧圓順之を審かにし、里正大金重貞に告ぐ、里正水戸光圀に申告す、光圀天和三年六月二十七日、貞享四年九月二十四日下向し、更らに元錄四年二月地を換へ塚を築き、寶形造の堂を建て、其の中に碑を安置せり。然れども一百五十二文字中十二字の誤謬あり、諸葛琴臺碑文の誤字を辯じて「評督は郡督」なり「康子の康は庚」なり「彌故の彌は物」なりと「育は香」「徒は從」と訂正したりき、剝落磨滅亦知るべし。

【多胡の碑】 上野國多胡郡本鄕村堺下池村に在り、多胡郡建置の記念碑なり、楷書六行八十一文字を刻す。文中「郡成給羊」又「石上尊。藤原尊」の句あり、尊は朝臣の義たりしは敢て疑なきも、「郡成給羊」の四字に數說あり、伊勢安齊の「郡と成給ふ」「羊は牛」の誤りと說破す。和訓栞に「羊に給ふ」とよみて、土人羊の太夫の碑とし、羊は養なりと述ぶ。其他羊は群の傍書、又犬養の子、羊、弟眞虎等の數說あれど委には略しぬ。

【金井澤の碑】 上野國綠野郡に在りしも、唯に神龜の古碑とのみ云ひ傳ふ。

【御陵碑】 大和國添上郡に在り、元明天皇御陵の碑なり。

【益田の碑】 大和國高市郡に在り、碑文は空海これを作り、碑に刻して池畔に建て、その功を後世に傳ふ。今は池の跡のみありて、碑も亦亡せて唯に臺礎のみ存せり。

第二項 多賀城碑

一、位置

多賀城碑は、本郡多賀城村有地大字市川字田屋塲五十四番の地籍に建置しあり、地は多賀城府の址跡なり。碑の總丈六尺五分周圍九尺六寸八分、碑の表面平らかにして背後は稍三稜形を爲せり、基石九尺三寸七分なり、碑題に「西」の一字を刻し、題下に直線を四周に描きて輪廓を施し、廓內に左記の一百四十文字を彫む。

多賀城。去京一千五百里
去蝦夷國界一百二十里
去常陸國界四百十二里
去下野國界二百七十四里
去靺鞨國界三千里
此城神龜元年歲次甲子按察使兼鎭守將軍從四位上勳四等大野朝臣東人之所置也天平寶字六年歲次壬寅參議東海東山節度使從四位上仁部省卿兼按察使鎭守將軍藤原惠美朝臣朝獦修造也
天平寶字六年十二月一日

二、建碑

多賀城碑の建置は諸國風土記殘篇によりて先哲の著書皆惠美朝獦なりと錄せり、隨變紀程に、朝獦は多賀城鎭府の府師たるが故なるべしと夫れ或は然からん、然かれども朝獦の記傳に徵すれば尙且研鑽を要する點なきにしもあらず。碑に謂ふ朝獦は參議なり、建碑の當時既に府師の任は解かれたればなり、其の年十二月一日參議となりしも、月日に就きて

も說の異るものあり。史蹟調査報告第三輯に、續日本紀を引證して參議に爲りし歲月日を「十二月己巳爲參議」と、錄せり。十二月の己巳はその月二十五日なるべし。

【續日本紀】大野東人聖武帝神龜元年爲按察使陸奥守鎭守將軍授從四位上勳四等天平十一年四月壬午爲民部卿兼春宮大夫藤原惠美朝臣朝獦。孝德帝天平寶字四年正月癸未。爲陸奥國按察使兼鎭守將軍授正五位下同月丙寅授從四位下同五年十月壬申。爲仁部卿陸奥出羽按察使如故。同六年十一月丁酉。爲東海東山節度使十二月乙巳爲參議。大日本史。藤原朝獦は仲麿の子なり。寶字の初め陸奥守と爲り尋で按察使と爲り鎭守府將軍を兼ね、勅して陸奥に桃生城を造り出羽に雄勝城を造らしむ。城成る褒めて從四位下を授く、四年秋新羅使金貞卷朝貢して使聘の禮闕くあり、朝獦に命じて之を詰問せしめ遂に之を郤く、既にして民部卿と爲り仍ほ按察使を兼ぬ、又東海道節度使と爲り從四位上に至り兵部卿と爲る、六年參議に拜せらる。初め神龜中按察使大野東人陸奥多賀城を築く、朝獦任に在りて碑を建て道程里數を記す。八年父仲麿亂を作して誅に伏す朝獦も亦誅せらる。

十二月二十五日參議に爲りし惠美朝獦十二月一日に親ら參議と記するの理あらざれば「己」は「乙」の誤寫なるべし。乙己は十二月一日なり、引證下記の如し。

續日本紀卷二十四。十二月乙巳朔。授從四位上藤惠朝臣眞光(中略)從四位下藤原惠美朝臣訓儒麿藤原惠朝臣朝獦。爲參議。

參議となりし十二月乙己の朔は、碑文末尾の十二月一日と、任官の日を建碑に刻するものと推定せらる。去れど朝獦親らの建碑にあらざりしものゝ如し、或は天平寶字五年陸奥鎭守將軍大伴益立と、同六年閏十二月十三日任官の陸奥守兼鎭守副將軍田中多太麿にはあらざる歟。故に文中「東人之所置。朝獦修造也」と錄し二將軍の丕績を敬慕するの意味を添錄したるが如く思はる尙後の士を待つ。恰も此年二月太宰府に勅して南島樹牌の修補を爲さしめ海防を嚴ならしむと共に、多賀城駐屯の將軍に令し城門に多賀城碑を建てて鞮夷に備へ、環海國土の軍備を整へしめしなるべし。南島樹牌の修補は國史に歷然たりしも、多賀城道塗の記錄なきは史官その職を失したるが如く疑はる。南島樹牌について。

續日本紀。天平寶字六年二月丙戌。勅太宰府。去天平七年放大貳從四位上小野朝臣老。遣高橋連牛養於南島。樹牌。而其牌經年。今既朽壞。宜依舊修樹。每碑顯著島名。並泊船處。及有水處。及去就國。行程遙見島名。令漂着之船。知所歸向。

三、城碑の埋伏

多賀城軍門に樹立せる多賀城碑の一基は、殆んど十世紀に亘る悠遠の久しき土中に埋伏して人の知るものなかりし、と。由來多賀城碑の建設地帶、概ね原性土にして母岩の性質により砂礫粘土の土性に屬す、假令悠々歲月を累閱するも自然的土中に潛入したるにはあらざるべし、或は人爲の作用に賴りての潛伏しめたるもの、如く思はる。その多賀城に鎭所ありて斯の碑を建樹しあれば、鎭所の廢止と運命を俱にしたるも埋伏素因の一、復た多賀城修造の將軍は國事犯の罪人にしあれば、或は撤回せられたるも埋伏素因の一に數ふるを得ん。

日本紀會事集。多賀城(中略)按ずるに大野東人は紀職太夫果安の子なり。寶字八年九月十八日誅せられたり。天平寶字は孝謙天皇の年號、六年は廢帝(淳仁天皇)即位の四年なり、狄鞮國は、舊唐書北狄傳に見えたり。在京師東北六千餘里。東至於海西接突厥。南界高麗北隣室韋。とあり。すなはち憲慣の地なりとぞ。又按、續日本紀天平勝寶六年の下に「大宰府に勅して國の行程を碑に記さしむ」という事あり、壺の碑もその類とみえたり。また東牖子云。多賀城の碑は中古兵亂に土中に埋れて年久しく知れざりしに。伊達吉村朝臣大に巨萬の財を費し、宮城郡二里四方を地下五尺づゝ掘せられて終に掘得たり。其掘出せし處に被居置。今宮城郡市川村と云に有(中略)或說に鎭守府の門に有碑也といへり。然れ共鎭守府は膽澤郡なり、掘出せし處は宮城郡なり。尤惠美の朝獦と云人再興のよし碑文に見ゆれば、初の碑は膽澤郡に有しにや。又碑面に里數を記されしは、本朝の古法六丁一里也。今も猶奧羽には六丁一里とし古道と稱す。昔は今の如く驛舍の自由なく、行程の日數を積りて糒を持てり。故に諸方への道程を石に彫て示せり。今の軍防令に兵士一人毎に糒六斗、鹽二升を貯備と云ふも、銘々軍役の設に自分に貯ふるなりとぞ。偖この碑面に四の字を書れし故、壺の石碑として東に有と云は穿鑿過ぎたり、是より東は海なり何ぞ東に碑あ

らんや。この西の字を書れたるは、軍役に鎭守府へ他所より來りし者の爲に方角をしめされしものとかや。

四、文獻と城碑

多賀城碑の文獻に顯れしは、平安朝の殘篇風土記、安土桃山時代の文祿清談に「坪碑」又は「坪石文」の題目なるべし。萬治二年(皇紀二三一九)丙藤希顏の稿本以貫文集に「至若松浦島十符浦壺碑籬」云々は仙臺藩内に於ける最初の文獻なるべし。此年三月八日肯山公誕生、後ち十四年を經て寛文十二年(皇紀二三三二)に成る高野直重の和歌名所追考に「江の石文苔むしたるを」是れ第二の文獻なるべし、故に新井白石その著に「萬治、寛文の間土中より出す所にて」云々と。

以貫文集。(萬治二年稿本)　内藤希顏(名以貫號閑齋又藥山仙臺人)。若夫壁戶之湖。作烟而作雲者。其千賀鹽竈乎。沙麓濱於滄江。而松風吹波者。其末松山乎。百餘之島嶼如攢而綺如分者。松島也。至若松浦島十符浦壺碑籬。皆近而羅列焉。

和歌名所追考(寛文十二年成る)。高野直重。忍誉と申す連歌師、くだりて坪の石文、苔むしたるを、あらはして、文字書きうつし給ふ。其後見しほどに、我等もうつして所持す。彼碑の在所、宮城郡岡邊にあり。

白石同文通考云。近き比ほひ、陸奥の國宮城郡の土中より出たりし碑も、其文字はわきまふべけれど、其體は又さだかならず、是れ萬治、寛文の間土中より出す所にて、世にはこれ壺の碑なるよしを云ふなり、碑は天平寶字六年に、藤原惠美朝獦のたてし所の よし、其文に見えたり、○仙臺領内古城延寶書上云。宮城郡市川村多賀城、平城なり、東西五十間南北五十六間、此城は、奥州國司之領と申傳候、此所、壺の石文も御座候。

萬治、寛文中に以貫● 忍誉に藉りて世に顯彰せる上記の如し、延寶五年(皇紀二三三七)水戸光圀より伊達綱村に請ふ所あり、村綱肯諾乃ち儒臣田邊喜右衞門希賢に命じて雙鉤せしめて光圀に贈る、石面蘚苔に覆はれ、字畫缺崩その筯拔文字意の如くならず、屢ば改め屢ば更ふ、その素本今尙伊達家の書庫に在り、當時模本の術未だ達せざりしと云ふ。爾かあれど城碑の令聞遠近に藹傳す。天和二年大淀三千風は伊勢の人、元祿二年松尾芭蕉は伊賀の人、共に城碑を一見して紀行文に筆を染むるに至る。元祿十二年水藩の使者來る、洞巖の子佐久間義方模本して之れを世に弘む。

松島眺望集(天和二年成る)。大淀三千風(伊勢人)。壺碑。此所、鹽竈、仙臺の中間、宮城郡市川村といふ、國司屋敷の跡に布目地の赤瓦あり。都のつゝにし侍る。視屏などに用る奇なり。俳句、押へ蔦ぼつのいしぶみ苔ふたぎ」

奥の細道(元祿二年成る)。松尾芭蕉(伊賀人)。つぼのいしぶみは、高六尺餘。横三尺ばかり、苔なうがちて文字幽也。四維國界の里數をしるす。城は神龜元年、按察使鎭守府將軍、大野朝臣東人之所置也。天平寶字六年、參議東海東山節度使、同將軍惠美朝獦修造、而十二月朔日と有り、聖武皇帝の御時にあたれり、昔よりよみ置ける歌枕多く語りつたふといへども、山崩れ、川落ちて、道改り、石は埋れて、土にかくれ、木は老いて、若木にかはれば、時うつり、代變じて、其跡たしかならぬ、事のみをこゝに至りて、疑なき、千歲の記念今眼前に、古人の心を閃す、行脚の一德、存命の悦び、羇旅の勞れをわすれて涙もおつるばかり也。

奥羽觀蹟聞老志。壺碑在于我東奥也久矣。然累世無人識其神妙者。空葬沒于古城草莽之中者幾千年。水戸黄門君。請其文字于我太守綱村君。令儒臣田邊希賢雙鉤以遣焉。未及石刻尤可惜矣。元祿十二年。與江定守及亡子義方。經此地以義方術。而打之去。閱其文字。筆勢高古。字體寬閑。殆非尋常書。考之中華。則蘇長公。趙松雪之上。而陳弘景。顏魯公之亞也。未嘗見日本之字體。於是切怪我朝有此鳥蹟。而未嘗以此傳其名于後世矣。仍告之平信範。是亦驚其妙手。時緝本朝書史。乃收之篇中。予亦屢示好事之徒說之。談本希有之書。嚮後州人略知其奇跡也。正德甲午春。當太守君。命僕雙鉤以進之。實筆者姓名而得其左証于風土記殘篇中。始知見雲眞人筆痕。可謂得其時而顯者也。

五、坪碑の出典

多賀城碑を稱して「坪碑」と傳唱せしめたるは、日本總國風土記殘篇に起因す、後ち轉じて「壺碑」と改字し、多賀城碑と唱ふもの殆んど稀なり。蓋風土記殘篇なるもの、諸國風土記の全卷は、文永●弘安年後に散逸して、殘れる數卷を假りに稱しての題目なるべし。その殘篇に左の記あり。

陸奥國宮城郡坪碑在鴻之池。今闕。爲故鎭守門碑。裏美朝獦立之。見雲眞人清書也。記異域東方之行程。令旅人不爲迷塗。

諸國風土記は多賀城碑建造の天平寶字六年十二月以前無慮三十年のことなり、而して殘篇なるもの僞撰なりと。

新井白石曰。和銅六年勅。京畿七道諸國。撰風土記。天平初書成奏上。而其所謂編載多賀城碑事。碑者天平寶字十二月。鎭守將軍藤原惠美朝臣朝猶所建去風土記奏上。無慮三十餘年。安有預記是事于哉。其餘則亦可知也。據僧仙覺萬葉集註釋文永弘安間。風土記全書猶存。自是之後。其書散亡。於今則僅存一二嘗觀所謂殘篇二十餘卷。其書體裁與原本不甚相似。且其文字鄙陋實是兎園蠹冊耳

諸國に勅して風土記を編ましめたるは、實に元明天皇和銅六年(皇紀一三七三)なり、而して編全く成りて世に現はれたるは醍醐天皇延長六年(皇紀一五八八)なり、その書傳へて文永弘安に至るも全卷尙存せり。前載せる白石子の說によれば諸國風土記の成りたるは天平の初年なりと云ふ、天平初年に成るが故に、天平寶字六年に建樹する城碑の記錄を稱して「安んぞ預じめ是事を記せんや」と斷定せらる。白石子の云ふ所或は國郡の地圖にはあらざる乎、若し史家の所認せる諸國風土記の編全く成りしは醍醐天皇の御宇にありとせば釋然たる所あるべし。假令へ風土記殘篇なるもの兎園蠹册なりと雖も、多賀城碑は「坪碑」として初めて世に知られたり、何に故に「坪碑」と冠し、後ち「壺碑」に改むか、坪、壺國訓相同じ、尙坪、壺の義解は載せて諸書にあり、左に。

北裔備攷附錄。既に多賀城を作り又碑を其坪內に設く坪は地の平なる所を云ふ、蓋柵中に人夫を計るの坪あり、玆に此碑を設爲するものは衆人に示さんが爲め用軍國の制度を立つるに在りて上急を京師に達し下援を隣國にとひ遠近の日子を定むる事皆賞罰の關係する所に在ればなり。故に世又之を壺の碑と稱すれども古歌詠する所蓋此と同じからざるなり。

坪碑、壺碑又は壺の石文若くはつぼのいしぶみと稱する碑石は、今の靑森縣上北郡野邊地町の近在に、古の壺村に壺山と稱する地にありし碑石なるべし、即ち西行の歌に「壺の石ふみ外の濱風」に徵しても爾か思はる。去れば多賀城碑、即ち「多賀城修造之碑」と謂ふこそ正しかるべし。この城碑と壺の碑混同したるは憶ふに奈良朝の末期と平安朝の初期には諸國風土記未だ成らざるの時なり、陸奧國の風土記を司る史官、又國司の奏上とに於て資料上缺陷なきを保せず。座上の蒐集多くは誤謬なきにしもあらざるべし。是れ後人をして宮城郡に西の碑あり、上北郡に東の碑ありと唱ふるに至る歟。要は唯だ坪の碑と多賀城修造の碑とは別個の碑石なりと謂ふにあり。

六、城碑の疑義と質疑

夫れ見ぬ世語は秦漢の昔ならで、多賀城修造之碑さへ種々の異說多かりき、中にも城碑と坪又は壺碑と別體なりしは前敍の如し、然れども未だ道達なりと謂を得ざれば主なる項目を擧示して疑義と質疑を併せて略說する下に。

【見雲眞人】見雲眞人と稱するも本朝に無き人の名なりとは白石子の說なり或は然らん。眞人は八姓の一なり、見雲は國訓「みくも」なり、雲は國に通ぜり、即ち三國眞人なり、三國眞人に礒乘・野守・奧山・三吉・淨乘の數士あり。新佐手簡によれば、「見雲眞人は疑もなき淡海眞人三船(舟)の字を傳寫あやまりて舟と申す字を雲」云々と、蓋し草書の亥は眞書の雲に誤寫し易ければなり、去れば所謂る殘篇の記事中見雲眞人なるものは即ち眞人三船となりと刻印せられたり。

【西】碑題に西の一字を刻す。碑題を解して西に多賀修造之碑あり、東に野邊地の近傍に壺の石文ありと、東遊記に載せり、去れど閑田耕筆之れを辯ぜる前敍の如し。

北裔備攷附錄。多賀城。西。按するに正史光仁紀以上皆多賀柵と稱す、柵即ち城なり。碑其城中に置くが故に此三字を記して後世の人をして眩ふ無からしむるのみ。碑石高さ六尺五分、幅三尺四寸餘、蓋本跗石ありて今亡ぶるものか、碑題中央に一の西字を大書す蓋京師を尊崇するの意なり。且其碑を立つる西面なるを以ての故にして皆京師を崇尙して苟も之を忽諸せざるの意なり。今日光に在りて館舍局每に楣間に貼するに江戶の二字を以てすると同意たり、是れ王命を奉じて夷狄を鎭撫し境界を守備するの任たるを以ての故なる可し。

【道塗】多賀城碑の建置時代の皇居は近江の保良に遷し給ひし後ちなれば平城宮なるべし。碑を建て多賀城を起點に京

師及び山海兩道の常・野二州並に蝦夷・靺鞨の國境を終點とし、古制の道法に則り行程の里數を表示したるものなり。常陸國は海道に屬し陸奥街道の衝路なり。常陸國風土記に「道路不隔江海」又新古今集に「東路のみちのはてなるひたち帶」と見えたり、即ち陸奥國行程の海道途たるを證せり、されば建碑當時の國境線は今の勿來關にあらずして、今の那珂郡の地帶なるべし、往時の、仲・久自・高の三縣即ち今の那珂・久慈・多賀の三郡なり、三郡共に常陸國に隷せざりし時代なり。

東奥紀行（長赤水）又按多賀城碑文曰、去常陸國界四百十二里。去下野國界二百七十四里」常陸界勿來關下野界白河關。各去多賀城道程相似。而碑所記里數之差。始倍奥可疑甚也。或考歌枕名寄引萬葉歌云。常陸本陸奥之分國也。然則天平之時常陸之界。蓋今那珂郡也。伸久自高三縣。猶屬奥州可知矣。後世或謂之奥郡。亦此之由乎。

下野國は山道に屬する亦陸奥街道の衝路なり。由來下野國の建置は上古、上野下野の二國を總稱して毛野國と云ふ。仁德天皇の御宇に渡良瀬川を境に西を上毛野と云ひ東を下毛野と云ふ。下毛野は今の下野國にして、和銅元年三月下野の國守に多治比眞人廣成を任じ、國府を今の南都賀郡國府村に置く。蓋し下野國と陸奥國との境界をば、今の白河より西南二里四丁を距る境（地名）と定められたり、故に今も稱して境の明神と云ふ。その境の明神より長町に至る道程は四十六里八丁二十間なり、此れを古制の道法に換算すれば二百七十六里となる、更らに長町より東街道を經て多賀城に達する路程を加ふるを要す、されど古書多くは白河の關を稱して下野・陸奥兩國の境界とするもあれど、境の明神より白坂を經て白河關に達する道程を減殺することゝせば、その道程前記に示すが如くなるべし、されば碑文の二百七十四里に對せば僅さに古法の二里今の十二丁の差あるのみ。されど先哲既に說く所あり「碑中二百字。或三百之訛」とか、又は「刀筆の師にこの訛を爲す歟」又「一畫の存滅の疑ふべきものありと雖も、何ぞ大累となすを得んや」とか、抑揚褒貶異說紛々

七、碑　定

編者寡聞にして識才なし。幸ひに先哲諸師の敍述あり掲げて前記の一乃至六に編し、疑義と實義の欄を掲げて結論の欄に換ふるに「碑定」と假題し略述するも亦蛇足にはあらざるべし。

一、政宗第三世の孫綱宗（雄山公）時代萬治二年に成る以貫文集と題する稿本に、鹽竈・末松山・松島・松浦島・十符浦籬の中に「壺碑」の二字見ゆ、碑は即ち多賀城碑たりしは謂ふまでもなし、此の年三月八日綱村（肯山公）誕生せられたり。多賀城碑は壺碑と冠して鄕土の文壇に見はれたると、復肯山公の御誕生と歲を同ふせるも亦太奇なりと謂ふべし。案ずるに內藤文集に云ふ「壺碑」の名稱は、風土記殘篇に云へる「坪碑」の文字にあらざれば、蓋し風藻文雅に厭むる國司の內に嘗て或は庭園池塘に裝置せしことあり、鄕人通稱して壺の碑と云ひしも亦知るべからず。城碑の發見を記載せる先人「伊達吉村（政宗五代）卿財巨萬を費し地方二里深五尺を掘り遂に乞れを得たり」と（好古小錄）の傳或は非ならん。

二、萬治二年壺碑の銘目は內藤以貫に藉りて文藻に現はる前述の如し、夫より十四年の後ち寬文十二年忍誓に憑りて坪の石文と冠稱し歌詞に現はる。同文通考に萬治寬文の間土中より出す所と記する所以なるべし、されど壺碑又は坪の石文こそ即ち多賀城の門碑なりと知るに由なきが如し、寬文十二年より六年を經、延寶五年藩の儒臣田邊希賢に依りて鎭守府の門碑なりと鑑定を下し、且見雲眞人の筆痕なりと刻印を付せしは風土記殘篇を出典とせられたるべし、然れども蘚苔と土着のために石面に刻める原形の文字をしてその痕跡に隨いて兩邊より細線を引きて書き記すの技藝極めて拙なりしなるべし雙鉤即ち「かこ字」の損紙今尙伊達家の書庫に在りとは蓋しとの時の損紙なりべし。當時搨本摺本の技藝未だ進まず、城碑の石面も亦今日の如く滑かならざりし時なり、故に忍誓は「苦むしたるをあらはして文字書うつし給ふ」又芭蕉は「つぼのいしぶみ苔をうがちて文字鮮也」と（和歌名所追考・奥の細道寬文・延寶・元祿時代にありて「は

かこ字」の雙鉤のみにてありしが如く思はる。延寶五年を距る三十七年正德四年榻本の術行はれたるべし、聞老志に「以義方術而打之去」又「當太守君。命僕雙鉤以進之。質筆者姓名。而得其左證于風土記殘篇中。始知見雲眞人筆痕。可謂得其時而顯者也」

左證を殘篇に需めたるは田邊希賢により見雲の淸書なりとの打銘は既に三十七年以前延寶五年に在り、今聞老志の記する所によれば筆者の姓名は始めて見雲の筆痕なり、と。延寶時代希賢子正德時代の洞巖子出典の殘篇に採りしは共に一なり、而して殘篇の出所も亦俱に京師なり、只だ時に先後あるのみ、然れども雙鉤作製に於ける技術に巧拙あり淸濁の差あり、先きには「かこ字」にして拙、後ちには榻本又は摺本しにて巧なり、雙鉤技術の巧拙は只だ時代の先後に由るのみにして多賀城碑の眞象には未だ軒輊・輕重・優劣・上下の差等あらざるなり。

三、雙鉤の技術は漸次に巧妙なると同時に、城碑の榻本は同好者間に宣傳し、需求力の增進に伴ひ雙鉤をして容からしめんと欲し、蘚苔腐蝕を剪除し强て加工を施し石面をして滑澤ならしめたるも亦圖るべからず、此れ或は後世人をして、原碑は毀壞し重ねて刻して之を建つも亦知るべからず、或は燕澤の碑より數百年前の碑石なるに却て及ばず、或は天平寶字の物には決してあらじ、等の疑團を招徠するの導線となすにはあらざる乎、殊に疑團招致の素因に指ふるべきは、聞老志に「令儒臣田邊希賢。雙鉤以遺之。未及石刻む可惜」と、或は希賢子時代にありては未だ石面に彫刻せざりしも洞巖子時代に至て石刻即ち石に刻みしものゝ如く解せしなるべし。若し重ねて城碑を刻むとせん「勒石」又は「刻石」と錄せるなるべし、石刻は即ち榻本又は摺本の故たること、希賢雙鉤以て之を遺るの記に徵するも知るべし、鹽松勝譜に、「未だ手摺に及ばざるもの尤も惜むべし」と解して記せり。蓋し石面の滑澤は萬治・寛文・延寶時代に比し幾多の變形なきにあらざるが如き觀ありと雖も鳥跡の眞髓に至りては「字畫楷正筆勢高古」(舊蹟紀文)「筆勢高古字體寬閑殆非尋常書」(聞老志)「其文簡樸其字蒼勁。決非後人之所能揑造」(隨鑾紀程)「文のすなほに飾なき、字の舊き樣なるを(中略)たゞしきものなり」(十符の菅薦)を敍述せられたり。

隨鑾紀程。又東過多賀城墟。有古碑焉。其文曰多賀城去京一千五百里。去蝦夷國界一百里。去常陸國界四百十二里。去下野國界二百七十四里。去靺鞨國界三千里。此城神龜元年歲次甲子。按察使兼鎭守將軍從四位上勳四等大野東人之所置也。天平寶字六年歲次壬寅。參議東海東山節度使從四位上仁部卿兼按察使鎭守將軍藤原惠美朝臣朝獵修造。按多賀城即鎭守府朝獵即府帥也。是時朝獵之父押勝專政紛更舊章。官名紀年。盡效唐制。此記里程。亦用唐尺。彼一里當我四町四十八步弱。所謂去蝦夷國界一百二十里者。即今十六里弱。則隣境夷民猶梗王化。府城修築之所以不可已也。此碑前於燕澤數百年。而色澤反不及焉。然其文簡樸。其字蒼勁。決非後人之所能揑造。余嘗讀文祿淸談云。永祿中。宮城郡人。掘得古碑。尋復埋之。其文記四方里程。又嘗讀水戶侯光圀答仙臺侯書。有竊聞貴邦宮城古碑。頗致破損。宜加修理之文。則原碑毀壞。重刻建之。亦未可知也。或謂朝獵修城時。未置鎭守府。故署官衞。稱鎭守將軍。不稱鎭守府將軍。不知太宰府帥稱太宰帥。近衞府大將稱近衞大將。諸省卿輔。亦稱中務卿。稱治部大輔。何獨容疑於此。但朝獵從四位下見正史。今上曰。未知孰是耳。

奧游日記(細川十洲博士著) 明治二十二年八月出版。惟世人見其石色不古多疑爲非眞。余亦不能由以想見天平寶字年間之舊。然此碑前在於西岩切村。偶倒而到地。伊達氏命人訪求得之。移諸今地。爲作碑字。固無苔蘚剝蝕之痕。且其亭上無一老樹之相蔭映。以助其古色。今乃由此疑其爲贋鼎則過矣。余則疑此間地名並無稱壺若坪者。而此碑有壺碑之稱。說者謂。壺者衢也。又庭也。因此碑原在衢若庭。故有此稱。然南部七戶有坪村。又有石文村。坪者壺也。石文者碑也。既稱壺碑則似謂其所在地之名。中略。自風土記謬認多賀碑爲壺碑。後人承謬混同二碑。西行顯昭淸輔諸名流所詠可以爲證。併錄質諸識者。

長赤水東奧紀行云。按。壺碑本在南部見于袖中抄 今以多賀城修造碑目曰壺碑蓋風土記之譌也。諸國風土記已亡。今存于世者。多出後人請會。不足信矣。古歌皆詠南部壺碑也。碑在北郡七戶壺村。今南部北郡之地。古屬岩手郡。面題日本中央四字相傳。田村將軍所爲也。後人埋之祭以爲石文明神。碑今亡矣。元祿年中吾藩之士丸山可澄。遠遊東奧。因便尋南部壺碑。土人所得亦如是。事見其紀行。又按多賀城碑文。曰「去常陸國界四百十二里。去下野國界二七十四里」常陸界勿來關下野界白河關。各去多賀城道程稍相似。而碑所記里數之差。始倍矣可疑甚也。或考歌枕名寄引萬葉歌云。常陸本陸奧之分國也。然則。天平之時常奧之界。蓋今那珂港也。以六

町爲一里。則去多賀城四百十二里。此時伸久自高三縣。猶屬奥州可知矣後世或謂之奥郡亦此之由乎。

史學雜誌（田中氏）云。近世鑑古家。間々多賀城の眞僞を議する輩ありて、栗原信充氏は伊達綱村朝臣の造設となし、余も亦字畫の間摸擬の氣あるを認め、窃に疑心を抱き居たり、然るに文祿清談にも「宮城郡に坪石文といふは去る永祿の中ごろ、彼石文のあたりを、其隣里の農人、畑をうたんとて土を掘かへしけるに、不思議にあやしき石を掘出しけるを、其石に文字數多見えける間、是はいかにと、長に告げれば、長頓て彼石を見て工夫するに、疑ふ所もなき石文なりと云て、其石にある文字を書きとめて、又もとの如く埋め置きたりと云、右の文字とて寫しけるを見れば天平年間大野東人軍志ありし事、其外に此所より東西南北の道の法を書せりと、或は鞨鞨國へ三千里、或は帝都へ何程、又いづれの國へは何百里と書す」とあり、而もこの文祿清談といふ書は、足利時代に成れる塵塚物語を改題せしものにて、石文の一條は、全く後人の攙入なり、中山信名、文祿の古寫本を見て其疑を散ぜし由、鍋田三善が磐城志に見えたり、又水戸藩の佐々宗淳が那須國造碑考に「凡上世碑碣。今存于世者。此碑與陸奥壺碑也。而壺碑爲好事者往々摸寫此碑在荒墳茂草之間無人識者」とありて多賀碑は那須碑よりも先出と見ゆ。宗淳が那須碑考は、寛享元祿の際に書せしものとす、吉田友好（天保年中の人）著、仙臺金石誌に「佐久間洞巖殘篇風土記を京都より購ひ得て坪碑は宮城郡市川村にありといふを看て驚き、頓てその邑にゆき普く尋るに得ず、水に沒せるやにあらんと、市川といふ水の流に沿ひ、そこはかとなく搜り探りけるにいづれの橋にやその下に泥の中に大なる石（原註、土人錄さき石といふ）の埋れあるを見て、土人をして揭げしむるに、果してこの碑を得たるは、洞巖の功なりといふ」云々之に據れば、洞巖の發見の如くなれど、實は僞作にして當時の藩主綱村亦與りて之を知れるに似たり、云々

多賀城多賀國府遺蹟。（大槻文彦）　多賀城址の南麓に例の城碑、今も立てり、近年此の碑を疑ひて、云々する人ありて、其甚しきは、當時の藩主と舊臣佐久間洞巖と、君臣竊に謀りて、擬作せしものか、とまでいふに至れりと妄極まれりといふべし。此の碑の事は、新井白石の同文考に、萬治寛文の間に發見せり、と記したるを最も古しとす。土人は夙くより、此碑を知れり、然れども何碑なるかを知らざりしなり、京都の人、田邊喜右衛門（名は希賢、整齋と號す）仙臺の儒籍に祿せられて、仙臺へ下りしは延寶五年なり、時に年二十五（洞巖と同年）此人、曾總國風土記をよみて知れりとて、此碑を見て直に鎭守府の門碑と鑑定す、又「仙臺領古城書立の覺」にも、此碑のことありて、そは延寶年中の書立なり、此外水戸の佐々宗淳が那須之國造碑考は寛享元祿の際のものなるに此碑の事を記し、芭蕉翁の奥州紀行なる奥の細道は、元祿二年の著なるに、亦此碑を見たりとあり、扨洞巖は初め一畫工なり、其學に志しゝは、三十六歳にて、實に元祿元年なり、洞巖の墓碣の文は南郭集にありて、其中に「爲人介立勵操以其學頗曉中年後日夜手不釋卷」の句あり、讀とすべし、元祿四年罪を得て城下を追放せられ六年赦せられて歸り、十二年始めて多賀城碑の正面摺を考へて、東涯、廣澤、白石等に贈て、此碑發見の名を占め此頃に藩の編輯局に徵せられて、是れより、中將綱村朝臣との道遇となりしなり、又藩主の如きは、性嚴明剛果なり、その自編の伊達正統世次考の嚴正なるを見すや、祖先の蹟を顯彰するに足るべき史料さへ、一點疑を存するものは、乃郤けて一曲筆を用ゐず、何ぞ寶碑の見戲あらむ。

宮城縣權令宮城時亮奏上附錄。多賀城碑。宮城郡市川村以南多賀城址に在り。乃世人坪碑又壺石文とも云は是なり。日本總國風土記逸編曰。陸奥國宮城郡坪碑。在鴻之池。爲故鎭守府門碑。惠美朝獦立之。見雲眞人清書也。記奥域本邦之行程。今旅人不爲迷塗とあり、鴻之池今廢る。又同書に坪碑に次で、坪浦在松山之右出溫湯とあり、鄕人湯坪と呼と云り。松山は乃ち末の松山なり、或說に此碑は旅人不爲迷途のためばかりにもあらず、征夷の時此城へ兵を遣す、國及蝦夷國界の遠近を後世に知らすべきため記したりとも云り。歌書には壺の石文に作る（坪壺共につぼと訓す方言相通ず。其湯坪あるを以て古より坪壺とも通用せしなるべし）又一に壺碑と云說もあり、壺は宮中の俤なり。字體壺に似たるを以、後世繫說を立しにや未審ず。而して其字畫楷正筆勢高古、尋常の書に非ず、世人打摺して賞翫する所なり。或說に南部八ノ戸に東の碑有ともいへり、好事者の僻書面の字に對して附會の說なるなり。又舊蹟紀聞に壺碑南部に在て、石面へ日本中央の文字をゑり、北都七戸と野邊地との間、壺村石文村と云所に昔碑ありし故に壺碑と名付くと云傳、今はなし。土人の傳へには壺村と石文村との間に在して、千引明神の宮の下に埋て今はなしとぞ。是等の說誤にて取に足らずと云ふ。

自碑首至石根六尺五分、石圖九尺六寸八分、石基九尺三寸七分四方に甍を爲し、其中に記あり。

多賀城疑（鈴木史蹟調査員）多賀城碑に就て世人の疑問を抱く所は、蓋記事と書體と發見時代との三のものに在るが如し。今余が考へ置けるを示せるものとせば可なり、五方の里程は今日と大差あれども、當時に溯りて比較參考すれば大

【記事】　碑の上なる西の字は方位を示せるものとせば、大槻如電氏が說とを合せ聊か其疑を歸ぜんとす。

差なかるべしと思はるゝ。又或は神龜以前の史上に鎭所といふ文字あるを以て此文を難ぜり。其は事實を明にせざる誤ともいふべし中世にありて奥羽の地鎭定せさせ給ひし御政略今日の臺灣に於ける如く、軍政と民政と互に相須ちて修理せられたるものなり。鎭守とは軍政府にして鎭守府將軍の本營なれば一所の定名にあらず。加電子の說に、陸奥の國府は最初信夫郡に在りて、鎭所は名取郡にありき、此多賀城を築くに及びて本營を此城に移し、蒼鎭所を國府とせられき。云々。

【書體】 長三州中林梧竹諸家は、古法帖の集字ならんといふ。其は同じ字の點畫皆同體なるを以ていへるか、されど是も加電子の說に唐朝の制として、官府の文字は異體の字を書かざるを法とせりと。去國界などの字の悉く同體なるは、其法に據りしものにて集字の如く見ゆれば、却て正しきなりと、發見時代新井白石の同文通考に此碑の文字を引きて、其註に萬治寛文の間土中より出でしものにて、世には之を壺の碑なる由いふとあれば世に出でし時代明かなり。大淀三千風が松島眺望記「天和二年刻板」及び松尾芭蕉が奥の細道「元祿二年」等には壺の碑として之を記載し置きたり。尙又內藤以眞「元祿五年、歿六十八」は仙臺封內山海名勝記の中に亦壺碑として之を記せり。扨此碑の疑點を世多く佐久間洞巖に係くと雖も、洞巖は承應二年の生なれば萬治寛文といへば六歳前後なり、六歳の幼童にして何事をかなすべき。又仙臺藩主は綱村朝臣(肯山公)僅か十三才の時に當れり、されば君命にて市川の地を掘らしめ給へりといふも當らず、況んや洞巖の所爲とはいふべくもあらざるをや。以上は此碑の疑義に渉れる三の要點を述べたるものなれども、未だ盡したるにあらざれば左の考案を具して其の不足を補ふ所あらんとす。

碑石。碑石の製に就ては古代の作にあらずなど、種々の說を唱ふる人あれども是は古碑を多く見しことなき人なればなるべし。上野なる多胡の碑は自然石なれども、文字大なれば刻み易し故に自然の儘なる石面に彫り付くるもよかるべし、但し千年余り永く風に吹かれ雨に打たれたれば、文字を彫り付けたる時よりは石面も粗糙になりしなるべし。又宇治橋の碑や　元明天皇御陵碑、那須國造の碑は皆石面を砥ぎたるのみならず　元明天皇御陵碑と宇治橋碑とは、縱橫に罫線を刻劃したる間に文字を彫り付けしを見ても、强ちに古碑は砥礪せざるものにありとのみ言ひ難るべし。されば多賀碑も其面を砥礪したればとて、古代の作として何の妨あるべきや、若し古へは石を砥礪するの術を知らずとならば、草昧の時代に石器あるべしやは雷斧、雷槌、石鏃などの術を知らずとは思はれざるをや、之より推して見るときは多賀城碑の作り樣は聊かも疑あるべからず。又或る人は碑字の點劃剝落する所少ければ古代の作ならずといへるも、一應無理ならぬことながら、凡そ碑石は如何に久しく埋れありとも土中にて損壞するものにあらず、故に彼の風雨に曝され日光に照されて、地上に露出するものに比すれば、其有樣寬に天壤も當ならざることも知らるべきなり、されば多賀城碑字は點劃比較的損壞少しとの疑も水釋するならん、但し是れとても文字の大小石質の硬軟疎密に從ひ一樣にはいひ難けれども、能く其碑石に就て見るときは愈其理の當れることを知るに足らん。且や文字の點劃などにて彼れ是れといふものは親しく碑面を見しにあらず、世の中に有り觸れたる種々の圖本を見て品評を下すに過ぎざるべし、此碑の搨本は大約四種あり、而して原碑の搨本は至つて稀なり、最も多きは石灰板にして眞本に近し。之に次ぐものは木板にして大に眞本と異なるなり、其次なるは泥板にして愈眞本に遠ざかるなり、然れども眞本を除き他の三種の搨本を一枚取て見るときは、一々其眞贋の差に次第ある所を指摘するを得べし、若此木板以下の似て非なるものを眞本と誤認し、其字劃の正くして缺損なきを以て古代の碑にあらずなど輕々に看過さるゝは眞に原碑の寃と謂ふべきのみ。斯くも多くの贋本出でたるかといふに、蒼藩時代には原碑を搨ること難きが故に、四方の需に應ずべくもあらざれば、是等の摸本を作り世の人の乞ふが儘に賣り廣めたるが今も世に存して其眞を亂るものなり。故に强ち狡猾者の手に成りし贋本なり僞なりとして賤むべきにあらず、只其眞僞を鑑別するは其人の心眼に存するのみ。此外折本として作りたるものあり、一は細井廣澤の手に成り、一は林子平の手に成りしものの是なり。此二本は共に考證序跋などあり、其刻法も極て精緻にして摸本中の逸品なりとす。又原碑の搨本にも二樣あり世の人多くは之を知らず徒に非議するもの少からず、其二樣ありとは、文政以前に搨りたるものと文政以後に搨りたるもの是れなり、文政以前のものは原碑の儘にてあれども以後のものは西の字は如何も新しくに刻みなるが如く見ゆるが上に稍太くなり、又此城の二字も著しく太くして新しく見ゆるなり。如何なれば斯くなりしかといふに、此時代は多賀城碑の事は一切養賢堂(仙臺藩の學校)にて支配したりしが、文政某年本碑を搨らんが爲め、書記役なる某をして之に當らしむ、某碑面を撫でつゝ思へらは此碑の文字は鈎損あるが故に摺り上り宜しからず、少しく刀を加へて點畫を明かにしたらんには一層見事なるべしとて刀を加へんと、已に西の字以下に及ばんとしたるに、學頭大槻民治(名準宇は子繩平泉と號す)之を聞き是は怪しからぬことなり早く刀を加ふることを止めよとて、人を遣はしたるに、最早西の字と此城といへる三字に刀を加へ終へたる所なるを指し止めたるなり。されば文政を界として原碑の搨本にも差異ありと知るべし。京都なる堀河の伊藤氏の藏本は東涯以來所持するものにして二幅ありといふ共に文政前のものなれば、今や得易からざる佳本なりとす。又廣澤及び子平の作りたる摸本も文政以前の搨本に基きたるが故に、西の字と此城の二字とは本の儘なること勿論なりとす。

【發見】 此碑の發見は承應寛文の際に在ることは前にも略いへるが如し、而して之を發見したるは全く多賀城故址の近傍に住める里民にして、其れとて誰といへることも詳ならず、只何とやらん彼樣の文字を彫り付けたる碑石ありといひ合へる迄にて、暫くは何の碑石なりしやも知れざりしが、藩儒田邊希賢(字は淳甫喜右衛門と稱し整齋と號す京都の人なり、延寶五年仙臺藩儒員となる、其京都に在るや某譜紳家にて陸奥殘篇風土記を見て、當時已に多賀城門碑を坪の碑として知りしなり、されば之を審定して坪の碑となしたるも此延寶年代なるべし、故に之が雙鈎を命ぜられしも緣故ありといふべきなり)之を審定して坪の碑なりとなしたるなり。然るに此時は未だ正面搨打の法を知らざりし爲め、水戸黄門の碑本を求めらるゝに及び、整齋に命ぜられ碑石に就て雙鈎を加へ之を贈進せられたりと見え、さるを世には佐久間洞巖が發見せりといひ傳へたるより。先哲叢談にも洞巖が傳中に其發見顚末を記載したるなり。若し夫れ洞巖が實に發見したらんには、其著なる奥羽觀蹟聞老志にも其事を記載すべきに、さはなくして只久しく草莽の中に蕪沒せしことのみいへり、是れ洞巖が此碑を發見したりと後世までも稱へられしかといふに、抑又故あることにて整齋が碑石に就て雙鈎を施したるも其點劃眞を失ひ、石面の文字に比すれば遠く及ばざることを慨きしが、元祿十二年に至り洞巖其子義方と共に正面搨の碑本を作り得て之を世に出し、洞巖が手より伊藤東涯・荻生徂徠・細井廣澤・新井白石等名家に贈りしが爲め洞巖の名は碑本と共に高くなり行きたるなり。されば洞巖が多賀城碑本を世の中に廣めたるは他人より見るときは之を發見したるの功と同樣なるを以て、今尙其發見者と思ひ誤るは怪むに足らずと謂ふべきのみ。彼先哲叢談の洞巖傳中に本碑の發見者として記述せしも無理ならぬ事にて尤むべきにあらざるなり。觀蹟聞老志第六宮城郡の上なる壺者の部に云く(編者云全文先にあり略す)此一節は洞巖が本碑の事を記するものなり。又先哲叢談なる洞巖の傳中の一節に云く、多賀壺碑又稱坪之石文。後世失其所。沈晦曠世數百年無識者。元祿中始得之於多賀古城址荒蕪土芥中。洞巖好古之癖。乃揣摩摹勒。毫釐不爽。云々。此文中元祿中始めて之を得るとあるは、洞巖が元祿十二年に始めて正面搨の法を以て之を搨立たることを傳ふるものにして揣摩摹勒毫釐不爽云々とは其搨立せる碑本の世に傳へたるにあるなり。地を隔つること百里にして、世を去ること二百年なり、其傳記に多少の誤あるは已むを得ざるべきなり。

【辯妄】 多賀城碑の事を疑ふの餘り、綱村朝臣(仙臺藩四世の主幼字龜千代青山と謚ニ)が洞巖に命じて之を作らしめられたるならんと迄いへる人あり、其言ふ所を見るに朝臣は末の松山などの名所を己が領内に在るが如くしたるが、其實末の松山は八の戸地方に在なり、斯く無きものを有りとせられし例もあれば、多賀城碑も亦然るべしといふにあり、　とて冤を蒙らしむることの斯く迄甚しきや、朝臣は伊達氏中興の英主にして性嚴明剛果なり、洞巖も亦嚴正剛直なり、何ぞ無きものを有りとするが如きことあらんや、さるを斯く疑ふは其性行を知らざるが故なれど誣ふる亦甚しからずや。抑末の松山は宮城郡八幡村に在ることは、彼の僧宗久が都の苞を見ても明かなことなり、其文に云く(編者云全文先にあり略)宗久は正平年間(觀應年間)に奥州に下りし人にて今より五百六七十年にあり、されば朝臣が作られたりといへる妄說も消滅すべし。(略)

多賀城碑取調書。朴澤行實。佐藤茂勳、同記。天保壬寅九月下浣手戸清雄(太郎右衛門)紺野定由(六彌)命を奉じて坪碑を打搨せしが今玆嘉永壬子六月中浣朴澤行實・佐藤茂勳命を奉じて打搨しける節土人の言ひし事どもを取合せ且先哲の採り集めし中に遺漏の事も有之を今是に記すと云ふ。

多賀城は市川村坂の中程東側黄金澤屋敷孫四郎宅地の後にして七十間四方なるよし、今畠となる、其中に蔵葭の生茂するは御座の間の跡なりと言ひ傳へ憚りあるよし、此邑遺瓦多く出づ、布目といふもの端なるは菊の御紋なり、石を碎きて赤土を交ぜ合ひ造るものなるよし、其瓦漆を塗りたる如く黑色なるもの是なり、其紫色なるは又朱を塗りたるの焚けたるなり、其中に裏に刻印の有るもあり、火打にてうてば火を出すといふ、今瓦燒場といひて春日村にある所は此瓦を製する所なりといふ。

城門は丑寅に向ひ今奏社の宮(市川村鎭守)の向側少し西を遠門又大手前門ともいふ、同社西脇を桝形跡といふて土居の形今に存せり下馬牌の建てる所は今の下馬村といふ是なり、昔多賀城の在りし時外郭は市川一村ほどにて今に街道の西北に土居の形は殘り西南は今の市川と南宮村にて落合ひ一つになり鴻の池より流れ出し水と一同になり東南海に入るなる可し、東西高崎村は多賀崎、高橋村は多賀橋なるべきを後世今の村名に改めしものと見ゆといふ(風土記に云く鴻の池は憶ふに國府の池なるべし安房の國府臺を今こふの臺といふの類にしてこくふの中略なるべし壺碑の西北數丁の間なりしが今は田畠となり池の形は猪苗代其御知行城前屋敷新七持高の内玉泉寺西境外三四尺程の清水にて旱天にも水かれずといふ)此多賀城址に九十餘箇の大石あり、一村の者取締して他に出すことを許さずといふ、そが中に竪石臥石流る石冠り石といふ四の名石あり、たて石といふは此壺碑なり(此邊今立石屋敷といふ)ふせ石といふは坂の中程佐貫屋敷安之丞宅の後に弘安十年勸進西阿彌云々の倒碑あり、此碑の事にてあるべきかといふ、其餘今所在を知らずといふ村の三峰屋敷(山岸屋敷ともいふ)組拔(足輕即ち卒のこと)菊池市兵衛多賀城の遺瓦を藏せり、昔より持傳へ

しといふ、箱は梓と見えて堅緻なる板にて作りしものなり、又同人宅地の西南邊にて近年土中より古瓦二枚掘出せしことあり、官へ奉りしが永く家の寶ともなして他國の人好事の者に見せよかしとて丸瓦一枚は返し賜はりしとて今に藏せり、又多賀城址より得るといふ、矢筈の石に化せしもの二塊矢束くつまきのもの現在の如く見ゆるをも藏せり。

菊池市兵衛所藏の壺碑　搨本にも去京の欄外に夫及び五百里と一百二十里の間の下に國の戲れに鐫する文あり舊よりあるなるべし其副紙に

安永三年甲午の秋。贈壺碑搨墨於市川里長市兵衛。是年八月。希緝奉命。適打壺碑。有謬打不奉官者。告之官長。皆大之。就中留得一二枚。投預此擧者。非私度之。因記以與焉。田邊緝識

天保の度城前屋敷新七なるもの云ひしに何れの頃にやありけん、碑亭の楠に一首の歌あるを徽山公御覽じて此歌殊勝なり永く塗りこめずして傳へ置くべしとの御言葉を賜はりし事ありしといふに付そこらを尋ぬるにすり落せしと見えて歌は固より發句さへなし遺恨に覺え侍りしが打碑の功も畢り歸府の後我舅長沼致直に話りしがむかし壺碑の小亭の楠に何人にやありけんかく書きつけて「立かへりまた見ることもかたければくりかへしよむつぼのいしぶみ」此歌のさまなどにしてやさしく覺え侍ると其叔父なる林子平（寛政五年癸丑六月身まかりぬ今に五十年になりぬ）かつて云ひけると聞く（先君の御覽ぜしも憶ふに此歌のことなるべしと清雄等へも話りぬ）松岩山玉泉寺（曹洞宗五峰山松音寺末寺本尊藥師如來行基作）昔壺碑の東南の山にて東向に大門の址元文三年の庚申供養石など今に有り、或年燒失してより多賀城址の南今の地猪苗代某御知行所の內に移るといふ、今に碑の邊に藏下（玉泉寺の藏ありし所なるべし）又寺屋敷ともいふ小名あり、或年江戸の俳人何丸といふ者句碑を壺碑の側に建てんと石に儛りつけゝるが官許し給はずして止みぬ、その句に「指てよむ多賀城の碑や五月閣」

第三項　燕澤碑

一、位置

燕澤の碑は岩切村大字燕澤卷島に安置せる觀音堂の東側に在り碑亭を構ふ。碑題に大圓相中雜字の一梵を刻む。四周に輪線を劃し、一行七字四行、每行間に直線を刻めり、本文二十八文字なりしも闕畫・藤合又古文なりしがため、讀者をして讀み難からしむ。爰に於て建碑立願の趣意をして難解せしむるの一なり。爾かあれど宮城郡に於ける古碑板の席次は、多賀城碑の次に位し、御島の碑と共に宮城郡三碑に一に班す昭和の現代を距る六百四十五年の星霜を累ぬ。弘安五年の昔安養寺中に碑を建つ、安養寺の址跡は今の安養寺林（又安養寺山）なり、慶長十三年十月安養寺を今の廣瀨村下愛子字元木に遷す。その後ち碑を燕澤の善應寺に移して寺中に立つ、燕澤碑の稱號蓋し此に初まる。

新撰陸奥風土記卷八。燕澤碑。宮城郡燕澤村に在り、今同村善應寺の中へ遷し立てたり。

風土記の稿成りしは安政七年（三月十八日改曆萬延）なり、「今同村」云々は安政の末年迄は慥かに善應寺に建置しありしは前記の風土記によりて知るべし、是より先き善應寺第二世天嶺和尙、享保八年九月九日「大乘妙典一家一石之塔」と天嶺親ら書して、燕澤碑の陰裏に勒石せり。蓋し安養寺の址地より善應寺に移轉したるは享保八年にして爾來善應寺々中に建置すること慥かなるべきも、安政以後現在の卷島に移轉せしその歲月定かならず。然れども舊安養寺に建碑しありしは諸書皆一なり。

二、碑考

碑考に三說あり各々その說を異にす、藤塚知明子は「燕澤古文碑考」を公刊し藤太沖子その著に序す。弘安四年玄海灘に覆歿せる元軍十萬の生靈を、僧祖元寇賊の地に誕生したるの緣により、小祥忌即ち一周忌に當るの年を期し、空門の弟子清俊に託して故らに東奧邊陲の地に追修の碑を建てしめたりと、後世この說を信ずるもの頗る多し、明治九年第一次の東北御巡幸に宮城縣權令宮城時亮の奏上文の如き是れなり。志村五城子は、敬神奉佛の一道士あり草莽裏に潛埋せるを知らず草を蹈偶に刈るの刹那謬りて髑髏を切斷し、悲しみて塚を築き墳を營み碑を樹つ、然れどもその何人たるを知るべからずと附言せり。而して闕畫の文字は皇太皇皇太后の諱を避けたりと結文せり。又五城子の養子志村蒙菴子は、

元軍十萬の戰死を弔慰せる追修碑たりしも、碑文の字解を異にせり、載せて新撰陸奥風土記に審かなり。其他に亦說あり。一山一寧の撰又清俊は元人なり。殊に復近時藤塚知明の僞作なりと碑石に云爲するものあり、僞作は別項に敍述せんとするも、上記の三說に就き考證下の如し。

佛臺金石志卷之六。宮城郡燕澤邑碑。碑高五尺五寸。幅三尺二寸五分。五行字數五十一字。向未申間。尉石三壇一尺五寸許。至天保十三年壬寅五百六十一年。

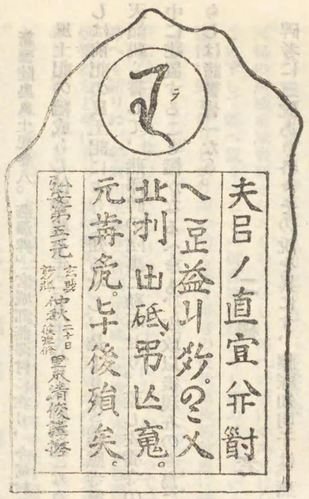

碑高五尺五寸。幅三尺。臺石三壇一尺五寸許。梵字圏一尺二寸。

右碑。鎌倉圓覺寺開山。元僧佛光禪師。弔大元軍兵十萬人沈沒亡寃。代卒塔婆所建也。

燕澤碑考序。滕太沖。黃紹之言近謂哉。雖則近謂爭。逸謂之徒日而不措。蓋雅馴也。吾邨燕澤唯是一卑壤。固無殊勝片石足觀焉。特

碑陰

銘曰。一字一石。餘一非眞。善應寺　顧主
大乘妙典一字一石之塔。　天嶺書

光明眞言日課衆人三百四十九人。　某　某
都合九百七拾万八千叁百遍。　某　某
享保八年癸卯重陽九日　某
宮城郡燕澤邑碑。　五百六十一年。

以人　従道
夫吕ノ直宜并尉　梵字。
人正　舉教　云丸
ヘ亘益牛勿ゑメ

丘
北判由砥。弔寃
前死　次
元寿虎。卒後殞矣。

弘安第五元(戊戌勅)仲秋(二十日彼岸修)里末清俊謹撰

其傳有古碑。蕪沒數十百年。不辨何等物。適輸奇之使錦囊之客。探奇之餘拂蘚而打之。字樣最怪譎不可得而讀焉。若能譯之亦唯徒難而已。諮乃不可得。則何爲望雅馴也。果乎不能上口。輒飜曰是石蔵之簡歟。嗣壞之篆歟。何不近人情者。遂棄而去矣。吾黨源子章。博洽好古癖摯一本。譯以典據閲之。則字之與義俱下不啻嚼蕪也。乃徵之以祖元禪師之事。離乎文獻實何物易之。於是乎碑辭雅馴。傳之四方。而以口於邊鄙之徒者。寧減曹娥氏之蹋耶。請余撿故牘之燕澤古文碑考。奥州宮城郡燕澤村落在古碑。弘安五年所建也。長六尺余。徑三尺。石面欄行其文古體。或離合殆不易讀焉。安永壬辰秋。中山伸廷者。探奥中之勝。則臨此碑還府之後。乞打文告以撫榮覆堂好古之求。予令子弟打碑。且添私考以贈之。然其來由無可得而考據故闕焉爾。廻者書生河成允者。話予曰傳聞此碑文唐僧祖元和尚。自書而所使托空門子清俊樹奥辟不毛地也。故其文難解了實如說歟。予曰街茗之談。亦不可捐之傳說有必以矣。窃想。釋祖元者元人也。弘安二年。依北條時宗遣招東航。同五年相州開瑞鹿山圓覺寺。後謚佛光禪師。先是元主世祖襲 皇和。弘安四年。卒發艫艦三千兵士十萬來寇於九國。二島。胡塵如充翼載京畿之驍擾貴賤之憂懼。似無所措手足也。於此上下所祈。唯有冥神祇之保祐而已。神感不虚。一夜颶風襲艦。元兵溺死殲十萬。積尸如島如嶺。可踐而行。滄門爲之止潮汐矣。嗚呼神明不藐此群兇。吾邦之人忽必烈之奴蜴。危哉危哉。即今于百世下。考此記執筆戰慄堆喪膽也。僞蒙神明之賴恩銘心刻骨。相傳而不可忘。誠神國之稱不妄哉。元寇雖可憎。十萬沈屍見聞之者。誰不發怵惕仁惻之情。祖元本生寇賊之地。雖異種秦。同邦同郷何無斷腸悲心邪。然察肯愴眉語腹非之隱諱。不能無恐懼。敢密欲濟憤悱入冥之苦。而手裁古文離合書。處于邊陲幽辟之地者。嘗有所忌于上也。今玆弘安五年仲秋。丁襄溺之小祥。因以彼岸功德之佛日。樹浮圖弔群類者可察焉。予就河成允之一言。而著述者恐有臆斷附會所諍本來面目歟。然叢中拂埋苔打碑。以傳海寓者。比陵谷不朽之舉焉。冥漠君若有知予鑒吊古稱揚之志。誠以有頴於九原之下云爾。

天明癸秋八月　鹽亭　藤塚知明識

碑字考。(日)隸文以字。(ノ)譬也。人字左邊離合成人八陽經曰。ノ成人。字典每無所見故于此。(劉)古文道字。(辵)古文正字。(ヽ)弗也。人字右惰效于上。(十)凱絣通又擧也。(勿)下文有于名勃字峡一脚。以此例讀則勃知爲敦之古文省畫也。盍人。敦。三字不全成。按。後字多天皇大父帝。在世御諢久仁。皇大后政子。此諱文中見人久政三字同其礎畫。仁者人而久亦具其體。敦之旻畫入政字。則爲國諱乎。唐六典所謂有國諱者皆爲字不成。誠識法者懼。離辭省文不得止而所作之歟。碑面一體放此巢字據古者可奇寳。(ㄑ)篆文云字。(又)與刈同。(丘)古文丘字。(扒)切也跡也。(由)古文囚字。囚者牖盖項中也、由者古文

塊字。而从土。猶彷彿于出不可混。（冓）古文前字。（㐫）古文𣦵字。（𠂎）相次也。（殰）歿也落也史記云。不戰而坛注隕坛相通。（兲）古文天字。（㐅）古文五字。（𢍰）古文　拜字。

譯文私言。夫以（發語辭以意也）人直宜從道。（人直者不邪曲。則宜從道也。并者相從也）人正益擧敎。（人正著從道令敎益擧揚也。自就有道而正焉可思。盖聰明正直者。神之德以所稱歸人之化乎。正直敎道之儷語。回照冓後㐫也。此文雖訓亦有意）云（言辭）刈丘斷凶砥。（刈丘者艾土毛除荊蕀也。斷凶砥者丘頂之砥石如腦蓋。斷底而營墳樹碑也。今之兆域非舊隴。五十年前。鄕民請釋天嶺於此碑背銘大乘妙典之數字。勤而爲今碑面。舊隴有今地之以北。此說親聞邨老附于此）弔亾魂。（追悼死亡之魂魄也）元前死（元或國名本前死者。元寇之戰死。有前後也。大日本史卷六十三曰。弘安四年六月四日。元兵侵太宰府。十三日大破元兵。殺獲千餘人。是可謂元前死也。又國名隱槩爲辭。意許遁顯露之忌諱也）。次後殰矣。（元史卷二百八曰。八月一日。風破舟。五日文虎等諸將。各自擇堅好船乘之。棄士卒十餘萬于山下。衆議推張百戸爲主帥。號之曰張總官聽其約束。方伐木作舟欲遺。七日日本人來戰。盡死餘二三萬爲其虜去。九日至八角島（ハカタ）。盡殺蒙古高麗・漢人謂新附軍爲唐人。不殺而奴之。閬輩是也。蓋行省官議事不相下。故皆棄軍歸。久之莫靑與吳萬五者。亦逃還。十萬之衆得還者三人而耳）弘安第五天。（皇朝後宇多天皇統御。當元世祖至元十九年）玄戰敦牂（爾邪云。大歲在壬曰玄黓在午曰敦牂）仲秋彼岸。（梵語波羅密。此翻云到彼岸。論曰從彼岸作小善。一切群類自然成佛云々）里末淸俊謹拜。（五家爲鄰五隣爲里。末者端也。草野里端之細盧。對叢林之大刹則爲謙辭）碑額刻梵文羅字以代小浮圖。大日經九字秘譯云。羅字金剛火。大成日輪觀復次譯。若觀日月輪。凡夫成佛救迷途狂魄者。要有此一字矣。

新撰陸奧風土記卷之八。（㔾）古文以字　（丿）以至切至也　（乀）良傑切至也　（疋）古正字　（牛）　記也　（攴）古敎字　（乞）古云字　（乂）芟艸也　（北）古丘字　（扌）以刀切斷也　（㓙）古凶也　（冓）古前也　（㐫）古死字　（𠂎）相次也　（殰）歿也　（兲）古天也　（玄戰）壬也　（敦牂）午也　（里末（さとみ））氏　（𢍰）古拜字。右五城翁考

燕澤碑。　盖壓髑髏之文也。髑髏不可知其爲何人。然斯人在世。資性必正直。能守其道立其敎。不幸遭難而死。里末淸俊者。獲其髑髏。憫以掩之。築塚樹碑。初義冢於此。事悉于碑面矣。其夫邦人崇神道設神敎也。其訓曰。神也者舍正直之人之顋瞭矣。淸俊盖有取焉。故謂人苟至直。則宜併于道。道也者何。曰神道也。又曰。人苟至正。則益興起其敎。敎也者何。曰神敎也。某刈草於邱隅。睎刀斷頭髀。此所謂正直之人。而今如斯。且其於顋髀。即是神明所舍也。豈忍棄之艸莽哉。故壓之築塚建碑以吊之。亦唯掩骼埋胔之仁。而祭冥漠君之遺意也。因又言其於前死之人旣掩之。庶幾其於後殰亦如之。盖勸仁於來者也。淸俊亦不知何人。然據其所爲。亘可以見。其兼信神佛之敎。而爲博愛之人也。恐亦有子靈癖。或有所隱諱歟。文字奇古。辭義晦澁。讀者往々誤訓。余因爲之解。云爾

志村五城　撰

右より先に、藤塚知明燕澤碑帖附考證を著す、上木して世に公にす。天明年の事知明の考には、書生河成允と云ふ者の説によりて唐僧祖元和尙自分書して空門子淸俊に托し立てしむる所とす。弘安四年元の十萬の兵筑紫に死せし者の小祥に丁り、彼岸功德の佛日をもて吊をなし、者察すべしといへり。五城翁の考と異なる所左の如し。

目隷文以字の譬也。人字左邊離合。成人は陽經曰ノ乀。成人乀弗也。人字右傍效于上。㓙下有于名。㔾字缺一脚。以此例讀則。㓙知爲敎之古文省畫也。蓋人敎敦三字不全成。按。後宇多天皇大父帝在世。御諱久仁。皇大后㓙子。此諱文中見人久㓙三字。同其礫畫。仁者人而久亦具其體。敎敦之支畫。入㓙字則爲國諱乎。刈出砥斷冉砥者。丘頂之砥石如腦蓋。斷底而營墳樹碑也。

五城翁の養子、蒙菲先生も別に考あり。其說大抵藤塚氏の說と同じ、同じきものは略す、其不同者左の如し。

元冓　㐫（ししほらは）　𠂎後殰。盡元與𠂎。猶言兄與弟也。

知明の說は、元は胡元をいふ。盖元の兵嘗て日本を襲ひ盡く海に歿す。元人淸俊偶來てこゝに居る、此事を憫み爲に窃に此碑を立つと云々。冉塊也。刈出は塊土を刈をいふ。盖出は由の字にして一畫を省く也。

宮城縣權令宮城時亮奏上附錄。燕澤碑。宮城郡燕澤村にあり、高五尺五寸幅三尺臺石三壇一尺五寸許、梵字圈一尺二寸、欄內高二尺九寸、幅二尺二寸五分、五行字數五十一字、向未申間。傳云。元僧鎌倉圓覺寺開山祖元和尙（後佛光禪師と諡す）書して、空門子淸俊に托し建る所なりと。其文讀かたし、碑を造立の趣意は、弘安四年元兵我邦を襲んと三千の艨艟九州に來寇のとき、颶風起り十萬の兵覆溺に罹りしを悲しみ、供養のため私に卒塔婆に代て立る所なりとす、然ども忌憚有て人の容易に讀得ざらんが爲め、其文古體或は離合の字を以てし、且奧僻不毛の地に樹てしと云。依て因なみに、鹽竈神社禰宜齋仙臺藩士藤塚知明著す所の、燕澤碑考（天明癸卯「編註三年」の著）を以、文の右傍に朱にて書し且其譯を後に抄記す。

十符の菅薦。燕澤の碑をみる。里人はもつこの碑といへり、こは蒙古を訛れるなり。弘安五年元國の僧この國に投化きてゐたりしが、戰沒し、くに人のためにたてしところなり、あるは古字を用ゐあるは字畫をはふきなどしてわざと人のえよまぬやうにしたり

しは、當時蒙古の爲にせし事なればなりといへり、されどこれも後にきけば、田道の碑造りし藤塚知明がしわざなりとなん。

隨變紀程。過原町。訪燕澤碑。崇六尺。雨洗蘚染。色頗古銅。其文四行。行各七字。筆多省畫。義不可曉。

三、辯妄

國史大辭典、日本社會事彙に、藤塚知明の僞造又は僞作に成りしもの、如く記述せられたり。未だ燕澤碑を觀ざりし曩の記文なるべし、碑陰に天嶺和尚自ら書せる法華供養の文字を勒石せしは享保八年のことなり、碑陰に勒石せられし後ち十八年を經て知明子は元文三年に誕生せり、知明が生れぬ先きに世に現はれ碑陰に法華供養の勒石しありしを僞見せば躬から釋然として悟り、且誣るの甚しかりしを悔るに喬かならざるべし、若し編者が謂ふ所の碑陰即ち裏面を否定し、二十八文字の勒石せる表面をも裏面なりと見解せば、或は享保の法華供養は表面にして、二十八文字は裏面となりぬべし、斯かる見容すかりし年次と表裏の思索だも放棄し、知明子の模造又僞造なりと罔誣し、その記の起草文は鎌倉健長寺に存置しありとなす如きは妄も亦甚しかるべし。

辭典に疑點を分つに五とす。（第一）は石に古色なしと、這は史眼鏡の反映各々所見を異にす。隨變紀程に、燕澤碑に早き數百年なる多賀城は反て石面の色澤燕澤碑に及ばずと云ひしことあり。去れば燕澤碑を古色燦然なりと眼鏡に映されしは川田博士あり、新古の所見は史眼鏡によりて反映を異にするもの乎。（第二）河成允は河田成允なるべし、子弟の關係は知るに由なきも成允も亦鹽竈神社の社家なり、知明子の傳聞敢て疑惑の種子とならざるべし。（第三）享保に供養すべき理なし、と。安永元年の發見なりと誤認するが爲めなるべし、安養寺の移轉叙して前に在り就て見るべし。（第四）聞老志又は名蹟志に、載錄せざりしが故に知明子誕生以前に燕澤碑なるもの世になかりしと言はんよりも、寧ろ天嶺の自書も亦僞造なり模刻なりと許するに若かざるべし。（第五）離合體の文字は支那文學に見えぬと、文章が拙劣なりと、文章の巧劣は學者の流派に一任して可ならん又爲んぞ支那文學の糟糠を嘗むるの要あらん。又綱村と洞巖共力して野田の玉川・末の松山・多賀城碑をも僞作せる前例に倣ふて知明子が燕澤碑を僞作し「自ら刻み密に之を埋め後人をして發掘せしめ自註且稱して蒙古の碑とも云ふ。（中略）然れども疑點少なからず。第等の古跡は僧宗久が觀應年中に足跡を印せり、去れば名所舊跡を仙臺城下に集むるに勤むの疑義は自ら氷解せられたるべし既にその例なし焉んぞ之れに倣ひて知明子が僞作せんや矧んや知明生れぬ十八年以前に天嶺和尚が燕澤碑の裏陰を藉りて法華萬部の供養塔を建立したるは前叙の如し敢て贅せず、たゞ後學のために既刊の書目を轉載せん乎。

國史大辭典。燕澤碑。（蒙古の碑）　陸前國宮城郡岩切村大字燕澤にあり、蒙古の碑とも云ふ。（中略）然れども疑點少からず。第一、石質一見して古色なく。第二、知明氏の弟子河成允の傳聞に依りて說をなし。第三、安永元年の發掘とせば、四十八年前なる享保に供養すべき理なし。第四、若し假に享保以前のものとせば、　聞老志には勿論、寛保元年（享保八年より十八年後の著仙臺封內名蹟志にあるべき筈なり、然るに此二書に無きを以て見れば、享保頃までは此碑文なかりしものなるべし。第五、離合體なる文字の支那金石志に見えず、且文章拙劣、伊勢貞丈既に早く之に就きて疑を挿めり、蓋仙臺は伊達政宗公以來の政策として、奥羽の名所舊蹟を仙臺城下に集むることをつとめたりき、井出玉川末の松山の如き其例なり。伊達綱村及其臣佐久間洞巖、亦共に力を合せて僞作に熱中せり、最も著名なる多賀城の碑も此兩人の作なりと云へり。然れば燕澤碑も之れに倣ひ知明の僞作せしものなるべし。土人に聞く知明虛名を賣らんと欲し、自ら書し自ら刻み密に之れを埋め、後人をして發掘せしめ、自註且稱して蒙古の碑と云ふと、蓋し信ならん。

日本社會事彙。燕澤の碑。桂林漫錄云。奥州宮城郡燕澤に在り。祖元和尚（佛光禪師と謚す）の建る所なり。其文殆ど讀難し、此碑を造り遠く此地に樹たる志趣は、弘安四年元の世祖、我朝を襲んと欲し、蒙古、高句麗の兵をかたらひ、八角島の澳まで寄來りしが八月朔日の夜颶風起て、三千の艫艫を覆しければ、十萬の兵士盡く魚鼈となり、生て還る者、莫青・千圓・吳萬五（俗に萬戶將軍と云は是なり）三人のみ。祖元は元人なり、弘安二年北條時宗の命に應じて渡來し、鎌倉の圓覺寺に住す。此歲元兵殲滅の小祥に當れるを以て、私に一塔を造立せまく欲れども、憚る所無にしも有ざれば、人の白地に讀得ざらんが爲め、古文難合の體を以て文

を書し、碑額に一圓相中梵文の羅字を題して浮圖に換(羅字を觀れば、凡夫も成佛し、迷途の枉魄を救と、大日經九字秘譯に載)猶も東奧隱僻の地をトして植たるにては有けり。土人鹽亭なる者此文を譯し、考證一篇を著す。譯文(略)此碑實は鹽亭が僞造なりとの說、土人間に傳ふ。

四、碑名

蒙古の碑と稱するよりも、燕澤の碑と稱するこそ正しかるべし、瘞骷髏の碑と云ひ又蒙古の碑と云ふも畢竟見る所を異にせる言泉より涌出するが爲なるべし。壚亭子の考碑と五城子の考碑等は前記の如し。壚亭の譯解を正解とし、蒙古の碑と唱ふるも或は然らんも、五城子の瘞骷髏の碑と稱する釋義も亦强ち棄て難かるべし、故に本碑の題目をば「燕澤の碑」と題す。既刊諸書に徵すれば、圓覺寺の開山佛光禪師即ち南宋の無學祖元の撰文をばその弟子淸俊に命じて、殊更らに省畫離合の難解文字を貞珉に勒して、虜酋十萬の精靈に頓生菩提のため此の碑を建てしめたり。との說を禮讃するもの多く果して然かりと云ふ得べき歟、頓生菩提の追修供養碑なりと爲さば、必ず碑額に涅槃點ある「阿」字の梵文を刻するを規とす。斯の碑「羅」の梵文を刻みて碑題と爲せり、單に追修回向の供養碑とのみ肯定するを得ざるべし、案るに「羅」の梵文は即ち大日胎藏界の第三次にあり、金寶珠光日月星辰等皆「羅」より顯出するを主體とし火にして離麗なればなり。人或は言はん、こゝが謎の如き晦澁を列記し、歸化人たるが故に世を憚り遠く僻陬の遠地に供養碑を樹つるの志趣なり、と。且云ふ「祖元本生寇賊之地」と壚亭自ら碑考に叙す、祖元は北方の兇禿にあらず、世々南宋衣冠の家に生る、曩には吾が文永八年南宋の度宗に寇し、眞如寺に蒙虜白刄の妖禍を拂ひ、後には弘安二年南宋衞王祥無二年南宋亡びて元國起る、祖元南宋亡國の年即ち祥無二歲難を避けて來朝せるは弘安二年にして所謂る亡命の傑僧なり、祖元南宋の粟を食むこと南宋九代百五十二年たりしも、未だ一日たりしも糧を元に仰ぎたるものにあらざるなり、殊に祖元素より佛心宗を修む

「趙州無佛性」の頌に大悟徹底せる、實大乘の禪智識なり、野狐禪流の賣僧漢にはあらざるなり、矧んや時宗に蒙虜の來襲を豫訓し、且つ親ら示寂の期を前知したるは實に天眼通を有する大禪師なり。假りに此の僧にして斯の文を撰み、元軍戰歿者追悼碑とせん乎、單り弘安四年六月四日の戰歿者を「元前死」とし、同年八月朔日(別本七月晦日)の歿溺者を後殞矣」と碑文を譯解して弘安役の戰死溺歿のみを追修し、文永十一年對馬海峽に戰死溺歿せる元軍を哀悼せざるや、文永弘安の兩役共に等しくこれ元軍戰歿の時なり、彼れを捨てゝ此を取るの理あらざるべし。語を寄す、元前死を文永に、後殞矣を弘安と解して可ならん乎。

且つ謂ふ、「處于邊陲幽辟之地」と諸書皆此れに倣ふ宛も一犬の噓、萬犬實を傳ふるが如し。文永五年より弘安四年涉れる十四ヶ年間(皇紀一九二八―一九四一)蒙軍來寇の轟傳は環海國の全土に響き渡りて、民衆をして恐怖の念に囚はらさしめたるべし。文永五年使を大廟諸社に遣はし蒙古の難を告ぐ、建治元年時宗の英斷元使杜世忠を斬首に處し、弘安三年龜山上皇大廟に祈誓し、勅使を諸社に派遣せしめて戰勝を祈らしめ、西海に令し防備を嚴にし、更らに兵を筑紫に遣はして元寇に備へ、東國の兵士をして禁闕を守護せしめたりし、空前絕後の大動亂なり。

この時に當り陸奧國の留主職膽澤は、遠見の番所を今の利府村赤沼の艮隅に築き、兵を遣はし日夜來寇の艦船艤舶を偵察して警備を嚴にせり、今の「番ヶ嶺」又「番ヶ森」の地名此より起る。蓋し斯の嶺嶂峻なるべし、雨を祈りて膏雨沛然の奇蹟もこの地なるべし。

西海波靜まり防備軍の兵卒は凱旋せられたりと雖も人衆心理の恐怖は未だ蟬脫せざりし時なり。弘安五年執權北條時宗躬ら開基となり祖元を屈請して圓覺寺の開山と爲す、この歲文を撰み、所謂る「蒙古の碑」を留主家治府爾かも陸奧國衙を隔る遠からざる國分鄕松森の里に建置せる安養寺の淨域を稱して邊陲なりと謂ふを得べき歟。爰に祖元素より北方

の元族にあらざりしを證せんため考証の資として轉錄する左に。

大日本地名辭書下卷。天嶺和尚は享保年代の人にして、藤塚氏は天明年間の人なり、何とて生れざるの前に僞作すべき謂れあらんや、且此離合文の原書は今も鎌倉圓覺寺に藏すといへり、此二件の證左を以て僞作ならざるを明さん。○今按、燕澤碑は明和中の封內記にも錄載せず、天明の藤塚鹽亭、始めて之を唱道す、疑ふべし。享保の一字一石塔婆の背に、後人戲に離合文を刻し以て一世を駭したるにやあらん。

元享釋書。祖元は無學と號す、宋國慶元府の人なり、姓は許氏祖先は衣冠の人なり。(中略)十三才にして父を喪ふ、乃ち志を勵まして杭の南屏山に投じ、堂頭非礀の簡禪師に禮して髮を薙り受具す。十四にして雙徑に趨り佛鑑を拜す、鑑一たび見て參堂を許す十七に迨びて誓ひて雲堂を出てず、狗子の話を提撕せらる、一夜四更に首座寮の板を聞て忽然として蒙を啓らく、便ち偈を作りて鑑に呈す、鑑更に香嚴擊竹の頌を擧げて之を徵す、祖元應對に澁ぶる、鑑遷化す凌霄を下りて、月石溪に靈隱に聞偃溪に玉几に謁し後ち飛來に寓す。觀物初め大慈を主どる、祖元、觀と世系あり又た南山に兄事す、乃ち舊義を講ぜんことを思ひて往きて之に依り、意を發して持淨すること二載、江湖其の趣操を高しとす。一時井樓を踏みて打水轆轤を率動するを見、忽然として無礙の機用を得たり。是に於てか向きに佛鑑示す所の狗子無佛性の話及び香嚴擊竹の頌、又餘蘊なく始めて佛鑑妙手の深密なることを識得す、時に年三十六大傅賈似道、祖元の道譽を聞て台の眞如寺に剳す、居ること七歲兵戈起りて寺刹を騷擾す、乃ち潛かに鳳湯に過ぎる、丙子の歲兵溫境を壓し(編者注、南宋度宗の世、咸淳年蒙古南宋に寇し國を建て元と改む、本邦文永八年なるべし)衆を擧げて逃竄す、祖元獨り堂裡に兀座す、虜酋將さに刃を頸に加へんとす、祖元動かず一偈を述べて曰く。

乾坤無地卓孤筇。喜得人空法界空。珍重大元三尺劍。電光影裏斬春風。

と群虜感悔し禮を作して去る。明年四明に復る天童の一環溪請ひて第一座たらしむ。己卯の歲(弘安二年)我建長寺席を虛うす、平時宗疏幣を具へ海に航して名宿を聘す、祖元之に應じ五月太白を離れ、六月太宰府に着く(編者曰ふ時宗此月元使周福等を斬る)即ち弘安二年なり、八月相模に到る時宗弟子の禮を執り邀へて福山に入る待遇日に渥し、四年春正月時宗來り謁す、祖元筆を採り書して時宗に呈して曰く、煩惱すること勿れ、と。時宗曰く何事ぞ。曰く春夏の間博多擾騷せん而かも一風纔かに起りて萬艦掃蕩せん願くば公慮となす莫れ、と。果して海虜百万鎭西に寇し、風浪俄かに起りて一時に破沒す。後三年時宗卒す、九年八月祖元首座臨無象に語りて曰く、吾に一事あり季秋に至らば自ら辨ぜん、照曰く何事ぞ、祖元笑ひて答へず。月末に疾を示す、九月三日親ら書を書して、太守及び諸方に別る、晩に偈(略)九月三日を以て衆に示して曰く。

諸佛凡夫同是幻。若來實相眼中埃。老僧舍利包天地。莫向空山撥冷灰。と年六十一。佛光禪師と謚す。

五、暫定

碑の名稱蒙古碑と云ふは不可なり、又瘞骷髏と云ふも定かならず、暫らく燕澤の碑と定むるの好きに若かざるべし、況して所在の地も亦燕澤なればなり。斯の碑舊と安養寺中建置しありは先哲所見の一致する所なりき、今の地は廢寺の遺址にして安養寺山と稱せしも、愛子に移轉せる時代の公簿には安養寺林の銘あり、その境內定かならざるも東北は善應寺西南は萬壽寺兩寺の境內をも、その林銘に編入しあれば四方甚だ廣かるべし、兩寺の中間は禁獵地にして正月三日御野始演武に使用する保護鳥の生巢地に帶屬せり、一朝有事の日に在りては兩寺を擧げて陣營に使用し得らるの軍事政策も密かに兼ね備はる要害の地なり。此の地を卜して安養寺を建置せしは鎌倉時代なりと惟る。文治の役は源賴朝綸旨を待たずに藤原泰衡を討伐し北を逐ふて首級を擧げて奧羽兩國を戡定す。亂夷ぎ軍政を行ふに當り賴朝の施政は極めて緩和に四民を處理し、一に秀衡の遺政に則り改竄の苛政を布かざるなり、殊に秀衡の寡婦を憐み葛西淸重をして保護せしめたるが如き統綏鎭撫の政策を窺知するに足る。

秀衡の寵兒泉三郎忠衡襲に殪る、遺兒あり文治五年歲三才襁褓に在り、忠衡の家臣石塚民部其妻小萩と共に遺兒を懷にし難を俗弟僧の觀圓僧都に避け密かに淸水寺に潛伏して生を保つ、後ち事顯る、亘理武衡よく之れを知り且つ石塚夫妻の忠を存し義を守り節を知るの至誠に感化し遺兒を救護し家臣と共に世に出づるを得たり、建仁二年遺兒歲十八家臣夫妻と共に剃髮戒を受けて專ら先亡の菩提を弔ふ。遺兒の法號安養院蓮臺善尼、民部を西往坊忠蓮觀道沙彌、小萩を性蓮妙

貞善尼と號す。後ち四年を經て元久二年安養院歳二十一、西往坊五十一、性蓮尼四十三にして、本郡國分鄕松森の里に轉居し庵を結び住する二十三年の後ち貞安元年歿す。安養寺は即ち忠衡の遺兒安養院蓮室善尼の庵主にして、民部は先きに歿し小萩は後ちに歿せり、然れども五蘊皆空後の消息を知るの文獻に接せず四肢五體の墳瘞地も亦知るに由なし。五城子の所謂る骷髏を瘞むの碑或は釋解に隣せるが如く思はる、難解の燕澤碑中「元前死」は藤家の三代にして「後殞矣」は賴朝三世の末路に該當せる難解文字にあらざる乎。難解の文字は文字なりと雖も、含味し來り咀嚼し去らば、鄕土に淸俊なるものあり、或は民部小萩の忠節に感動し、到彼岸彼岸到の中庸をトし、大日の一梵を碑額として建設せるは即ち建碑立願の旨趣にして、所謂る、貞亮死節之臣を敬慕したるの建碑なりと暫定す。考証左に。

封内風土記。音羽山淸水寺。舊天台宗而後鳥羽帝文治之比、住僧觀圓僧都者。泉三郎忠衡家士石塚民部弟也。忠衡滅亡之後有五歳女。民部與其妻小萩共來于此寺。而奉養彼女。既長將擇其壻嫁之。彼女不聽曰。親族悉亡何求世榮。早入釋門弔先人之菩提吾願也土御門帝建仁二年。遂與民部小萩共爲觀圓僧都之法弟。彼女號安養院蓮室妙善。民部號西性坊忠蓮觀道。小萩號性蓮妙貞。土御門帝元久二年八月。移住于宮城郡國分莊松森邑福澤。順德帝建保元年四月十二日。忠蓮沒行年五十有九。後堀河帝安貞元年三月十七日妙善尼沒行年四十有三。(中略)後堀河帝寬喜三年八月十五日。性蓮沒行年七十。

石塚氏祖先來住之由緒書。伊達之厚橿山之要害逼于西城戶。國衡衆戰禦之。戰疾攻急而國衡死之。奧師撓敗源軍乘勝追亡。武衛令整旅擊之。而泰衡遂授首。奧羽悉平夷。於于茲。民部夫婦和泉姬懷。武衡還禦之(欠字)曰。主君忠衡忠死乱軍之中。率其黨和泉(欠字)時乳母民部妻。亂軍之中遁出。民部依爲俗弟。淸水寺住侶觀圓僧都慕落行。密忍居於寺內矣。嗚呼。存忠守義知節之丈夫豈可不哀哉。武衡。石塚夫婦忠心酷有感慨。而使補賀美郡君ヶ袋。姬養育而成長之後。家起長可全忠義旨蒙慈愛嚴命。而以姬守立寢成長而民部屢尋丈夫誣欲調婚嫁矣。姬君不聽。我親族皆刄滅亡。爰爲世慕榮利哉。寧入釋門而應弔先亡之菩提云。建仁二壬戌年冬民部夫婦相共各剃髮。授戒姬號安養院蓮室妙善尼。民部曰西往坊忠蓮觀道沙彌。小萩曰性蓮妙貞善尼。暫錫留于淸水寺。元久二乙丑年八月中有故而國分松森移住于福澤。

第四項　賴賢碑

松島公園字御島地番の一にあり、地目松吟庵反別三畝十歩官有地なり、南東は松島灣に面し北西に判官・小松崎の綠林を負ふ。大正三年碑亭を建造して雨雪の剝蝕を防ぐ。碑は高さ一丈横四尺五寸篆額の欄内竪二尺五寸幅二尺六寸、碑字の欄内竪五尺五寸五分幅三尺二寸五分、輪廓線あり約二寸形の雷文と唐草文二個を交互に描き、篆額欄下に阿呍呿唻の雙龍を採刻す、篆額の中央に菩提種子の阿字梵文あり、その左右に奧州御島妙覺庵賴賢庵主行實銘並序の十六文字を楷書す。筆者その人を知るの資材なし。碑文は即ち一山一寧師の行草雜體の數文字なり。碑背に追修の碑あり空法尼入蓮道圓と刻す、此の碑背に後人刻するもの歟。

巨福山建長禪寺住山唐僧一山一寧撰。德治丙午冬。予再居福山。丁未春有僧匡心孤運。來。禮謁言。來自奧州。手其師行實一通。炷香禮足。謂予曰。我鄕奧州有松島其側有御島。有庵曰妙覺。乃曩歳見佛上人來結茆而居。見佛淸苦精進。身淸嚴。(別本敎)口緘默。日誦法華經。先十二年。中已滿六萬部。後至八十二入滅。厥後所誦。又不可以數計也。六根既淨能役使物。(別本佛)靈異頗多道乃遍布。聲聞朝野。適鳥羽院當宇。賜本尊器物。以旌異之。其島本名千松島。以見佛承御賜之故時人乃易今名。凡松島左右列島僅百數。獨此名最揚。盖由見佛之故也。吾之師名賴賢號觀鏡房。生於本州源氏。幼而端愿。父母俾出家。乃依長崎成福寺爲童子。十五薙髮。而學天台及眞言敎。于講席久之。忽自悟謂文字之學。非出世法。至年四十二。今圓覺無隱範和尙。住松島圓福寺。往依之居弟子列。復遊方參聖一于東福。大覺于建長。佛源于壽福。孜々請扣法無異味。仍回圓福將終老焉。無隱遷相州淨妙。空巖慧和尙繼席。適此庵乏主者。空巖乃擧師以補之。既居歷年。光大振興。凡法社之未完者咸修備之。口誦法華。心住禪寂。二十二年影不出山。鬱爲叢社。四衆攸歸。人謂見佛上人再生也。矧其天性慈和。略無畛。畦待物如一。淸澹安貽。精勤不怠。誠末法化物之儀軌也。世壽今八十二。僧臘六十七居處如平居時度弟子三十餘人。匡心孤運等以師之德之功不著于後。我之責也。相與議立窣堵波以紀之。敢求數語以信于後。予聆其語。又覽其詞。因思古之立道場振法門者。率由是道。賢師其由是道乎。贊寧師作僧傳有興福一科。師其在斯科乎。既有補於法門故爲銘之。銘曰

人惟德馨。地由人興。御島之庵。見佛始營。賢師後居。乃臻厥成。淸明勝靜。開迷醒醒。慈善根力。克享修齡。弟子樹茲窣堵波。紀其

德行。予爲銘。　是歲三月十五日書。小師三十餘人。匡心孤運同立石。

上記の撰文に「相與議窒堵坡以紀之」と又銘に「弟子樹玆窒堵坡」と既刊の諸書に「窒」の字を改めて「卒」と譯して錄せり、窒は卒に通ぜしことありしも、天祿三年（皇紀一六三二）慈惠大僧正御遺告には、「窒」の字を記せり。考証左に。

群書類窒。天祿三年五月慈惠大僧都御遺告。窒都波生前欲作墓。若未墓之前命終者。且立假窒都波。下掘穴除三四尺許。置骨於底上。可滿土。

碑は妙覺庵主觀鏡房賴賢の頌德碑なり故に菩提種子の阿字梵文を刻む。是より先き長治元年（皇紀一七六四）見佛上人伯耆より錫を松島の御島に留め庵を結んで居る即ち妙覺庵是れなり、上人の道譽は叡聞に達し鳥羽天皇元永二年（皇紀一七七九）康光大内藏卿を勅使として御島に遣はし、彌陀・觀音・勢至・文珠・普賢の五佛尊像並に法器御衣及び姬松一千株を賜ふて旌表せられたり。

囊埃座捨錄。見佛天仁二年春三月より、保安に至る間法華經六萬部を誦す、保安三年秋八月帝賜ふに彌陀觀音勢至文珠普賢の五像及法器御衣を以てす。見佛乃ち其像を庵後岩窟中に安す。

天台記。長治甲申元年。見佛上人自伯州。到于此地。延福左右列島有御島。建妙覺庵而居焉。元永己亥。鳥羽院。爲大内藏卿康光勅使。而賜姬松一千本于上人。仍名于松島。

松島諸勝記追加。見佛堂。長治甲申元年。見佛上人道伯州。屆于御島。結妙覺庵居焉。十二年間。讀誦日輪當午經六萬部。然建塔於妙覺之東供養。

元享釋書。見佛上人結茆而居。精勤苦練一十二年。其間誦法華滿六萬部。其後不計數。專心持誦。世謂。既淨六根。役使鬼物。屢顯靈應。天仁帝聞道譽。特佛像寶器。以旌異之。依玆。土人改千松。曰御島。

釋書に記する天仁帝は即ち鳥羽天皇御宇の曆號なるが故に斯く記せしならん乎。天仁二年（皇紀一七六九）保安三年（皇紀一七七九）なり、共に之れ鳥羽天皇御宇の曆號なり。以上の諸書に徵すれば鳥羽天皇は見佛上人物を賜はること、元永・保安兩度の優渥に浴せしもの、如し。又は示寂の歲月を知る

の資に屬せざるを恨とす、撰集抄には西行法師先きに能登國稻津の岩窟に上人を訪問し、後ち上人を慕ふて松島に詣り妙覺庵に留る二ケ月計り。又新後撰、宇都宮朝綱僧となり、名を蓮生と改め、松島に上人に會ふて法門を談せしこと見ゆ、又二位尼の舍利と親翰又は宮千代の讀經等、一として見佛上人に關せざるなきは各書に散見する所なり。

賴賢觀鏡房齡六十、弘安十年（皇紀一九四七）今の瑞巖寺往時の圓福寺第六世空巖和尚の案下に參す、時恰も妙覺庵に主なし賴賢推されて庵に住す、賴賢始め天台眞言の宗儀を修むる、忽然悟る所あり佛心の宗乘を修むるため遠く松島に來り空巖師を訪ふ。爾來庵に住する二十二年一步も門を出てず一身の外長物なく常に法華經を誦讀し、三十有余の門弟子を教養するのみ、賴賢歲八十二、門弟子咨りて師の高德を後昆に垂傳せんがため匡心孤運の二僧頌德文の起稿を山寧師に請はんがため、德治二年の冬鎌倉に行く、山寧師甘諾翌三年三月十五日親ら文を撰し躬ら筆を染めたりしは、即ち宮城郡三碑の一、賴賢碑此れなり。

奏上附錄。〔賴賢碑〕宮城郡松島村御島の西南にあり。相傳賴賢は御島の住僧にして、其門人匡心孤運なる者相州鎌倉建長寺の僧寧一山に請ふて老師の行實を記せしむ。碑首に奧州妙覺庵賴賢庵主行實銘并序、楷法に書する事二行、其銘は則草書す。一山は書を以世に鳴る、目今文字半は消滅、高さ一丈幅四尺三寸、篆額欄內竪二尺五寸橫二尺六寸、本文欄內竪五尺五寸五分橫三尺二寸五分。

鹽松勝譜。賴賢碑。坐禪堂の南に在り。蓋し賴賢は弘安德治間此に住し觀鏡房と稱するもの、其徒鎌倉建長寺元僧寧一山に請ふて其師の行狀を撰ばしめ、並書して此に建るものにして、碑の高サ一丈廣サ三尺六寸五分、四周雷文上標に雙龍を刻し、龍上に梵文あり其左右に、奧州妙覺庵賴賢庵主碑銘並序の十三字楷書の序を勒す。銘は則ち獨り草字凡六百四十三、書は大王に出づ、「老硬觀るべし。

松島諸勝記。靈岩有妙覺菴。見佛上人經始。而後賴賢稱觀鏡坊者居焉。其徒三十余人。中有匡心孤運者。德治丁未春三月達相州亘福山。拜請一山寧禪師。撰其師行實。寧書以付之。乃携而回。勒諸貞珉。以樹島中。今猶儼然。元享釋書。嚴福寺延期傳曰。到奧州松島。宿一古寺。廢頹甚又無人。清旦里人捧珍膳而至。問其故。對曰。今夜夢或曰。貴人寓廢寺。子等盍餉焉。故我獻供耳。今按其

廢寺者。未審何許也。御禪堂有延朗牌銘。因記于玆。寛文二年壬寅。洞水和尚就妙覺舊址。命鈴木氏某。卓小庵令法達(後號通玄)首座處焉。乃題詩曰。常掛壁間禪定箴。心如月矣月如心。夜深風冷江山靜。唯聽古松一樣吟。因號曰松吟庵。寛文年間有數道士。奉擔不動尊像來而曰。吾儕八人同。來自相州。州之大山有明王。其尊形威靈。聖應如響。一臻此山。則敬心油然以興。我輩雅崇信明王。故募化緣於多方。以模造聖像。雖未具光趺。要置此靈區。寧非小緣而去。鵬雲先師。命佛工淨西上座。補苴光趺。里漆遍體。以安菴中。側有安骨堂。慶安三年洞水和尚所設也。笹町氏威林居士。與之勠力。而借與匠者。洎鑄冠輪以施焉。洞水和尚乃有銘記。凡詣玆地者。裹先込鬢髮齒骨。來而藏諸堂中。蓋要結將來勝緣也。今所存堂者。元祿七年四月先師之所營也。贅語。見佛先住焉。賴賢次居焉。祖翁補處焉。蓋三公者同是聖者也。雖世殊人異。觀其淸素行。則先後一揆也。稱翁之分燈法裔者頗如麻如粟。於戲。飽食暖衣。而慕其實履者。今也則亡。寔可痛恨也。聞翁之苦修。豐不泚顙乎。

一山一寧師と圓福寺(瑞巖寺の前身)第六世空巖師は同邦の知人なり、而して賴賢師を妙覺庵に推擧せるは空巖師なり同邦知人の推稱する賴賢師の頒德を謠歌するは山寧の快心微笑する所なり。其の心理は賴賢師の頌德文銘に橫溢せるが如し況して山寧師松島の勝景を察知し得たるべし。賴賢師の併書に先だつ六年、嘉元元年(皇紀一九六三)空巖師の肖像畫に讃辭を下せり。左に。

松島勝記(享保元年夢庵著)法雲開基空巖慧和尚。號覺滿禪師。智德圓備偏稱道譽。寧一山禪師讃其眞曰。超然氣宇不群。盎然和照如春。早年誤飮蘭溪水。老去自看松島雲。婆和中方便。談管裡驗人。强把虛空描邃。何曾的是渠眞。如何是渠眞智海。機先著眼筋右松島圓福空巖禪師肖像。小師智海求讃。嘉元癸卯秋末。圓覺一山一寧。

【西行法師】撰集抄に西行北遊の途路。能登の稻津に初めて見佛上人に會見し、後ち上人の高德を眷戀し上人を御島に訪ふて留まること二ヶ月ばかり、と。法師は佐藤義淸歲二十三妻子を棄て嵯峨に往き西行、又は圓位と改め四方に巡遊せり。法師は、元永元年(皇紀一七七八)に生れ、建久元年(皇紀一八五〇)二月十六日京都に寂を示す享年七十三才なりき。又見佛上人の御島に草房を結びしことは、長治元年(皇紀一七六四)なりしは、諸勝記追錄に據りて知るを得べけれど、後ち草庵を出て、又寂滅の歲月を知る由なし。鳥羽天皇の優掟に浴せしは、保安三年(皇紀一七八二)なり、此歲法師の齡僅かに五才なり。去れば法師の御島に俺留せるは、發心門に入りたるは保延六年(皇紀一八〇〇)なれば其の後なるが如く思る。

【一山一寧】南宋理宗淳祐七年、即ち後深草天皇寶治元年(皇紀一九〇七)誕生、歲五十三、元二世成宗大德三年、即ち後伏見天皇正安元年(皇紀一九五九)太宰府に着く。是より先き七年、永仁元年鎭西と長門に探題を置く、蓋し弘安四年元寇の役より十三年後なり、建置の翌々年鎭西の探題兼時卒して後任未だに定まらず、此の秋に丁り寧師來朝人皆元の間牒なりと評せり、執權北條貞時之を伊豆に流す、其歲冬貞時屈請して鎌倉に居らしむ、居ること十九年の後ら、文保元年(皇紀一九七七)十月遷化す歲七十一。

案ずるに國史傳記皆云ふ、本邦釋敎を好愛する傳統的國習なるを觀破し、元二世成宗は寧師を漁夫とし、佛敎を好餌とし、本邦を釣らんとする、所謂る元の探偵僧なり、と。蓋し南宋の衞王亡びて、元の世宗後ちを襲きしより二十年にして寧師來朝歸化し、世は元の時代たりしが故に「元の探偵僧一寧歸化す」と史乘に錄せしなるべし、然れども、南宋の度宗時代即ち龜山天皇文水七年にありても史乘に「元の僧子曇來る」の記事を見る。由來吾が弘安二年以前に在りては南宋時代なり、此時代に在りて元僧と記錄するものあり。當時宋朝より國難を避くるが爲め、道俗並競ふて來朝歸化するも多々あり、寛元四年時賴時代に道隆の歸化、文應元年時宗時代に普寧の歸化(文永二年歸國)文永七年子曇の來朝弘安四年祖元を招して時宗圓覺寺を建てゝ開山と爲せり、殊に瑞巖寺二世大覺、四世覺雄、五世智覺、六世覺滿、十世明極俊の六禪師は悉く宋朝の僧にして本朝に歸化せる善智識なりき寧師獨り元の探偵を冠せしは誣ゆるの太しきものなり、果して國家を滅さんとし隱謀を懷ける寧師なりとせば、將軍惟康親王を逐ふ貞時の强漢兒にして、寧師に

心服し、巨福山建長寺の法統を嗣がしめ、後ち更らに圓覺寺淨智寺に屈請するの所以あらざるべし。寧師親から「唐僧一山一寧撰」と染筆せしは來朝歸化後九年なりき。

元亨釋書。一寧は僧なり一山と號す。宋の台州胡氏の子なり、幼にして郡の鴻福寺の融無等の席下に投じ、久しからずして律を應眞に聽き台を延慶に學ぶ、已にして義學の勤を嫌ひ天童山に上り疑を堂頭敬簡翁に質し、又た鄭の珍藏臾に依る、會々他所に移り後愷東臾、照寂窓及彌頑極互に相來る、一寧此の三師に奉事す。又た環溪横川の諸耆宿に謁し益々造詣を深くす。元の宋を滅するに迄びて法を祖印寺に闢らく、居ること十七歳補陀山に移る。永仁六年我商船明境に達す。初め辛巳の夏元國の樓船我西鄙を偵ふ神靈力を戮せて風波破蕩す、元主野心止まず奇謀百計す、我が邦人浮屠を貴ぶと聞き、一寧に諭して間諜の爲め來らしむ、一寧已むことを得ず船に駕して太宰府に着す、時に正安元年なり。副元帥平貞時之を聞き激怒して豆州に流竄す。或る人一寧の道譽を稱す、貞時元より祖師の道法を重んず、是の冬延て巨福寺の席を主どらしむ、尋て圓覺淨智二寺に移る、正和二年夏圓規庵龍山に化す。初め後宇多上皇一寧の德望を聞て屢々召し見んと欲す、是に於て元帥府に勅して一寧を促して上都に赴かしむ、其の秋寺に入る、上皇山に幸して道を問ふ、眷遇頗る隆渥なり。文保元年十月疾に寢ね、上皇時々問候す、二十五日表を上て辭を告げ、又偈を書して衆に別れ奄然として化す、年七十一。上皇寢室に幸し嗟嘆し便ち宸奎を染めて、國師の號を贈る。

第五項　古碑一斑

本項に載錄する古碑と稱する積歳は、昭和二年を距る概ね五百五十年以上六百五十年以下壹百年間に建設せる碑碣を云ふ。その曆號の概般を擧ぐれば、弘安・正應・正安・乾元・德治・正和・元亨・嘉曆・建武・正平年間の建碑せるものを主眼とす、去れど曆號の記なく只支干のみ刻するものあり、例へば御島に辛酉とのみ記せるが如きは或は本項に載錄することあるべし、又蘚苔に覆はれ或は腐蝕の虞あり又は鄕土の史蹟に資するが如きものに限りて捨てがたかるべきも例へば御島の藥師堂碑、福浦島毒龍庵碑、赤沼地藏碑、寒風澤造艦碑等の類此れなり、他は神苑若くは梵宇に貫聯する部分に載錄して、先族人士が建碑の至情を後昆に傳ふ。

【一】大日如來の碑。弘安五年(皇紀一九四二)燕澤碑と同曆なり。碑總丈約四尺五寸幅二尺、利府村大字菅谷渡邊久治の邸内に安置す。碑題に仰月點の「羅」字梵文を刻み本覺讃文を左右に刻む。案ずるに左の四句(普門以下)其の他後年の追刻と思はる。

弘安五壬午九月三日敬白(中央)歸命本覺心法身。常住妙法心蓮臺。本來具足三心德。三十七尊住心城(向右)一普門塵數諸三昧。四還我頂禮心諸佛。三無邊德海本圓滿。二遠離因果法然具。(向左七言句の上に一二の數字は章句の正誤なり)

【二】伏石の碑。多賀城村大字市川に在り。勒石に三十餘人合力と刻せり、追修の碑にして、弘安十年(皇年紀一九四七)の建碑なり。通俗稱して「伏石」と云ふ、蓋し肯山公以來の俗稱なるべし。安永三年市川村肝入市兵衛の風土記書左に市川村鹽竈街道脇古碑。長六尺四寸。幅貳尺五寸。右者供養石に御座候處、肯山樣御代　一宮御參詣道に立置候義遠慮仕伏置候由其儘に而指置申候。弘安十年丁亥八月八日と相記在之右の年月より當安永三年迄四百八十八年に罷成候事。

【三】西光寺の碑。高砂村大字福室臨濟宗西光寺の門側に在り。正應二年(皇紀一九四九)又正平七年(皇紀二〇一二)の曆號を刻む、思ふに正平の曆號は後年の追勒にして正應の曆號は本碑建置の歳月なるべし。碑題に五佛種子の梵文を刻み下に光照偏照十方世界云々の經文を刻む。立願建碑の趣志審かならず、初めは平親王將門追修の碑と云ひ、後ち南朝の皇胤所謂る正平親王追修の碑なりと云ふ。西光寺の開創は正平年間に在り、されば正應時代に在りては建碑の所在地何れに在りしや知るに由なし、今は西光寺の境内に存置しあるを以て藉りに西光寺の碑と題目し且つ古碑として正應を採る。

仙臺金石志卷之七。宮城郡福室邑西光寺碑四百九十一年、梵字、正應二年七月二十日。光明……。……十方世界……。……。正平七戊子三月十八日立之。

封内風土記卷一下。宮城郡福室邑古碑一。在西光寺中。正平親王之碑也。記曰正平七年三月十八月立之。希文按。正平親王未考吉

野帝皇子也。

大槻博士。西光寺の寺傳に、南朝後村上帝正平二年四月靈光和尙開山と傳へて、北朝の光明院貞和三年の年號を云はざるは注意すべきことにて、察するに此寺南朝方の人の草創なりしならむ、南朝方に緣故ある寺なりしかば、靈光和尙宮の御遺骸を己が寺に收めて葬り奉り、舊碑のありしを御墓に充て年月を追刻して冥福を祈り奉りしにあらむ。

正平親王御碑。（大正十四年六月十三、二十日調査委員鈴木省三報告）

【種類】史蹟　【名稱】正平親王御碑　【所在地】宮城郡高砂村福室西光寺境內（宮城電氣鐵道陸前高砂驛の東北約一千メートル）　【地目】西光寺所有地　【地積】縱十メートル、橫三メートル　【所有者住所氏名】西光寺主三浦希玄　【形狀寸尺等】不正長方形の碑石長一メートル餘、巾八デシメートル、西北に向ひて立つ、左右に接著して供養碑名一基あり、一は南無阿彌陀佛、一は無量壽佛の名號を刻せり、貞享延享間の物なり　【管理者占有者氏名】西光寺三浦希玄　【工作物其他物件】本碑の外は何物をも認めず、但其左右側及び後側は小土堤を繞らし前面は平坦にして墓道をなせり　【現狀】碑面剝落文字明瞭ならざれども上左方に正平四年三月十八とあり、日の字は剝落せり、中央に上行光明遍照十方世界とあり、其上に上下左右中央と五梵字地水火風空を分刻したる形迹あれども明瞭ならず、又最下方に正□二□□年七月二十日等の文字あるべき筈なるもこれ亦磨滅して明瞭ならず、但一碑に二樣の年號月日あるは下の正□二年は前に刻したるものにして光明遍照十方世界及び五梵字と同時なるべく、正平七年三月十八は後に刻したるものと知らる、是れ本碑審査の主要點なりとす。

【由來傳說】　古來正平親王の墓と言ひ傳ふるのみ、又里人は正平親王の正を略し平親王といへるより平將門の墓碑と思ひ違ひ小兒百日咳（俗にせりせきといふ）を患ふる者あるときは碑面の苔を削り取りて之を飲ましめ、且一七日の間日々碑の周邊を掃除することを誓ひ之を祈り平癒するときは草幕七本を納め報賽するなどの事もありしといふ（現に小員が調査の際にも一本の草幕ありしは之に報賽したるものなるべし）而して此傳說に據りて之を古文書に徵し山野村宮王子の御墓碑として大差なからんとまで審定の步を進めたるは文學博士大槻文彥にして之を其著伊達行朝勤王事歷第三卷奧州に於ける南朝皇胤の御遺蹟といへる篇目中に收めたり本碑闡幽の先覺者といふ可し。

【徵證物件】　寺には何等徵證となるべき物件なし、依て之を鄕史に徵するに先儒田邊希文が著せる仙臺封內風土記宮城郡福室邑の條下に左の如く記載しあるを見る。

鳳赤山西光寺　臨濟宗。本郡。松島。瑞巖寺末寺。傳云。南朝後村上帝。正平二年四月。靈光和尙開山。古碑一。在西光寺中。傳云。正平親王之碑也。記曰。正平七年三月十八日立之。正平親王未考。傳云。吉野帝皇子也。

又仙臺金石志及び鹽松勝譜等にも此碑の事を記載しあれども、正平親王の碑なりと其傳說を擧ぐるのみにして、何等研究したるにあらざりしを大槻博士は白河石川の古文書に徵して山野村宮王子の御墓ならんと斷じたるが其白河文書觀應三年（正平七年）十月二十九日結城參河守朝常の恩賞申狀に曰く。

去年（正平六年）宇津宮。伊達飛彈前司。田村庄司一族及宮城郡。山村宮以下。兇徒寄來名取郡之時云云。同十一月二十二日。於同郡廣瀨川致軍忠云々。

石川文書文和二年（正平八年）五月日石川左近大夫兼光軍忠狀に曰く。

觀應三年（正平七年）三月十一日推寄府城中致合戰之處。同十三日。自山村爲尻攻。御敵出張之間搦手馳向。散々合戰。令分捕畢宮方大將。中院殿多田左近大夫將監等。爲府中城之尻攻。寄來之間馳向于小鶴。懸先抽合戰忠節畢。同十五日。押寄府中城致合戰之間。入夜御敵令沒落畢。

此二文書中なる村山宮とは山村の間に之の字を加て山之村宮と稱すべきを以て又或は山野村とも書す山村宮といふも同じ事なりとす、又手此二文書の記する所と碑面の年月日とを照合するに正平二年三月といへる年月は全く一致して在れども只其日のみ一致せざるを見る、依て之を推考するに三月十一、十三、十五の三日に渉り賊軍多賀城（府中城）を攻めたるを以て十三、十五の二日山村宮附の中院多田等の官軍は賊軍の背後より攻め掛り城兵と內外夾擊したるも其功なく城は賊の手に奪はれたり、此戰に山村宮は御親戰あらせられしか、又は山野村の御殿に居らせられしか明かならざれども若し御親戰なさせたまひたらんには御利運拙なく皇胤の尊ぎ御身ながら御戰死か又は賊の手に捕へられ給ひたるならんも知る可らず、或は御親戰なく御殿（山野村）に居らせられたるを賊軍勝に乘じて押し寄せ奉り弑逆の禍に遇ひ給ひしを此合戰ありし三日後十八日に至り尊骸を西光寺內に葬り、舊供養碑のありしを其儘假用して牲に其碑の上部に小字を以て正平七□□年三月十八日と刻したるものと見るべく、又手こそ合戰日十五日と薨去日十八日とこゝに三日の差を生じたるなれ又怪むに足らざるなり左あれば此二つの古文書と碑面との對照によりて正平親王とは當時山

村宮と稱し奉る南朝の皇胤にましますこと亦疑ふ可らざるに至れり。且此宮家を多賀城に奉じあるべきに殊更城南四里なる實澤村（今は根白石村に屬せり）に奉ぜしは如何なる故なるかと推究するに多賀城は賊軍の衝に當るを以て危險千萬なり、皇胤を奉ず可らず、故に此較的安全地帶なる實澤村に奉じ腹背相應ずる策を取られたるにあるが如し、尙多賀城は當時南進の敵なる夷兵に備へたるを以て冷島丘陵を右翼に加瀨丘陵を左翼となし、之に兵を配置すれば防備上甚だ有利なれども、若し其反對に北進の敵を防ぐには大に不利なり。これ此策に出でたる所以なるべし、抑西光寺主靈光とは何人ぞや、獨り其碑面は正平の年號を記するのみならず、此寺の開基年月を記して正平二年四月となせり南朝緣故の人ならずんば必ずや大義名分を明かにし方外の身と雖も能く事體を知れる人といふべきなり。

【管理保存方法】 從來正平親王の墓碑なりと稱するまでにて其何人たるを知るよしなきを以て五百餘年風雨に打たれ文字剝落し今日に至りては既に十八日の日の字は全く欠落し八の字は僅に右旁てのみを存せり、其他の文字は稍其形を存するも粗糙の石面に一寸內外の大さに刻したるが故に明瞭ならず、今にして雨庇をなし風雨霜雪を防がずんば烏有に歸するも知る可らず尙且南朝皇胤の御碑なるの徵證確實なるは前述の如し、牡鹿郡石卷町湊なる南朝遺蹟とはいひ些の文献徵すべきものなきとは大に異なれり、願くは指當り高砂村をして保存の設備をなさしめ成るべくは來年三月十八日を以て祭祀を奉じ山村宮の尊靈を慰め奉り南朝皇胤の遺蹟たることを廣く世に知らしめざる可らず、これ尊皇愛國の精神を皷舞作興すべき活歷史なればなり、今や幸に宮城電氣鐵道開通し陸前高砂驛も開かれたれば名所案內標示に「山村宮御墓碑」と記し尙寺門にも御墓にも標札を建つべきなり。

【其他要項】 此御墓と密接の關係ある根白石村實澤なる山村宮址（觀蹟聞老志所載山野村殿）を實地踏査の必要あり重て命を仰ぎ出張の上親しく踏査して報告し宮城郡內に東西二ヶ所に南朝皇胤の遺蹟として指定せらるゝの日遠からざるべしと信ぜり。

【四】 萱谷の碑。正應二年（皇紀一九四九）丈約五尺幅二尺五寸、利府村萱谷岩窟佛通稱穴藥師堂の向ひ、畑圃の中に古椿あり、樹齡久しかるべき樹下にあり、鄕人大日樣と崇む。碑題に一梵字あり一見、普賢又は一字文殊の如く見ゆるも審ならず。

正應二年己丑十一月二十六日

【五】 吉津の碑。編者未だ實見せざるも、正安四年（皇紀一九六二）の建碑は鹽竈町大字吉津春日氏宅にありと載せて仙臺金石志巻之六にあり載錄下の如し。

宮城郡吉津邑春日氏宅碑。五百四十一年。梵字。正安四曆壬寅八月二十九日建之。寬保元辛酉歲。以前有山中建之。此月今之地移也。數惣四百三十八年。

【六】 乾元の碑。利府村萱谷子安觀音堂の境內に在り。碑約丈二尺五六寸幅一尺八寸追修の碑にして碑題に阿字の一梵字を刻む、乾元二年（皇紀一九六三）の建碑なり、乾元に二年なききが如きも嘉元の改曆八月五日なれば斯く刻せし乎

梵字乾元二年三月七日（中央）奉納田村顯文（歟）妻（左側）。

【七】 五佛種子の碑。碑は御島地番二、地目墳墓地、六畝二十步の地に在り。松吟庵の所有地なり。碑の總丈六尺六寸幅員一尺八寸にして、上欄に直徑一尺四寸弱の一大圓相を廓し七瓣の蓮花を刻し、更らに四寸徑の小圓相中、式の如く五佛菩薩と本種子の梵文五字を勒す。左に。

若人求佛惠　右志者。父母幽靈。依此修善。令到眞

賓勝（タラク）　通達菩提心

觀自在（キリク）大日（ハン）阿閦（ウン）　德治三年（戊申）七月十四日　敬白

父母所生身　如家寂靜之地給。乃至法界利益故也

不空成就（アク）　速證大覺位

德治三年（皇紀一九六七）は後二條天皇の御宇なり、八月天皇崩御し、十月九日元を改め建慶と號す。昭和二年を距る六百二十二年の建碑なり、前記の賴賢碑建樹と年を同ふす。字形一寸六七分にして概ね眞體を用ゆ、一・二の行體ありとす。末尾に「家」の一字あり、「家」と同じく「寂」の字なり、寂は靜なり安なり、人の聲なきを云ふ、故に「寂靜」の地と云ふ。若人以下左右併記の二十文字は經文章句の一なるべし。菊池顧問は菩提心論中の章句と刻銘せり。

【八】 延慶の碑。鹽松勝譜に延慶三年二月二十七日(皇紀一九七〇)と刻し上谷澤に在り。碑丈六尺幅三尺五寸、鄉人力石と云ふ。

延慶の古碑。村を上谷澤と云ふ、路傍に碑あり、高六尺許横之に半す、記文剝落す、延慶三年等僅に讀むべし。之を土人試力石と云ふ昔邑中に平田五郎なる者あり、曾て他より日暮に歸る、時秋末渠水盡く涸る、群狐爭て渠中の魚蝦を喰ひ、五郎來るを知らず、五郎之れを圧上より叱す。群狐驚散す、而して渠中物あり耿々然たり、之れを視れば玉なり、乃ち齎し歸りて之を坐上に置けば、光一室を照らす、五郎大に喜び珍襲と爲す。翌夜人あり頻に扉を敲く、起て之を見れば、一婦人再拜して曰く、婢は野狐假に婦粧を爲す、曩昔の夜渠中の魚蝦を貪り、主公の經過を覺へす、且主公の叱聲に驚き、遁走し所持の玉を脫遺せり、野狐此玉無ければ、朋類に齒するを得ざるなり、主公之を憐み返し賜らば、報ずるに怪力を以せんと、低頭垂涙拜伏す、五郎武夫其狀を恤み玉を返與す、不日去て試に此碑石を擧ぐ、其輕き束薪の如し、是より怪力絕倫の聞へあり、土人目して試力碑と呼ぶ。貞山公年鑑に曰く。公嘗て讒毒に遭ひ伏水城に至て豐太閤に謁見陳謝す。此日片倉景綱佩刀を持し、平田五郎草履を握る、時に五郎左手支關の柱を舉げ右手草履を礎上に挾む、城中爲めに震動す、人之を聞て驚かざるなし。

【九】 割石の碑。多賀城村大字新田に在り。正和元年(皇紀一九七二)新田の碑これなり。

鹽松勝譜。新田碑。今市巷の東南を新田村と爲す、村中に碑有り、高七尺横四尺六寸、額に樓文を彫る、其下に記する所の文字殘缺せり、其中正和元年八月十九日等、僅かに讀むべし、而して其書古雅愛す可し。新田村肝入利七風土記書出。古碑。竪七尺五寸横四尺六寸。右は割石と申石に御座候由年久敷川中に埋居候處名石と申唱候間村々之者共街道え引上指置申候上に梵字一つ有之正和元年八月十九日と年月相記候處何之碑と申義相知不申候右正和元年は人王九十四代 花園院御宇年號に而當安永三年迄四百五十三年に罷成候事。

【十】 追修の碑。碑は上記に云ふ五佛種子碑の地にあり。碑の總丈七尺八寸、幅員二尺六寸、碑題に一尺三寸弱の圓相中蓮瓣を刻しその上に一梵字あり、梵文賴賢碑に同じ故に爰に略す、天地左右に四個の電文あり、其の蕨手文を用ゐて輪廓と爲す、廊内左記の文字を刻す。

一梵字(阿)　夫五輪塔婆者。遮那遍照之三形大日也。譬薩埵臍肝也。法然稀有之功德。性相曆彩之曼荼也。還則頓慢無生之妙達。即身成佛秘旨耳。依之當先考妣三十三年。刻影一基駄都。期彼出離。仍造立如件。

正和二年八月二十六日

沙彌尼四念敬白

正和二年(皇紀一九七三)花園天皇の御宇、昭和二年を距る六百十六年の建碑なり。碑に勒せる如く亡母の三十三回に當り碑を建て追修せるものなり。三十三年忌を司るは虛空藏菩薩なり、梵文には必らず「アク」を用ゐざるべからず、「アク」の種子は如々心法なり、即ち追修成就を本尊と爲すを例とす、而かも涅槃點を缺きたる「タラク」の梵文を碑題となせしは、恰かも四七日を司る普賢菩薩の種子、「遍際の梵文」なるが如し。碑面磨工を省く殊に侵蝕せり、爲めに幾んと判讀し難き文字あり「頓慢」「駄都」等の類之れなり。菊池顧問の譯議を主とし、且想構を錄して博雅の駁正を待つ。

【十一】 東光寺の碑。岩切村岩切にあり。一は正和六年(一九七七)一は嘉暦二年(一九八七)なり。正和六年二月三日曆を文保に改むるに改曆後二十三日なるが故に文保元年に刻すべきが如くなれど往時の制度に令を發せし日より奥羽に達する日程を二十五日と定む、去れば發令の日より建碑の日は二十五日以内なりしがため、正和六年の刻ある當然のことなり。嘉暦の碑は別に岩切山碑と稱せり、信田小太郎の碑なりとも云ふ。東光寺の境内岩窟佛(俗稱穴藥師)の路傍に見ゆる光明眞言勒石の碑にもありしや。考証を錄する下記に。仙臺金石志卷之六。宮城郡岩切村東光寺戒壇牌陰五百二十六年。梵字。正和六年丁巳二月二十五日。宮城郡岩切村東光寺斷碑　五百十六年。梵字。嘉暦貳年丁卯四月日敬白。醫王山(本松山ともゝ東光寺の斷碑。集古十種に。陸奥國宮城郡信田小太郎館跡。岩切山碑とあり。今遊行て見るに、左方は全石にて右方梵字三分一ほどより、下までたがねにて、切取しようにて見ゆ。里人に聞に、昔何人か切取、今東南高崎村の邊にありと云。猶尋ぬべし。嘉永己酉仲冬中浣三日。新撰陸奥風土記。信田小太郎碑。宮城郡岩切村鹽釜松島の追分より五六町東、往還の北側農家の垣際に三碑あり、文字あれども磨

滅して見えず。信田氏は昔鴻の館即ち高森に住し、志田玉造等の郡を領し、信田を以て氏とす相馬の流裔なりと云云。源平盛衰記十三卷に、常陸國には義朝が養子に、しだの三郎先生よしのり、又行家又使節の條下に行家は伊豆より常陸へこえて兄なれば、しだにしらせ云々。然れば信田が門葉常陸奥州に在る事疑なけれども今其證として擧るものなく、只信田小太郎が碑を存するのみなり。光則按に、常陸國に信田郡信田鄕在り、信田の三郎先生は、こゝに住みし人故かく稱せしなるべし、信田の小太郎は前說の如く鴻の館に住みし人なるべし。

鹽松勝譜。志田小太郎碑。閘口巷農家の前に在り、二碑有り、相並で共に殘缺せり。右馬頭衆蔡金重首白。實子利益等の字、隱々僅に讀む可し、而して土人志田小太郎の碑と爲す、何の徵あるを知らず。暫く此に擧げて後識者を俟つ。

【十二】彌勒寺の碑。廣瀨村下愛子栗生彌勒寺にあり。碑總丈五尺幅三尺、元亨四年(皇紀一九八四)の建碑にして門弟圓默その師恩奉謝の立願なること左記考証に審かなり。

元亨四年甲子二月二十五日時正中日遺弟比丘了圓敬白(中央)右志者奉爲相當先師圓公尊靈(向て右側)五七日之忌辰令成三サ果也。(向て左)

「ササ」は菩提の略字なり、編者未だ實地を踏査せず右記の考證は安永風土記書出に據る。去れど先哲の證書に、二月を三月又了圓を圓默と錄せり。左に

仙臺金石志卷之七。宮城郡愛子村彌勒寺碑五百十九年。元亨四年甲子三月二十五日。遺弟圓默爲先師立石。

封內名蹟志卷七。宮城郡彌勒堂。在下愛子村。鄕說慈覺作。或爲運慶。有寺號正覺山彌勒寺。傍有石墳。題曰元亨四年甲子三月二十五日、遺弟圓默爲先師立石。

【十三】建武の碑。廣瀨村鄕六札吉之助地內にあり。高二尺橫一尺厚二寸、建武二年(皇紀一九九五)。今村泰輔氏特贈の摺本左に。

阿字一梵文　右志者爲三十五日相當。建武二年四月二十七日敬白。過去亡□幽靈往生極樂也。

【十四】不動三尊の碑。松島の御島にあり。總丈約七尺二寸幅二尺、碑題に敎令輪不動の梵文を刻む、建石の志趣は師恩奉謝にありしは碑面に詳かなり。但支干のみを刻して曆號を顯はさゞれば年次を知るに由なきも、同地に建置せる德治三年に最も近き支干を索めば、或は元亨元年(皇紀一九八一)の辛酉なりと暫定す。

梵(カンマム)于時辛酉九月十八日良空(小字橫列)敬白(中央)右志者爲先師時圓阿闍梨覺靈(向て右)二十三年忌杲(景又晨)頓證ササ(菩提)乃至有頂無間無差平ホ(二字橫列小形ホは等)也(向て左)。

第八節　建造物

第一項　五大堂

一、創始

松島村松島字町內百十一番地官有地四畝二十五步の島嶼に堂宇あり五大堂と云ふ。明治三十四年三月二十七日特別保護建造物に編入せられたり。

五大堂は平安朝の初期田村將軍東奧鎭定凱旋のとき、一宇の精舍を創建し多聞天の尊像を安置し、毘沙門堂と稱し島を毘沙門島と名づく。後ち慈覺大師錫を東奧に巡らし松島寺を開始するに方り、五大明王の尊像を刻みて堂に安置す、爾來五大堂と稱す。

松島諸勝記(編註、享保元年瑞巖百四世夢庵如幻著書。享保元年(距昭和二年二一三)五大堂者。鎭守府將軍坂上田村丸所經始。而降三世等五大明王像者。天台慈覺大師圓仁所彫刻也。蓋延曆二十年辛巳春三月。坂將軍田村丸奉敕征伐東夷。逆賊高丸已陷駿州次淸見關。聞將出師退保奧州。將軍親射高丸而斃於神樂崗。涓日献首級於京。然後膽澤郡建八幡神祠。以藏旌旗弓矢。繼之模護世多門天像。奉於逵谷窟。旣而將軍還洛之日。取路松島。會信佛法靈區。特爲一堂復供養多門天像。厥後慈覺來而開山。刻五大明王像。以爲萬民祝禱。安諸多門堂中。凡有所求靈應如響。後彼天像放光飛去。少選而落於洲嶼上。膽者驚異焉。往而覓之遂失其所在。其

處今者稱毘沙門島。堂以年代久遠。日就凄涼僅庇霜雪耳。於是伊達黃門藤原政宗君。天正十八年承豐秀吉相國之命。築城於磐手山而名馳天下威冠列侯。慶長之間。石田三成興兵欲爲坂城之援。上杉景勝與之謀而屯於會津。黃門君奉東照神君之命而征焉。上杉之長臣甘糟備後者保白石城。庚子之年(編註慶長五年)黃門君未赴會津。先驅而攻之。臨發自禮五大尊。至心懇禱。遂陷白石城擒其賊魁。黃門君大喜以爲明王加被所致焉。由是將修廢基而答洪德。命臣安部藏人以爲幹事。鳩工於甲辰(編註慶長九年)夏六月、竣功於其冬十二月。以本月十五日行落慶事。觀其結構。縱橫若干。正中設寶壇。壇上閟宮。安五大尊。瓊檐玉楯。莊嚴殊妙。而瞻者咸驚心目、外面別厝聖無動及矜羯羅制叱迦像。亦覺師所彫也。夫境致絕勝。殆異世之所有也。怪巖許多斷續。翔出於海涯焉。數根松樹偃蹇環簷。枝葉倒垂鬱蔽嶮崖。背後有斷巖。兩岸相距若干步。懸架二橋而躡嶮涉危。其爲體裁也。板間空缺堅宛如畛畦。過者心懾股慄。二橋之間有八幡神祠。忠宗藤君。遷祭舊社于此矣。寬永十八年壬午之春。忠宗君命鳧氏鑄洪鐘。雲居祖翁爲之銘。恒一書焉。蓋恒一大明學士林天澤也。事忠宗君。與祖翁爲方外之交。元祿八年乙亥。前中將綱村君。密有希求。默禱像前。而悉地成就。君不勝感嘆喜捨腴沃之田。永充香燈之供。

贅語古曰。山之陽產鐵者。陰必有磁石。蓋二物同氣也。佛陀感應。如磁石着鐵。黃門祈而冥助。中將願而靈驗。夫五王之於二君。同氣相應者歟。非肉眼所能勘驗耳。

二、修造

伊達政宗五大尊天を奉敬し且祈誓を籠め、迅雷疾風白石城を拔く實に慶長五年なり、同五年五大堂を修造し、六月工を起し十二月工を竣ふ。此日入佛供養の大法會を行ふ、爾來歷代の藩主之を守る。現に堂中納むる所の牌位は修造の歲月を窺ふに足る。既刊の考証等を列記する左に。

聞老志。五大塔。在瑞岩以東。大同二年坂上田村麻呂造營之。置五大尊。黃門君慶長五年攻刈田白石城。得夢徵。仍九年十二月令監造阿部藏人紀州良匠鶴右衛門等修造之。有兩短橋。

封內風土記。五大尊堂。在島。架二短橋。傳云慈覺大師作佛。而堂宇亦大師創建也。後陽成帝慶長九年。黃門君新造營本堂。寄附三十石之地。島中有八幡社。明正帝寬永十七年義山君建之。

貞山君實錄。慶長九年六月十日。有宮城郡松島五大尊像。再造釿始之式。同年十二月十五日。再造落成有入佛之式。

天台智者大師寶覺尊者(向て右)松島艸創慈覺大師圓仁大和尙(中央)叡山傳敎大師最澄大和尙(向て左)

享保十六辛亥歲九月二十八日。五大尊像再飾。安座供養祥日。住山　天嶺　謹書。

祇園牛頭天王。稻荷大明神。五百大阿羅漢。熊野大權現。梵天帝釋四天王。護法伽藍諸天善神。十六大善神。多賀大明神。天滿自在天神。住吉大明神。各々眷屬。山王大權現。愛宕大權現。春日大明神。秋葉山葉山大權現。伊勢天照皇大神。大日本大小神祇。八幡大菩薩。金毘羅大權現。葉山大權現。宮千代大權現。各眷屬。享和二年壬戌三月吉日

三、五大明王

五大尊は悉く明王部に屬す、其一不動明王、其二降三世明王、其三軍荼利明王、其四大威德明王、其五金剛藥叉明王。上の五尊を五大明王又は五大尊と云ふ。天台宗門派修法の初めに高く五大尊を唱號する恰かも、法華宗の七字淨土宗及び眞宗の六字の名稱を高唱するに等しかりき。考証により五大堂安置の尊像を叙述する左に。(參照口繪)

【不動明王】(中央)　毘盧遮那佛の化身なり、衆生を化するに怯弱ならざるを表せり。慧刄と羂索とを持ち頂髮左肩に垂れ、大火炎の中に在り、面門水波の相にして充滿せる童子の形なり。說いて勝軍軌・大日經具緣品・秘藏記・底哩三昧耶使者念誦法・音韻疏等に詳かなり、案ずるに本堂安置の尊像は、平らかに兩眼を開く、高雄曼荼羅の像に酷似す

【降三世明王】(東方)　藥師如來の化身なり。降三世明王の本誓を略述すれば、四面は大日內証の四智、四住地の無明を降伏すの義にして、面上の三目は、佛・蓮・金三部の智眼を以て三界の三毒を降伏するの義、三昧耶の印は獨鈷の印にして獨鈷金剛杵を以て、三毒の煩惱を摧破するの義を表せり。大日經疏・秘藏記・降三世成就極深密門・金剛頂略出經・大聖妙吉祥秘密八字儀軌法・金剛壽命陀羅尼經・尊勝佛頂軌に詳かなり。而して五大堂安置の尊像を拜するに金剛略出經卷三に、左脚を以て大自在天を壓し、右脚を以て大自在の妻の乳房を壓するとあるに本づける、圖像妙

等に出でたりしと惟はる。

【軍荼利明王】（南方）觀世音菩薩の化身なり。高雄曼荼羅は二手印契を結べる菩薩形に畫き明王に非ざるものゝ如きも、世に多く行はる尊像は東寺講堂の一面八臂なり。五大堂安置の尊像を拜すに、甘露軍荼羅菩薩供念誦成就儀軌に說く所に近寄したるが如し、「四面臂右手に金剛杵を執り左手滿願印にし、二手羯摩印を作し身に威光焰鬘を佩び、正面は慈悲右の第二面は忿怒左の第三面は大笑の容に作り、後の第四面は微しく怒りて口を開く」即ち金剛杵は三鈷杵にして滿願印は與願の印なり、四面四臂は第七識末那の我痴・我見・我慢・我愛の四煩惱の義を表せり。因みに記す軍荼利はこゝに「瓶」と飜譯す、瓶中より甘露を流出して衆生界に與ふるが故に名づくと、雷斧老師は云へり。

【大威德明王】（西方）阿彌陀如來の化身なり。梵語に閻曼德迦にして、降閻魔尊の義なり、又解衆生縛と譯す。炎曼德迦萬愛法に「六面、頂上三面の中面は菩薩形にして柔輭なり、その面の頂に阿彌陀佛あり、又六臂左の一は鉾、二は輪索、三は弓、右の一は劍、二は寶杖、三は箭、彼の弓を以て射る勢なり」水牛に乘るは、水牛一に沉牛とも云ひ、能く水中に沉み又能く水を渡るを以て、生死の大海を渡るに自在なるの義を表し、又大火焰中に住するは、一切衆生の業煩惱の妄薪を燒くことを表するなり。五大堂安置の尊像は高雄曼荼羅像の檀荼の印よりも覺禪鈔に酷似する所多きが如し。

【金剛藥叉明王】（北方）釋迦牟尼佛の化身なり。三首六臂左の第一手弓、第二手輪、第三手鈴、石の第一手箭、第二手輪、第三手五鈷なり、五鈷と鈴とを薩埵羯摩と云ふ、三首皆五眼を具し身色青黑にして、火焰圍繞し左右の足下に各青蓮華あり、虎皮の裾を着す、諸ろの怨敵を斷盡するが故に、藥叉はこゝに威德を翻し又盡と譯す。

第二項　觀瀾亭

一、聖蹟及創建

伊達政宗、慶長八年八月仙臺城成り、九年五大堂を修營し、十年圓福寺を改めて瑞巖寺と號し、亭榭を龜崎に新營して松島の遊息所と爲す、時人龜岡御殿と云ふ。政宗薨じて後ち十年正保二年近隣火を出だして亭榭を燒く。是より先き關白秀吉桃山の一亭を政宗に賜ふ、政宗之れを受け解體して江都の藩邸に留置す。二世忠宗（義山公）仙臺米江戸輸出の歸帆に命じて、解體の亭榭を運送して之れを龜崎に建置し以て政宗の志を嗣ぐ。五世の孫吉村（獅山公）正德四年龜崎の亭榭に臨し奧州（別本鹽松）八景を撰む。會ま幕臣佐々木池庵松島に來る（名は玄童字は煥父一字は行、通稱萬次郎池庵は號なり）公召して「觀瀾亭」の扁額を書さしむ、池庵天和・正德・享保三度來朝の韓人と酬唱す書體一家を成し世に鳴る。松島の來遊は六十五才の時なり。爾來觀瀾亭と號し歷代藩王の遊軒と爲し、今尚伊達家の所有地たり。

明治革變の後ち觀瀾亭大に荒む、石卷在住の豪商戸塚貞輔資を投じて補修の費に充つ、瑞巖大陽之れを管理し雛僧を督して亭榭を護持す。明治九年六月二十八日明治天皇觀瀾亭に臨幸し給ふ。

明治天皇聖蹟志。第一回奧羽地方御巡幸。陛下には御馬にて九時松島に御還幸（編註富山大仰寺より）あらせられ、九時廿六分觀瀾亭に入らせらる。此の觀瀾亭は、元伏見の桃山にありし桃山殿にて、藩祖伊達政宗太閤秀吉より賜はりたるを茲に移しゝなり。維新後大に頽廢せしを、石卷の戸塚貞輔自費にて修復を加へ置きたるより、此度の御用に立てたるものゝ由にて　聖上には深く戸塚の心根の優しきを愛でさせられて、紅白の縮緬二反及び金五十圓を賜はりたりと云ふ。

政宗亭榭を創建し、子忠宗燒燼を再興し、裔孫吉村亭名を冠し、大陽・貞輔の道俗併び立つて之を護持し、以て聖駕を迎ふ。

松島諸勝記。觀瀾亭在月見崎。（舊名龜崎）而松島第一勝槩而累代國君假館也。其地跨海涯。數百島嶼一覽得之。實如泰腋方丈蓬萊鳳麟等洲。點綴於弱水之上。陰晴朝暮四時變態。千景萬致無一不在寸望中焉。昔日藤黃門政宗君。相攸此地。方構幽居以爲游息之所。

正保乙酉（編註二年）之春。浮火于村。其居已成烏有。今所存者移換於山城州伏見也。實係文祿年中豐臣秀吉公所賜矣。蓋秀吉公治世之後。讓相州秀次公。自爲太閤築伏見城而居焉。老猶矍鑠氣吞四海。是故東西游侯。重幣篤禮各適之從。太閤嘗於城中殿一亭。以爲夏天納涼之所。常招政宗君於亭上。飲燕盡興。遂賜此亭於政君。以旌重遇之意。慶長戊戌（編註三年）秋八月十八日太閤薨。於是。政君將欲折湊。盡載其材轉致江府衙內之邸焉。正保火後。忠宗君更船載來而建茲地。雖修葺相繼不失舊物。今大守左中將吉村君。時々賁臨以極游覽。因號亭曰觀瀾。其扁字乃佐玄龍之所書也。正德甲午（編註四年）大守自擇名勝美景於鹽竈松島之間。爲奥州八景。蓋月見崎亦其一也。所謂八景。曰鹽竈浦船。曰雄島旅雁。曰月見崎月。曰蕭寺曉鐘。曰籬島夕照。曰浮島翠松。曰海濱漁火曰富山暮雪。

贅語。海東壯觀。莫踰松島。松島壯觀。其止觀瀾。於戲。護法賢君。一游一賞。愈增觀瀾亭之壯觀者也乎。

二、使用契約

伊達家の所有なり。明治四十五年一月十三日土地物件使用貸借五十年間の契約を締結し、大正元年九月七日物件の受授は完了せり。左に。

松島觀瀾亭土地建物貸借に關し本縣と伊達伯爵と契約するもの左の如し。

土地物件使用貸借契約書

第一條　宮城縣知事を甲とし伯爵伊達宗基を乙とし五十年間乙所有の左記土地建物に付使用貸借を契約す

一、宮城郡松島村大字松島字町內一六番宅地反別參反九畝七步及之に有在の建物此建坪七拾六坪七名八勺

二、同縣同郡同村大字同字浪打濱一四番の一埋立地反別五畝拾步

第二條　甲に於て借用物に重大なる影響を及ぼす行爲を爲さんとするときは乙の同意を得るを要す

第三條　本契約解除の場合は甲の加工したる部分は現形の儘無償を以て乙に返還するものとす

第四條　土地及建物は現狀調書作製の上之が授受を爲すものとす

第五條　甲は使用期間內現存の建物に對し金五千圓の火災保險を付するものとす

本契約を證する爲正本貳通を作り各壹通を領置す

明治四十五年一月十三日

五第一八六號　明治四拾五年壹月拾參日締結の契約書第四條に依り別紙記事の通り受授を了し候也

大正元年九月七日

記

宮城郡松島村松島字町內五拾六番

一、宅地臺帳面積千百七拾七坪　一、觀瀾亭一棟　此建坪五拾四坪拾四坪貳合五勺　但附家共建具疊等別紙圖面及調書之通り

一、萱葺　平家　壹棟　此建坪拾四坪貳合五勺　但建具疊等別紙圖面及調書之通り

一、附屬家便所　壹棟　此建坪六合貳勺　但建具其他別紙圖面及調書之通り

一、樹木　四拾本　但別紙調書之通り

右御貸渡之分及御引渡候也

明治四十五年　東京府荏原郡大井村貳百四拾八番地　伊達宗基　代理增澤胤清

宮城縣知事寺田祐之殿

觀瀾亭建具疊調

【上の間】床二間に三尺。但書張金地栂槙及樹木草花笹模樣正面及兩脇共狩野永德の筆なりと云ふ。襖六枚。但床脇一間二枚立中仕切り三間四枚立。書は床に同じ。裏淡茶色廂絹地、引手は金鍍九曜星模樣梅菱形。障子十二枚。但一間二枚立、腰書張高さ二尺五寸金地竹模樣。疊十八枚

【次の間】襖六枚。但廂絹地淡茶色裏白唐紙。障子十四枚。但東開き一間二枚六一六枚。北開き一間半四枚立八、疊十八枚。

【外】障子二枚。但入口一間二枚立。

中障子十枚。但北入口脇一間二枚立四枚。西の方一間半四枚立四枚。床裏廊下西一間二枚立二枚。

重戸二枚。但南椽側仕切り一間二枚立二枚、杉帶戸。

雨戸三十六枚。但南開き九枚、東開き十七枚、西開き八枚北入口二枚。
中雨戸九枚。但一間二枚立、北の方四枚、西の方三、床裏二枚。
板戸七枚。但附家入口一枚、便所廊下二枚、同入口二枚、風呂場入口二枚。
廻し板戸三枚。但風呂場二枚、便所一枚。
中硝子障子六枚。但便所廊下、硝子戸二枚。但便所廊下。小硝子障子八枚。但風呂場四枚、便所四枚。
扁額一面。但木額、觀瀾亭の三字佐々木玄龍の筆。
扁額一風。但紙地草書、觀瀾の二字伊達重村君の筆なり。
（表家の疊・襖・障子・雨戸及松・櫻・栗・杉・櫻四十本の目通寸尺は略す。）
史蹟名勝調査報告。永野榮助。一。觀瀾亭【種類】史蹟建造物【名稱】觀瀾亭【所在地】宮城郡松島村字町内拾六番
觀月崎（舊名龜首崎と云ふ）【地目】私有宅地【地積】面積壹千百七拾七坪【所有者の住所氏名】東京府荏原郡大井町貳
百四拾八番地伯爵伊達興宗【形狀寸尺等】建造物は東面し縱約九間、横約五間（本家は六尺五寸を以て一間とす）建坪五
拾四坪參勺、木羽葺平家建とす附屬家一棟壹棟にして建坪拾四坪八合五勺とす、其の位置形狀建坪等別圖の如し【所
有者の外管理者】宮城縣とす【工作物の其他物件】觀月崎は往昔藩祖政宗公爰に渚宮を建て游息の地となせしが慶長
四年（松島諸勝記に正保二年とあり、今塩松勝譜に因る）延燒に罹り現在の亭は豐臣太閤伏見の行殿にて文祿二年公に
賜はり江戸品川の藩邸に移し置きしを二世忠宗公に至りて爰に之れを移せしなりと、柱は皆栂の四方面なり、或は唐木
なりともいふ、其の室は十八疊敷にして正面床（二間に三尺）
の間の壁畫は金地に栂・槙及樹木草花模樣なり、故に畫幅を掛るを要せず、襖六枚の畫も亦立木なり、共に金地に彩筆を
施せしもの障子十二枚の腰も（高二尺五寸）畫張竹模樣なり、何れも金を貼し丹壁燦然たり、相傳ふ狩野山樂の畫く所と
なす、亭上三個の扁額は一は「觀瀾亭」の三字にして佐々木立龍の筆、一は東坡が西湖の詩句を摘みたる「雨奇晴好」の四

字にして五世吉村公の筆、一は「觀瀾」の二字にして七世重村公の筆なり「雨奇晴好」の扁額今や撤して伊達家に藏せり。
次室は同じく十八疊にして襖は廐絹地淡茶色裏白唐紙とす、椽側は前面及後方とも幅六尺五寸とす、庭隔に一大松化石
を存置す、本亭外圍北方の垣は細竹を網代に組み爲せり、其の組み様を四ツ目打十二あげといふ是を貝玉垣と名つく、
亭は伏見桃山より移せしものなりといふ、其の狀尋常に異なれり、貝玉垣とは玉垣に代ふる意なれば替玉垣と書くべし
といふ説もあり。

觀瀾亭建家圖面

觀瀾亭取締人住居家屋圖面

木羽葺平家壹棟・此建坪四拾貳坪五合・但本家は六尺五寸を以て壹間とす
木羽葺附家・此建坪參坪六合七勺一才・木羽葺風呂場・此建坪參坪六合六才
木羽葺便所此建坪參坪七合貳勺・木羽葺便所・此建坪五合參勺參才

木羽葺平家壹棟・此建坪拾四坪貳合五勺。
但六尺を以て壹間とす
木羽葺便所此建坪六合貳勺

【現狀位置方向區域周圍の狀況並破壞の程度等】觀月崎は地勢隆起灣上に斗出し眺望最も富み萬點の青螺一眸に入り地
盤は巖壁にして稍平坦なり、東西約六十間、南北約二十五間、東は海に臨み西北は街路にして南は縣營ホテルに接す
亭は岬上東端に建設しあるを以て海風濕氣に直接す、故に諸材朽蝕して大破に及ばんとするにあり、縣は伊達家より
引繼を受くると同時に亭及番舍の修繕、石垣、貝玉垣の修繕を爲せり、又更に構内西方に縣事務所一棟を建設せり、
又亭の南方崖下及北方亭の門に接し入江を開鑿し一は延長二十二間、一は十三間巾各三間乃至八間深さ海水面下四尺
以上とす、以て火防用且つ景趣を添えしむ、之れに海藻防禦の爲め小唐竹を打付け木柵を設置し天然石を以て人工的
ならざる石垣を設けたり。
構内に老松老杉大樸栗等三拾九樹を存し大樸の如きは十尺以上十九尺に至るもの六樹孰れも數百年を經たるものなら

ん、本亭の東北隅「龜崎」と稱する岬上に存立の松樹二株は大正二年四月延燒の爲め半身枯るゝ所なるが今は全く枯死するに至れり、位置方向及區域內周圍の狀況別圖の如し(別圖二號三號は枯死せり)

【由來傳說】 觀月崎亭は政宗公の渚宮にして游息の所なりしは前に記するが如く同亭は慶長四年延燒に罹り今存する處の亭は文祿二年の豐臣秀吉伏見の行殿なりしを公に賜ひしなり、秀吉治世の後秀次に讓りて自ら太閤となり伏見城を築き居る四方の藩侯皆此に候す、太閤兼て城中に一亭を設け納凉の所とす、常に公を亭上に招きて飮嚥して興を盡す、此亭を賜りて寵遇の意を示す、慶長三年戊戌八月十八日太閤薨ず、此故に解體し材木を載せて江戶品川の藩邸に移して置きたるに慶長四年の失火に觀月崎の亭燒失するによつて二世忠宗公船に載せ來りて此地に建つ、修葺相繼ぐといへども舊物を失はずといふ、歷代の藩主時々此に臨んで遊覽せらる、亭上の扁額は前に記するが如く觀瀾亭の三字は佐々木玄龍の筆、東坡が西湖の詩句を摘みたる吉村公の「雨奇晴好」の四字は宋の蘇軾が西湖の詩に、水光瀲灑晴方好。山色空濛雨亦奇。色把西湖比西子。淡粧濃抹總相宜。とあり、西湖勝槩は唐山にありて天下第一と唱へ松島の風景は日本にありて第一と稱す、さればその西湖の秀句をとられしなりと、此の扁額今や撤して伊達家に藏する所なるも玆に之れを記述す。

重村公の筆「觀瀾」の二字は次室に揭げらる、維新の際迄松島御殿と稱す、司亭吏を置き雨覆をかけ常人の遊覽を許さず、代々厚く保護せられしが廢藩置縣の時より官有となれり、舊藩主伊達宗基公其の終に朽壞に至らんことを惜まれ明治二十年官に請ひ再び伊達氏の有となせり。

明治九年　明治天皇東北御巡幸あらせられ蹕を瑞巖寺に駐めさせ給ふや六月二十八日親しく臨御の榮を賜ふ、明治四十一年十月　今上陛下東宮に御在し松島行啓の際御憩息の榮を賜はる。

本亭は前記の如く最も光輝ある建造物なるを以て厚く保護するを要す。

【徵證物件】 月觀崎は松島第一の勝地にして壯觀は觀瀾亭に止れりといふ、亭は灣上に斗出し眺望最も富み青螺萬點欄前に聚り春霞秋月夏雨冬雪四時の變態奇觀ならざるはなし、亭の構造も頗る嫺雅高尙にして數奇を凝らし一も舊觀を失はずといふ、玆に松島瑞巖寺第六世夢庵如幻、享保元年(距今二百九年)著はす所の松島諸勝記に評悉するを以て左に之を記す。

觀瀾亭在月見崎(舊名龜崎)而松島第一勝槩而累代國君假館也。其地跨海涯。數百島嶼一覽得之。實如泰腋方丈。蓬萊。鳳麟等洲。點綴於弱水之上。陰晴朝暮四時變態。千景萬致無一不在寸望中焉。音日藤黃門政宗君。相攸此地。方搆幽居以爲游息之所。正保乙酉(編註二年)之春。浮火于村。其居已城烏有。今所存者移換於山城州伏見也、實係文祿年中豐臣秀吉公所賜矣。蓋秀吉公治世之後。讓相位於秀次公。自爲太閤築伏見城而居焉。老貌矍鑠氣呑四海。是故東西藩侯。重幣篤禮各適從之。太閤嘗於城中設一亭。以爲夏天納凉之所。常招政宗君於亭上。飮嚥盡興。遂賜此亭於政宗君。以旌重遇之意。慶長戊戌(編註三年)秋八月十八日太閤薨。於是。政宗君將欲折湊。盡載其材轉致江府衙內之邸焉。正保火災。忠宗君曳船載來而建玆地。雖修葺相繼不失舊物。今太守左中將吉村君。時々賁臨以極游覽。因號亭曰觀瀾。其扁字乃佐玄龍之所書也。正德甲午(編註四年)太守自擇名勝美景於鹽竈松島之間。爲奧州八景蓋月見崎亦其一也。所謂八景。曰鹽竈浦船。曰雄島旅雁。曰月見崎月。曰蕭寺曉鐘。曰籬島夕照。曰浮島翠松。曰海濱漁火。曰富山暮雪。贅語。海東壯觀。莫踰松島。松島壯觀。其止觀瀾。於戲。護法賢君。一游一賞。愈增觀瀾亭之壯觀者也乎。

松島に於ける詩歌、紀行の最も多きは世人の知る所、月見崎に、觀瀾亭に題するもの又多し、玆に數首を揭ぐ

(慶長十年八月十五日夜松島において)　伊達政宗

所からたくひはわきてなかりけり名高き月を袖にまつしま　伊達吉村

異浦の月もおよはし松島やまたなき浪にすめる舟人　伊達重村

(松島にて)

夕しほのさしもしらしな松島やふく風涼し夏のありとは　（觀瀾亭にて）　伊達齊村

浪の上に浮ふ千島と百島と月見か崎のみるめをそかる　（月見か崎觀瀾亭にて）　仙石政固

桃山のみたて移しゝ陸奥にいまと勾へるはなのおもかけ　（松島の觀瀾亭にて）　伊達綱村

翠松涵水水涵天。來倚瑞巖古寺前。三島十洲一望裏。使人笑傲老坡仙。　佐藤坦一齋

觀瀾亭子枕清漪。聞昔遙從伏見移。彷彿雨奇晴好景。宛然金石綺逾詩。舟如芥點新磨鏡。嶼似秤存未覆碁。爲是英雄遺結構。使人憑吊想當時。　大槻清崇磐溪

錦紋竹柵遶岩扉。渚館高臨觀月磯。昨日小君停彩鷁。戲沙鳧雁有光輝。　大須賀履筠軒

活畫橫披苑囿中。黿梁鱣岫渺浮空。風漪三萬六千頃。最適觀瀾是渚宮。

賴春水游記曰　觀月崎有藩侯苑囿極輪奐之美。扁一曰觀瀾亭。一曰雨奇晴好。嘉奔奇石。雜殖成題。皆摸上都園囿者松島之爲絕勝。天下之所知。聞藩侯以海枯島松。置獵戶。每晚發砲。驅散宿鳥。其愛護勝景。如斯。

【管理保存の方法】　觀瀾亭は伊達伯爵家の所有なるも明治四十五年一月宮城縣は五十年間土地建物無償使用貸借を契約し以て松島公園經營に供し爾來看守を置き構内の掃除を施行せしめ、且つ建物其他破損あるに於ては之を修理することゝせり故に管理保存に關しては遺憾なし、尙從來觀覽者は濫りに出入せしめず且つ火氣を入るゝを禁ずるは今後に於て之を繼續するを肝要とす。

【其他必要なる事項】　なし

鹽松勝譜。觀瀾。亭亭は貞山公の創建する所、正保乙酉の春燒失せり。今の亭は舊伏水豐太閤の行殿。文祿中。之を貞公に賜ふ公之を江戶藩邸に建つ、正保火後、義山公、舶致して此に建つ、修葺相繼ぐと雖ども、舊物完全一距を失はず、今や二百年、障壁貼金丹碧斬新の觀あり。

和藤叔明侍宴觀瀾亭應令作二首。

聞君侍宴醉滄洲。不羨洞庭湖上遊。一自雲烟侵彩筆。何人重賦海天樓。　源義質

縹渺雲煙海上臺。十洲三島對筵開。羨君今日游仙境。從駕猶援瑤草回。　佐藤坦

遙題松島觀瀾亭。同竹村伯實

觀瀾亭子枕清漪。聞昔遙從伏水移。（亭舊在水氣豐太閤貺之黃門仙臺侯）彷彿雨奇晴好景。宛然金石綺逾詩。（地名觀月崎亭中額揭雨奇晴好四字）舟如芥點新磨鏡。嶼似秤存未覆棊。爲是英雄遺結構。使人憑吊想當時。

松島蒙求。獅山公命亭。獅山公吉村。肯山公嗣子。實一門伊達肥前宗房子。公性度寬宏。才學富贍。屢臨賞觀月崎之渚亭。亭未有名乃命曰觀瀾亭。蓋取於孟子觀水有術。必觀其瀾之語乎。使佐佐木池庵書之。彫以遍其楣。又親書雨奇晴好四字、作遍以揭。取於東坡西湖詩水。光瀲灩晴還好。山色空濛雨亦奇之句也。

第三項　一本亭

亭は七ヶ濱村花淵濱にあり。一本の巨木を刻みて、間口八間余奥行四間余の家屋を建築す。文化年間政宗十世の孫齋宗（英山公）儒臣志村弘强・櫻田質に命じて「一本亭」の記を書せしむ。

先是。政宗五世の孫吉村正德三年松島觀瀾亭に出馬の途、花淵濱に至り、一本木の建造物を看る、是より屋蓋の修補は葺茅を給與して荒廢に歸せざらしむ。

一本の巨木は漂流物なり、大槻磐水翁は藩主の諮問に答ふるに蝦夷產の「どろ」の木なりと云ふ。三好學の植物學講義によれば、北海道產の松柏科に「てろ」又樺太平野の森林に、落葉濶葉の種類に「どろやなぎ」の品名あり。保田光則氏「一本木の家と」題し、「木性ハシレズヨク厚朴ニ似タル木ナリ」と記せり、磐水翁の「どろ」は即ち「どろやなぎ」なるが如し、寒暖二潮の流域作用により、花淵灣に漂流せるが如く思はる。去れど月令の見るべき資に接せざれば强ゆる能はず、單り月令のみにあらず、年次に就いても天正・慶長・元祿の差あり、爾かも、老志・風土記共に肝入又は邑長と錄

して其の人名を異にす。又編纂資料の提供者は、遠藤宗休なりと刻印せり。左に掲げて後ちの資と爲さん。

封内風土記。昔年洋中有漂流之大木。邑民等見之。出舟數艘引之以揚于陸。邑長次左衛門數世之祖。請之分割。以造長八間四尺四寸。横四間四尺五寸之家。至梁棟柱桁之類。悉用彼樹。而不用他木。先君（編註吉村卿山公）嘗親之。命其不經敗。是以東山帝ゝ正德三年。賜茅以修葺之。從是以爲例。毎葺賜茅。是希世之一事也。故記之。

陸奥風土記。一本木の家。慶長年中の比なりしとか、宮城郡花淵濱肝入治兵衛といふ者、心ある男にて朝ごとに衆に先だちて日和見をしけるに、東海遙に島の如く浮び出でたる物あり、あやしと思ひながめをる、後にては鯨のより來るならんと騒ぎのゝしりけるが、やう〳〵朝日の映するに從ひてたゞよへるさま、うつほ舟などの流れよりしにやと、いぶかしく思ひて奴僕等に帆つな引きつなゞど舟につませ、其身もともに漕ぎよせて見るに、浮木にてありければ、かすきする者の腰に、かのつなをつけさせて、浮木の本うらに結びつけ陸近くひきよせ、それより濱中の者に酒などのませ、陸へあげしとぞ。木の大さ長さ二十八間餘廻り二丈八尺五寸といへり。木性はしれずよく厚朴に似たる木なり。それより此の樹一本をもて一屋を造らしむ。家の大さ長さ八間横三間なり柱棟梁桁鴨居の類はいふに及ばず、板戸障子の類まで盡く大小となく挽きわりて用にたれり、治兵衛はもとよりかゝる良材を得るの德あり、從ひて材を用ゐるの工匠其の智もまた稱すべし。其家今にいにしへのまゝに存すれども、星霜久しければ板戸障子の類は處々破れたるを修理したる所もあり。さて何者のいひ初めけん、此の木を刳り取りて瘡疾を煩へる者、服すれば平癒すといへり。さるによりて板戸障子の類まで削りたる所おほし、家主これを制すれども密かに刳りとる者今におほしとなん。宜なる哉希有の材朝日と共に輝き出て、おのづから得たる所の浮木にして、必ず盲龜の奇瑞に觸れたるなるべし。此の治兵衛より數代今に至るまで此の家の中にて死せる者なし、代々世事を讓りて後でいに入て病死すといふ、千孫尤も長壽なり。近年甚だ破壞に及ぶ、其の事を官に申して修理し玉はりしとなり。

遠藤宗休起章の古文書によれば、一本亭の新築は天正三年（皇紀二二三五）なり昭和を距る三百五十餘年なり。古文書元鼻節神社にあり、故あり仙臺の佐助に移り後ち轉じて山形縣新庄町十日町遠藤榮之助の所有に歸す、之れを花淵濱に戻さんと寺澤庄太郎再度の交渉遂に成立せず、昭和二年陰の九月二十六日は鼻節神社の恒祭なり、遠藤勇三郎自己所有

地地所四十坪を提供して古文書と交換したるは恒祭前五日なり（勇三郎氏談）この古文書をして再び由緒深き花淵濱に戻せしは蓋し勇三郎赤誠なり。古文書左に。

右卷物は當濱鎭守大明神檢之古語認し一卷に有之、龜相之品に爲無之に付、右裏書に重き遺傳相認置者也。

抑此家造立之儀は、先祖宗休天正三年同濱沖へ大樹流來候を引揚、右一本を以一家造立當世迄數代相續有之候處、元文年中乍恐獅山樣御事家作爲御覽之被遊爲入、其砌御目見被仰付、乍恐奉伺公候處誠に稀成家作に候間、往々退轉不致永續可致との重き　御趣意を蒙り其上濱方にて何か勝手之節有之候はゞ奉申上候樣御意被成下候に付、島濱より通船之舟宿並五十集問屋、都而於當濱に商買之五十集物より四ト役召上に罷成候樣御免被成下候はゞ、冥加に叶へ難有仕合に奉存候樣奉申上候處、外に御意被仰下屋根普請之節ほ、小萱六百丸頂戴等被仰付、其餘長男役共に、右三ヶ條御用捨被成下候との重き御趣意を以、御免被成下猶亦何分往々家作大破不致候樣、乍恐重而御意被仰付候家筋に有之、依而は御成先重き御意蒙り候儀を、末世迄襲忘無之樣遺書如此に候間、右傳書御朱印同樣に可相心得、勿論偖に御殿同樣相心得、數代共に家作大破不致、龜相無之候樣專一に可相守。依而末代世々子孫中へ如斯に申傳置者也如件。（參照口繪）

第九節　天然紀念物

第一項　植物

一、公孫樹

宮城野原飛行機格納庫の傍、永野榮助の邸宅に在り。大正十五年十月二十日內務省告示第一五八號を以て。天然紀念物保存法第一條により天然紀念物に指定せられたり。口碑傳說を綜合して略架すれば、國分尼寺の開祖淨昇尼のために

ふ」は前原の町々長永野永助氏の邸内にある雌株で、無數の乳柱が垂下し、根元の周圍約二丈六尺、地上五尺の高さの幹圍もほゞ同樣な太さで、乳柱の中央部の周圍は約五尺もあり、その下端は地中には入つてをる。苦竹いてふは、銀杏の内でも巨大な方で、太い乳柱が多いのと垂下してゐるのが特徴とされてゐる。

乳柱の下端、今は地中に深入し尺度を探見せしことなきも、永野榮助翁（七十二歳）四五歳の幼兒時代に在りては、樹幹と乳柱の間を潜りしことありと、翁は編者に物談りしことあり、六十余年にして乳柱の下端が土中に潜入したるものなるべし。告示の全文及び史蹟調査書の一部を載錄する左に。

内務省告示第百五十八號　史蹟名勝天然物保存法第一條に依り左の通指定す

大正十五年十月二十日　　内務大臣　濱口雄幸

第一類　天然記念物　苦竹の公孫樹　宮城縣宮城郡原町苦竹字原五番宅地内　公孫樹一株

【天然記念物】（一）名稱。姥銀杏（苦竹公孫樹）一株　（二）所在地。宮城縣宮城郡原町苦竹字原五番　（三）地目。民有宅地　（四）地籍。五百六十四坪（以上坪數内に建物坪數を含む）　（五）所有者の住所氏名。宮城縣宮城郡原町苦竹二百十番地永野榮助　（六）現狀。仙臺市榴岡の東麓、宮城野に至る一隅にある雌株で、無數の乳が垂れ根元の周圍約二丈六尺地上五尺の幹圍も殆んど同樣である（三好博士調査）　（七）指令年月日及番號。大正十五年十月二十日内務省告示第百五十八號。

二、名　木

【蠟梅】　鹽竈神社の神苑にあり。碩儒雨香先生の記文あり。

【蠟梅】　名蘭梅。正保中清人所齎也。林子平先生遊長崎。一見奇之。携歸贈之藤塚知明。知明植之金華亭。知明後移此地云。先生抱經濟之大志。而寓意微物。可謂胸中綽々有餘裕也。仙臺大内源左衛門。一恐失其傳。將建石以標之。使余記之。因叙其略如此。

明治三十三年七月　　鈴木省三　撰並書

【鹽竈櫻】　鹽竈神社左右宮別両宮拜殿の中間に在り。花の形容稍や泰山府君に似たるが如きも、蕊の化して小葉となさ

栽植したる紀念樹なり淨昇尼は紅白御前と稱し聖武天皇の御乳母にして、藤原鎌足の令妹にして鄕人崇めて姥神と稱して之を祭る。蓋し公孫樹に雌雄の別あり、雌株に限り花を開き實を結び且つ乳柱を具備する恰かも婦女に豐乳あるが如し。公孫樹と姥神の關係昔も今も異ることなきが如し。（參照口繪）

社會事林。公孫樹・鴨脚樹。高さ數丈に及ぶ、葉の形扇を開きたるが如く、又鴨の脚の如し。夏日花を開く淡青色にして山椒の實に似たり、雌雄あり雌は葉の末に岐あり、實を銀杏といひ九月に熟す、核ありその色白く二稜或は三稜あり、内に子あり食ふべし培養するには肥料を要せざれども、春秋二期に人糞を施せば殊によし、三月中旬に植う發芽より十五年を經て始めて花を着け實を結ぶ、此樹は結實期に達するこゝかく遲きものなれば、接木法に依るを利ありとす。この法によれば結實期早きのみならず、雌雄の識別を誤る憂なし、接木も三月の頃未だ出芽せざる時を良しとす。果實を收むるには數多桶に入れ、小板を以てこれを攪拌して表皮を擦り去り尙水に浸すこと一日にして日乾して貯ふ。

史蹟調査。姥神。木の下鎭護の神にて、舊より國分寺の四維にありと云ふ。今存する所、東は尼寺北は宮城野の内、西は淸水小路に有り。俚諺に云、此神は尼寺の開祖鎌足大臣の妹君、紅白御前淨昇尼を祭ると云ふ、其據を見ず。

編纂資料。銀杏大樹、本町南裏民家の庭前に在り、傳へて聖武天皇の御時植えしものといふ。乳數多く下りて大なるは六七尺小なるは五六寸なるものあり、乳の足らざる婦人祈れば乳出づるといふ。木の許に小祠あり、即ち姥神なり。冠字考に「ちゝの實のちちのとつゝけし、ちゝの實は」銀杏の實なるべしといへるも、さもあらんか。

公孫樹にして、苦竹の公孫樹と共に、天然紀念物に指定（官報四二四八號）せるものを列擧すれば、苦竹の公孫樹を置め、法量寺の公孫樹（青森縣上北郡法奥村大字法量寺字銀杏畑地内）上日寺の公孫樹（富山縣氷見郡氷見町朝日字庚申塚宅地内）有田の公孫樹（佐賀縣西松浦郡有田町字泉町宅地内）善福寺の公孫樹（東京府東京市麻布區山元町善福寺内）の五ヶ所なるが如し。東京日々新聞は（大正十五年四月二十三日刊）苦竹の公孫樹と題し左の記事を載せたり。

宮城郡原町大字南の目字苦竹の「公孫樹」は史蹟名勝天然記念物保存法で、内務省から保存を指定されるここに決定した。同「いて

るは、臙脂櫻の特徴なりと云ふを得べし。堀河天皇の御製に徵して樹齡を算ふれば（天皇の御即位皇紀一七四七年）約ね八百四十余年の古木の故にや開花を觀ること稀なり御製左に。

あけくれに。嘸なめでみん。臙脂の、さくらが本の、あまのかくれや。

松島大觀。一老櫻あり、地に臨して枯立す。苔鱗之を蔽ふ此花重瓣なりしよし。世に此種の櫻を稱して臙脂といふは、これに基く。

【多羅葉樹】 臙脂櫻を西南に距る約四五間の所にあり。本多博士の推定によれば六百年以上七百年を經たる古木なるべし斯の樹元來熱帶植物なるが、往昔印度より渡來せしものならんと。高さ六十六尺本邦稀見の大木なり。

松島大觀。貝多羅葉樹一株あり。老幹輪囷、繁枝蟲立す。

【連理の樒】 大澤村定義如來堂の背後に古塚あり、塚上に周圍二丈餘の樒の古木あり之れを「連理の樒」又は「緣の木」と云ふ。鄉人傳へて平貞能、源平の戰亂に平宗盛に從ひ緒方惟能と戰ひ利あらずして逃亡髮を剃り僧となり以典と稱し又肥後入道と稱し、重盛の墓を發き遺骨を如來の淨土に藏め、一樹の樒を塚上に栽植して菩提を弔ひしは、即ち連理の樒なりと云ふ。

【三五松】 七北田村山の寺、不老眸の東南にあり。曆應元年（皇紀一九八九）明峯素哲禪師入山の時に栽植したるものと、昭和二年を距る六百年前の古松なりき。三葉五葉相交るは斯松の特徵なり、別名珊瑚の松と云ふ。

舊記。三五松在不老峯之東南。明峯初入此山時所標也。三葉五葉交々相交。或云珊瑚松。枝々珊瑚珠枝之奇。今者用其三五奇實也。

【天狗樅】 凋みて今は根元三丈の高き枯木の存するのみ。

舊記。在三五松之西南一株之大樅。天狗所窟宅也。俗云天狗之相撲場。

【二嫩柱】 山の寺山門の左鎭守の右に、一根二株の大柱なり。應永七年（皇紀二〇六〇）梅國祥三禪寺の手植なりしと、昭和二年を距る五百二十九年の樹齡を重ぬ。

舊記。在三門之左鎭守之前。一根二株。悠々昌々。春初生葉。秋初落葉。葉粗黃時。香如旃檀。此大柱樹。梅國和尙。親手植云。

【蘇三木】 杉樹なり。是れ亦梅國禪師の手植なり。

舊記。在總門之外。欲替三枯。而復三蘇。此大杉木。梅國和尙。親手植云。

【一本杉と公孫樹】 七鄉村南小泉伊達伯爵別邸に、一株の大杉あり數年前中幹より折斷せり、一本杉の稱此れに由來す。又同邸に公孫樹あり高さ九十三尺周圍一丈九尺二寸余なり。

【大桑】 七鄉村荒井萱場源吉の宅地に、樹齡三百年の老桑あり、高さ三十九尺周圍九尺八寸五分。

【朝鮮凱旋の梅】 鄉人稱して「八ッ房の梅」と云ふ、松島瑞巖寺本堂の庭園、御成門の左右に二株併植し、紅白二種の梅樹にして慶長十四年三月二十六日精舍上梁の雅宴に藩祖手づから植ゆる所なり樹齡三百二十年を累ぬる古木なり、其の花重瓣其の香馥郁他の種に勝れり、爾かも結實重累密着して二顆以上五六顆に及べる特長あり。仙臺藩祖眞山公文祿朝鮮の役に出陣し、凱旋のとき齎らし來れる天然紀念物なり、公も亦動中靜の仁なるか、公の吟詠左に。

絕海行軍歸國日。餞衣袖裏裹芳芽。風流千古餘淸操。幾歲閑看異域花。

臨松勝譜。朝鮮梅。瑞巖寺殿前に在り。紅白二株あり。眞山公曾て征韓の役に得る所の種にして。茲に栽えしむと云ふ。老幹鬱郁瘦枝櫻曲。其花千葉一芽五六實。若くは八九實を結ぶ初め花開く時花心中に數小蘖を簇發し。而して香氣尤も烈なり。范石湖梅譜及陳扶搖秘傳花鏡中に未だ曾て載せざる所なり。實に奇品と稱すべし。

【軒端の梅】 紅蓮尼の逸話に因める、後繼の軒端の梅は心月庵の傍らに在り。寬文年間に先きの軒端の梅は枯れ果てたりしに、蘗を培養して後繼となせしは現在の梅樹なり、樹齡約ね二百六十余年、槎枒たる老幹臥龍の如し。

臨松勝譜。軒端梅三聖堂畔に在り、古の觀音堂是なり。傳に曰く、昔邑民掃部なる者あり、觀音堂畔に家し、資產頗る富み、一子無く妻と共に大士に祈り一子を生む、名づけて小太郎と稱す、幼にして顚悟他戲を爲さず、常に大士に奉ず。嘗て大士堂下に就て梅樹一株を植う、是所謂軒端梅なり。太郎年甫めて十五手采風流にして鄕鄙人に似ざるなり、鄕部以爲らく大士の賜ふ所なり、尙くは之れ